

平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
3月1日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	施政方針・提案理由説明
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会散会後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後 (午後1時)		議 員 控 室	予算審査日 (代表質問通告締切)
3月2日(水)	午前10時		議 員 控 室	予算審査日
	(午後1時)			(質疑通告締切)
	(午後4時)			(議員予算審査資料要求締切)
3月3日(木)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営委員会終了後	まちづくり総合問題特別委員会	第二委員会室	
	臨時議会運営委員会終了後 (午前10時)	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第三委員会室	(個人質問通告締切)
3月4日(金)				
3月5日(土)				
3月6日(日)				
3月7日(月)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
3月8日(火)	午前10時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
	(午後1時)			(執行部予算審査資料提出締切)
3月9日(水)	午前10時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
3月10日(木)				
3月11日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問 (議員へ決算審査資料配付)
3月12日(土)				
3月13日(日)				
3月14日(月)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	本会議散会後		議 員 控 室	予算審査日
3月15日(火)				中学校卒業式

3月16日(水)	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
3月17日(木)	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
3月18日(金)	午後 2 時25分	予算特別委員会	全員協議会室	小学校卒業式
3月19日(土)				
3月20日(日)				
3月21日(月)				
3月22日(火)				
3月23日(水)	(午後 1 時)			(討論通告締切)
3月24日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成17年第1回(3月)定例会目次

第1日(3月1日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	2
4. 会議録署名議員.....	3
5. 出席説明員.....	3
6. 出席事務局職員.....	3
開 会.....	4
散 会.....	29

第2日(3月3日再開)

1. 議事日程.....	31
2. 出席議員.....	32
3. 欠席議員.....	32
4. 出席説明員.....	32
5. 出席事務局職員.....	33
再 開.....	34
散 会.....	49

第3日(3月11日再開)

1. 議事日程.....	51
2. 出席議員.....	53
3. 欠席議員.....	53
4. 出席説明員.....	53
5. 出席事務局職員.....	54
再 開.....	55
散 会.....	129

第4日(3月14日再開)

1. 議事日程.....	131
2. 出席議員.....	132
3. 欠席議員.....	132
4. 出席説明員.....	132

5. 出席事務局職員.....	133
再 開.....	134
散 会.....	201

第5日(3月24日再開)

1. 議事日程.....	203
2. 出席議員.....	204
3. 欠席議員.....	205
4. 出席説明員.....	205
5. 出席事務局職員.....	205
再 開.....	206
閉 会.....	240

審議結果

1. 審議結果.....	241
2. 議員の派遣について.....	244
3. 諸般の報告.....	245

1 議事日程(初日)

〔平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会〕

平成17年3月1日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 施政方針 |
| 日程第5 | 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について |
| 日程第6 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第2号 財産の取得(史跡地)について |
| 日程第9 | 議案第3号 市道路線の認定について |
| 日程第10 | 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について |
| 日程第11 | 議案第5号 筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第6号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について |
| 日程第13 | 議案第7号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第14 | 議案第8号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第9号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第16 | 議案第10号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第12号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第13号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第14号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第15号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について |

- 日程第22 議案第16号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第22号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第23号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第24号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第25号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第26号 平成17年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第33 議案第27号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第31号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第32号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第33号 平成17年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第40 議案第34号 平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

7番 不老光幸 議員

8番 渡邊美穂 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	総務部次長	松田幸夫
地域振興部次長	三笠哲生	健康福祉部次長	村尾昭子
総務課長	松島健二	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	市民課長	藤幸二郎
建設課長	武藤三郎	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成17年太宰府市議会第1回定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

7番、不老光幸議員

8番、渡邊美穂議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの24日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 施政方針

議長（村山弘行議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにします。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 本日ここに、平成17年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびの議会は、平成17年度の当初予算案をはじめ、重要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。議案提出に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信の一端をご説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げる次第であります。

私は、市長に就任して以来、一貫して「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本姿勢に据え、生まれ育った愛する「ふるさと太宰府」の限りない発展と市民の皆様の幸せをひたすら願いながら、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて、全身全霊を傾注してまいりました。

早いもので、私が3期目の市政をお預かりして、本年度は折り返し点に差しかかる節目の年に当たります。本年度も元気がみなぎるまち「太宰府」の一層の発展に全力を尽くしてまいり所存であります。

さて、平成17年度に特筆すべきは、九州国立博物館が本年10月15日に開館式典を挙行、10月16日にオープンすることにあります。このことは、新たな1ページを歴史に刻む太宰府の新時代の到来ともいべき出来事であり、未永く後世に語り継がれることでありましょう。これもひとえに先達が国立博物館の誘致という夢に向かって情熱を傾けたことにより、結実したたまものである。改めて誘致運動にかかわられた諸先輩に敬意を表するとともに、感謝申し上げます。次第であります。

私は、もはや秒読みの段階に入った九州国立博物館のオープンを地元市長として迎えることに、国立博物館との浅からぬえにしを感じ、万感胸に迫る思いでいっぱいであります。また、この九州国立博物館のオープンを契機として、本市のすばらしい歴史的文化遺産をはじめ、大野城、基肄城、鴻臚館跡など福岡都市圏で渾然一体をなす歴史的文化遺産がアジアの歴史遺産として輝きを放ち、アジアとの連携や交流が進展することを大いに期待いたしております。そして、九州国立博物館を「光を放つ」原動力としつつ、先人たちのたゆまぬ努力により連綿と築かれてきた太宰府の文化遺産を市民遺産へと広げる取り組みを市民との協働で推し進め、後世に誇るべき新たな歴史を紡いでまいり所存であります。

さらには、観光資源と人とを総動員して、あまたの歴史的文化遺産を光として、「国博のあるまち太宰府」の魅力を全国に、アジアに、そして世界に発信してまいります。

さて、平成16年度を顧みますと、国内ではたび重なる台風や新潟県中越大地震、国外ではス

マトラ島沖の大地震、インド洋大津波による未曾有の大災害に襲われました。一昨年7月19日の豪雨災害を思い起こし、改めて自然の脅威、恐ろしさを認識させられたところであります。被害に遭われた方々に対して心からお見舞い申し上げます。

本市においても、安全への備えはまちづくりの基本であるとの考え方のもと、さきの災害が二度と起こらないように、防災体制の確立を図り、関係機関と緊密な連携を取りながら、将来にわたって災害に強いまち、安心して暮らせるまちづくりに万全を期してまいり所存であります。

とりわけ、総事業費が約36億円にも上ります本市の災害復旧事業につきましては、一般財源を約11億3,000万円拠出し、約14億5,000万円の国庫補助、約7,000万円の県費補助を受けながら、平成18年度を目途に、河川、道路などの全面復旧に全力を傾注してまいります。

また、福岡県におきましても、引き続き御笠川流域の河川改修や四王寺山系、宝満山系の治山治水など、万全を期すべく最重点課題として取り組まれており、本市といたしましても、県との緊密な連携のもと、全力を挙げて支援してまいります。

さて、我が国の社会経済情勢は、企業部門の改善に広がりが見られ、個人消費も持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調であるものの、デフレ傾向が続いており、先行きの不透明感を払拭できない状況であります。国においては、現下の小泉政権は三位一体の改革や郵政民営化などの構造改革を積極的に進めております。そして、平成17年一般会計の政府予算案は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針に沿い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施するなど、施策を集中する予算とし、その総額は82兆1,829億円となっております。また、地方財政計画では、地方自治体の自助努力を促していくことを方針として、その規模は1.1%減の83兆7,700億円程度であり、地方にとって大変厳しい状況が続いております。

本市においても、歳入の根幹となる市税収入が低迷する中、平成16年度には地方交付税及び臨時財政対策債が国の財政再建を優先させた結果、6億円減額され、本市の財政に大きな打撃を与えました。また、平成17年においても、この6億円の財政不足を解消するには至らず、財政調整基金から3億5,000万円の繰り入れをしなければ予算編成ができないという事態に陥り、基金も底をつきつつあるという極めて厳しい状況に直面いたしております。

ご存じのとおり、平成15年度の経常収支比率は93.8%と、財政の硬直化が一段と進み、一般財源の減少や災害復旧事業に伴う公債費の増加などにより、経常収支比率はここしばらく上昇するものと予想され、公債費、人件費、扶助費の義務的経費をはじめとする経常経費のさらなる削減を迫られている状況にあります。

こうしたことから、平成17年度の予算編成に当たりましては、補助金、交付金などの財源のある事業を優先し、地方債の発行を25億円以下に抑えるなど、単独事業の抑制を図ったところでもあります。また、団体補助金の削減、委託料の見直し、滞納市税・料金の収納率向上、職員の退職者不補充、臨時・嘱託職員の削減、時間外勤務手当の削減を行うなど、職員自らの生産性を高めることで対応することといたしております。さらに、不本意であります、市民の皆

様にも公共施設の使用料改定や施設の休館日の設定などにより一定のご負担をお願いいたしております。

このような財政状況におきまして、私自身はもとより職員が率先して痛みを甘受しなければならないと考えており、現在財政健全化のための計画を策定すべく鋭意準備を進めているところでございます。これにより、市民の皆様には一定の我慢をお願いしなければならないことも出てこようかと思われませんが、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いするものであります。

それでは、本年度における本市運営の重点施策及び主要施策につきまして、「第四次総合計画」の大綱に沿って概要をご説明申し上げます。

3つの戦略プロジェクトの推進を機軸に、5つの施策を絡めながら、あらゆる領域において、本市ならではの資源を有効に活用しながら、個性と活力にあふれる21世紀、人が輝く太宰府のまちづくりに総力を結集して取り組んでまいり所存であります。

第1に、まるごと博物館の推進プロジェクトについてであります。

まるごと博物館とは、九州国立博物館とその周辺地域をコアエリアとして、全市域において市民一人ひとりが自然や歴史や文化を五感で感じ味わうことのできるまちを目指し、総合的な施策や事業を展開していくものであります。

まず、九州国立博物館のこけら落としを記念して、市内の全域を舞台に、歴史的文化遺産とアート作品との共演による屋根のない博物館をほうふつとさせる演出など、アートとコミュニケーションをコンセプトとした「アートイベント『COTOCOTOださいふ』（仮称）」を開催いたします。また、関係諸団体の開館記念イベントとも緊密に連携を取りながら、まちを挙げて市民とともに祝い、喜びを分かち合う記念イベントを展開してまいります。

そして、まるごと博物館のコアエリアの整備として、散策路整備事業を地元関係者のご理解とご協力を得ながら、九州国立博物館のオープンまでに完了させる予定であります。また、地域活性化複合施設太宰府館を軸として、観光、産業の活性化を図ってまいります。さらに、観光客が市内を回遊する仕掛けとして、本年度新たに万葉歌碑を設置するとともに、新観光プログラムのプロモーションと連携した観光マップ、観光ホームページの充実により、太宰府の特色と魅力を発信してまいります。

また、県事業である九州国立博物館への誘導サイン整備と歩調を合わせまして、観光客をはじめとした来訪者が市内を周遊できるよう案内標識を設置いたします。このほか、地域の歴史や伝統文化を学ぶなど、太宰府の価値、地域の魅力を再発見する太宰府発見塾講座を市史編集委員をはじめとする多彩な講師陣を迎えて開催いたします。

景観づくりにつきましては、歴史景観や自然景観など、本市特有の空間の広がりを生かして、全市域を視野に入れた美しいまちの実現を図るため、景観まちづくり条例（仮称）の制定に向けた取り組みを進めてまいります。また、九州国立博物館の開館に伴う来訪者へのもてなしを含めた、地域に彩りを添える花いっぱい運動を本年度も引き続き市内全域で展開してまい

ります。

国際化の推進につきましては、九州国立博物館のオープンで外国からお迎えするお客様が安心して太宰府に滞在できるよう、外国語による太宰府の情報、案内を充実させるとともに、国際感覚豊かな人材育成に努めてまいります。また、本市在住の外国人との共生の観点から、国際交流事業の実施や国際交流関係団体の支援、育成を行ってまいります。

ボランティア団体の育成につきましては、九州国立博物館を支援する会をサポートするなど、市民ボランティアの育成に努めてまいります。また、九州国立博物館のボランティア導入も視野に入れた新たな取り組みなど、調査研究に努めてまいります。

そして、文化振興、生涯学習や環境美化活動などの施策や事業につきましても、地域に根差した質の高い文化を築くため、関係団体との緊密な連絡、連携のもと、その活動を支援してまいります。

第2に、地域コミュニティづくりの推進プロジェクトについてであります。

地域コミュニティづくりとは、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民自治の仕組みをつくることにほかなりません。従来の行政主導型の構造を根本から見直し、個人がすべきこと、地域がすべきこと、行政がすべきことなど、それぞれの役割や責任を明らかにしながら、地域と行政との協働によるまちづくりを進めてまいります。

そのため、おおむね小学校区を単位とした地域協議会を可能なところから組織し、自治会やPTAなどの各種団体が連携して、地域の問題を地域自らが解決するなど、主体的活動が展開されるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

地域コミュニティづくりのイメージといたしましては、地域に暮らす人たちが親睦的な活動などを通して、その輪を広げつつ、自宅前の清掃とあわせてあいさつを交わしながら児童・生徒の登下校を見守ったり、また散歩の合間に空き缶を拾ったりといった自治活動が自主的に展開されることであります。そして、福祉、教育、環境など様々な分野において、地域の実情に合った主体的な活動へと発展していくことを考えております。

現在は、地方分権時代における地域コミュニティづくりの緒についたばかりであり、地域説明会や協議会を重ねているところであります。まず、本年度は新たな地域モデルを選定するなど、より具体的なアプローチに努め、市民同士の交流、連帯が生まれる仕組みづくりや場づくりに努めてまいります。また、あいさつはコミュニケーションの原点であり、コミュニティの基本であるとの認識のもと、あいさつ運動を市民総ぐるみで展開してまいります。

第3に、福祉でまちづくり推進プロジェクトについてであります。

福祉でまちづくりとは、保健・福祉・医療の連携のもと、安心して暮らせるまちづくりの視点で、子育て支援、高齢者福祉、地域福祉などの施策や事業を総合的に展開していくものであります。今日、少子・高齢化の進展に伴い、市民一人ひとりが住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、市が担う福祉行政の役割は極めて重要になってきており、加えて地域コミュニティの中でお互いが見守り支え合うことが何よりも求められております。

このような社会情勢の中、福祉でまちづくりを進める上での根幹となる地域福祉計画を昨年度に策定いたしました。この計画に基づき、体系的に施策や事業を展開してまいります。

特に、多様化する保育ニーズにこたえ、子どもを安心して産み育てることができる環境を整えるため、昨年度策定した太宰府市次世代育成支援対策行動計画に基づき、本年度は子育て支援を重点課題として取り組みを進めてまいります。

まず、本年度に子育て支援の相互援助活動の一環として、ファミリー・サポート・センター事業を展開してまいります。また、乳幼児期における健やかな心身の発達を促すため、本年度中に乳幼児医療費助成の対象年齢を通院について3歳未満までを4歳未満までに1歳引き上げてサービスを拡大してまいります。新たに、病後児に対する乳幼児の健康支援として一時預かり事業を実施するとともに、母子家庭の母親の就業支援のための高等技能訓練促進費を措置するなど、母子の自立支援の充実に努めてまいります。

また、高齢者福祉対策として、引き続き老人憩いの場づくりに努めるとともに、昨年度に大変好評でありましたプラチナパソコン教室を引き続き開催いたします。さらに、新たな介護予防の観点から、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり予防策として、サークル活動などの取り組みを進めてまいります。

健康づくりにつきましては、保健センターを市民の健康づくりの拠点と位置づけ、市民の皆様は各種ニーズに応じるため、本年度新たに乳がん検診の精度向上を図るため、マンモグラフィの導入をはじめ、地域において心の健康づくり事業の充実に引き続き努めてまいります。そして、検診や相談業務など、安心と信頼の得られる事業を保健・福祉・医療とが一体となって展開し、市民の一層の健康増進に努めてまいります。

また、地域福祉対策として、社会福祉協議会が進めている地域福祉活動計画事業を側面から支援するとともに、福祉ボランティアや福祉団体・組織の育成、支援、ネットワーク化など、福祉サービスの一層の充実に努めてまいります。

次に、総合計画に定めました5つの施策をご説明申し上げます。

第1の施策は、「人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくり」からであります。

市民の皆様が、将来にわたってそれぞれのライフステージにおいて、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動し、心豊かで個性や創造性に富んだ多彩な人材が育つまちの実現を目指してまいります。

まず、人権の尊重と同和対策の充実にあります。

いわゆる地対財特法の失効により、国の財政上の特別措置としての同和対策は終了いたしました。平成13年度に実施した太宰府市同和問題実態調査で明らかになりました課題を十分認識し、太宰府市人権・同和政策推進基本計画に基づき、今後も同和問題解決に向けて人権・同和行政を推進してまいります。

また、生活環境の改善事業として推進しておる地区道路整備事業につきましては、地元関係者などのご理解とご協力を得ながら、本年度の事業完了に向けて力を注いでまいります。

次に、男女共同参画の推進についてであります。

男女の人権が尊重され、自らの意思であらゆる分野に参画することができ、ともに利益と責任とを分かち合い、市民一人ひとりが個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、その根幹となる条例の制定について、昨年度から検討いたしてまいりました。条例制定に当たっては、太宰府市男女共同参画審議会の答申を踏まえるとともに、男女共同参画社会基本法にのっとり、実効性のある内容とすべく早い時期の議会での提案を目指してまいります。

次に、生涯学習社会の創造についてであります。

生涯学習につきましては、本年10月16日に一般公開される九州国立博物館を生涯学習活動の一つの拠点と位置づけ、生涯学習の機会と場の拡充に努めるとともに、キャンパスネットワーク会議との連携など、文教都市ならではの特色ある生涯学習の総合的な推進を図るため、太宰府市生涯学習基本計画の改定を行ってまいります。また、多くの市民の皆さんから利用され大変好評をいただいております文化・スポーツ振興財団主催の各種事業を側面から支援してまいります。

生涯スポーツにつきましては、昨年のアテネオリンピックで日本人選手が多くの種目において目を見張る活躍ぶり、私たちに熱い感動と夢と勇気を与えてくれました。改めてスポーツのすばらしさを認識したところであります。本年度も引き続き、文部科学省が提唱する地域と学校で連携しボランティアシップのもとに運営される総合型スポーツクラブの活動を積極的に支援し、スポーツの振興、普及に努めてまいります。

市民図書館につきましては、昭和61年開館以来の貸し出し冊数が本年4月には延べ1,000万冊を突破することが見込まれるなど、大変市民に親しまれており、文教のまちにふさわしく市民の文化教養の醸成に寄与しているものと確信いたしております。本年度も生涯学習の重要な拠点としての機能を再認識し、ボランティアの皆さんの積極的な活用を進め、きめ細かな利用者サービスの一層の充実に努めてまいります。

第2の施策、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

生涯にわたって、市民の皆様が家庭や地域の中で、健康でお互いに支え合う心温まる地域づくりを進め、生き生きと健やかに暮らせるまち、そして安全で安心して暮らせるまちの実現を目指してまいります。

まず、社会保障の充実についてであります。

介護保険事業につきましては、本年度に第3期介護保険事業計画を策定し、平成18年度からの介護保険制度が将来にわたって円滑に展開できるよう、事業運営の健全化に努めてまいります。

また、本年11月には高齢者の文化とスポーツの祭典であります第18回全国健康福祉祭ねりんピック「ふくおか2005」が県内各所で開催されます。本市では、ウオークラリー交流大会の開催地として、全国から集う人々を市民の皆様とともにもてなしの心でお迎えし、多くの出会

いや交流の促進に努めるとともに、高齢者をはじめとするすべての人が安心してはつらつと暮らせる地域づくりに努めてまいります。

次に、安全なまちづくりについてであります。

安全への備えはまちづくりの基本であり、市民の皆様のかけがえのない生命、財産にかかわる極めて重要な課題であります。

消防・救急につきましては、本年度新たに救急救命措置ができる高規格救急車の導入をはじめ、消防ポンプ自動車などの消防資機材の整備、充実を図り、消防・救急体制の増強に努めてまいります。

防災につきましては、一昨年7・19豪雨災害の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画の見直しを行ったところであります。今後は、地域での自主防災組織の確立など、地域防災計画に基づいた施策や事業を関係機関と連携を図りながら積極的に進めてまいります。また、災害発生時に迅速かつ適切な防災活動が実施できるよう、総合防災訓練をはじめとした各種訓練に災害を想定した実践的訓練を組み込み、その充実を努めてまいります。

第3の施策、「自然と環境を大切にすまちづくり」についてであります。

市民の皆様をはじめ、本市を訪れるすべての人がそれぞれの役割に応じてよりよい環境をつくり出そうとする主体的行動を通して、緑豊かな恵まれた自然と潤いと安らぎに満ちた環境を大切にすまちの実現を目指してまいります。

まず、緑の保全と創造についてであります。

史跡地をはじめ公園などの緑地は、環境や景観の保全と創造、潤いと安らぎの場、災害時の避難所ともなるオープンスペースなど、多面的な機能を有しております。緑化推進につきましては、本市の生け垣条例による取り組みをはじめとした緑化推進が評価され、昨年度に緑化推進功労者内閣総理大臣表彰を受賞したところであります。本年度は、第22回全国都市緑化ふくおかフェア「アイランド花どんたく」に出展し、緑化推進を幅広くアピールしてまいります。

公園につきましては、高雄公園を地域住民の憩いの場となる地区公園として、本年度も引き続き整備に向けた取り組みを進めてまいります。また、佐野土地区画整理事業地内の宮ノ本公園と前田公園を街区公園として整備いたします。

次に、生活環境の向上についてであります。

ごみの適正な処理は、市民生活に直結した極めて重要な課題であります。昨年度に見直した一般廃棄物処理基本計画に基づき、本年度新たに太宰府市環境美化センターの施設改修の取り組みに着手するとともに、生活環境の改善、施設の円滑な運営など、ごみの適正な処理に力を注いでまいります。

また、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス削減の世界レベルでの取り組み、いわゆる京都議定書が本年2月16日に発効いたしました。この取り組みには、広域行政での対応が不可欠であることから、福岡都市圏域を機軸とした広域行政でのエコ活動を積極的に進めてまいりま

す。さらに、ごみの減量、リサイクルの推進、不法投棄の防止活動など、環境保全につきましても広域連携による取り組みを展開してまいります。

火葬場につきましては、本年度に実施設計を行い、平成18年度と平成19年度の2か年で、建てかえに向けて地元住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、誠心誠意努力してまいります。

第4の施策、「快適で魅力あるまちづくり」についてであります。

市民の皆様の日々の暮らしが快適で利便性に富んだものとなるよう、交通体系の整備、水資源の確保、産業・観光の基盤整備など生活基盤整備を図るとともに、活力あふれる地域づくりを進め、快適で住みよい魅力あるまちの実現を目指してまいります。

まず、快適な生活空間づくりについてであります。

JR太宰府駅（仮称）を含む佐野東地区につきましては、本市の西の玄関口として、県立看護専門学校跡地利用を視野に入れ、周辺のまちづくりの青写真を描きつつ、地元の意向や財政状況を総合的に勘案して事業を進めてまいります。佐野東地区の一部である通古賀・吉松東・国分地区につきましては、秩序ある土地利用、道路、河川などの都市施設の適切な配置、良好な住宅地の形成を図るため、本年度も引き続き市街化区域への編入に向けて取り組んでまいります。

このうち、通古賀・吉松東の両地区につきましては、組合施行による土地区画整理設立準備委員会が立ち上がっていることから、極めて重要な局面に差しかかっているとの認識のもと、事業認可に向けた取り組みを可能な限り支援してまいります。

また、これらの土地区画整理事業や緊急を要する御笠川改修事業と呼応しまして、将来を見据えて、御笠川を基軸とした一体的なまちづくりを進めるため、通古賀地区都市再生整備計画に基づき、昨年度から着手している市道正尻・川久保線と関屋・向佐野線の整備、落合橋と下川原橋の架け替え、その周辺道路の整備など、年次計画により力を尽くしてまいります。

佐野土地区画整理事業につきましては、事業進捗率が本年3月までに全体計画の94%に達し、本年度には99%達成を目標に掲げ、ゴールも射程距離に入っております。事業の進展に伴い、県道などの幹線道路沿いには各種の商業施設が活況を呈し、また多くの住宅も建設されて、良好な市街地形成の効果があらわれてきており、土地区画整理事業の本来の目的を達成しつつあります。今後も保留地処分を進めながら、平成18年度の事業完了に向けて力を注いでまいります。

次に、交通体系の整備についてであります。

高雄地区の生活環境基盤の整備を図る観点から、市道高雄中央通線や市道家ノ前・今王線の整備など、交通の円滑化に努めてまいります。また、県道筑紫野・古賀線のバイパスの拡幅や観世音寺地区から西鉄二日市駅までの道路の延伸、拡幅の早期実現に向けて、県をはじめ関係機関に積極的に働きかけてまいります。

コミュニティバスまほろば号につきましては、公共交通機関の利便性の向上をはじめ、通勤、通学や買い物あるいは観光などの交通手段として、市民をはじめ来訪者の方々にも大変好

評をいただいております。本年度も高雄地区への新規路線開設に向けた取り組みを進めてまいります。利用者数は年々増加し、昨年11月には延べ200万人に達しており、着実に市民に定着しつつあるものと確信いたしております。今後も、利用の促進や環境面から考えた自動車利用の抑制など、円滑な事業運営に努めるとともに、市全域へのネットワーク網の整備あるいはダイヤ改正など、地域密着型の公共交通としてサービスの一層の向上を図ってまいります。

次に、上水道の整備についてであります。

市民生活におけるライフラインを確保し、安全で良質な水を安定供給することは、行政の極めて重要な使命と認識いたしております。将来の福岡都市圏における水需要確保の使命を担い、福岡地区水道企業団が一大プロジェクトとして取り組んでまいりました海水淡水化事業が本年4月から待望の供給開始となります。この事業により、福岡都市圏における水資源不足の解消が期待され、本市にとりまして、1日当たり最大2,900m<sup>3</sup>の受水により、水資源確保の一定のめどが立ったものと心強く思っております。

将来にわたる水源の確保や水の安定供給につきましては、今後とも福岡地区水道企業団や関係機関などと緊密に連携を図りながら、健全な経営基盤の確立と円滑な運営に力を注いでまいります。

第5の施策、「文化の香り高いまちづくり」についてであります。

我が郷土のすばらしい歴史的文化遺産の保存、活用を図りながら、市民一人ひとりが日々の生活の中で文化に触れることができ、夢を語り合うことができる後世に誇れるまちの実現を目指してまいります。

まず、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについてであります。

本市の長い歴史の中で、生まれ、はぐくまれ、そして今日まで守り伝えられてきた文化財は、私たちの貴重な財産であります。そして、文化財をどのように後世に残していくかを明らかにするため、昨年度に策定した文化財保存活用計画に基づき、史跡などの文化財をはじめとした歴史的文化遺産を市民遺産へと大きく広がりを持たせる取り組みを、行政と市民と協働で展開してまいります。また、市域面積の約15%に当たる452haの史跡地の公有化事業を引き続き進めてまいります。

次に、市史の編さんにつきましては、太宰府の歴史や風土の集大成として、昨年に待望の全13巻14冊を刊行いたしました。編さんの過程で収集されました膨大かつ貴重な歴史資料は、市民の大切な共有財産であり、未永く後世に継承する観点から、今後は九州国立博物館と連携を取りながら、保存、公開、活用の取り組みを進めてまいります。

最後に、「地方分権時代に即した行財政の運営について」であります。

本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体は従来にも増して自己決定、自己責任を原則とする体制の整備が必要となってきております。また、国の三位一体の改革は地方自治体の財政基盤を根底から大きく揺り動かしております。

このような状況のもと、簡素で効率的な体制整備を図るとともに、行政の透明性の確保を図

り、説明責任を果たしながら、情勢の変化に応じた公共サービスを提供し、総合的かつ機動的な行政運営を進め、個性的で多様性に富み、持続可能で活力ある地域社会を築いていく必要があります。

まず、将来のまちづくりの指針として、第四次総合計画後期基本計画を本年度に策定し、この計画に沿って、地域の個性が輝き活力に満ちた元気なまち「ふるさと太宰府」の未来を切り開いてまいる所存であります。

行政改革につきましては、新たな行政課題や社会経済情勢に的確に対応し、かつ地方分権時代に即した行政運営の明確な指針として、太宰府市行政経営改革方針「第四次行政改革大綱」を策定しているところであります。今後は、この方針のもと、財政健全化、市民参画、簡素・効率化、質の高い市民サービスの提供、広域行政を主要推進項目として、市政運営に力を注いでまいります。本年度は、都府楼保育所の民間委譲の取り組みを進め、保育サービスを低下させることなく、節減できる経費を新たな子育て支援事業に充てるなど、創意工夫による行政運営に努めてまいります。

以上、平成17年度の市政運営に臨む私の所信の一端並びに主要な施策と事業の概要についてご説明申し上げます。

私は、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指し、私自身が先頭に立って時代の動きを見据え、全職員と未来への夢を共有しつつ、英知を結集し、市民とともに考え、ともに汗を流し、ともに喜びを分かち合える市民との協働のまちづくりを推し進め、ふるさと太宰府に一層の愛情と情熱を注ぎ、人と地域の個性が輝くまち・太宰府の実現に向けて、総力を挙げて邁進してまいる所存であります。

どうか議員各位におかれましても、私の意とするところをお酌み取りいただきまして、予算をはじめとする全議案に対し、慎重なるご審議の上、ご賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、私の施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 以上で施政方針を終わります。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

~~~~~

再開 午前11時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

議長（村山弘行議員） 日程第5、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙」を行います。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が3月23日をもって満了となります。

したがって、選挙管理委員会委員長から、地方自治法第182条第8項の規定により、選

挙事由の発生について、1月11日付をもって通知がっております。よって、本日ここに委員及び補充員の選挙を行うものであります。

ここで選挙の方法について説明いたします。

選挙は、選挙管理委員会委員4名と補充員4名を選挙しなければなりません。選挙の方法については、投票と指名推選の二通りの方法があります。

お諮りいたします。

指名推選の場合、地方自治法第118条第2項、第3項の規定で、指名推選の方法をとること、指名の方法、被指名者を当選人とすること、以上の3点について全員異議がないという条件があります。

以上のことをご承知いただきまして、この選挙は指名推選の方法により行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、指名推選委員会を設置し、指名推選委員会において指名された方を当選人と定めることにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

よって、お諮りしましたとおり決定いたしました。

ここで、指名推選委員会委員選出のため暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

~~~~~

午前11時06分 再開

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

指名推選委員会の委員が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に武藤哲志議員、副委員長に大田勝義議員、委員に岡部茂夫議員、佐伯修議員、福廣和美議員、私村山弘行の6名であります。

なお、指名推選委員会は、本日の議員協議会終了後、第2委員会室で開かれますので、日程に追加されますようお願いいたします。

指名推選委員会に当たっては、会期内に被指名者を決定され、報告をお願いいたします。

~~~~~

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(村山弘行議員) 日程第6、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、3月定例議会初日にご提案いたします案件につきましてご説明申し上げます。

さて、本日もご提案申し上げます案件は、人事案件2件、財産の取得1件、市道路線の認定1件、規約の協議7件、条例の制定1件、条例の一部改正9件、補正予算5件、新年度予算9件、合わせて35件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります古賀光恵氏の任期が平成17年3月31日をもちまして満了となりますので、新たに後任として山本浩美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるためご提案申し上げます。

山本氏は、平成6年4月から平成11年3月まで、太宰府小学校のPTA役員として健康委員会委員長をはじめ、給食部会部会長や学年委員会委員長などの要職を歴任され、また平成11年4月からも太宰府中学校PTA役員として研修委員会委員長や第3学年委員会委員長など、多くの要職を歴任され、学校とPTA会員とのパイプ役として、教育環境の諸問題解決に向けて真剣に取り組んでこられました。また、平成9年4月から、地域の子ども会活動及び小学校のクラブ活動の会長職を務められるなど、地域社会の発展に尽力されており、人権擁護委員として十分任務を果たせる適任者であると確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第7 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります久良木新一氏の任期が平成17年3月25日をもちまして満了となりますので、新たに後任として神野浩一氏を選任いたしたくご提案申し上げます。

固定資産評価審査委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項に規定されており、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産税の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することになっております。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置するものであり、現在では審査申し出の内容も複雑かつ多様化しておりますので、固定資産の評価について学識経験を有する方をお願いいたすことにしております。

神野氏は、平成9年1月より司法書士事務所を開業し、不動産登記等の業務に携われ、豊富な知識と実績を持たれた方であり、固定資産評価審査委員として適任者であると確信いたしております。

略歴等添付いたしておりますので、ご参照の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第8 議案第2号 財産の取得（史跡地）について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第2号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであります。深く感謝を申し上げます。

本年度買い上げます土地につきましては、47筆、面積にして4万7,826.35㎡、買い上げ金額6億4,918万7,395円であります。詳細につきましては、土地買い上げ一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第9 議案第3号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第3号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております川原・正尻線、川原2号線、川原3号線につきましては、正尻・川久保線への取りつけ道路として認定し、道路整備をするものであり、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するに当たり同条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第10 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第10、議案第4号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第4号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について」ご説明申し上げます。

このたび、福岡都市圏における広域行政の推進の一環として、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することについて規約を制定するに当たり、福岡都市圏の他の市町と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第11、議案第5号「筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」及び日程第12、議案第6号「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11及び日程第12を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第5号及び議案第6号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第5号「筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

今回の規約変更は、平成17年3月22日から、朝倉郡三輪町及び同郡夜須町を廃止し、その区域をもって朝倉郡筑前町を設置することに伴い、共同設置団体である「筑紫野・春日・夜須筑慈苑施設組合」の名称が「筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合」に改正されますことから、規約の別表の一部を変更する必要性が生じたので、関係団体と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について」ご説明申し上げます。

今回の規約変更は、筑紫地区介護認定審査会の委員を増員することに伴い、規約の一部を変更する必要性が生じたので、関係市町と協議することにつきまして、地方自治法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第13から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第7号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」から日程第16、議案第10号「福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第16までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第7号から議案第10号までを一括してご説明申し上げます。

平成17年3月28日に、宗像郡大島村が廃され宗像市へ編入合併することにより、協議会等の構成団体数が減少しますので、減少に関する協議及び規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第252条の6及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第17 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」ご説明申し上げます。

筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の担当市として、平成17年度から平成18年度までの2か年間、本市が事務局の事務を担当いたします。審査会に関する予算については、筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約第7条の規定により、特別会計を設置することになっておりますので、特別会計の設置に関する条例を制定するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第18から日程第26まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第26、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第26までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第12号から議案第20号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、近年、高齢者の給与抑制が多くの民間企業で取り入れられており、またそれを受けて国におきましても、56歳以上の職員の定期昇給を廃止しているところであります。本市におきましても、これに準じて、平成17年4月1日から昇給停止を行うため、職員の昇給基準を改正するものであります。

なお、基準日において50歳を超えている職員については、激変緩和措置として従前の取り扱いとするものであります。

次に、議案第13号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第14号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今日の厳しい社会経済情勢の中で、国が進める三位一体改革の地方への税源移譲の問題や国庫補助金や地方交付税の大幅なカット等により、市の歳入に大きな影響を与えていることから、新年度予算編成においては、なお一層の徹底した経費の節減を断行しているところであります。

今回の改正内容につきましては、こういった状況を踏まえまして、議会議員及び非常勤の特別職の職員が市内の会議等に出席する際に、交通費等の実費弁償として支給する費用弁償の減額を提案するものであります。

議会議員につきましては、現行の2,600円を2,000円に、また非常勤特別職のうち市内居住者につきましては2,200円を1,600円に改定いたします。

なお、筑紫地区介護認定審査会の事務局について、平成17年度から2か年間太宰府市が担当することになりますので、条例の一部を改正する必要が生じております。

改正の内容につきましては、特別職に筑紫地区介護認定審査会委員を加え、当該委員の会長及び合議体の長の報酬額を1万1,400円、委員を9,400円とし、費用弁償については一律に1,600円を支給するものであります。

次に、議案第15号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

このたび、福岡都市圏のスポーツ施設について調査・研究を行ったところ、ナイター施設を備えた野球場については、本市のみ料金設定が著しく異なっており、今後の福岡都市圏広域利用の観点から、格差是正に努めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第16号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

このたび、太宰府史跡水辺公園の歳入歳出について調査・研究を行ったところ、利用者数の増加に対して収入は減少と推移しております。この原因の一端は1時間料金設定であると考えますが、市民の皆様の要望で設定した経緯もありますので、その設定を維持しつつ利用者によ

る受益者負担を踏まえ、新しい料金体系を設定するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例の一部が改正されたことに伴い、条例における引用法令の条文の整理を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年10月に開館いたしました本館における館使用料及び附属施設等使用料に一部見直しの必要が生じたので、条例を改正するものであります。

次に、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

このたび、不動産登記法が平成17年3月7日に施行されることに伴い、これまで用いられていました「土地登記簿」という用語が「登記簿」に改められることにより、条例における条文の字句の整理を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、入院外医療費の支給対象年齢を市単独事業として、3歳未満を1歳引き上げて4歳未満までとするものであります。

なお、施行日は平成17年7月1日を予定いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第27から日程第31まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第27、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第31、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27から日程第31までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第21号から議案第25号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、残すところ1か月となりました平成16年度予算について、歳入歳出決算見込み額の精査を行い、予算の調整をさせていただいております。

補正の主なものといたしましては、歳入では、地方交付税や事業費等の確定により過不足を生じます国・県支出金、市債について調整いたしております。

また、歳出では、医療費の増加に伴います老人保健特別会計への繰出金、土地開発公社で所有しております地区道路整備事業用地の買い戻し予算及び関連工事費、奥園水路改良工事費、保留地処分金の精算に伴います土地区画整理事業基金への積立金、そのほか災害復旧費では国の補正予算に伴う事業費などを追加計上させていただいております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ8,289万8,000円を追加し、予算総額を237億3,883万円といたしております。

また、地区道路整備事業、佐野土地区画整理事業、災害復旧事業など繰越明許費の追加13件、変更1件、債務負担行為の追加5件、事業費確定に伴う地方債の追加2件、変更9件を補正させていただいております。

次に、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ210万円を追加し、予算総額を50億7,245万6,000円をお願いするものであります。

歳入につきましては、退職被保険者適用適正化事業の実施に伴う国庫支出金の特別対策補助金の計上及び前年度繰越金の増額をいたしております。

歳出につきましては、保険給付費における一般被保険者療養費及び退職被保険者等療養費の増額をいたしております。

次に、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2億9,481万8,000円を追加し、予算総額を59億428万6,000円をお願いするものであります。

歳入につきましては、主に社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金及び国県負担金を増額並びに過年度分の医療費交付金を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、医療費を増額し、一般会計繰入金精算繰戻金を計上いたしております。

次に、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支につきまして、収入を1,679万4,000円増額し、総額10億7,219万9,000円とし、支出を1,458万6,000円減額し、総額11億6,976万8,000円とするものであります。

す。

資本的収支につきましては、収入を121万5,000円増額し、総額2億8,854万5,000円とし、支出を1億5,078万4,000円減額し、総額8億7,533万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入におきましては、上水道の使用水量が当初の見込みより伸びており、それに伴う水道使用料を増額するものであります。

収益的支出につきましては、契約額の確定により、各委託料の合計605万3,000円を減額し、また浄水場の薬品費を336万7,000円減額するものであります。

資本的収入におきましては、下水道工事及び区画整理事業に伴う水道管布設工事費の確定により、工事負担金を1,872万円減額し、水道加入者の増加に伴い、加入負担金を1,993万5,000円増額するものであります。

資本的支出につきましては、平成14年度から施工いたしております大佐野浄水場施設改良工事及び配水管新設工事等の契約額が確定いたしましたことに伴い、工事請負費を1億4,235万3,000円、委託料を774万7,000円減額するものであります。

次に、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支につきましては、収入を1,745万円増額し、総額17億8,182万9,000円とし、支出を2,031万1,000円増額し、総額17億2,229万2,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を8,812万2,000円減額し、総額9億8,756万5,000円とし、支出を6,118万8,000円減額し、総額15億785万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入におきましては、有収水量が当初の予想を上回る見込みのため、下水道使用料を1,737万7,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、流域下水道維持管理負担金を389万3,000円増額し、陣ノ尾1号雨水幹線第16-1工区築造工事等に伴う下水道管の除却費を1,613万9,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、下水道整備の伸びにより、受益者負担金と下水道加入金を合わせて311万2,000円、N T T無利子貸付金の今年度における繰上償還決定に伴い国庫補助金666万6,000円を増額し、事業費の確定により企業債を9,600万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、N T T無利子貸付金償還金を666万6,000円増額し、契約額の確定により各委託料及び工事請負費等を減額するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月3日の本会議で行います。

~~~~~

日程第32から日程第40まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第32、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」から日程第40、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第32から日程第40までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第26号から議案第34号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

我が国の経済情勢は、企業収益の改善、民間設備投資が増加傾向にあるなど、一部に景気回復の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の中、平成16年度には地方交付税及び臨時財政対策債が、国の財政再建を優先させた結果、大幅に減額され、自主財源に乏しい自治体は深刻な事態に陥り、予算編成に重大な支障を来す状況となりました。また、三位一体の改革の推進に当たっては、財源に乏しい自治体の実態を踏まえ、地方交付税の持つ財源保障や財源調整機能を堅持するとともに、その充実強化が望まれるところでありますが、これら国と地方の関係の抜本的見直しに伴い、一般行政経費や地方単独事業費等の縮減による地方財政計画規模の一層の縮減が予想されているところであります。

本市におきましても、歳入の根幹となる市税収入が低迷する中、地方交付税など一般財源収入の減少が続いており、普通交付税につきましては、臨時財政対策債とあわせまして、平成16年度当初予算より約3億2,000万円、7.6%の大幅減を見込んでおります。

また、歳出では、扶助費、公債費などの義務的経費や特別会計への繰出金の増加、佐野土地区画整理事業、地区道路整備事業、散策路整備事業などの継続事業に加え、御笠川の拡幅に伴う通古賀地区整備事業の実施など、引き続き多くの財源を必要とし、基金から多額の繰り入れをしなければ予算編成ができない厳しい財政運営を迫られているところであります。

こうした状況を踏まえ、平成17年度の予算編成に当たりましては、例年にも増して厳しい状況となった財政事情を踏まえ、施策の重点化とこれまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、継続事業を見直し、新規事業を極力抑制したほか、各種施設等の維持管理費の節減、臨時・嘱託職員の削減、庁舎内事務室の清掃委託を廃止するなど、歳出全般について経費の徹底した節減を図り、限られた財源の有効配分に努めたところであります。

その結果、平成17年度の一般会計予算総額は205億3,390万8,000円で、これを平成16年度当初予算と比較しますと、24億918万円、率にいたしますと10.5%の減、平成16年度に行いまし

た減税補てん債の借りかえ13億370万円を差し引いた実質額では11億548万円、5.1%減の緊縮予算となっております。詳しくは別紙予算説明資料をご参照ください。

次に、議案第27号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険制度は、医療保険制度の基盤的役割を果たし、地域住民の医療確保と健康保持増進に大きな役割を果たしており、今後加速する高齢社会においては、その役割はなお一層大きくなるものと考えております。しかしながら、医療技術の高度化等により医療費が増加し、さらに長期にわたり低迷する経済情勢の影響も相まって、国保の事業運営は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中、平成17年度予算につきましては、歳入歳出予算総額51億2,749万2,000円で、前年度比6.1%の伸びとなっておりますが、国保財政の健全化を図るため、国保税の収納の確保、医療費の適正化、保健事業の推進など、より一層の運営努力を継続して図ることはもちろんのこと、国、県に国保制度の抜本的な改正に向けて引き続き要望していきたいと考えております。

次に、議案第28号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について」ご説明申し上げます。

老人保健特別会計におきましては、平成14年10月の法改正によって受給者の人数は年々減少しておりますが、高齢化や医療技術の高度化に伴って、医療費は増加しており、依然として厳しい状況にあります。

平成17年度の歳入歳出予算総額は51億8,567万1,000円を計上しております。

今後とも、健康に対する意識の高揚や適正な受診への啓発等、関係課との連携を図り、健康づくり推進をしてまいります。

次に、議案第29号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業の現状は、人口の高齢化や介護保険サービス利用者の増加により、介護給付費は年々伸びてきております。

この結果、平成17年度の歳入歳出予算総額は31億7,307万1,000円で、前年度比5.6%の伸びとなっております。

なお、介護保険事業は施行後ほぼ5年を経過し、平成17年度中には介護保健法の改正が行われ、大きく制度が見直されることとなっておりますが、利用者の自立支援、在宅介護の推進、また介護保険サービスの適正化等介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、議案第30号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

筑紫地区介護認定審査会につきましては、平成17年度から平成18年度の2か年間、本市が担当市となっており、今回議案第11号で提案しております筑紫地区介護認定審査会事業特別会計

条例の制定に伴い、同事業特別会計予算を計上するものでございます。

平成17年度の歳入歳出予算総額は9,256万円となっております。

歳入の主なものは、筑紫地区4市1町の負担金であり、歳出につきましては、介護支援システムに係る経費及び認定審査会委員の報酬等の経費が主なものであります。

次に、議案第31号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成17年度の歳入歳出につきましては、総額1,962万3,000円で、前年度比11.2%の減となっております。予算総額が減額となりました主な理由は、公債の償還の減少に伴って、歳入の住宅新築資金等補助金が79万円、償還金を107万8,000円減額したことであります。

なお、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進とあわせて、意識向上に努めているところであります。

次に、議案第32号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

この公共用地先行取得事業特別会計は、平成15年度に高雄公園用地の先行取得を行うために設けたものであります。

平成17年度の予算総額は8,025万5,000円で、対前年度比0.6%の増となっております。主な内容は取得の際に借り入れを行いました地方債3億1,590万円の元利償還金であります。

次に、議案第33号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量は、給水戸数2万394戸、年間総給水量478万1,135<sup>m</sup>、1日平均給水量1万3,099<sup>m</sup>、普及率を78.5%と見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、第6次拡張事業及び大原地区等を含めた配水管新設を4,632m、事業費を3億6,191万5,000円、布設替えを533m、事業費4,008万円を予定しております。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出であります。まず収入につきましては、総額を前年度比4.1%増の10億9,836万5,000円といたしております。収入増の主なものは水道使用料で、平成16年度中の実績を考慮し、使用水量の伸びを上方修正しまして、10億4,378万円といたしております。

支出につきましては、総額を前年度比0.7%増の11億9,167万7,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、受水費の増で、平成17年4月1日から海水淡水化事業による受水が開始されるためであります。

なお、当年度の収益的収支につきましては、平成16年度と同様に赤字予算を調整させていただいております。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出であります。収入につきましては、総額を前年度比127.0%増の6億3,194万2,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、平成15年度に購入した国債が満期を迎えることに伴う投資有価証券売却代金の計上による

ものであります。

支出につきましては、前年度比25.8%の減の7億4,037万5,000円といたしております。減少の主な要因といたしましては、平成14年度から実施いたしました大佐野浄水場施設改良工事が平成16年度に完了したことに伴い、建設改良費が前年度比33.3%、2億6,054万1,000円の減によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億843万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量は、排水戸数2万4,738戸、年間総排水量675万2,500m<sup>3</sup>を予定いたしております。

主な建設改良事業といたしましては、事業費約3億8,800万円を投じ、汚水管1,222m、雨水管を590m整備いたすこととしております。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出であります。まず収入につきましては、一般会計補助金が2億2,603万円減額となり、総額を前年度比9.6%減の17億3,081万6,000円といたしております。

支出につきましては、総額を前年度比1.3%減の16億8,964万8,000円といたしております。減少の主な要因といたしましては、企業債利息の減によるものであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出であります。まず収入につきましては、総額を前年度比83.9%増の11億318万9,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、資本費平準化債の借り入れに伴う建設企業債の増額、建設改良事業の増加に伴う国庫補助金の増額及び投資有価証券の売却代金によるものであります。

支出につきましては、前年度比8.4%増の14億3,756万5,000円といたしております。増加の主な要因といたしましては、建設改良費の5,217万8,000円と資本費平準化債償還金を含めた企業債償還金5,897万1,000円の増額によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億3,437万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第32から日程第40までの平成17年度の各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定し、日程第32から日程第40までを予算特別委員会に付託します。

お諮りします。

正・副委員長を慣例によって、委員長は総務文教常任委員会委員長に、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長に決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長に武藤哲志議員、副委員長に安部陽議員を決定します。

ここで、予算特別委員会の日程について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 予算特別委員会の日程について報告します。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について、各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月16日水曜午前10時から、3日目は3月17日木曜午前10時からそれぞれ開会します。

なお、予備日として3月18日金曜午後1時を予定しております。

また、各委員からの資料要求は、お手元の資料要求書により、3月2日水曜、明日の午後4時までに事務局に提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） これで委員長の報告を終わります。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時56分

~~~~~

# 1 議 事 日 程（2日目）

〔平成17年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成17年3月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第5 議案第3号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について
- 日程第7 議案第5号 筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について
- 日程第8 議案第6号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第9 議案第7号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第10 議案第8号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第9号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 議案第10号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第19号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

日程第22 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

日程第24 議案第22号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第23号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

日程第26 議案第24号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第25号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 市長      | 佐藤善郎 | 助役       | 井上保廣 |
| 収入役     | 松島幹彦 | 教育長      | 關敏治  |
| 総務部長    | 平島鉄信 | 地域振興部長   | 石橋正直 |
| 市民生活部長  | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 古川泰博 |
| 建設部長    | 富田讓  | 上下水道部長   | 永田克人 |
| 教育部長    | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長   | 松田幸夫 | 地域振興部次長  | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長     | 松島健二 |
| 行政経営課長  | 宮原仁  | 財政課長     | 井上義昭 |
| 地域振興課長  | 大藪勝一 | 市民課長     | 藤幸二郎 |
| 国保年金課長  | 木村裕子 | 用地課長     | 陶山清  |

上下水道課長 宮原勝美

社会教育課長 志牟田健次

文化財課長 木村和美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一

議事課長 木村洋

書記 伊藤剛

書記 満崎哲也

書記 高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

議長（村山弘行議員） 日程第1、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては指名推選委員会を設置しておりますので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月1日の本会議において、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」は、選挙管理委員及び補充員の指名を指名推選委員会に付託されました。3月1日の議員協議会終了後、委員全員出席のもとに委員会を開き、選挙管理委員及び補充員の指名者を決定しましたので、報告いたします。

選考基準としまして、地域割、男女、年齢等を考慮した執行部からの推選案をもとに審査を行いました。審査において推選案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております推選結果表のとおり、選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、添田清隆氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に平島秀一氏、高村良三氏、鶴田伸生氏、本村チエ子氏を指名することで、全員一致で決定いたしております。

また、補充員の委員への補充順位は、結果表に記載されている順位によるものといたします。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ここで改めて当選人を報告いたします。

太宰府市選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、添田清隆氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に第1位平島秀一氏、第2位高村良三氏、第3位鶴田伸生氏、第4位本村チエ子氏。

以上のとおり決定いたしました。

なお、当選人には会議規則第31条第2項の規定により、別途文書で告知いたします。

~~~~~

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、諮問第1号は諮問のとおり適任として答申することに決定しました。

答申（適任） 賛成19名、反対0名 午前10時04分

~~~~~

日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第1号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時05分

~~~~~

日程第4 議案第2号 財産の取得（史跡地）について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 財産の取得、議案書で言えば7ページ、番号でいきますと32番、33番の財産の取得について、これ以前に現状のまま建物を利用できないかということ、何回か発言したことがございますが、現状もう既に取り壊しされておりますが、ここの箇所について現状変更の届け出をいつごろされておったのか。

それともう一点は、ここの利用を今後どのようにされようとしておられるか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ご質問の32番、33番の土地の購入につきましては、当該地は建物が建っている土地であり、そのことから建物が支障となるため、建物移転補償をいたしております。

なお、建物の現状変更につきましては既に補助金申請の段階で、県を通じて文化庁の許可をいただいております。

2番目のご質問の今後の活用につきましては、本年度に策定いたしました文化財保存活用計

画の中の水城跡の整備活用方針に基づき、今回購入する土地とその周辺も含めて、平成17年度事業として整備、活用を図っていきたいと考えております。具体的には、予算の範囲内で案内板の設置や広場の整備など、国、県と十分協議しながら、維持管理上のことも含めて整備したいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） その現状変更の届出は何年何月ごろっていうのは大体、教えてもらえないんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 現状変更の申請につきましては、平成16年の春ごろ申請をしたということです。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。

これ全体的なことになりますが、要望としてお願いをしておきたいんですが、過去何遍も質問したり、いろいろしてますけども、いわゆる水城堤防の福岡寄りの方の買い上げ作業というのが進まない。そうすると、この水城堤防の利用というのがなかなか前に進まない原因もそこにあるのではないかというふうに思われます。ぜひ今後積極的にこの水城堤防の福岡側寄りの買い上げ作業をですね、ぜひ急いでやっていただきたいと、これを要望して私の質疑を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第5 議案第3号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第3号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第4号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ここに平成9年6月の定例議会の会議録があるわけですが、スポーツ施設の相互利用について、公明党として福廣議員がこの相互利用について質問をされまして、進めていくことを提案したわけですが、長い年月を経て今回こういう形でこの協議が調ったということで、非常に大きな成果を得たなと私は思っております。

こう読ませていただいて、少し幾つかわからないのがありますのでお尋ねをさせていただきたいと思いますが、スポーツ施設及びこれに準じる施設っていうのがあるわけですね。これは、非常にどこまでの範囲を指すのかっていうのがよくわからないわけですが、例えば小学校のグラウンド等も含まれるのか。これは、それぞれの自治体の中に、こういうのがスポーツ施設及びこれに準じる施設ですよということが条例等に明記されているのかどうかですね、規則か何か知りませんが、そういうのがあるのかどうか。要するに、こちら側から申し込みをする場合に、この施設はこの利用の中に入るのかどうなのかというのがわからないわけですね。そういったものが明確にされているのかどうかっていうことと、それから利用する側の立場からいくと、これだけの非常にたくさんの広域があるわけですが、こういった施設が利用できますよといった一覧表等をですね、やっぱりつくる必要があるんじゃないかと思うんですが、そういったことの話合いがなされているのかどうか。

それから2点目にですね、利用方法につきまして料金がですね、どのように設定されるのか。それぞれの自治体の条例とか規則があるわけですが、市内あるいは市外という料金があるわけですが、これはそれぞれの広域利用ということで、この料金体系ですね、この体系がどうなってるのか。大きく分けて、要するに施設の範囲それから利用方法についてですね、ご

説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいまのご質問の小学校のグラウンド等が含まれるかという、教育施設についてでございますが、広域利用の対象施設とはなっておりません。

今回、スポーツ施設の相互利用については、福岡都市圏広域行政推進協議会の構成市町でスポーツ施設の広域利用を行うことによりまして、住民ニーズに対応した行政サービスの向上や、人的交流の拡大による圏域の一体感の醸成を目的として実施をされるものであります。

利用、予約の方法につきましては、各市町が定めたそれぞれの規則によるものとなっております。地域住民を優先する必要があるなど、予約時期、方法は各自治体の判断で設定できることとなっております。したがって、本市におけるスポーツ施設については現在市外の住民も使用することができ、利用方法についても従来と何ら変わることはございません。

ただし、施設の利用料金につきましては、本市では市民プール以外のスポーツ施設において市内・市外料金を設定いたしております。

広域利用の基本方針におきましては、原則的に市内・市外料金の格差を設けないことになっておりますが、当面は現状の料金体制で実施する方向で、将来的には料金格差の解消を目指す所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 答弁いただいて、何かわかったようなわからんような感じなんですが、要は私たちがよその自治体を利用するときに、これは要するにこの中に含まれてるスポーツ施設等に入るのかどうかというですね、相互利用の中の対象になるのか。どここの例えば、筑紫野市の何かを借りたいといったときに、この中に入るかどうかってわからんわけですね。それはもう各自治体にそれぞれ問い合わせなさいということなのか、それとも太宰府市としてこれだけの、たくさん膨大にありますので、太宰府市のどここの窓口に行けばこういう施設は使えますよといった一覧表みたいなのを作成する気はないのかと。要するに、市民が行っても、どっかに行って聞けばわかる方法はどうしたらわかるのかってということをお聞きしてるんであって、このスポーツ施設というのは非常に概念が、今言ったように小学校のグラウンドとか中学校のグラウンドがどうかとか、1つだけでも例をとっただけでもそういうことがありますので、せっかくしたもんですから、よりわかりやすい方法ができないかということですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） スポーツ施設でございますけれども、例えば野球場であるとかテニスコート、体育館あるいはプールといったものでございまして、どの範囲にするかということにつきましては、明確にすることにつきましては今後の協議でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ひとつできるだけ市民にですね、わかりやすくしていただきたいと思っ
てます。今後こういった形での、今回はスポーツ施設あるいはそれに準じるってことになっ
ております。いろんな形で広域行政をこの後ずっとおやりになっていらっしやいまして、これ
から後ずっと今から議案書がでてくるわけですが、非常にこれは私は画期的なことだと思っ
ますが、これ市長にですね、最後ちょっと3回目ですからお聞きしたいというか、今後のお考
えというか、まず私がかって広域の相互利用で質問した中で、図書の相互利用という形をご質
問させていただきました。これ4市1町での相互利用という形で質問をさせていただいたんで
すが、なかなか各自自治体間の壁があってですね、非常に言うはやすいが行うはがたしてこと
で、大変難しいなあということを感じました。その中で、私は太宰府市がイニシアチブをとっ
たと思ってるんですが、太宰府市と筑紫野市と大野城市と3市で図書の相互貸し出しをやられ
ました。これが一気に福岡県の都市圏まで相互図書の貸し出しが広がったわけですね。

そういう意味で言ったら、非常に太宰府市、太宰府市長の一つの大きな市としての私は成果
じゃないかなと、そういう流れの中で今回のこのスポーツ施設等の拡大もこういう形で行われ
たのではないかと、こういうことを思ってるわけです。

その辺で、ちょっと市長のお考えと、それからあわせてですね、スポーツ施設だけじゃなく
てですね、文化施設等もあるわけでございますので、そういったことも今後やはり大いに拡大
していただきたいという思いがあるわけですが、これはもう市長にお聞きするしかない
と思いますので、お願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご質問の広域的な文化施設等の利用でございますが、ご承知のよう
に福岡都市圏は、いわゆる福岡市を中心といたします周辺都市で行政整備協議会等々で、すべ
ての行政で非常に連絡、協調をやっております。したがって、今後は文化施設、図書館等
はもう既に実施しておりますし、今度は体育施設、そのほか行政分野におきましても、でき
るだけ福岡都市圏の中で共通の、また広域の利用をすべき事項がございましたら、積極的に私は
協調していくというふうなことでやっていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の質疑は終わりました。

次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第4号につきましては4点質疑を出しておりましたが、清水議員
と同じ質疑が2点ありましたので、それと、それにちょっと追加をしましてお尋ねしますが、
まず施設使用料金について、今回議案第15号で広域利用の目的に沿った利用体系にするとの理
由で、野球場の使用料金の値上げが提案をされております。関係自治体のスポーツ施設の使用
料金の設定というのは今後ですね、一律にするような、横並びにするようなお考えというか
ですね、そういう方向性があるのかどうか。

それで、先ほど当面は現状維持のままいくけれども、行く行くは料金の改定をすると言われ
ました。要するに、市内と市外の差をつけないということなんです、その際にですね、また

改正が必要になってきますよね。そのときに料金値上げの心配というかですね、可能性はあるのかどうか1点。

それと2点目に、広域利用に伴う経費としてはどういうものが考えられて、予算の方は計上がされてるのかどうか。

3つ目に、今後ほかの施設の利用料金について、改正する考えを持っているのかどうか。

以上、お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほど清水議員のご質問にお答えしましたけども、重複しない部分についてお答えいたします。

まず、施設の利用料金についてでございますけれども、受益者負担の原則、また管理委託料など、費用に占める料金収入の割合、つまり費用対効果などを積算し、利用者の応分の負担として設定をいたしております。

今回、利用料金の改定を行う北谷運動公園の野球場につきましては、以前より市内・市外の料金を設定しておりまして、その額を筑紫地区並みに近づけるものでございます。現在、当該施設は筑紫地区内でも一番低い料金設定となっております。今回まず、筑紫地区での格差を縮めるとともに、市内・市外の料金は設定しますけれども、将来的には料金格差の解消を目指すことといたしております。

また、今後改正して値上げはあるかという追加のご質問でございますけれども、先ほど申しました受益者負担あるいは費用対効果などを精査して、検討することになるかと思っております。

2点目の広域利用に伴う経費を計上しているかということにつきましては、新年度予算には計上をいたしておりません。今後、この広域利用を都市圏で統一して推進していく中で、施設のPRや制度を各自治体で市民に周知させるための経費あたりが将来的には必要になってくるのではないかと考えております。

3点目の今後の施設利用料金の改定の考え方についてでございますけれども、受益者負担の原則の考え方の中で利用者の応分の負担を念頭に置きまして、市民が利用しやすい料金を設定していくとともに、広域利用の観点から、まずは筑紫地区での格差を縮めるとともに、将来的には市内・市外の料金格差はもとより、福岡都市圏での統一料金の設定を目指すことといたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その受益者負担の考え方ということもあって、今後は市内・市外の差をなくすというところで、今の料金設定よりも値上がりする可能性がさらにあるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 必ずしも値上げにつながるとは言いきれないと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

これから討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 広域でスポーツ施設を利用できるということについては、やはり市民にとってメリットのあることだと思いますので、特に反対する理由というのはないとは思いますが、ただそれに伴って市内の施設の料金が上がったりですね、また予約がいっぱいで利用ができなくなってしまうような状況が出る可能性がありますね、単純に賛成はできませんし、市民の理解も得られないのではないかとこのように思います。

公の施設というのは、やはりその地域に住む住民が一番いかに使いやすいかを考えていくことが一番だというふうに思いますし、今現在でもほかの市やまちの施設が全く使えないかといえば、そんなことはありません。市内と市外の料金の違いはありますけれども、ほとんどの施設が利用できているような状況です。今なぜいきなりスポーツ施設等の広域利用かを考えたときに、1つ心配なのがスポーツ施設の指定管理者制度への移行です。これに拍車がかかっているのではないかとこの心配があるということ、そして今後ですね、料金がまた上がる可能性が十分に考えられるということで、この議案については反対をいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第4号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時28分

~~~~~

日程第7 議案第5号 筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第5号「筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分

~~~~~

日程第8 議案第6号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について

議長(村山弘行議員) 日程第8、議案第6号「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分

~~~~~

日程第9 議案第7号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議につ

いて

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第7号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分

~~~~~

日程第10 議案第8号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第10、議案第8号「福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第11 議案第9号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第9号「福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分

~~~~~

日程第12 議案第10号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出
利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第10号「福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市
町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」を議題と
します。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま
す。

これから討論、採決を行います。

議案第10号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分

~~~~~

日程第13 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制  
定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま  
す。

議案第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第14から日程第19まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」
から日程第19、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」までを
一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第19までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第12号から議案第17号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第20、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第21、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第20及び日程第21を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号及び議案第19号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第22 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第22、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番清水章一議員。

13番(清水章一議員) 非常に市民にとって大変朗報かなあと私は思っております。

乳幼児医療の助成拡大についてですね、今までずっと長いこと財政事情が厳しいということ、なかなか拡大に踏み込まれなかったわけですね。そういった中で請願が出されまして、議会で全会一致で採択されまして、それを受けて市の方から平成15年10月から入院について就学前まで拡大をされたわけでございます。市民の方々から非常に太宰府市は乳幼児医療の助成の拡大については大変遅れているということと言われてきた中でですね、ようやく平成15年10月からそういう形で拡大をされました。

経過ですが、ちょうどその決断の後、タイミングよく平成16年1月から県の助成事業が広がったということで、市の単独予算は3か月で済みまして、減額補正が組まれたわけございま

す。今回も、平成16年度もこの補正の方の予算を見ますと1,000万円の減額補正がされておりまして、予想したよりも利用者数が少なかったのかなあと。こういった背景、それに新年度の予算を見てみますと830万円ほどの医療費の拡大分として予算計上がなされております。これプラス・マイナスを計算するとどうなるのか。7月1日からの部分でございますので、どうなるかなと。そんなに変わらないかなというような形での予算の今回の経過の措置があったのか、それとも今まではですね、非常に先ほど申しましたように財政が厳しいという形の中で言われてきたわけですが、新年度からはさらにより一層財政事情が厳しくなってきたわけですが、今回この子育て支援、こういう形の中で勇氣ある決断をされたわけですが、一種の政策転換があったのかなあというような感じもしないわけでもないんですが、その辺のことをですね、まずお聞きをしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 乳幼児医療費助成の対象年齢を通院について1歳引き上げ、4歳未満までに拡大した理由についてご説明いたします。

福祉でまちづくりを進めていく上で、次世代育成支援対策の施策は大変重要な課題であります。

本市におきましては、これまで様々な角度から子育て支援の取り組みを進めてまいりました。この中で、小児医療の充実は乳幼児の健康の向上と健やかな成長のための環境づくりに大きな役割を果たしてきております。しかしながら、乳幼児医療費に関して子育て家庭の不安や医療費助成の要望もアンケート調査等から多数上がってきております。

今回の乳幼児医療費制度の拡充は、次世代育成支援として子どもを安心して産み、育てることができる環境をさらに整え、進めていくことが市民ニーズにこたえていく緊急の取り組みであるととらえ、拡充の判断をいたしました次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の質疑は終わりました。

議案第20号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

議長（村山弘行議員） 日程第23、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第21号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第24と日程第25を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第24、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第25、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第24及び日程第25を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第22号及び議案第23号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第26、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第27、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第24号及び議案第25号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時42分

~~~~~

1 議 事 日 程 ( 3 日 目 )

[平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成17年3月11日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】<br>質問者氏名<br>(議席番号)       | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 【はばたきの会】<br>渡 邊 美 穂<br>( 8 )   | 1. 施政方針について<br>( 1 ) 財政再建について<br>財政再建計画の今後について<br>( 2 ) 「まるごと博物館」推進プロジェクトについて<br>( 3 ) 「地域コミュニティづくり」推進プロジェクトについて<br>( 4 ) 「福祉でまちづくり」推進プロジェクトについて<br>( 5 ) 人を大切に豊かな心を育むまちづくりについて<br>( 6 ) 健やかで安心して暮らせるまちづくりについて<br>( 7 ) 自然と環境を大切にするまちづくりについて<br>( 8 ) 快適で魅力あるまちづくりについて<br>( 9 ) 文化の香り高いまちづくりについて                                |
| 2  | 【公明党太宰府市議団】<br>福 廣 和 美<br>(17) | 1. 施政方針について<br>( 1 ) 財政問題について<br>( 2 ) 教育対策について<br>学校の安全について<br>中学校給食の導入について<br>( 3 ) 3つの戦略プロジェクトについて<br>「まるごと博物館」事業の中のアートイベント「C O<br>T O C O T Oだざいふ」について<br>太宰府館と観光案内の一体化について<br>観光客の色分けと周遊の手段について<br>( 4 ) 福祉でまちづくりについて<br>( 5 ) 男女共同参画の推進について<br>( 6 ) 安全なまちづくりについて<br>( 7 ) 快適な生活空間づくりについて<br>( 8 ) 歴史と国立博物館を活かしたまちづくりについて |
| 3  | 【宰光】<br>力 丸 義 行                | 1. 施政方針について<br>( 1 ) 「福祉でまちづくり」推進プロジェクトについて                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|   |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | ( 2 )                                  | ( 2 ) 人を大切に豊かな心を育むまちづくりについて<br>( 3 ) 財政健全化について                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4 | 【新風】<br>後藤 邦 晴<br>( 3 )                | 1. 施政方針について<br>( 1 ) 用途地域及び建築の高さ制限の見直しについて<br>高度地区及び建物の高さ制限の見直しについて<br>( 2 ) 太宰府駅前広場の整備について<br>毎年補修工事をしているが、市として全体整備の考えはないか。<br>( 3 ) 太宰府天満宮参道の車両進入について<br>車両の進入時間規制内に進入している車両について                                                                                                                |
| 5 | 【平成の会】<br>安部 陽<br>( 15 )               | 1. 施政方針について<br>( 1 ) あらゆる領域に取り組んであるが、本年度の重点施策について<br>( 2 ) 地域コミュニティづくりにおけるボランティア人材の掘り起こしや利用しやすい施設の開放について<br>( 3 ) 高齢者対策と健康づくりについて<br>( 4 ) 生活環境の向上において畜犬の愛護及び管理に関する条例等の見直しについて                                                                                                                    |
| 6 | 【日本共産党<br>太宰府市議員団】<br>山路 一 恵<br>( 11 ) | 1. 施政方針について<br>( 1 ) 介護保険について<br>政府の増税政策で保険料への影響が心配されるが、保険料、その他の施策見直しについて伺う。<br>( 2 ) 国民健康保険について<br>政府の増税政策の影響は。また窓口一本化（保険料徴収）の考えは。<br>( 3 ) 子育て支援について<br>保育所待機児童について、民間移譲の状況について伺う。<br>( 4 ) 男女共同参画について<br>条例制定を延ばした理由は。<br>( 5 ) 市の財政再建政策について<br>団体補助金の削減、委託料の見直しの考えについて<br>滞納市税、料金収納率向上の考えについて |
| 7 | 【新世会】<br>橋本 健                          | 1. 施政方針について<br>( 1 ) 財政問題について<br>年々膨らむ財政赤字、危機的な財政状況をどう克服していくのか。将来に向けた財政再建の対策について伺う。<br>( 2 ) 地域コミュニティづくりについて<br>3つの戦略プロジェクトのひとつ地域コミュニティづくり                                                                                                                                                        |

|  |       |                                                                                                                                                   |
|--|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | ( 4 ) | <p>は、平成17年が前期基本計画の最終年度となる。小学校区を拠点とした現在の推進状況について何う。</p> <p>( 3 ) ゴミの問題について</p> <p>大幅なコスト削減という視点からゴミ分別のあり方やリサイクルを含めた適正な処理方法について考え直す時期だと思いがいかがか。</p> |
|--|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 出席議員は次のとおりである( 20名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 片井智鶴枝 議員 | 2番 力丸義行 議員  |
| 3番 後藤邦晴 議員  | 4番 橋本健 議員   |
| 5番 中林宗樹 議員  | 6番 門田直樹 議員  |
| 7番 不老光幸 議員  | 8番 渡邊美穂 議員  |
| 9番 大田勝義 議員  | 10番 安部啓治 議員 |
| 11番 山路一恵 議員 | 12番 小柳道枝 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 佐伯修 議員  |
| 15番 安部陽 議員  | 16番 田川武茂 議員 |
| 17番 福廣和美 議員 | 18番 岡部茂夫 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 村山弘行 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名( 36名)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 市長 佐藤善郎        | 助役 井上保廣        |
| 収入役 松島幹彦       | 教育長 關敏治        |
| 総務部長 平島鉄信      | 地域振興部長 石橋正直    |
| 市民生活部長 関岡勉     | 健康福祉部長 古川泰博    |
| 建設部長 富田讓       | 上下水道部長 永田克人    |
| 教育部長 松永栄人      | 監査委員事務局長 花田勝彦  |
| 総務部次長 松田幸夫     | 地域振興部次長 三笠哲生   |
| 健康福祉部次長 村尾昭子   | 総務課長 松島健二      |
| 財政課長 井上義昭      | 税務課長 古野洋敏      |
| 地域振興課長 大藪勝一    | まちづくり企画課長 清本保正 |
| 産業・交通課長 松田満男   | 観光課長 木村甚治      |
| 市民課長 藤幸二郎      | 環境課長 蜷川二三雄     |
| 人権・同和政策課長 高田克二 | 子育て支援課長 和田敏信   |
| すこやか長寿課長 有岡輝二  | 国保年金課長 木村裕子    |
| 建設課長 武藤三郎      | 上下水道課長 宮原勝美    |

|        |    |    |                   |     |    |
|--------|----|----|-------------------|-----|----|
| 施設課長   | 轟  | 満  | 教務課長              | 井上  | 和雄 |
| 学校教育課長 | 花田 | 正信 | 社会教育課長            | 志牟田 | 健次 |
| 文化財課長  | 木村 | 和美 | 中央公民館長<br>兼市民図書館長 | 鬼木  | 敏光 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 議会事務局長 | 白石 | 純一 |
| 議事課長   | 木村 | 洋  |
| 書記     | 伊藤 | 剛  |
| 書記     | 満崎 | 哲也 |
| 書記     | 高田 | 政樹 |
| 書記     | 塚原 | 裕子 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

本定例会での一般通告書は、代表質問7会派、個人質問7議員から提出されております。一般質問の日程は、議会運営委員会において2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問7会派とし、2日目の14日は個人質問7議員で行います。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派はばたきの会の代表質問を許可します。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、はばたきの会を代表して質問させていただきます。

平成17年度以降にかける太宰府市政に対する市長の施政方針をお聞きし、また拝読させていただき、本格的な地方の時代における太宰府市の将来展望と、そこに向けての幾つかの施策について、積極的に賛同いたします。

まずは、太宰府市政の平成17年度の意義です。

明治以来、先人の方々の努力、九州挙げての行動などにより、全国で第4番目の九州国立博物館開館が実現するという事は、後世まで永遠に残る記念すべき年になると思います。この記念すべき年の施政方針として、ますますグローバル化が進む中で、博物館を通して、アジアをはじめ世界の人々との交流の窓口、玄関口として太宰府市を位置づけ、施策を進めようとしている点をまず高く評価いたします。昨年、市長も中国へ行かれたので実感されたことと思いますが、今アジア各国は、日本の高度経済成長の時期よりも、ともすればもっと速い速度で変貌しつつあります。国立博物館があることで、アジアをはじめ世界じゅうから多くの方がお見えになり、それがひいては様々な施策を比較する際、太宰府市の名前がその対象として挙げられることも十分考えられます。例えば、水俣病で世界じゅうに悪名が高かった水俣市は、それを克服し、現在は環境先進都市として世界じゅうから視察に見えています。太宰府市も、ぜひ世界の中でも高く評価されるような施策を、今後さらに打ち出していただくことを強く希望いたします。

次に、市の財政が非常に厳しい中、今まで議会でも幾度となく要望が出されていましたが乳幼

児医療費の助成が4歳未満まで1歳延長されたということです。近隣の自治体から見れば、まだ遅れている面があるとはいえ、今の太宰府市の財政を考えたとき、これは大きな第一歩だと思います。

それでは、これから今回の施政方針について、幾つかのご質問をいたしますので、できるだけ具体的な方向性を示していただきたいと思います。

まず、財政健全化計画についてですが、施政方針の中でも市民に対して一定の負担を、という内容があります。私たち議会も一体となって、市民に対して市財政の現状を説明し、理解を深めていただく努力をしなければなりません。そのためには、健全化計画の中身について、その数値目標や期間などを明示しなければなりません。例えば経常収支や公債比率は何年度までにどれくらいになり、市民への負担は幾らくらいでいつまで続くのか、もし今までに計画された内容があればご説明いただきたい。

次に、まるごと博物館推進プロジェクトの中で、太宰府館を中心とした観光、産業の活性化を図るとあります。お考えは理解できても、一体何を展開しようとしているのか、また景観まちづくり条例とはどのような内容を考えておられるのか、市長のお考えをお示ください。さらに、本市在住の外国人との共生を実現するための国際交流事業の実施を述べておられますが、私は、交流事業は既に国際交流協会が10年以上行っており、これからは国際理解へとさらに一歩進むべきではないかと考えます。国際理解は、単発事業では実現は困難であり、通年で行っていかなければならないと思います。その点について、市長のお考えと、もし具体的な方法をお考えでしたらお示ください。

次に、地域コミュニティづくり推進プロジェクトの中で、小学校校区を単位とした地域協議会を組織するとありますが、お尋ねしたいのは、区長、組長と地域協議会の関係はどうなるのか、協議会が議長を選任し、会費を徴収しての運営を自主的に決めたら問題が起きるのではないのでしょうか。もしこの施策を進めるとしたら、区によっては校区が分かれているところもあり、その際、区や区長の位置づけと役割を明確にしておかないと混乱が予想されますが、その点をお示ください。

4番目は、福祉でまちづくり推進プロジェクトについてですが、本年度は子育て支援を重点課題にさせていただくことは市民にとっても大きな喜びになると思います。その中で、ファミリー・サポート・センター事業の対象者や、その他の具体的な中身について、また病後時の一時預かり事業は、どこで、だれが、どのような内容で実施する予定なのかもお聞かせください。

次に、人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくりの中で、男女共同参画に関する条例の実効性のある内容というのは、具体的にどのようなことなのか、市長のお考えをお聞かせください。

6番目は、安全なまちづくりの中で、今回消防ポンプ車などの整備充実を図り、消防、救急体制の増強をされると市長はおっしゃっておられます。そこで、今後の消防団員の確保について、市のお考えをお伺いいたします。幸い太宰府市は、女性消防団員の採用などにより、現在

定数を確保されているということですが、全国的な傾向から見ると、今後その数は減少することも予想されます。現在、市では、そのような傾向に対して何か対策をお考えでしょうか。

7番目は、自然と環境を大切にすまちづくりの中で、上下水道部施設課で努力されていると思いますが、いまだに御笠川に家庭排水を垂れ流しているところがあります。現在、大学生を中心とした御笠川ぴかぴか大作戦や、水から川る会というボランティアが清掃活動を定期的に行っています。歩道を歩いていても感じませんが、実際に私も川に入ると、まず強い異臭を感じます。特に、集合住宅を経営しておられる大家さんに対して、何か今後の具体的な働きかけを考えておられますか、お聞かせください。

8番目の快適で魅力あるまちづくりの中で、海水淡水化事業が開始されるに当たり、お隣の筑紫野市では水道代の値上げを検討されていますが、太宰府市では今でも他市より高い水道代ですが、どのようにお考えなのかをお示してください。

最後に、文化の香り高いまちづくりについてですが、史跡地を公有化することの重要性は私も理解しているつもりですが、市の面積の15%を、何の活用もできない、固定資産税も住民税も入ってこないというのは、財政面から見るとやはり大きな課題があると思います。せめてこの財政が非常に苦しい時期だけでも、史跡に影響を与えない方法で、市に対して収入があるような方法を検討し、県や国に対しても積極的に働きかけていっていただきたいと思います。昨年度制定された文化財保存活用計画に基づいて、何か具体的な方策を検討されるお考えはございますか。

再質問への回答は項目ごとをお願いいたします。

以下、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま、本市における施政方針について、市議会会派はばたきの会を代表され、渡邊美穂議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁を申し上げます。

最初に、財政再建についてのご質問にお答えいたします。

本市では、昭和63年以来3次にわたる行財政改革を断行し、事務事業の見直しや経費の節減、合理化、財政の健全化などを柱とした様々な財政、財源対策や、各種対策を積極的に推進してまいりました。特に、民間委託による事務事業の見直しという視点からは、他自治体に先駆け、学校給食調理業務や浄水場業務の民間委託などを進め、さらには審議会等、附属機関の統廃合や、給与及び定数管理の適正化、情報化の推進などに取り組んでまいりました。しかしながら、一方では福祉施策の充実による需要の増加や、遅れていた保健センター、いきいき情報センターなどをはじめとする公共施設の整備、土地区画整理、上下水道などの都市基盤整備に多額の財源を必要とし、さらには平成15年7月の集中豪雨による災害復旧事業という予想外の事業費支出が必要となったことなど、本市の潜在的な事情もあり、結果的には経常収支比率等の悪化につながり、ここ数年はこのような状態が続くと予想されます。

そのような中で、本市が抱えております多くの問題課題に的確に取り組んでいくためには、

従来どおりの財政運営では予算編成が困難となることから、事務事業の見直しをはじめとした行政の効率化とスリム化をさらに積極的に推進する必要があります。その一つとして、財政健全化に向けて、現在財政健全化計画を策定する準備を進めているところであります。計画の策定にあたりましては、事務事業の見直し、職員の定数管理、内部管理経費の削減、また受益者負担の原則から使用料、手数料、各種料金を見直すなど、具体的な項目、目標、年度、目標数値などを示しながら、しっかりと将来の財政状況を見通した上で、思い切った発想の転換や、施策の見直しなどを行い、財政の健全化に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、まるごと博物館推進プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

まず、太宰府館を軸とした観光産業の活性化についてですが、平成15年度に旅行会社と一緒にフィールドワークを行い、新観光プログラムとして電子データにまとめました。この中の体験プログラムについて、現在、歴史解説員や万葉の会など、地元協力者の皆さんと受け入れ料金について、最終の協議を行っており、内容が確定次第、太宰府館を起点とする太宰府を周遊する観光情報としてホームページに掲載し、旅行会社などに広くPRいたしまして、観光客誘致に努めていくことといたしております。まちの活性化として取り組む中で、例えば先日催されました曲水の宴参加者の行列も、新たに小鳥居小路から参道を通るルートに変更していただき、多くの見物客で、太宰府館や小鳥居小路がにぎわいました。このにぎわいを見て、地元の皆さんも、参道から観光客が入り込み、人がとどまるような工夫や演出など、地域が活性化するための誘導を痛感されております。地域がにぎわいを取り戻し、人を引きつけ、立ちどまれる通りにある太宰府館を核といたしまして、市内全域へ観光客を誘導し、にぎわう観光地づくりに向け努力してまいりたいと考えております。

次に、景観まちづくり条例についてですが、本市においては、昭和59年に太宰府市景観形成に関する指導要綱を定め、史跡地及びその周辺の景観誘導を行い、市街地においては大半を高度地区に指定し、本市の特性を生かした景観形成に取り組んでいるところであります。また、平成14年3月には景観形成基本計画を策定し、基本的な方向を示すとともに、仮称景観まちづくり条例の制定を位置づけております。国において、景観法は平成16年6月に公布され、12月に施行されたところであります。この景観法は、美しい風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、良好な景観形成に関する理念や、国や地方公共団体、事業者、住民、それぞれの責務を定めるとともに、良好な景観形成のための行為、規則や支援の仕組みなどを定めたものであります。さらに同法では、地域における景観行政を担う主体として、景観行政団体という概念を設け、やる気のある市町村は自らの手を挙げて景観行政団体となり、積極的に取り組むことができ、また国や県の支援を受けられることになりました。本市においては、平成16年度に文化財保存活用計画を策定するなど、景観によるまちづくりの熟度が高まってきたことから、歴史景観や自然景観など、本市特有の空間の広がりを生かしたまちづくりを進めるため、仮称景観まちづくり条例の制定に向けた取り組みに着手しております。しかしながら、法が様々な分野にわたることや、

内容が行為規制に及ぶことから、まずは専門家の意見を聞く場といたしまして、建築や景観工学、緑地、まちづくりの専門家などにより構成いたしました景観まちづくり講話会を設置したところであります。この中で様々な意見をいただきながら、地域特性を生かした良好な景観づくりのための基準や行為規制などを定め、住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、市民一人ひとりが誇らしく思える景観のまちづくりを進めていく考えであります。

次に、本市在住の外国人としての共生を実現するため、これからは交流事業から国際理解へと進むべきではというご質問でございますが、近年、本市においても留学生や外国人居住者並びに観光に来られる外国人の方々が年々増えております。本市の国際交流につきましては、太宰府市国際交流協会が中心となって活動をしていただいておりますが、市といたしましても、側面から活動に対し、支援、育成を行っておるところでございます。アジア太平洋子ども会議やセカンドファミリー事業等については、市内の家庭にホームステイで留学生などを受け入れていただき、日本の家庭生活を体験することにより、日本の文化を理解していただくことや、各家庭が外国人と生活をともにすることにより、子どもたちが将来外国人を身近に感じ、ひいては国際理解につながっていくものと確信いたしております。

また、草の根運動といたしましては、国際交流関係団体の太宰府一心会や少年の船並びに太宰府西小学校等による交流も活発に行われており、このような活動を活性化することにより、国際理解がより深まるものと考えております。今後につきましても、今の事業を継続しながら、昨年設立いたしました福岡県留学生会筑紫支部の支援育成や、外国人に対する生活情報マップの配布など、外国の方が太宰府市に来られ、不安なく生活できるよう、また快適に滞在できるように環境づくりに一層の努力をしまいる所存であります。

次に、地域コミュニティづくり推進プロジェクトについてですが、私が描いております地域コミュニティづくりとは、自分たちの地域は自分たちでつくるという地域自治の仕組みづくりであるととらえております。そのためには市民と行政とがその役割と責任を明らかにしながら、協働のまちづくりを進めることが必要であります。区長、隣組長、地域協議会の関係でございますが、地域協議会は単に行政区の連合体ではなく、地域コミュニティなどの自治体、子供会、長寿クラブ、PTA等の各種団体、民生児童委員や健康推進委員等の各種委員、NPO、ボランティア、地域住民などで構成され、それぞれが対等な関係で連携しながら、地域の問題を地域自らが解決するなど、主体的な活動が展開されるというものを考えております。おおむね小学校区を単位とした地域協議会を組織するに当たっては、ご質問のように行政区と校区の区域が一致しない、またその際の区や区長の位置づけと役割をどうするのか等々、今後整理解決しなければならない問題や課題があることは十分認識いたしております。地域コミュニティづくりを進めていく上で最も大切なことは、行政が強制的に組織化するものではなく、地域とじっくり協議を重ね、地域のコンセンサスを得ることであると考えております。したがって、息の長い取り組みがあると同時に、段階的な発展が必要となってまいります。協議を進める中で、それぞれの課題や問題点を一つ一つクリアしながら、一步一步着実に前進してま

いりたいと思います。

次に、福祉でまちづくり推進プロジェクトについてですが、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、緊急的、一時的な保育や育児を行う総合援助活動組織づくりを行い、サポートセンターがその仲介を行うものであります。平成16年8月に市民2,000人を対象としたニーズ調査を実施しておりますので、17年度につきましては、会員募集と会員養成講座を開催するなど、組織の改正が整い次第、総合援助活動を始めたいと考えております。

また、乳幼児健康支援一時預かり事業につきましては、病気の回復期にあり安静を必要とする児童の保護者が、勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な期間、一時預かることによりまして、子育てや就労を支援する事業で、筑紫医師会から西鉄都府楼駅前近くにありまますまつもと小児科医院を推薦いただいておりますので、開院してありますのと同じビル2階に専用室を設けて、定員4名程度による早期事業実施に向け準備を行っているところであります。

次に、人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくりにおける男女共同参画推進の条例制定についてですが、これについては昨年12月20日に本市男女共同参画審議会から答申をいただきました。答申には、第1の柱として男女共同参画社会の方向について共通理解するための基本理念を定め、市の責任はもちろん市民や事業者等の責任についても具体的に定めることによって、ともに連携して推進すること。第2は、基本法にある施策に対する苦情を処理し、人権救済を図る機関を設置、その機能と処理手続を明確に規定することが示されました。苦情処理機関等を設置することについては、市の施策に男女共同参画の視点をもって改善すること。性差別等々からの人権救済を図ることとして、この条例が市民等に真に頼りにされるものとして実効性を発揮するものとなり、あわせて行政の信頼を高めるという点で大きな意義を持つものと認識いたしております。

次に、健やかで安心して暮らせるまちづくりの今後の消防団員の確保についてですが、ご承知のように消防団につきましては郷土愛護の精神に基づき、市民の生命、身体及び財産を各種災害から守るため、献身的な活動を行っているところであります。団員の確保につきましては、全国的に消防団員数が減少していることから、消防庁におきましても地域の防災力向上のため、全国で100万人以上、うち女性消防団員数を10万人以上の確保に向けた取り組みが進められており、既に農業協同組合や日本郵政公社等に対しまして消防団への入団促進の呼びかけが行われているところであります。本市では、現在条例定数の250人を充足しており、うち女性消防団員は14人が入団いたしておりますが、今後も団活動のPRを積極的に行い、地域や職場での理解や協力を求めるとともに団の活性化を図りながら消防団員の確保に努めてまいります。

次に、自然と環境を大切にすまちづくりについてですが、公共下水道の促進につきましては供用開始後3年経過した地区で下水道に未接続世帯を対象に、毎年排水設備工事指定店の協力を得まして、指定店と職員が1組で各世帯を訪問したり、文書で促進を図り、平成15年末の

水洗化率は98%となっております。下水道法では、水洗便所への改造義務が定められており、3年以内に実施しないときは罰則規定も定められておりますが、未接続の主な理由は、資金がない、工事費が高い等の経済的理由、新築時に浄化槽を設置したばかりである、近いうちに建てかえの予定がある等々ですが、今後も根気よく促進を実施し、水洗化率の向上に努めたいと考えております。

次に、快適で魅力あるまちづくりの中の水道料金の値上げの考え方についてですが、昨年9月議会の一般質問でも回答を申し上げておりましたが、水道料金につきましては基本的には4年ごとの見直しを考えておりました。過去には平成10年度の改正後、平成14年度は据え置いております。平成18年度に、その後時期を迎えます。その中で福岡地区水道企業団の海水淡水化施設から、本年4月より受水開始となり、受水費用の増加も伴い、平成17年度予算は前年度に引き続き、赤字予算を調整しております。経営は厳しい状況にありますが、繰越利益剰余金で補てんをしながら、本市の現行料金水準や近隣団体の状況等を勘案し、審議会の開催時期については慎重に見きわめていきたいと考えております。

次に、文化の香り高いまちづくりについてですが、本市の史跡地は国指定の史跡である大宰府跡や水城跡、大野城跡などとあわせて市内に数多くの重要な文化財が点在し、史跡指定の規模は市域の約15%を占めております。ご質問の史跡地の活用につきましては、保存と活用の両面を重視する必要があると考えております。史跡地の保存につきましては、毎年公有化の促進を図り、また活用については、大宰府跡では全国からの来訪者の観光や、市民の憩いの場として、あるいは政庁まつりや昨年福岡県で開催されました国民文化祭の催しなどの各種イベントの活用が行われております。さらに、水城跡や観世音寺等の周辺部には花いっぱい運動として、春には菜の花、秋にはコスモスなどを毎年咲かせて、市民や来訪者に楽しんでいただいております。このようなことから、史跡の重要性を広く市民や来訪者に理解いただくよう、文化財の普及啓発を推進いたしております。史跡地の整備につきましては、福岡県において大宰府史跡環境整備事業として昭和46年から継続的に実施され、今日の史跡地の姿として保存と活用を図っております。

そこで、今後の史跡地の活用につきましては、本年開館いたします九州国立博物館を核とした、まるごと博物館のまちづくりの中で、観光行政とも緊密に連携した活用のあり方を検討してまいりたいと考えております。

また、平成16年度策定の文化財保存活用計画の中で、水城跡、大宰府跡の保存と、活用の基本的な方向性を示しておりますので、史跡地とその周辺地域を含めて長期的な視点に立った計画を立て、進めていきたいと考えております。具体的には、平成17年事業といたしまして、水城跡の東門付近の案内板や展望所、広場などの整備を考えております。

なお、史跡地の整備活用に当たっては、本市の財政状況も十分勘案し、福岡県を通じて国と十分協議を行いながら、その働きかけを含めて進めてまいりたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきまして答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました

貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただき、一層の努力をしてまいり所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について、再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、最初のこの財政健全化計画の方から再質問をさせていただきます。

この市民に対しまして、本年度どのような負担をお願いするのか、広報などで説明されるご予定はおありになるでしょうか。以前より、私は一般質問におきまして、太宰府市の投資的経費が類似団体と比較して高いということを指摘してまいりましたが、先日、本年度も投資的経費は現状を維持するというお話がございました。この投資的経費の中の公共事業は、本当に今実施しなければならないことばかりなのか、一時繰り延べを行う余地はないものなのか、この点につきまして市民もやはり指摘をされると思いますが、どのようにお考えなのかあわせてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回平成17年度で、市民に負担を求めるといのはごくわずかでございます。平成16年度に財政が非常に各団体とも危機に陥ったのは、三位一体に伴います国の財政の再建を受けてからでございます、私どもが想像してなかった金額、つまり6億円の減額が地方交付税でなされたということでございます。その6億円を埋めるために、平成17年には幾らかの負担をとということで考えておりましたけども、まずは我々内部的に経費を節減できるものを優先して節減をしていこうということで、約3億円ほどの減額をしております。住民に負担の方には、余り今回手をつけておりませんので、今回行っておるのは施設の利用料金について減額措置をしていたものについての負担をもとに戻そうと、そういうふうな形、あるいは都市圏で非常に使用料が安い北谷運動公園の使用料、プールの一部の見直しと、それぐらいにとどまっております。市民の負担は今回少なかつたんですけども、市の財政が危機であるということについては、これはやはり市民にお知らせをして、平成18年度、平成19年度、それこそ予算に、今度は予算の計画ができるかというような危機に陥っておりますので、そういうことも含めて説明してまいりたいと思います。幸いに、平成17年度には、施政の移動市長室みたいな、市民懇談会等をやりますので、その中でも十分に説明をしていきますし、広報にでもそういう形をやっていきたいと思っております。

投資が高いということです。これは、類団に比較して、まさに渡邊議員がおっしゃるように、類団として比較すると高いというふうに考えております。これは、近隣の市町村、大野城、春日、筑紫野から遅れること10年後に市になったという形で、やっと今は都市基盤整備を終わりつつではありませんが、ピークを若干過ぎているというような状況でございます、そういうふうな投資的な経費をやむを得ずまだまだやっている。ほかの市町村については、も

う既にハードからソフト事業、子育て支援とか福祉の関係とか、そういうものに今は投資が移っております。ほとんどが早く市になった類団の方が多くございますので、そういう状況で、若干私どもとその市の状況等が違うものですから、やむを得ずやっているということでございます。それにしてもやはり今からは、類団と比較しますと、この投資をしたために借金をした、起債の比率が非常に高うございます。そうするためには、やはりこの投資的な経費を抑えるということは、当面やらなければいけないというふうに考えてまして、平成17年度も20億円を超える投資的な経費を一般財源で組んでいたものを、今回13億円という形で、かなり絞り込んだ形になっておりまして、今後もそういうふうな状況で、投資的な経費を低くするという形でいかざるを得ないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

8 番 渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 市民への負担はわずかだということですが、以前このいただいた資料によりますと、例えば隣組の事務費補助金額なども10%削減、それぞれ補助金などが10%削減ということで、わずかではありますけれども、やはり活動されている市民にとっては大きな問題があるのではないかと私は思いますし、また同時に配偶者特別控除38万円が廃止されたことなどによりまして、今年は特に確定申告をされた方の多くは税金が上がったということを実感されていると思います。実際に、太宰府市でも平均3万円から10万円程度の幅で税金が上がっていると聞いております。また、来年には低額所得者への控除も100万円が50万円になりますし、高齢者控除50万円も廃止され、特に高齢者を中心とした所得の少ない市民への負担が大きくなってまいります。国が国民に求める負担が増える上に、さらに市が市民への負担を大きくするという事は、今総務部長おっしゃいましたが、太宰府市の財政を考えると、一定時期やむを得ないかもしれないというふうに私はと思いますが、しかしそれに対する市民の反発というのも予想しなければならないと思います。その理解を得るために、具体的なその内容とその理由、そして今少しおっしゃっていただきましたし、市長も数値目標を立てると、先ほど答弁の中でおっしゃいましたが、今後の健全化計画の中身とあわせて、ともに市民に早急に発表され、そして市民の意見もやはりあわせて聞くべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 当面は、先ほど言いましたように、6億円の差をどう埋めるかということが緊急の課題です。これは平成17年、平成18年でこの差を埋めなければいけないというふうに考えております。

それから、財政の健全化計画については、つくるにはやはり半年程度かかりますので、そうしますと平成18年度に間に合いませんので、それは別として、将来のあるべき姿として財政健全化計画をつくっていかう。その中には、例えば今非常に問題になっています経常収支比率が93.8%というふうになってまして、あと余裕財源が差し引きますと6.2%です。6.2%でやり

ますと、大体太宰府市の財政計上一般財源の金額というものが127億円ですから、わずか7億円しか自由にできる金はないと。これは20%ぐらいが望ましいというふうに言われてまして、20%としますと25億円程度の自由に使えるお金が必要だというふうになってます。しかし、類団あたりを見ますと、やはりこれが90%になって10%程度ぐらいしか、やっぱり自由に使っていないということがありますので、目標としては当面10%、90%ぐらいにはしたいなというように思ってます。そうしますと、約12億円ぐらいの自由に使えるお金がありますので、市民のその時々要望にこたえられるんじゃないかというように考えてまして、そういうようなことも頭に入れながら、やはり市民を、あるいは職員にも、将来はこういう形で財政を運営していくんですよということは、数字で見える形で示した方が、非常に理解がしやすいんじゃないかというように考えてますので、財政健全化計画の中では、そういうようにできるだけ数字で示せるものについては数字で示して理解を求めていきたい、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 1項目の2について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 1項目の2は、まるごと博物館推進プロジェクトで、この中で3点にわたって質問しておりますが、まず太宰府館を中心とした地域活性化についてお伺いをいたしますが、先日まちづくり特別委員会の中で、太宰府館の入場者目標数についてお伺いをいたしましたけれども、それは立てていないというご回答でございました。しかし、今計画されている様々なイベント、先ほど市長もおっしゃいましたが、その曲水の宴のルートを変えて、できるだけ観光客をそちらの道に呼び込むといった、そういったイベントなども、その地域の産業、観光の活性化を図るというためのものなら、周囲の商店の売り上げですとか、あるいは観光客の動員数などの数値目標を立てて、イベントの実施などによって、その目標を達成したということとその結果が立証できると思いますが、そのようなご計画は今後ありますでしょうか。

そして次に、まちづくり景観条例につきましては、この制定過程におきましても随時議会へもご報告をお願いしたいと思います。これは要望です。

最後の国際理解につきましては、これは私個人の提案なんですけれども、国際感覚を持った市民のすそ野を広げるために、市内在住、あるいは市内の大学に留学している外国の方を、小・中学校ですとかアンビシャス広場などへ派遣し、時には保護者も交えまして国際理解教育を実施することも、目には見えませんが大きな成果が上がると思います。もちろん各学校や教育委員会などのご協力をいただくことが必要ですが、行政は講師派遣に伴って、市内在住の外国の方と連絡が密になり、生活状況を一定把握することができますし、学校側へ派遣先が望めば、外国の方が近隣に在住されているというメリットを使って、さらに深い国際理解教育を行うことも可能になります。また、外国の方にとっても、地域に貢献するという一方で、生活面での利便性が生まれ、孤独になりがちな精神面での救済にもなります。実際に、お隣の太宰府市では、これを国際交流協会が実施されておられます。予算的にも、謝金、交通費合わせて5,000円程度と考えた場合、仮に各学校で年に2回実施した場合でも国際交流のイベントを1

回行うのと変わらない程度で実施することができるのではないのでしょうか。これはあくまで個人の提案ですが、ぜひご検討いただければと思います。

では、その太宰府館を中心とした地域活性化についてのご回答と、国際理解に対する私の考えについてのお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府館の件ですけれども、昨年10月1日に開館いたしまして6か月を経過いたしました。現在まで入場者といたしましては8万人を少し超えた程度の入場者を記録いたしております。それで、目標値につきましては、イベントの数、それから修学旅行の誘致等で、今後変化してくると思います。それで、もうしばらく様子を見させていただいて、そういう数の把握を一定つかみまして、目標値は設定していきたいというふうに考えております。

それから、国際理解の関係ですけれども、ご提言の留学生を利用した派遣の件につきましては、今後十分検討していきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 留学生を利用しまして、利用といいましょうか、おいでいただいたの国際理解教育でございますが、これは国際理解教育に取り組む学校の濃度といいましょうかね、それによって参加していただく状況が違うわけでございますけれども、現在各学校ともいろんな形でお呼びいただいて、国際理解教育に、その充実に努めていただいております。そういう面で留学生の方々、それから国際理解教育協会の方々、いろいろご協力をいただいております。大変ありがたいと思っております。先ほどご提言がありましたようなことはもう少し考えて、より充実したものにしていきたいなと考えておるところです。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、後ほどその数値目標を立てるおつもりだというふうにおっしゃっておられますけれども、こういった数値目標を立てるにしろ、そうでない方法であるにしても、その太宰府館を中心とした産業、観光の活性化という非常に難しい課題に対してどのような成果が上がっているかを検証することによって、次のステップにもなることと思いますので、市民に対してどういうふうな効果が上がっているかということをきちんと説明ができるようにしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、国際理解教育につきましては、これから市民課の方でもお伺いしましたが、実際に外国の方の市内在住の人口が増えているということでございますし、共生していくための相互理解の方法をぜひご検討くださるよう、これも要望しておきます。よろしく申し上げます。

議長（村山弘行議員） 1項目の3について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 地域コミュニティ推進プロジェクトについてなんですが、この区長さん

に対して、地域協議会の内容について今まで説明会は行われたと思いますけれども、その内容と、そのときの区長の皆さんの反応についてお聞かせいただけないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） この間、平成15年5月に作成しました推進指針の内容に基づきまして説明をしてまいりました。行政区、44行政区があるわけでございますけれども、その設置された生い立ち、あるいは規模、いろんな課題があります。そして、この地域コミュニティ推進づくりの中で、小学校区をおおむね範囲としてコミュニティづくりをしようということを位置づけております。その小学校区、7小学校区ございますけれども、その中でも様々な課題がありました。それで、意見といたしましては、それぞれの行政区におかれましてはいろんな地域活動が行われております。それを小学校区の中で集約した形でやっていくには、いろんな整理をしないといけない分、先ほどのご質問の中にもありましたような課題があります。それを解決していくためには、市が一方的に、こういうふうなやり方をやろうということではなくて、あくまでもこれは今後の行政の地域分権の受け皿として主体的に活動できるような組織づくりを考えておりますので、行政の課題も整理しながら、今後とも区長さん方に説明をさせていただきながら、一定整理をしながら、いろんな団体とか委員さん、あるいは地域住民の方に、その説明の輪を広げられるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この代表質問は2回までしか質問ができませんので、先ほどちょっと区長さんの反応について、私はどうだったかということをお伺いしたんですが、それとあわせて、これはもう要望になりますけれども、この地域協議会、せっかく計画されて今進められているということなので、区の中で混乱を招かないように慎重に進めていかれることを要望しておきます。

そして、先ほどの質問についてだけご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 失礼いたしました。

区長説明会の中での主な意見といたしましては、市の将来ビジョンが見えないということ、これは地域分権の中で市が今後どのように協働のまちづくりを進めていくのかというビジョンが見えないというご意見をいただいております。また、先ほども申しましたように、現在の区の活動で十分といいますか、精いっぱいだと。それで、小学校区で集まる必要があるのかというようなご意見。それから、行政区で行われている活動と、先ほど言いました小学校区単位でしようとしている活動がまさに二重構造になるのではないかというようなご意見もいただきました。ただ、その中でも地域の連帯は重要であるとか、それから区でもいろんな問題を抱えておるので、区を超えた広域的な情報公開やネットワークは大切だというご意見もいただいております。

ります。そのようなものを、今後一定整理しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議長（村山弘行議員） 1項目の4について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほどの市長のご答弁によりますと、平成17年度はファミリー・サポート・センターについては会員募集、そして一時預かり事業については、その病院の指定ですとか、場所の方がもう決まったというふうな内容のご回答をいただいているんですけども、実際にそのサービスを利用される、例えば市民のご意見を、この計画段階で聴取するという予定はあるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 周知の方法のご質問だと思いますが、この事業につきましては平成17年度の予算の中で事業を立ち上げるということがございます。それで、周知する方法につきましては、それぞれ保育所、幼稚園それから学校に、それが一つの利用される方だと思います。それからもう一つは、保育所、幼稚園に預けていらっしゃるご家庭もございまして、そういうものにつきましては、当然広報はやっていきたいと思っておりますし、もう今はインターネットということもございしますが、あらゆる方を講じまして、実際このサービスを受けられる方については、実際仕事、それからいろんな都合で、事情があって子どもさんを預けたいとかということでございまして、いろんな要望あたりも出てくるかと思いますが、そういうものにつきましては、事細かく対応していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありますか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私がお尋ねいたしましたのは、その周知の方法ではなくて、この計画が実施される以前に、実際に利用される方にとってどういうふうな形が利用しやすいかという意見を徴取する予定があるかということだったんですが、先ほど申し上げましたように2回しか質問ができませんので、そのことについて再度ご答弁いただくことと、同時にやはり実際に利用される利用者の方とか、あるいはファミリーサポートについては多分法人に委託されると思うんですが、そういった委託される法人に対しまして、そういった方々の意見を事前に十分に徴取されまして、本当にそういった意見を反映して、そして使う人たちが本当に使いやすいサービスにさせていただくように要望しておきます。

では、ご回答だけお願いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず、ファミリー・サポート・センターの事前のいろんな意見ということなんですが、このことにつきましては太宰府市次世代育成支援対策行動計画というところで、ちょっと長いんですが、名前を「にこにこプラン」という名前を出していきたいというふうに思っております。その時点でのいろんなアンケート調査ということも行いました。その

中でも大体5割ぐらいの方がファミリー・サポート・センターについては利用したいという意向を持ってありますし、そういうことが一つあります。それから、実際、子育て支援課の中でいろいろと相談を受ける中でもお話も聞いておりますし、そういうことを主に、今後の考え方あたりもちょっと説明したところもございます。

それから、ファミリー・サポート・センターにつきましては法人にお願いするということがなくて、市として行っていきたいというふうに思っております。それで、実際ファミリー・サポート・センターでする内容としましては、預かっていただく方、それから預ける方というふうになってきますので、預かる方につきましてはきちっと講習会、研修会と、そういうものもしていきますし、それから他の自治体についても、このファミリー・サポート・センター事業につきましては実際に実施しているところはかなりございます。そういうところのいろんな意見あたりも聞いてあるところがございますので、事前に聞いていることもございますが、実際立ち上げる前にいろんな出ている意見あたりも徴取していきたいというふうに思っております。

それから、乳幼児の健康支援一時預かり事業につきましては、実際子どもさんが病気をされたときに、いろいろ流行性のものであると保育所では預からないとか、幼稚園にも行けないとか、学校にもなかなか行けないということが現実でございますので、そういうことを以前からもどういうふうに預けたらいいかという話も上がっておりますので、関係機関に当然なってくるかと思えます、保育所それから幼稚園それから学校ですね。そういうところの意見あたりも聞きながら対応していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 補足答弁ありませんね。

次に、1項目の5について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは男女共同参画の条例についてですが、救済措置を含めて実効性のあるものにしていきたいというふうな市長のご答弁をいただきました。

この男女共同参画につきましては、アメリカは独自の文化、宗教などが背景にあると思われませんが、女性差別撤廃条約には批准をしておりません。しかし、日本は約20年前に国連に対してその条約を批准しています。それぞれの国の考え方はありますが、日本が条約を批准したということは、その趣旨に基づいて法律を定め実施していくことを、国際社会へ宣言、つまり約束したことになります。実際、日本において99年に男女共同参画社会基本法が制定され、これに基づき男女平等政策を審議する男女共同参画会議や、政策の実施状況を調査する監視、影響調査、専門調査会が設置され活動しています。代表質問の冒頭申し上げましたが、これから国際社会の中においてますます太宰府市の名前が挙がってくるのが考えられます。特に福岡県には国連機関のハビタットがあります。日本が国の方針として女性差別撤廃条約を批准したということ踏まえ、国連をはじめとする国際社会に対して、この条例の中身が高く評価されるものであることを強く要望いたします。これは回答は結構です。

議長（村山弘行議員） 回答は必要ありませんか。

次に、1項目の6について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 消防団の確保について再質問いたします。

今、社員を消防団員としてご協力をいただいております市内にあります企業をはじめ、それ以外の市内の業者の方々に対しましてご理解を深めていただくための努力を何かされておりますでしょうか。もしされていないときには、団員の出勤や訓練に対する理解を深めていただくために、例えば毎年市から各企業に出向いて行って説明することなどを、ぜひご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 現在のところ、先ほど市長が申しましたとおり250人、定員を充足しております。今後の課題としては、そういった場合については市内にある事業者、団体等にも積極的に働きかけは必要性があるというふうに認識しております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

次に、1項目の7について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 家庭排水の垂れ流しについてなんですが、先ほどご答弁の中にもありましたように、個人の家については、その接続に関する予算面などの問題もありまして困難なこともあると思いますが、集合住宅を経営されている方については営利が目的であることから、先ほどおっしゃった3年という猶予がありましたが、こういった時間を短縮するなどといった、こういったことをご検討されるおつもりはあるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 先ほど市長が答弁しましたように、毎年秋に家庭訪問をしながら、促進に努めておるわけでございますけど、事業所並びにそういったマンション等については、約230件ほどまだ未接続の家庭がございます。そういった方について、要するに事業を営んでいるということでございますけど、1軒1軒訪問しますと、なかなか浄化槽を設置しているというふうな問題、また費用的な問題ということが出てきまして、下水道法の中には、当然11条の中に3年以内というふうな規定はございますけど、慎重に、他市町村の取り組み等も検討しながら積極的に推進を進めてまいりたいというのが現在の考えでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 本来、川というのは子どもたちにとって大切な遊び場の一つであったと思います。今は事故防止などの観点から、それが難しくなっているという現実がありますけれども、少なくとも美しい景観を子どもたちが見て育つということは、情操教育の面からも大きな役割があると思います。また、市民の憩いの場として、観光客の太宰府に対するイメージづくりにも川は重要な役割を持っていると思います。ですから市民にも呼びかけをして、今おっ

しゃいましたけども、皆さん本当に努力をされていると思いますが、行政と一体となって、川の水の清浄化について、さらに深くご検討いただくように要望しておきます。

議長（村山弘行議員） 1項目の8について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この水道代の値上げについてなんですが、これは平成18年度がその見直しの時期だということで、今市長のご答弁をいただいたんですが、この水道代の件というのは市民の関心が非常に高く、私もいつも市民の方からご質問を受けます。ですから、今後どういった方向で考えておられるのかということ、これはもう随時議会の方にもご報告をいただきたいと思います。これは要望です。

議長（村山弘行議員） 次に、1項目の9について再質問はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この史跡地の有効活用についてなんですが、先ほど答弁の中にもありました文化財保存計画、活用計画とあわせて、例えば市が今実施されております政策研究会などがあると思うんですが、そういったところで、例えば市民のアイデアを募るといったようなご計画、ご検討は可能でしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 政策研究会などの意見をどうかというご提言でございますが、今のところ考えておりません。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありますか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この件についても、やはり市民の方からもいろいろ私ご意見を受けております。例えば、ホームページを使ってでも結構なんですが、できればいろんな市民の方のご意見も徴取をしていただくように、今後努力をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 要望でいいですか。

（8番渡邊美穂議員「はい」と呼ぶ）

以上ではばたきの会の代表質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

なお、質問に際し資料提示の申し出がありましたので、これを許可しています。

17番福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、私は公明党太宰府市議団を代表し、平成17年度佐藤市長の施政方針について、通告どおり項目別に質問させていただきます。

初めに、財政問題についてですが、市長は施政方針の中で、歳入の根幹となる市税収入の低迷、平成16年度の地方交付税及び臨時財政対策債6億円の減額の影響で、平成17年度も6億円の財源不足を解消するに至らず、財政調整基金から3億5,000万円の繰り入れをし、基金も底をつき、極めて厳しい状況にあると示していますが、そこでお伺いいたします。将来の太宰府を思うときに、先ほどの回答では行政のスリム化等々はもちろんのことでございますが、今後施策の優先順位の明確化をしたり、また他市との合併等々も考えた上で具体的に将来の太宰府を思うときに、具体案を示すべきと思うが、いかがでございましょうか。

次に、教育問題ですが、今大変問題になっています学校の安全について対策を考えておられるかどうか、また多くの市民が要望している中学校給食導入をどのようにされようとしているのかについてお伺いをいたします。

3つ目は、3つの戦略プロジェクトについて。

1つ目は、アートイベントCOTOCOTOだざいふについて、時期と規模を具体的に示してください。

2つ目は、昨年開館した太宰府館を観光の軸とするためにも、その一案として現在西鉄駅前にあります観光案内所を太宰府館に設けてはどうか。

3つ目は、新観光プログラムのプロモーションと連携した観光マップ、観光ホームページの充実により、太宰府の特色と魅力を発信し、また観光客をはじめとした来訪者が市内を周遊できるよう案内標識を設置するとあるが、その交通手段はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次は、福祉でまちづくりですが、その中で高齢化福祉対策としての老人憩いの場の活用と、今後大事になる介護予防について、どのように考えておられるかお示してください。

次に、男女共同参画の推進について、条例の制定については今議会においても議論を呼んでいます、何月議会に提案されるのか示してください。

次は、安全なまちづくりですが、施政方針の中で災害発生時に迅速かつ適切な防災活動が実施できるよう訓練を取り組むとしていますが、今、いつどのような災害が起きるかわからないと思います。そこで、どのような想定で、どのような形で防災訓練をされようとしているのか、具体的に示してください。

そして、快適な生活空間まちづくりですが、ここではJR太宰府駅についてお伺いします。

国立博物館にあわせてJR太宰府駅をとしていたのを、一昨年7・19豪雨災害に予算をとられ延期するとの回答でしたが、ここではJR太宰府駅を含む佐野東地区は、今から青写真を描きつつ事業を進めると、随分後退した内容になっていますが、再度お尋ねしますが、JR太

宰府駅実現の位置づけと時期についてお答えください。

最後は、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについてですが、私は、太宰府を訪れる皆様に、大宰府政庁跡を中心に水城跡を堪能してもらうことが、一番の国博を生かすことになると思いますが、いかがですか。その上で後ほど資料を示しますが、水城跡の復元をはじめ、そこに立って歴史と夢とロマンを持てるような解説板や復元図やイントラネットを活用した設備が必要と考えますが、いかがでしょうか。政庁跡については、もう皆さん、市民の方はご存じと思いますが、こういった復元図を見ながら、こういったものを見ながら、あそこの政庁跡に立ったときに、太宰府の歴史、韓国、中国からの文化の歴史を、そこに立ってわかるような、そういった設備をぜひつくっていただきたい、そう思っております。

もう一か所は、これはイメージ図ですが、水城跡の復元のイメージでございます。今ちょうど、この門に当たるところが国道3号線で切られた部分になっています。こういったものを水城跡に来た人は、ただあの碑を見て読むだけで、どこがどう、本当の水城跡が何の目的で、どのようなことでつくられたかというのはよくわからずに、ただ水城跡を見たと、そのような感想でしか帰ることができないのが現状であります。この水城跡、政庁跡を守るための水城跡、こういったものを本当に歴史的にも、また目で見てわかるような形で太宰府に来てよかったと思えるような、そういった設備を、今回水城の堤防のところにも土地を買い上げられましたので、ぜひこれも開館、後で再質問の中でもいたしますが、開館にあわせてそういったものをぜひつくっていただきたい。それが市長の示すまると博物館構想にマッチすると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問については自席にて行ひます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市における施政方針について、市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして福廣和美議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、財政問題についてのご質問にお答ひいたします。

まず、施策の優先順位の明確化についてですが、ご承知のとおり、第四次総合計画に基づいて、施策や事業を進めております。とりわけ3か年計画によるローリング方式での実施計画が、主要な施策や事業の優先順を示すものであります。しかしながら、向こう3か年の財政計画が担保されない状況であり、継続的な大型事業など、実施計画の財源のほとんどを充てている状況であります。また、一昨年7・19豪雨水害に対する災害復旧事業を最優先課題としており、災害復旧事業費にも相当の財源を要しますことから、基金を充てて対応せざるを得ず、基金も底をつきつつあるという、極めて厳しい状況にあります。今後は、平成17年度において第四次総合計画後期基本計画を策定することから、施策の体系、基本目標や計画項目を、市広報やホームページで市民に公表するなど、議員各位をはじめ、市民の皆さんのご意見やご提言を参考にしながら、事務事業評価と連携を取り、施策や事業を決定するなど、優先順位を明らかにする道筋をつけたいと考えております。

次に、他市との合併についてですが、市町村の合併につきましては、県内において平成17年3月末で、新設及び編入を合わせて8市が生まれることになっております。合併による効果の一つとして、行財政基盤の強化、効率化がございますが、市民の機運の高まりや、筑紫地区における具体的な動きはなく、今後も本市単独によります財政の健全化について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、教育対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校の安全についてですが、平成13年の大阪教育大学附属池田小学校における事件や、最近の寝屋川市における教師殺傷事件など、不審者による学校での痛ましい事件が続き、私も大変心を痛めております。そこで、教育委員会では、国や県の通知をもとに、各学校へ、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルの作成を指示するとともに、学校の実情に応じた具体的方策を進めていただいております。例えば、事務室等での来訪者のチェックや、各学級への防犯ブザー設置、PTAの協力による保護者用名札の配布や、警察と連携した緊急時に備えた防犯訓練など、様々な取り組みがあるわけがございますが、通学時での安全確保等も含め、今後とも警察や地域住民の方々のご協力をいただきながら、教育委員会と連携して、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校給食の導入についてですが、学校給食の導入につきましては、議員の皆さんで構成されます太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会での調査、検討や、教育委員会で関係者に対します意識調査を実施しており、その結果の取りまとめを終え、調査結果の報告も先日受けたところでございます。また、調査結果を受けまして、現在教育委員会でのその方向性、方針決定に向け、検討に入ったようにも聞いております。給食の早期実現に向けましては、今回の意識調査結果を踏まえながら、多方面から検討する必要もあるのではないかと考えますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。いずれにしましても、中学校給食につきましては多くの市民の方々の要望事項でもございますので、早い時期に方針の決定を行いたいと考えております。

続きまして、3つの戦略プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

まず、まるごと博物館事業の中のアートイベントCOTOCOTOだざいふについてですが、このアートイベントの時期につきましては、九州国立博物館の開館後の約1週間を予定しております。また、規模につきましては、市内の史跡地をはじめ、九州国立博物館、天満宮参道、散策路や太宰府館等、約10か所を拠点に、市民はもとより各商店や学校等に音楽、絵、映像やパフォーマンス等のアート作品を募集し、数多くの市民の参画を得ながら盛大に開催したいと考えております。

次に、太宰府館と観光案内所の一体化についてですが、昨年10月1日の開館以来、史跡解説員がボランティアでジオラマを利用し、市内の遺跡や観光施設を解説されております。観光案内所の機能を太宰府館に置くことは、観光客を呼び込む手段として有効であると考えております。

次に、周遊手段としてまほろば号の活用についてですが、観光客の現状を分析しますと、1月における正月の参拝客と、5月と10月にピークになります修学旅行など、観光バス利用の団体のほかに、曲水の宴や観梅時期、紅葉時期などの個人やグループの観光客に大別できます。また、近年は韓国や中国など、アジアからの団体観光客が多く、これからますます増加する可能性があります。まほろば号につきましては、昨年2月、運行ダイヤの改正等におきまして、観光客の多い土曜、日曜、祝日について、観光客の回遊性の促進を図るため、わかりやすい時刻や、西鉄太宰府駅から都府楼駅前間に1時間当たり往復2便を確保するなど、運行時刻や便数等の見直しを行ったところであります。今後も観光客に秋に開館いたします九州国立博物館と観光スポットをセットしまして市内を周遊していただくため、まほろば号の利便性の向上とあわせて福岡空港、JR博多駅などからの交通アクセスと、その所要時間、あるいは食事をする場所など、旅の情報としてはきめ細やかな観光地情報の発信は必要であると考えております。現在、民間のノウハウを活用するため、旅行会社と協議したり、実際に市内の観光箇所を見ていただいている中で、徐々に問い合わせも入り始めており、今後旅行ニーズを取り入れた地域情報をPRしてまいりたいと考えております。

次に、福祉でまちづくりについてですが、老人憩いの場につきましては、平成9年度から事業を開始し、平成16年度まで15行政区において整備がなされております。管理形態については、長寿クラブで行われていたり、公民館主事をなされていたり、各行政区で異なっておりますが、趣味活動やレクリエーション活動、高齢者サロン等で、高齢者の閉じこもり防止に一定の役割を果たしていくと思っております。しかしながら、まだ活用が十分でないところもあるので、今後は地域交流の中での効果的な活用方策や、介護予防に代表される健康増進の場としての活用方策等について検討いたし、地域の中で求められる機能の再検討を行ってまいりたいと思っております。介護保険制度が5年経過する中で問題点として、要支援、要介護1の軽度の認定者の増加が上げられております。国においても、今回の改正では予防重視型システムへの転換が重点項目の一つとして取り上げられております。そこで、第3期介護保険事業計画の中では、できるだけ介護保険料に影響が少なく、費用対効果の高い介護予防事業の展開を図っていききたいと考えております。

次に、男女共同参画の推進についてですが、昨年から男女共同参画社会の実現に向けた条例について検討してまいりましたところ、12月に男女共同参画審議会から答申をいただきましたので、これを尊重しながら提案作業に入っておるところであります。これを機会に男女共同参画推進本部体制の中で、男女共同参画の基本的考え方について共通理解を図りながら、また政策的判断を要する事項や、事務的整備を行う事項についても入念に検討いたしておるところでございます。条例案といたしましては、まとまり次第、できるだけ早い時期に提案させていただく所存であります。

次に、安全なまちづくりについてですが、防災訓練につきましては、災害時における迅速、的確な防災活動を行うため、地域と防災関係機関が一体となって、平常時から継続的に実施す

る必要があると認識いたしております。このため昨年から全行政区に自主防災組織の設置の呼びかけを行い、現在幾つかの行政区において組織の立ち上げができております。今後も、地震や風水害を想定した総合防災訓練の実施をはじめ、地域での自主防災組織における災害図上訓練を通じた避難訓練等の実施を積極的に推進してまいります。

次に、快適な生活空間づくりにおける仮称ＪＲ太宰府駅についてですが、昨年９月におきまして申し上げましたとおり、仮称ＪＲ太宰府駅につきましては、将来のまちづくりに向けて、西部地区の玄関口にふさわしい風格のある新駅として、また交通の拠点として位置づけております。そして、この新駅をはじめ、駅前広場や周辺を一体的に整備することは必要なことと考えております。しかしながら、一昨年の７・１９豪雨水害は、本市に多くの被害をもたらしましたことから、この災害復旧事業を最優先課題として、全力挙げて取り組んでいるところであります。この災害復旧事業には相当の財源を要しますことから、大局的見地に立って、仮称ＪＲ太宰府駅の新設につきましては延期せざるを得ないという苦渋の選択をした次第であります。また、ＪＲ九州本社と協議をさせていただく中で、新駅運営の採算性が優先するとのことから、周辺のまちづくりの事業化のめどがつかないと新駅設置は難しいとのことであります。新駅設置が先なのか、周辺のまちづくりが先なのかということですが、建設時期につきましても、新駅設置や周辺のまちづくりなどに、相当の事業費がかかると考えられますので、現段階においてはやはり財政計画や、周辺のまちづくりの熟度の高まりなども見きわめながら進めていくということには変わりがないので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについてですが、史跡地をはじめとする文化財は、国民共有する貴重な財産でありまして、文化財の保存・活用をしていくことは大きな課題ととらえております。ご質問の国博を生かしたまちづくりとして、本市の特徴である大宰府跡や水城跡など、歴史を来訪者にご理解していただくことは大変重要なことであり、また本市のまちづくりの３つの戦略プロジェクトの一つとして、本年開館いたします九州国立博物館を核としたまると博物館のまちづくりを現在推進いたしております。

次に、来訪者が水城跡や大宰府跡などを訪れたとき、その遺跡の往時の姿を想像できるような復元図の大型看板や鳥瞰図の設置、あるいはイントラネットの活用の充実等につきましては、平成16年度に策定いたしました、今後の文化財の保存と活用についての基本的な方向性を示す文化財保存活用計画に基づきまして、具体的な整備計画を立てて、史跡地の整備、充実を図っていきたくと考えております。具体的な平成17年度事業といたしましては、水城跡の東門付近の案内板や、展望所、広場などの整備を考えております。また、史跡地の整備活用に当たっては、本市の財形状況等も十分勘案し、福岡県を通じまして、国と十分協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさ

せていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） では、1項目の1について再質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 財政対策の件ですが、これはほかの会派の質問にもありますので、違った角度からお伺いをいたしますと、要するに私何度か言っておりますけれども、どこに力を入れて、いろいろ行政改革等やって行政をスリム化したりいろんなカットすべきところはするけれども、財源をどこに求めていくのか、そういった意味で今後本当に観光に力を入れていくのか、人口増に力を入れるのか、また今まで太宰府ではほとんどされておらないと思いますが、ソフト面での企業誘致をしたらどうか、そういった声も市民からは聞いております。ですから、今本当に大変であるならば、将来どの方向に行こうとしているのか、これを押しならべてやろうとしているのか、そこらあたりが一番聞きたい部分でございます。少しでも市民の皆さんが要望するようになりたいこと、また我々の要望もありますけれども、そういったことが実現できる太宰府になっていきたいと、そう思うわけです。先ほどの、そういった意味での考えの中に合併もあるのかどうか、そういうことでお伺いしましたら、今市長はもう単独で行くんだという回答でございましたので、単独で行くのであれば、また単独で行く道筋を考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。一つは観光に力を入れてあるというのはよくわかっています。また、人口も伸ばしていくのはわかるんですが、その中で企業誘致について、今後考えがないかどうかお伺いをしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） この財政運営におきましては、その時折の状況、あるいは何を優先し、何をどういうふうなまちづくりをしていくのかというふうなことにつきましては、基本的には第四次の総合計画の中にうたい込むと。将来像を示し、その実現に向けての実行計画を年度ごとに立てておるところでございます。今ご指摘の面につきましても、やはり太宰府市としてのコンセプトは何なのかと、将来に向けてのまちづくりの理念というようなことに向かってやはりやるべきでありました。それには今もご指摘のように、財源的なものが必要になってくるわけでございます。私ども、そういったまちづくりの投資的なもの、あるいはそういったもの等につきましても、やはり下水道でありますとか、水道でありますとか、あるいはいろんな施設等々につきましても何度も申し上げておりますけれども、57年施行以来、市民の要望等がかなうというふうな形の中でやってきたこと、私どもの自負しておりますのは、そういった中で時折の為政者が今は継続してやっておりますけれども、その時折の課題の中でやってきておりますその投資的なもの等については、決して間違っていないというふうに思っております。こういった事業等についても優先順位は必要でございますけれども、後年度の市民においても、この公共的な施設、あるいはこういった施設を含めてやはり負担をしながらまちづくりを行っていくというふうなことが大事であるというふうに思っておるわけでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今助役の言われたことはよく……。

議長（村山弘行議員） 福廣議員、ちょっと答弁漏れの、企業誘致の件があります。

助役。

助役（井上保廣） 今その関連の中で言おうとしておったんですけども、そういった太宰府市のコンセプトがあります。本市においては企業を立地しながら図っていくというふうなことで決まっていだろうと。その地域によっては、今も工業地域等々については水城周辺として工場等はございます。あるいは、民間のそういった営利企業等も張りついておりますけれども、今以上に住宅地に用途変更しながら、ほかの地域のように工場を誘致していくとか、民間を誘致していくというようなことについては必ずしもならないのではないかなというように思っております。私どもの行くべき道については、やはり住宅地でありますし、その充足される市民の方々の満足度がどこにあるのかと、史跡地の15%もそうであります。空間というようなものの価値、付加価値というようなことをさらに見詰めながら、地球環境を含めた形の中でのやはり太宰府市に合った独特のまちづくりを今からも目指していく必要があるのではないかなというように思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問について、17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今の問題については、もう代表質問の中では議論がしにくうございますので、助役の今の方針として伺いをしときます。その中で、企業誘致につきましては、私は再度見直す必要があるのではないかと。地域によっては、工場というよりは、民間のソフトの、そういった会社を誘致して財源を求めるといふ、そういうことも今の太宰府の危機感を我々も覚えておりますが、そういったときには必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

先ほど市長より大型事業の件に関してご答弁がございましたが、私はこの時期、大型事業について再度見直しをしていただきたいと、そのことをこの項目では要望いたしておきます。

議長（村山弘行議員） 1項目の2についての再質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 学校の安全についてですが、先ほど市長の答弁にもありましたように、学校だけの問題ではなくて地域云々というお話がございました。これは、公明党の山本議員が参議院の予算委員会でもお話をしてるんですが、学校の安全対策は文部科学省だけでは対処できない問題になっていると。従来のやり方の総点検では対処できない限界が来ていると強調して、政府を挙げた強力な取り組みの必要性を主張をしております。首相を本部長とする治安対策及び子ども安全対策本部の内閣への設置を訴えるとともに、中山文部科学大臣の現地視察を要請をしたと。中山文部科学大臣も子どもの安全確保という点では、本省だけではなかな

か対応できないので、警察など関係省庁と連携を深める必要があるとの認識を表明、現地視察については日程をやりくりし、現場を見たいということが国会の中でも我々は要望をいたしております。今すぐにこの太宰府の中でそういった問題があるのかと言われても、今現在はあってないわけですね。しかし、過去においては中学生が子どもを殺害したという、現実的にそういった例もありましたし、その本人が出所してほかの地域でまた同じ問題を起こしたということも報道をされておりました。今、私、小学校あたりで心配するのは、いろんな対策も必要ですが、これは誤解してもらったら困るんですが、女性の先生が多い。男性の先生は、数、ほんの一握りしかいないという現状が今小学校においてはあるわけですね。女性だから云々ということはもう全く考えませんが、安全対策、いろんなことを考えたときに、それなりの先生の育成というか、訓練というか、そういった、変な意味での訓練ではありませんが、対処の仕方等々をよく考えておかないと、別に今は大阪であって、また東京、福岡で起きないというあれは何もないわけですよ。太宰府においても、他市と漏れなく不審者は数多く、時期的になれば出没して問題になってる。それは余り表面的には出てこないもんですから、自分の近くの地域のうわさしか聞こえてこないというのが現実ですけども、そういった意味からすると、情報、今日はこういうことがあった、こういう問題があった、そういった情報を市民がすぐ見ることができるような状況というのは必要だろうと思いますね。こういう子どもに声かけ事件があった、こういう年齢ですよと、こういう車を利用してましたよ、そういった情報というのも、当然私はこの情報の時代にはできるし必要だろうというふうに思っています。これは余り長くするつもりはありませんが、石川県のかほく市というところがいろんな要望を市に対してアンケート実施をしておられます。これはすべて本市に当てはまるとは思いませんが、小学生に防犯ベルを貸与してほしい、防犯灯の増設、スーパー保安全の設置、小学校に学校安全警備員、スクールガードの配置、自主防犯組織等への支援強化、それから青色回転灯を装置した防犯パトロール配置とパトロール強化、携帯メールなどを活用した犯罪危険情報の提供など、こういった要望をしていますが、これは別にこの市だけの市民の心配に対する要望だけではなくて、こういったアンケートをとれば、こういった結果が出てくるといえるのは、私は必然的にわかるような気がしますが、そりゃ心配ばかりしていいということにはならんと思いますけれども、しかし、もし事件が起きてからではもう遅いだろうというふうに思います。各地であれだけの事件が起きた上で、何もなくて太宰府も起きたと、何かしようとはしてたけども間に合わずに起きたとか、そういったことがないような対策をぜひ講じてほしいとは思いますが、再度お伺いしますが、もうすぐにでもいろんな対策をやる必要があると思いますので、その点、再度お伺いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 議員がさきに言われましたように、他市とか他校で起こったような事柄は本市でも起こり得るといって、そういう認識のもとに各学校は考えてほしいということは、校長会等でも話しているところでございます。ただ、余りにも危機意識とか不安感を、何といいま

すかね、高めるといふようなことになるとやっぱりまずいと思うので、その辺についても配慮しながらやってほしい。

それから、具体的な中身につきましては、先ほどいろんな要望を含めて提案もありましたし、また今まで取り組んできたような事柄を十分に行う、また研修といいましょうか、実施訓練といいましょうか、現に計画をしているところもあるようでございますが、そういうことに取り組んでほしいと。再度、保護者、できたら地域の方を含めて、学校が何をしてるかということをも十分伝えてほしいといふような話をしているところでございます。やはり学校は地域に開かれたということを基盤にして進めたいと思っておりますときに、地域の方々に関心を持ってもらうとか、子どもの様子を見守ってもらうというのが非常に重要なことだと思っております。このことは、教育委員会だけでなく、例えば市でいきますと、市の市長車に巡視中ですか、郵便配達をされながらしていただくといふように、そういう輪を広げながら、またPTAの方々も巡回中ですといふようなことを入れながらやっていただいておりますが、そういうことを一層充実していくようにやっていく必要があると感じております。いろいろと心配をおかけしておりますので、皆様方でもいろいろアイデアがあったりとか、または地域で話題になったときには、また地域の方でも何かご協力いただけるような、そういうお話をしていただけますと大変ありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 中学校給食につきましては、既に市民の1万8,000名に及ぶ署名を我々は市長に届けております。我々は、もうあとは実行あるのみと、そういう認識でおります。先ほど、早い時期に決めていきたいといふふうにお話がありましたが、ぜひ平成18年度導入を強くこの項では要望をいたしておきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） ここで13時、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1項目めの3について再質問ありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほどのご回答で、ここは3項目全体ですね。

議長（村山弘行議員） はい。

17番（福廣和美議員） ちょっと待ってくださいね。準備が悪くて済みません。

COTOCOTOださいふについて、私は大変結構なことだといふふうに思います。開館に合わせて、開館後1週間というご回答でございましたけれども、一つは、これは太宰府にとって、もう二度とないチャンスであろうといふふうに思っています。この中に、いわゆる市民ま

つりも含めた他団体の連携を取りながら、なお大々的にできないものなのかなというふうに思っています。このときに国立博物館を見に来られたお客さんが水城跡、政庁跡も見てもらいながら、太宰府はこう変わっているんだといったこともアピールできると思いますし、そういったチャンスに、この今お考えのCOTOCOTOだざいふをしたらどうか。COTOCOTOだざいふの今アーティストがいろんな10か所で展示をされると思うんですけども、それをもう一つ全体を包むような、この国立博物館開館記念週間というような形でとらえて、市民まつりもその中に入れると。市民まつりも、国立博物館開館記念市民まつりと、そういった今までとは違う試行等を繰り入れながらやったらどうかというのが1点です。

それから、先ほどの観光案内所の件ですけども、やはり太宰府館の本来の目的に戻すためには一つの方法として、今は太宰府駅前にある観光案内所をなくしてしまう。で、必ず、必ずというか、観光案内で今まで来られておられたお客さんには、必ず太宰府館に寄ってもらえるように、そこで案内をしますと。そういう場所の説明とか、行き先はこうですよと、ここでぜひお尋ねくださいと。で、ここに行けば、太宰府の観光はすべてわかりますからと、そういった形でぜひ両方生かすのではなくて、もう片方はつぶしてしまう。そこに太宰府館のいろんな広告も入れながら、ぜひ太宰府館に行ってもらおうと。そういった意味で、観光案内所を一本化したらどうかということをご提案をいたしております。先日も、ある市民の方から、これは太宰府市以外の方ですけども、以前に私、太宰府館のネームの件でお話ししましたがけれども、やはり外から来る人は、太宰府館という名前だけではわからない。太宰府市民は少しはわかっても、いろんなことで宣伝効果がありますから。今後、やはりその観光案内というか、位置づけの問題もありますけども、サイドネームを考えるべきではないかと。何なのかなと、観光客が来て興味がわくような、行ってみようかなと思うようなネーミングをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それともう一点、この項目で、まほろば号の件でお話をさせていただきましたけども、ここではとにかく10か所でCOTOCOTOだざいふをされる。それには当然駐車場が数多く完備しているわけじゃありませんので、いかにまほろば号を利用してもらうか。やはり観光とまほろば号の利用を今後考えていかないと、やはりまほろば号の赤字の分の財政支出というのでも相当大きな負担に今後なってくる可能性があるというか、現在もそうですけども、ですが少しでもそういった意味での考え方をぜひ取り入れていただきたいと。もうこれは早急に、やはりこのまほろば号の利用について、通常の運行とは別に、観光用に、観光用ってなかなか難しい問題があるのかもわかりませんが、そういった形での利用をぜひお願いをしたいというふうに思いますので、今お話ししたことについて、ご回答がある分についてお願いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 私の方から、アートイベントの関連についてご回答を申し上げます。

まず、このアートイベントの開催時期につきましては、先ほど市長が申しましたように、開

館後の約1週間という大方の日程は設定をいたしておりますけども、まだ正式に何月何日に開催をするということは決定いたしておりません。と申しますのが、議員さんおっしゃいますように、市民政庁まつりというのが平成17年、今年は既に10月22日に決定をされております。それから、今現在、市の方でこの国博の開館に向けたいろんな関連イベント、催し物というのが、今日現在15の事業が私の方に情報として入っております。これはいろんな関係機関、もちろん国、県合わせて関係団体も含めてなんですけど、様々な事業がこういうふうな企画をされております。今回提案をしております、このアートイベントにつきましても、市単独でやるのではなくて、市民参画総出の祭りにしたいと、イベントにしたいという考えもございますので、今後特にこの内容からして、市内の大学、高校あるいは小・中学校、いろんな関係機関、団体も含めた催し物にしたいというふうな考えておりました、実は早速4月上旬にこの実行委員会なるものを立ち上げたいというふうな思っております。そういう重複するもの、同じようなイベントも含めまして、今後提言にありますような一緒にやれるものはやるというふうな総合的な調整も図りながら、今後検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 太宰府館での観光案内の件ですが、先ほど市長もご答弁申し上げましたように、観光客を呼び込む手段として有効であると言われておりますので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それから、まほろば号の観光利用でございますけども、観光課の方で観光プログラムを電子化したというご報告をしたと思いますが、その中でまほろば号を利用した観光プログラムということを現在検討しておりますので、ぜひ完成させていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今ご説明がありました、COTOCOTOだざいふについては、ぜひ成功するように取り組んでいただきたい。

それと一つ、これは要望でいいんですけども、これがぜひ屋外でも、先ほどからお話ししますように、政庁跡でも、または水城跡でも一部こういったことを考えてもいいのではないかなというふうに思いますので、検討の中身に入れてほしいと、ぜひ成功するように我々も祈っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 1項目の4についての再質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほど、この老人憩いの場を利用して云々ということでお話をしましたが、ここではいわゆる介護予防の実践ということで、公民館とか老人憩いの場を利用しているようなサークルが行われてある。そういったサークルを利用して、そこに介護予防の専門家とか指導者といいますが、そういった人を送り込んで、実践できるようにしていくというの

も一つの手ではないかなと。やはりそのための人材確保というのを今後していく必要があるのではないかなというふうに思っております。この項目につきましては、明日の一般質問で、うちの清水議員の方がまた詳しくご質問させていただきますので、この項目はこれで終わりたいというふうに思っています。

議長（村山弘行議員） では、引き続き1項目の5についての再質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほどのご回答で、できるだけ早くというご回答しかまだできないのかなというふうに思いますけども、それが6月なのか9月なのか、もしご回答できれば、我々も提出されれば、中身について十分に議論をしていきたいというふうに思っておりますので、再度ご回答があれば、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 条例をいつ出されるのかということですが、今現在、この条例の検討につきましては、課長段階の幹事会というところで、課長を中心とした議論をしております、3回、幹事会とっておりますけども、それで3回議論をします。あと部長で構成します推進委員会というのがございまして、そちらの方で、幹事会で出ました部分を要約して推進委員会に上げまして、最終的には市長、助役等が入ります本部会議がございまして、そちらの方で最終的に結論を出すということでございます。条文が非常に多うございまして、今一定整理をさせてる段階でございますけども、先ほど市長の方から回答をさせていただきましたように、できるだけ早い時期に提案をするように、最大限の努力をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

（17番福廣和美議員「ありません」と呼ぶ）

それでは次に、1項目の6について再質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この項目については、安全なまちづくりということで、これも今全国的に、または国際的にも地球的規模でいろんな災難、自然災害が起きています。これも学校の安全と同じように、太宰府も地震がないとは言えない。あったときにどうするのか、備えあれば憂いなしという言葉がありますように、いろんな意味での災害を想定しながら、私は避難訓練をぜひやるべきだろうと。どういう単位でやるかは別にして、そうすれば、各区において避難訓練をしていけば、あそこの家庭は動けない人がどれだけいる、昼間いない人がわかる。そしたら、どうしていくかという、そういったことも生まれてくると思います。そういうのがわかっとなないと、実際何か起きたときに、いつ何どきですから。夜中に起きる、夜、朝、昼、いつ起きるかというのはわかんないわけですから、そういった意味での、市民に啓発する意味でも、できるだけ小さな単位で、小さいというのは各区なら区、大きい区もありますから

ね。大小いろんな区がありますから、最低でも区を単位としながら、そういったものをしていく必要があるのではないかと。それが生きなければ生きないで結構なんですから。生きないということは、災害がないと、なかったということになりますのでね。ぜひそういった意味での消防施設の充実、消防訓練、これはもう言わずと知れて今までもやっているし、今からもやられると思いますから、そこに言及してないだけです。ぜひそういったものをお願いしておきたいと、これはもう要望で結構でございますので、よろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 次に、1項目の7について再質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） これはもうJR太宰府駅の件は、再三再四お話をしていますので、そう多くを語るつもりはないんですけども、今回、九州国立博物館の新しいパンフレットができましたよね。この裏に交通案内があります。JR博多駅から約1時間、JR博多駅からJR二日市駅と、そして鹿児島本線を使った場合、それからバスで5分で西鉄二日市駅に着きますと。で、西鉄二日市駅から西鉄太宰府駅、徒歩で九州国立博物館まで10分と、合計約1時間という案内があります。もう一つは、JR博多駅から市営の地下鉄で天神まで行って、天神から西鉄の二日市駅、これは西鉄太宰府駅に直通で来るわけですが、それから九州国立博物館という案内があります。自分は、やっぱりこれを見て、誠にやっぱり残念に思うんです。本来であるならば、JR二日市駅じゃなくて、ここにJR太宰府駅というのが入って、こっからまほろば号で博物館までですよ、こういう絵が欲しかったんです。ここに入らなかったというのは、もう本当に残念でなりません。いろんな事情があってできないというのは、もう今までもお聞きしましたし、執行部としては全力を挙げてあるんだろうというふうに信じておりますけども、もう一つは、前も言いましたように、JRの時刻表に早くJR太宰府駅をですね、入れる。これはJR側が地域に云々ということをやっているかも知れませんが、我々はちょっと違うと思いますね。それだけであそこに人口が増えるから利用者が、地元の利用者が云々だけの効果を考えてませんよ。もっと大きい感覚で来られるからこそ、JR太宰府駅が必要というふうに主張をいたしています。もしJRさんが言うぐらいの規模で考えるなら、私は要らんとするんですね、近くにあるわけですから、2つ駅は。しかし、何のためにJR太宰府駅が必要なのかということ考えたときには、やはり早急にやるべきではないかというふうに思っています。これも回答は違った回答は出てこないでしょうから、別に回答は要りません。私はもう主張だけで構わないと思いますよ。

それから、ひとつここでちょっと残念に思ったのは、もう一点は、区画整理と云々ということで、それから青写真をつくるんだと。ということは、駅前広場、それから全体を考えた中での駅づくりというふうになったのかもわかりませんが、当初我々が聞いた説明では、とにかくまず駅をつくらうという考えではなかったのかなというふうに思っています。我々は、逆にそれだけじゃ不十分だというような感じでお話もしましたが、そういった意味で、もう一遍検討し直して、これは開館して2年も3年も4年も後になるのかなという、それででき

ればいいのかもわかりませんが、ほかの対案が出てくればまた別の話もありますけども、太宰府の交通手段を考えたときにどうしても必要だというふうに思いますので、これは常に質問の項目に入るのかなというふうに思ってますので、今回は要望で終わらせたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 要望ということで。

（17番福廣和美議員「はい」と呼ぶ）

では、1項目の8についての再質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） いわゆる前からお話ししてましたように、我々は屋根のないまるごと博物館構想、大いに賛成でございます。だけど、我々の考えは、先ほど言いましたように、水城跡、政庁跡を中心に、ほかの史跡はどうでもいいということじゃありませんよ。そういうふうにとられたら困りますけども。まずそういったものと太宰府館、国立博物館、これを基点とした史跡地の有効利用というのが必要だろうというふうに思います。その第一歩として、先ほどお見せいたしましたように、水城跡は特に、水城跡、政庁跡もそうだと思いますが、市民も一遍アンケートをとられたらわかると思うんですけども、ほとんどの人が全体のことを知っている人というのは少ないだろうというふうに思うんですね。で、学校の教育の中でも、そう多くなされてないのではないかとこのように思うんですよ。ですから、こういうすばらしいものが、政庁跡を守るためにあったんだということを、やはり多くの人に知ってもらいたい。これは日本に一か所しかないわけですから。ぜひこれをこのまま復元せろとは言いませんけども、ちょうどここにあるやかたのところは門になってるんですが、今ここにちょうど国道3号線が走ってるわけですね。ですから、ちょうどいい、こういう門があったということを知ってもらうような、簡単な復元でいいわけですが、そういったのもやってもいいのではないかなと。これは、国交省が前の建設省ですかね、が壊したんですから、国交省にお金を出してもらって復元をしてもらおうと、もとに戻してもらおう、これは文化財保護法からいって当然なんですから、本当は。壊したらいかんのを壊したわけでしょう、それは国の意向で。だから地元の意向でもとに戻してもらおう、そういったこともやってもいいのではないかとこのように私は思ってます。何のために、何で水城というのか、いつそれをつくられて、だれがそれをつくろうとしたのか、そういった歴史的なものも来て、本当は水城のまほろば号のバス停の横で覆屋のところで、団体の人も時々来られますわ。あの碑を読むだけしかないわけですね。我々は、あの上に行ったら、全体の全貌が見えますよってこう言ってあげたいけど、観光バスは上には上がっていくともうリターンできませんので、上がっていくこともできないという状況にあって、散歩道、篠原さんの家があった上を登っていけば、ずっと道は、これはうちの老人クラブの皆さんが足で踏みならしながらつくった道が、昔からあるところを通れるようになってるんですよ。秋になれば、時期的にはクリがたくさん落ちてますので、皆さんも一度、なくならない前に来られたら。いや、水城は多いですもんね、クリがですね。ね、課長ね。あそこは本当クリが豊

富にあるんです。だからもうちょっと遅れていくと、もうほとんどむかれてますけどね。そう  
いったところがあります。この政庁跡につきましても、これは第3期って書いてありますの  
で、一番新しい復元の、これは模型ですから、模型を絵にしたもんなんですけどね、こうい  
たものを見ながら、また太宰府にいるんな歴史上の人物が訪ねてこられてますもんね。どうい  
う人が来て、どういう目的で太宰府に来たとか、そういった歴史もわかるようなものを、ぜひ  
政庁跡につくってほしい。市民の方からは、門だけでも何とか復元できないのかと、これはも  
う短期にそういうことをやる、門の復元とかいってもそれは難しいかもわかりませんが、  
でも、そういった声も皆さんから上がっています。これを展示とか、そういったことはそう時間  
的にもかからないと思うんで、ぜひこの開館に合わせてこういう祭りをするのであれば、それ  
に間に合わせてやっていただきたいなというふうに思います。そういった意味で、もとに戻る  
わけではありませんけども、この博物館オープン記念のチャンスを逃さないように、それだけ  
広い立場で催し物をですね、私は、若干これお金がかかっても仕方ないと思うんですよ。こう  
いったことに予算がかかっても、私は仕方ないと思うんです。ほかか云々ということは余り言  
いたくありませんが、言いませんので。市民まつり等を合体していけば、予算的にも随分違っ  
てくるでしょう。ですから、なかなか難しい問題はあるのかもわかりませんが、そういった  
意味合いでぜひ実行していただきたいというふうに思いますが、いかがでございしょう  
か。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長の答弁の中で、平成17年度事業といたしましては、水城跡の東門付  
近の案内板や展望所と広場などの整備を考えておりますということでご答弁を申し上げており  
ます。ただいま示されました水城跡、政庁の復元図、説明看板の設置につきましては、貴重な  
資料提案といたしまして承っておきたいと存じます。よろしく申し上げます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 我々、期待をして国立博物館のオープンをお待ちしたいと思いま  
すし、大成功に祈るように、我々議会の立場から、また応援をしていきたいというふうに思いま  
すので、よろしく願いをしていきたいと思えます。

以上で私の代表質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 以上で公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派宰光の代表質問を許可します。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、会派宰光を代表し  
まして、施政方針に対し3項目にわたり、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、福祉でまちづくり推進プロジェクトについて伺います。

市長も施政方針で述べられましたように、太宰府市次世代育成支援行動計画が策定され、太宰府市の子育て支援が充実しつつあります。また、このことは平成17年度予算でも見てとれます。私も、子どもを持つ親として大変うれしく思っています。また、子どもを持つ多くの保護者に成りかわりまして感謝申し上げる次第であります。

本市におきましても、地域における連帯感の希薄化といいますが、コミュニティの希薄化が進んでいるように感じられます。また、家庭の機能、役割といいますが、これが崩壊とまでは言いませんが、かなり変化してきているようにも感じられます。そして、この家庭の機能の変化などに伴う育児不安や児童虐待などにつきましては、太宰府市の次代を担う子どもたちが元気で健やかに生まれ育つ環境づくりを進める上で、解決すべき重要な課題であります。また、学校現場の中や通学路での犯罪など、痛ましい事件が後を絶ちません。青少年犯罪の低年齢化など、コミュニティの形成も含めたところで、子育て支援を全体として考えていく必要があると考えております。コミュニティ形成と連携した子育て支援につきましては、私も小さいころ、道路でごみを散らかしたときには近所のおばさんに怒られ、田んぼに積んであるわらの上で遊んだときはおじさんに怒られるといった、何といいますが、地域の連帯や助け合いというコミュニティが機能していたんだと今になって思う次第であります。市の次世代育成支援行動計画におきましても、育児不安や児童虐待などへの対策、あるいは地域で子どもたちを見守り、支えるといったコミュニティ形成を含めた地域福祉づくりを含めて、様々な事業を展開されることと大変期待しております。

そこで質問いたします。

平成16年3月の議会でも質問、提案をいたしました。時代を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる環境整備を進めるため、様々な事業を多方面に展開する上で、相当数の人の配置や、また核となる適切な施設が必要になると思いますが、市長の考えをお伺いします。

次に、人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくりについて伺います

市長も施政方針の中で、「文部科学省が提唱する地域と学校で連携し、ボランティアシップのもとに運営される総合型スポーツクラブの活動を積極的に支援し、スポーツの振興、普及に努めていきます」と述べられております。学校教育におきましては、豊かな心を持ち、自ら考えて、主体的に判断することができ、たくましく生きていくための人格形成と、社会の変化に対応することのできる能力の育成を図り、創造と個性を伸ばす教育が求められています。

また、この生きる力は、地域との連携やぬくもりのある家庭を通して、子どもたちを成長させるものではないでしょうか。中でも、スポーツによって生きる力が培われる可能性は高いのではないかと私は思っています。スポーツは、他人を思いやる心をはぐくみ、感動する心を持つようにするなど、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力の育成にもつながるものであります。

このように、次代を担う子どもたちに生きる力をつけさせることは、最初に質問いたしまし

た子育て支援と同じく大変重要なことであります。学校での部活につきましては、指導する教員が不足し、また部員が減少し廃部になるなど、各中学校での部活動が困難になってきていると聞き及んでいます。スポーツを愛する者として大変残念に思っています。

そこで、質問いたします。

市長が述べられました、地域と学校とで連携した総合型スポーツクラブを中心として、各中学校の部活の活性化や支援策について、どのように展開されるのかお伺いします。

最後に、財政健全化について伺います。

市長も施政方針で述べられましたが、本市を取り巻く情勢は大変厳しいものがあり、中でも本市の財政状況はどん底とは言いませんが、非常に厳しい状況であるということがよくわかりました。このような状況の中で、平成17年度の予算を編成するに当たっては、大変なご苦労があったのではないかと考えています。その内容から、様々な改革を実行に移すなど、小さなことから始める勇気と根気とを持って、しっかりした流れにしていこうという考えがひしひと私に伝わってまいります。そして、職員と力を合わせ、心を一つにして、何事にも挑戦して、この難局を乗り切ろうという姿勢といたしますか、態度といたしますか、誠に敬意を表する次第であります。

ここで、私の財政健全化への考えを示させていただきます。

まず、1点目の質問であります。

経常収支比率が非常に高い中での投資的事業といたしますか、基盤整備事業、大型事業についてであります。これらの大型事業等の変更については、例えばということで、お断りをした上で申し上げます。高雄公園を例にとりますと、現在既に用地買収は行われておりますので、用地は確保することにして、整備の時期を延期するとか、また必要最小限度の整備にとどめるといった事業費の削減や、維持管理の軽減を行うなどの見直しはできないものでしょうか。

2点目の質問であります。

財政状況が厳しいところでの様々な事業の見直しを果敢に実行されていることは、大変評価されるべきだと思います。市長も、施政方針におきまして、「市民にも一定の我慢をお願いしなければならないことも出てこようかと思われます」と述べられております。市民に対して痛み、負担をお願いするときには、やはりきちんとした説明をした上で、市民に納得していただくよう説明責任を果たすべきだと考えますが、市長の考えをお伺いします。現在、財政状況が厳しい自治体は、太宰府市に限ったことではありません。全国のほとんどの自治体が窮地に立たされているといっても過言ではありません。ただ、どのような改革をしているのかには、かなりの違いが見受けられます。6万市民をはじめ、全職員が納得のいく改革を行う必要があるのではないのでしょうか。若輩者の私が言うのも何なんです、人間は納得すれば、少々我慢はできるのではないのでしょうか。特に、その先の目標といたしますか、いつまで我慢をしなければならないとかがしっかり見えているときはなおさらであります。

そこで、3点目の質問であります。

2点目の質問である説明責任を果たすことと関連しますが、他の自治体でも取り組まれております四役などの報酬や、職員の給与のカットにつきまして、本市におきましても報酬のカットといった踏み込んだ改革をされる予定があるのか、市長の考えを伺います。

以上のことにつきまして、ご回答をお願い申し上げます。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま、本市における施政方針について、市議会会派宰光を代表されまして、丸丸義行議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、福祉でまちづくり推進プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

平成16年3月議会の一般質問において、子育て支援の環境整備等、子育て支援にかかわる行政全体の政策を、具体的な事業を含めてご提言をいただいたところでございます。子育て支援は、行政と市民、地域及び事業主が一体となって取り組むべき重要な課題であると認識いたしております。また、現在策定中の太宰府市次世代育成支援対策行動計画では、地域における子育て支援をはじめとした7項目の基本目標を掲げておりますので、今後は同計画に基づいて、子育て支援の充実に努めてまいります。なお、この計画を進めるに当たりまして、子育てを支援するセンター的なものを設置し、それを核として事業に取り組んでまいります。

次に、財政健全化についてですが、今日の財政状況に応じて、予算の枠配分方式を導入しており、その中で大型事業を行う実施計画事業も抑制した予算としており、ご質問の高雄公園についての用地は、平成15年3月に土地開発公社から買い取りを行っております。整備工事は、平成20年度から2年間を計画しております。整備内容は、基本的に現在開園しておる地区公園と同じように、管理棟、多目的広場、遊具広場等を実施する計画ですが、今後、地域住民との協議を行いながら、整備費及び維持管理経費を極力抑えていきたいと考えております。

次に、本市の財政状況は、国の三位一体の改革により、平成16年度に地方交付税が大幅に削減され、その補てんがないまま、平成17年度は市債の借り入れと、基金の取り崩しにより財源不足額を補てんするといった状況が続き、歳入の確保と経費のさらなる削減を迫られている状況であります。このため、平成17年度予算編成に当たりましては、補助金、交付金などの財源の確保に努めたほか、職員の退職者不補充、臨時嘱託職員の削減、時間外勤務手当の削減、委託料の見直しなど、正規職員の生産性を高めることに対応したところであります。しかしながら、急激な歳入の減少には対応し切れず、市民の皆さんにも一定の負担をお願いしたところであります。

このような厳しい財政状況を知っていただくため、平成17年度から行います市長と語る会、広報など、あらゆる機会にとらえまして、この状況を説明し、ご理解をしていただかなければならないと考えております。

お尋ねの人件費の削減については、国の三位一体改革の動向が不透明な状況もあり、今後もさらに徹底した事務事業の見直しを行った後の最後の手段として、場合によっては人件費にま

で踏み込まなければならないだろうと考えております。

人を大切に、豊かな心をはぐくむまちづくりにつきましては、教育委員会で答弁をいただきます。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 人を大切に豊かな心を育むまちづくりについてお答え申し上げます。

まず中学校における部活動につきましては、学校の教育方針に基づき一定の教育目的を達成するために、学校の教育活動の一環として行われており、学校の責任のもとに適切な教育的配慮をもって行われるものです。そのため、部活動の責任者である顧問には生徒の教育をつかさどる意味で教諭を充てるのが適当であると言われております。

この世の中、ご質問にもありましたように少子化の影響により団体競技を行うための部員数が確保できない、また、教員数も減少することから部活動数を減らさざるを得ないなどの理由から、いくつかの部活動がやむをえず休部あるいは廃部に至った現状もあります。そのため、現在ある部活動の維持をどうするか、また、小学生の時にスポーツ少年団等で練習に励んでいた種目を中学校でも続けたいという生徒や、新しい種目を始めたいと考えている生徒の意向にどう答えるかなど、学校現場でも頭を痛めているところです。

教育委員会では現在、県のモデル事業として行われております運動部活動活性化推進事業の複数校合同部活動及び外部指導者派遣事業の成果に注目するとともに、現在太宰府中学校を拠点としております総合型地域スポーツクラブである太宰府よか倶楽部の充実を図り、部活動以外の場として生徒のスポーツライフ向上に対する支援を推進していきたいと考えております。

次に、部活動に対する外部指導者の派遣についてですが、現在、各中学校において地域の方に外部指導者として専門的スキルや知識について生徒に対する支援をいただいております。しかしながら、中学校の部活動は午後4時から6時にかけて行われていること。また、ほとんど毎日行われていることなどにより、指導いただく外部指導者は限られているという現状があります。ご質問にありました外部指導者の紹介や派遣を組織的に行うことは部活動に対する支援のみならず、太宰府よか倶楽部の理念であります地域のスポーツ環境の充実にもつながるものであります。その意味で今後学校の要望を踏まえながら太宰府よか倶楽部だけでなく体育協会や体育指導委員、地域の社会体育団体とも連携を図り、部活動の充実に向けて支援してまいりたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件について答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきたく一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について再質問はありませんか。

2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） 1点だけ再質問させていただきます。

支援センター的なものを設置するということではありますが、今現在何か具体的なそういったことがあれば教えてください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほどの市長の答弁の中に、子育てを支援するセンター的なものを設置し、それを核として事業を取り組んでいきますと答弁をいたしました。次世代育成支援対策行動計画ですね、にこにこプランという名称をつけようというふうに思っておりますが、これの中で載せておりますが、名称は少しかわるかもしれませんが、子育て支援センターというものを中心におきながら地域それから学校、それから相談機関、それからボランティア、そういうものを含めたネットワーク化をつくっていこうというふうに考えております。

それで、センター的な役割も、それぞれ持ちながらやって進めていこうというふうに思っております。

その中の一つとして、ファミリー・サポート・センター事業というものを今年行うようにしているんですが、きちんとした核となるものをつくって、この計画の実行に向けていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） 子育て支援の充実を図る上ではやはり、どこを中心に充実を図っているかということが市民に明確に伝える必要があると思います。平成15年12月議会において、子育て支援の充実を佐藤市長が太宰府市の重点項目の一つとすと言っていました。子育て支援はまちづくりの大きな柱だと思います。明日の太宰府を担う子どもたちが主役であります。子どもたちは地域の宝であり太宰府の宝、という考えで今後も子育て支援により一層力を入れて取り組んでいただきますようお願いいたします。1点目の質問は終わります。

議長（村山弘行議員） 1項目の2について再質問ありませんか。

2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） 先ほど教育長言われておりましたが、私も子どもがおりまして、実は、どこの市町村もそうなんですが、幼稚園ぐらいからサッカー、ラグビーとか拳法とかいろんなスポーツを幼稚園のころから子どもさんみなさん、親子で一緒に活動されてます。

これが小学生になるともっと活発にスポーツの種類も増え、かなりの子どもさんたちがスポーツをやられているというのは、どこの市町村でも一緒だと思うんですが、太宰府も同じように活発にやられております。やはりスポーツ、これはスポーツだけに限らず、いろんなクラブ

活動が盛んに行われているまちは青少年の健全な育成が図られていると、そう言っても過言ではないと思います。

私も中学時代はクラブ活動をやっておりました。

やはり外部の人間が来るよりも、本音からすれば同じ学校の先生にクラブ活動を教えていただく。これがまた自分がかかわれる先生以外の先生が、クラブ活動を通してかかわれるということで、いろんな先生とのつながり、そしてまた、それによって学校自体が楽しくおもしろく、そういう状況でありました。今の状況を見ますと、学校の先生で必ずしも100%対応ができないという状況は重々承知しておりますし、また、部員不足でチーム編成ができない。そういったところで学校同士、スポーツ関係は合併というか、そういうふうにして合同のチームをつくる。そういう方向というのは本当に子どもたちにとってありがたい話だと思います。

やはり今後とも子どもたちが身近なところでスポーツに親しみ、環境の整備を強くお願い申し上げます。2点目の質問をこれで終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 次に1項目の3について再質問はありませんか。

2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） 3項目めなんですけど1点だけ再質問させていただきます。

先日の議員協議会の中で中期財政収支見通しということで資料をいただきました。平成20年度までの財政の見通しなのですが、来年度、平成18年度においては7億6,900万円ほどの一般財政不足。平成19年度においては8億1,900万円ほどの一般財政不足。そして平成20年度は6億7,100万円の一般財政の不足が予想されるということで財政健全化策をこれから練られることと思います。

しかしながら、災害もありました。三位一体の改革もあつとります。そういう中で本当に今やられている改革で、この財政難が乗り切れるのかどうかというのは本当に不安でなりません。それで、最終的にはいろんな方面に痛み、そういったものを求めないといけないような状況につながっていくのではないかと私は考えております。そういったときに先ほども申しましたが、痛みを求める時にはやはり自らも痛まなければならない。そのためにも、いろんな市町村と我々のこの報酬ですね、報酬を比べて高いか安いかわ、そういった議論もあるかと思えます。そしてこの何年、長い間報酬を見直されてないという事実も充分承知しております。しかしながら、やはり市民に対して痛みを求め、これから市長が説明に回られるのであれば、これはやはり市長自ら決断をされ、幅はあると思いますが、報酬のカットということは、今英断されるべきことではないかと私は考えます。

市長の考えを再度お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 先ほどご答弁でも申し上げましたように、非常に地方財政が厳しゅうございます。特に太宰府におきましては、るる財政再建についての計画等、ご答弁申し上げましたように三位一体の改革等によります地方交付税等々の地方財源の非常な削減縮小、あるいは7

月19日、一昨年の災害等によりますます大きな費用負担等々がございます。しかしながら地方自治を取り組む中に自分たちの財政計画は自分たちできちっとする、このことについては重々承知いたしております。従いましての申し上げましたように、削減、縮小、効率的な執行運用、あるいは公共事業等大きな大型事業等の見直しとか事業の縮小等、いろいろと取り組んだ計画をやっております。そういう形で、また地方財源の配分の問題等につきましても、まだやや不透明なところがあります。まずできるところからそういう費用の削減、あるいは計画的な今後の事業計画の執行、これは十分に今配慮し、検討いたしておるところでございますが、お示しの人件費の削減等については重々承知いたしておりますが、まず、そういうあらゆる手段をつくした最後の手段としてこれはやるべきであり、まず自ら財政計画等の見直しから始めていこうということでございます。

今後、財政見直し等々の厳しさの中から当然人件費の削減等も含めた手段として考えるべきときが来るかと思いますが、その前にできることから最大限努力してまいり、そういう所存でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問は2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） 最後は要望で終わらせようと思ったのですが、質問させていただきます。私は人件費云々というところは最終的なところだと認識しております。いずれにしても、この見直しは大変厳しいものであるとそのように考えております。最終的にはそういった人件費までも踏み込まなければならぬことが来る可能性は非常に高いと思います。だからこそ最初に市長自らが英断をされ、給与じゃなくこの報酬の部分のカットを早急に検討される必要がある、そうお願いと質問を申し上げまして質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま財政の健全化に向けて、市の全般的な予算、あるいは見直しというようなものを立てる必要があるというように思います。先ほども申し上げましたように、私どもは財政運営を行います際におきましては、その時折の課題、それをどう解決していくか、優先順位も含めて討議をし、今のような平成17年の予算にこぎつけております。この原因、要因と言いますのは、よく言われます経常収支比率が93.8%になったと。それは義務的な経費、その中でも見ていただいてわかりますけれども、人件費あるいは扶助費、あるいは補助金あるいは公債費と、この構成が義務的な経費でございまして、それに一般歳入財源がどの程度配分されておるかというようなことから、93.8%という形があるわけです。

それも中身を見ていきますと、公債費でいきますと、31億円ほどの公債費をあげておりますけれども、ではどこからその借財等が出てきたのかと申しますと、先ほども申し上げておりますように、市民のための、やはり市にとって必要な都市基盤整備の中から出てきておるもの、この問題等々については今現在の市民だけの負担によるべきではなくて、やはり後年度の市民も含めて享受していく、すべてが享受するわけですから、負担を求めて、そういったまちづくりについては、借財なしにはできないというようなことは申し上げました。これは家庭におい

てもしかりです。お金がたまって家を建てようと、あるいは財を築こうとしても無理であります。ある一定の身の丈に応じた借財をしながら、見通しを立てて設計をしていくというようなことになると思います。財政運営も同じでございます。職員団体の方にも私は申し上げました。人件費等々については切り込みは現時点においてはしないと。その前に行政手法の見直しでありますとか、全体的な事務事業の見直しをすることによって、やはりむだでありますとか、そういったところから経費を削減できる部分等々が出てくると。一人二役、三役、生産性を高めていきましょうよ、こういった呼びかけをしておるところでございます。一つの事務室の清掃等も一つの職員のあらわれでございます。やはり汗を流していくと。その人の人件費に切り込む前に、もっともっとまだできる分野が私もあるというふうに思っております。平成18年度に向けて、今から始めております。

そういうふうに市民に切り込む前に、今の見直しを行う、全体的な事務事業の見直しを行う、こういった視点でいっておりますので、市長も今申し上げておりますように、そういった時期が来たときには自ら市長も潔さをもって市民に示していく、その腹は私は絶えず話しておりますのでわかっております。その覚悟で今臨んでおりますので、そのへんのところご理解をいただいております。

議長（村山弘行議員） 以上で宰光の代表質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に会派新風の代表質問を許可します。

3番後藤邦晴議員。

〔3番 後藤邦晴議員 登壇〕

3番（後藤邦晴議員） だだいま議長より会派代表の質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、新風の4名を代表いたしまして次の3点にわたり質問をさせていただきます。

現在、国、県、市において最も深刻な課題対策として増収対策が上げられていますが、これといった決め手がないのが現状です。本市においても法人による税収が乏しく、また長引く不況の影響を受けて、市民税、固定資産税等も減収しているように見えます。この現象を少しでも改善する方策を考えると、人口増の方策が最も効果的なものではないかと思っております。市長も施政方針で、（仮称）JR太宰府駅周辺のまちづくりや、佐野東地区の都市施設の適切な配置、良好な住宅地の形成を図ると述べられております。

このことから、まず1点目の用途地域及び建築の高さ制限の見直しについて質問いたします。現在、市内では都市計画決定により、建物の高さが高度地区では最高20mとなっております。この用途地域の見直しを積極的に行い、高度地区を広げたり、新たに設置したりすると

もに、高さ制限もさらに高く見直すことが必要な時期に来ていると思います。本市は名所旧跡が多く点在し、史跡指定地も広く、ほかの市町村にはない特別な土地柄であることから、景観等にも大変気を使われていることも十分承知しておるつもりです。

しかし、冒頭に申し上げましたように、本市の財政は大変厳しい状況に置かれています。市長も市民の皆さんに、このような状況であることを強く訴えておられます。本市には史跡地とか景観を考慮すべきところは数多くありますが、反面、見直しできる地区もまた多く存在すると思います。

そこでお尋ねいたしますが、高度地区の拡大及び建物の高さ制限の見直しについて、市長はどのようなお考えかをお伺いいたします。

次に2点目といたしまして、太宰府駅前広場の整備について質問いたします。

この駅前広場は、バスやタクシーのロータリーのようになっておりますが、実は歩道としての利用が多いのが実態です。広場の路面は60cm×30cmの石板が敷き詰められており、その周りには15cm角のブロック石でできています。景観上は大変よろしいのですが、注意をしてみますと、この石板やブロック石が浮き上がったり、グラグラしているものが多数見当たります。毎年夜間作業にてこれらの補修工事をされていますが、路面の傷みは繰り返され、いわゆる切りがないのではと思います。今後においても、このようなことを繰り返していくおつもりなのか、この際思い切って長期手直しが要らない工法を採用していただきたいと思っておりますが、市長としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、太宰府天満宮参道の車両進入について質問いたします。

太宰府駅前から参道に上がる車両には、時間の規制があるとお聞きしています。その時間帯は10時から17時までと聞き及んでおりますが、この時間内にも現実、車両の進入があつております。車両の進入に際し、管理はどこでなされているのか。進入許可証などは交付されているのか、また、このような実態に対してどう対処されているのか、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、3点にわたり質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市における施政方針について、市議会会派新風を代表され、後藤邦晴議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、用途地域及び建築の高さ制限の見直しについてのご質問にお答えいたします。

用途地域は、市街地における土地利用の純化を目的として定められたものであり、土地利用計画の基本をなすものであります。高度地区が建築物の最高限度または最低限度について定め、高さについて用途地域を補完し、土地の高度利用、住環境の整備、景観形成などを図るものであります。また、建築物の高さは、用途地域において建ぺい率や容積率などにより間接的に制限を受けることとなります。用途地域の見直しにつきましては、必要に応じて法定の手続きを経て定めることとなりますが、現在、通古賀、吉松東、両地区の区画整理及びそれに関連し

て国分の一部の地区について県と協議を行っているところであり、また、駅周辺の商業ビルなどの事業計画が明らかになった場合には、都市計画マスタープランなどと整合性を図りながら、用途地域を変更するなどの見直しを検討する必要があると考えております。

高度地区については、平成7年3月に住居系用途地域を中心に市街地の大半を絶対高度20mと定め、現在に至っております。これは、本市が固有の歴史と文化に抱かれた史跡のまちであることから、太宰府ならではの個性的で活力のあるまちづくりに向けて、景観づくりなどでまちの付加価値をつけて一層まちの魅力を高めるためのものであります。そして、現在、規制による都市計画として、時間は要しますが着実に成果を上げているものと確信しております。

本市の市街化区域はそのほとんどが住居区であることから、良好な住環境は近隣だけではなく遠くの景観など、周辺環境との調和が大きな問題となります。また、高さ制限などによる景観は、観光資源としての要素も大きいことから、むしろ高さ制限を本市のまちづくりの特色にして、戦略的に観光交流人口の増加策として、また地域活性化策として市民ニーズに的確に対応しつつ、魅力ある様々な施策や事業を総合的に展開するべきであります。

このようなことから、高度制限の見直しについては、本市特有の歴史景観や自然景観を擁したまほろばの里づくりの理念のもと、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の将来像の実現を担保するためにも、長期的展望を持って、基本的には現状を維持していくべきものと考えております。

次に、太宰府駅前広場の整備については、平成2年に天神様のほそみち建設事業として本市の個性と魅力を創意工夫した景観整備事業の一環として計画し、施工してきたところであります。自然石による車道、石灯籠、そして漏刻等を配置し、遠きいにしえをしのび、太宰府らしさを強く感じられるように整備してまいりました。

また、太宰府天満宮参道の車両進入につきましても、これからのまちづくり事業の中で、よりよい方法があれば工夫検討してまいりたいと思います。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について再質問ありませんか。

3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。市長は、施政方針では歳入の根幹となす市税収入が低迷していると述べられていますが、税収が少ない原因に、まず法人税に関しては大きな法人がないこと、また小さな法人はありますけれど数少ないことが上げられます。市民税に関しては、長引く不況が第一要因と考えますが、高齢化による年金生活も多く、人口の割には納税者が少ないと思われます。このことから、本市の人口増に着目して質問しているわけですが、用途地域の見直しを行い、高度地区を増やし、可能な範囲でマンションなど高層ビルが建

てられるような見直しが重要だと思います。居住条件が整えば、若い夫婦や若い年齢層の住民が増えます。マンションも階数の高い部屋から売れている状況です。また、条件がそろえば法人も増えます。固定資産税も増えます。一石三鳥になるのではないかと思います。先ほど市長も述べられましたけど、例えば佐野東の区画整理事業は周りにはほとんど何もなく、あるのは御笠川、また西鉄大牟田線、また国道3号線です。何の不具合もないと思います。

再度お尋ねしますが、この点をいつごろ見直し、検討をしていくつもりなのかお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在のところ、見直しの時期については定めておりません。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 先ほど福廣議員がもう述べられましたけど、その近辺に将来JR太宰府駅が誕生すると思いますけど、客の乗降者が佐野地区、吉松地区の方だけでなく、利用者増を図るためにも区画整理事業のタイミングで見直し、人口増イコール利用者増を提案します。そうすることによって、JR太宰府駅ができることによって急行がとまり、ますます発展するはずですよ。ぜひ見直しをしていただき、高層アパートや高層ビルが多く立ち並び、人口が増え、ひいては税収増にもつながります。本市の場合、お隣の筑紫野市さんの3分の1の行政面積で、しかも29.61km²の中に15%の特別史跡地があり、まともに企業を誘致すらできず、第一種住居専用地域など一般の住居が建てられる部分が制限されております。私は繰り返すようですが、景観保全に十分留意することは当然ではありますが、当然土地の有効利用こそは本市の活性化のためにも抜本的な見直しが急がれるべきであり、高度制限を緩和して人口増を図る必要があることを強く要望をして、この質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 1項めの2について再質問はありませんか。

3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 市長の施政方針の中で、まるごと博物館推進プロジェクトで、国立博物館の開館イベントや数多くの行事が組み込まれているようですが、オープンによってさらなる観光客増が予測されます。来訪者は車だけではないと思います。多くの方々は、電車やバスにておいでになります。目的地におり立ったとき、そのまちの第一印象はインプットされます。参道を通るにしろ、今度できます国立博物館に行く散策路を通るにしろ、必ず最初はこの広場のところが出発点になると思います。その広場に継ぎはぎやでこぼこを見たらどうでしょうか。太宰府駅前広場は細かい数字で申しますと、約石板が2,450枚、ブロック石が4,300個敷き詰められていますが、現在補修されているものは、同じ製品ではなく、石板が145枚、ブロック石170個程度が、石板のかわりにセメントにて補修されております。傷んだ箇所は、石板、ブロック石合わせて約860か所ほどもあります。先ほども申しましたが、その部分は歩道でないですけど、実質歩道のようになっております。みんなここを歩く。先ほど言いましたけ

ども、交通体系の整備として、予算が約550万円を組み込まれておりますけど、この予算をどんなふうな使い方をされるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ご答弁申し上げます。

後藤議員おっしゃいますように、この広場は天神様の細道事業として、自然石、そういうものを使って、らしさを強調してまいっております。しかしながら、平成2年完成ということから見ますと、もう14年、15年に入るといって、相当傷みがひどくございます。利用状況を見てみますと、もちろん市民、観光客等、歩道を歩く方が多いということもございますけども、大型観光バス、それから西鉄バス、まほろば号送迎のお車ということで、車によるものがとても多いわけございまして、現状から見ますと、相当傷んでおると。私も現場に行って改めて見ましたら、それこそ目の悪い方、弱者の方に危ないなというふうに思っております。しかしながら、財源的な裏付けがないので毎年わずかの財源で修理しているということで、少し傷みがあるということ承知いたしております。それで、今回そういうこともございまして、先ほども言いました、開館に合わせるということもございまして、歴史と文化の環境税、これを450万円ほどとりまして、今まで以上な予算を有して、できる限り修復していきたいというふうに考えてございます。長期的・抜本的にするということになりますと大変なお金がかかるかというふうに思っておりますので、現状ではそういう計画で進めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今お答えいただきましたけども、今までの過去5年間の補修工事の費用でも今予算されてる費用ぐらいの値段がかかっているわけですね。それを繰り返し繰り返しやられるものか、もう一つ技術的なもの教えていただければ、今部長もおっしゃいましたように、あそこに観光バス、コミュニティバス、そういう大きな車も出入りしております。その車の出入り重量っていいですか、そういうものに耐えられるような今の構造になっているんですか、あの石畳は。あの裏面は、技術的なことよくわかりませんが、はぐってみますと、モルタルのようなものが敷き詰められているだけで、全く一つも石板にセメントなんか密着しているわけじゃないんですけど、私素人なりで言わせていただければ、あの工事は普通乗用車、軽自動車等が乗り降りするような構造じゃないかなと思うんです。といいますのは、その予算でされれば毎年毎年同じような予算、費用がかかっていくのではないかなと思うんですけど、お聞かせお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 確かに議員がおっしゃるように、今石ということで、聞いてみますと、15cm程度という石でございます。恒久的な強いそういう大きな厚さが相当ある石、そういうも

のを使うということになりますと、恒久性、耐久性そういうものが出てくるかと思えますけども、今いろんな内部で検討をいたしておりますけども、相当大型バスあたりが発着するということになりますと、相当な重量がかかって、どういことをしても相当の年数が経てば傷んでくるというのが検討結果でございます。それで、景観上先ほど言いましたような、太宰府市の顔となるということでございますので、景観を重視して、そういう費用をどうしていくのか、またある程度そういう修復しやすいようなことしていくのか、どちらかをとるかというようなことになろうかと思えますけども、そのところは、これからを見計らってある程度抜本的な対策をするのかどうかということは、ある程度検討していかなくてはならないというふうに思います。平成2年に完成して、天満宮の参道の方も傷んでおります。そういうところも含めてある程度検討していかなければならない時期に来てるかなと、そういう感じがしますので、これからの課題といたしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 1項目の3について再質問ありませんか。

3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） なぜこのようなことを質問したかと言いますと、私たまたま参道のあるお店に入ったときに、お店の方から呼ばれまして、参拝客の方と一緒に申されたのが、今質問したことです。規制時間内に違反して、車の進入が認められるのであれば、参拝客も入らせてほしい。障害をお持ちの方や、高齢者の方でもこのような規制があるからそれに従っているんですよ、ということで違反車両が認められるのであれば、せめてこのような、身体的に障害をお持ちの方の進入を認めてほしい、と申されております。もし、それが許されないのなら、規制を徹底してほしいと要望をされております。規制時間内に品物の搬入、搬出をされるときは、車で乗り入れをせずに、重量物かどうかわかりませんが、ほとんどの物が台車等を利用していただければ対応できるのではないかなと思っております。ということ各関係者の方に要望していただいて、参道の方は、その時間内は、歩行者天国になっております。例えば、車が入らないように、一つのアイデアといたしまして、その時間内簡単なテーブルとかパラソル、番傘を置いて、車の進入を防ぐような方法をとってもいいんじゃないかなと私なりにお客様から言われたときに思いました。このようなこともまちづくりの大きな一環になるのではないかと思いますけど、いかが思うんでしょうか、返答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 実は私も改めて勉強させていただいたんですけども、進入許可証これについては、実績がございましたのでひもときましたら、やっぱりきちっと生きておまして、筑紫野警察署に問い合わせいたしました。そしたら、派出所前から一番奥のお店の寺田屋さんまでは通行禁止区域になっておるということで、それに入るには許可が要るということで申請がございまして、今のところ10件くらいはきちっとそういうのをとられて、許可があって初めて入られるということで、そのときに、昭和57年ぐらいから、10時から17時までということは、地元の申し合わせがありまして、筑紫野警察署も認めていると。それ以外の時間を認め

て、その時間内が通行禁止と、歩行者、観光者が自由に歩けるというのが生きておるといこととでございます。それでそういうことを受けまして、今申されましたように改めてそういうルールが守られていないということでありますれば、お店の関係者、搬入者の方にきちっとルールを徹底するように呼びかけていきたいと思っておりますのでございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） その件よろしくお願ひいたします。

お客さんを大事にしていきたいと思ひます。

最後に国、地方とも厳しい財政難の中でのまちづくりは市長のテーマでもあるまると博物館構想の推進も大変だとは思ひますが、今やブランドともなっています太宰府市のためにも長年の豊富な行政経験を生かし、すばらしいふるさとづくりに向けてご尽力くださいますようお願ひを申し上げまして、会派の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 以上で新風の代表質問は終わりました。

次に、会派平成の会の代表質問を許可します。

15番安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま議長から、代表質問の許可を得ましたので、平成の会を代表し質問をいたします。

平成17年度の一般会計の予算編成について、205億3,390万8,000円の当初予算が組まれております。この予算編成に当たり、大変な苦勞の跡が見られるわけですが、市長の施政方針の中にも、財政健全化のためには市民の皆様にも一定の我慢をお願いしなければならないことも出てこようかと述べられております。

小泉政権におきましては「三位一体」の改革、郵政民営化等構造改革を積極的に進めてあります。本市におきまして、今までのならわしにとらわれることなく改革を行わなければ、高齢社会が拍車をかけて進む中、財政収入において、今後さらに無理な面が財政構造上あらわれてくるものと憂う者の一人でもあります。

したがいまして、市民の皆様にご我慢を強いることのないように財政運用と歳出面を考える必要があるのではないかとと思ひます。

私はその視点として、本市の財政を潤すものは、本市を訪れてある観光客の広範囲にわたる案内と接遇による観光産業と、一方では健康長寿と医療費の削減にあると思ひます。このためにはまず、観光産業に目覚め、これに伴う基幹産業とその基盤をなす都市整備と交通体系にあると思ひます。

このたび平成の会は、公明党の会派と八王寺市に視察に参りました。幸いにも、首都圏情報産業特区を立ち上げられた甲谷会長にお会いでき、直接経過等についてお話しができ、地域活性化をどう進めるかについていろいろとご指導をいただきました。その中で考えられること

は、まちの強みは何か、何が問題か、産業振興のパターン、スタートに当たっての合意、活動の進め方、何から手をつけるか、産 - 産連携をどう進めるか、これにプラスの元気なシルバーの皆様によるビジネスお助け隊など、これらをクリアされて、現在民間レベルで地域産業活性化が推し進められております。このときに言われた言葉で、行政は計画やプランはよくつくられるが、それが実行になかなか移されることがないと言われた言葉が気になりました。

八王寺市では、市長が一流の民間企業で積極的にいろいろと経験された人材を発掘され、その方に全面的に信頼を置かれ、優秀な市職員を送り込まれたことにもよるものと思います。

本市におきましても、私は、国立博物館の開館を契機に思い切って視点を変え変革を行うべきと思います。

佐藤市長は3つの戦略プロジェクトの推進を基軸に、5つの施策を絡めながらあらゆる領域に取り組んでいかれる気持ちは、十分理解でき反対するわけでもありませんが、先立つ歳入が、今後細々となるのではないかと危惧するもの一人でもあります。

したがって、平成17年度の予算で特に力こぶを入れてある事業と今後の佐藤市長の遠大なるまちづくりについての思いをお聞かせ願います。

行政は市民の生活を守るためにややともすれば、バラ色の予算編成に陥りやすいと思います。したがって、交付税の削減、市税収入の低迷が今後続くものと思われるので、佐藤色を出すためにも予算がなければいけません。予算編成の際は部局ごとの予算編成でなく、あらかじめ重点施策を掲げ焦点を絞りながら本市の活性化を考えるべきと思います。

私は市民の皆様を税を強いることなく、本市が特に恵まれております観光資源に目をつけ、観光経済の一層の活性化、このための都市計画の見直しにより県道、市道の拡幅、ホテルの誘致等を考えるとともに、医療費の削減、すなわち元気な市民をつくる健康対策等に力を注ぐべきだと思います。

市は、まるごと博物館構想で、太宰府館の開館を昨年10月に実施、また散策路道路を現在推進中であり、これらをさらに活用し、国立博物館、太宰府天満宮、光明寺とこれを目当てにお参りと観光見物など、街はにぎわうものと思われるが、今後の太宰府観光は、先ほど福廣議員もリクエストされましたように、大宰府庁跡、水城の堤防をしっかりと売り込むために、案内方法と交通体系の見直しをされなければ、太宰府に与えられた歴史と観光も廃れていくものと思料します。

今回、車を誘導する市内周遊案内板を2,000万円かけて設置されますが、車の場合は、ナビもあり間違いが少ないと思いますが、歴史を尋ねて散策される方は地図どおりに歩いてありません。

私は、観世音寺、政庁跡方面に地図を見、捜しながらも間違っ歩いてある方を見受けます。今は携帯電話の時代です。私が仮に案内の道しるべとして案内板をつくるとすれば、案内板に番号を入れ込み、歩道の交差点においては、歩道に色別して、その色を目当てに進めば目的地に行けるような色別歩道といたします。

このような案内板に番号つけと、歩道交差点には色別による歩道標識は間違いが少なく大変便利と思われませんが、今回思い切って整備されたいかがなものか見解を伺います。

今回、看護学校跡地の予算が計上されておられません、私はぜひとも市で譲り受け、プールと一体化して、1階、2階を体育館、3階から上を宿泊施設として、次世代を担う青少年の体力づくりの宿泊総合訓練所として全国に呼びかけていただき、青少年の育成、また市民の体育館として利用すべきと思いますがその見解を伺います。

次に、地域コミュニティづくりにおけるボランティア人材の掘り起こしと利用しやすい施設の開放について伺います。

三位一体の改革は、「地方でできることは地方で」という分権確立が目的ですが、その道りは険しいと言わざるを得ません。国からの補助金や地方交付税で公共事業を行う政策はできません。地方の知恵と発想を支援する姿勢が変わっております。施政方針でも言われる自治活動を主体のコミュニティづくりも必要です。一方、本市には第一線を退かれた優秀な隠れた人材がたくさんおられます。この方たちの発掘と、ボランティアによる支援をされる方を内外を問わず募集し、観光産業や太宰府市を中心に、まちづくりについて民間による座談会や中小企業育成のためのボランティア活動によるアドバイスを起こされてはいかがなものか、またこのための利用しやすい施設の開放に民間の協力を含めてできないものかその見解を伺います。この制度を取り入れることによって、高齢者の方は生きがいを感じ元気にもなり、まちにも意気込みが感じられると思います。したがって、この制度についてどのような見解をお持ちか伺います。

次に、高齢者対策と健康づくりについて伺います。今回、少子・高齢化の進展に伴い、乳幼児医療費の4歳への1歳引き上げ、母親の資格取得する技能訓練促進事業を措置されたことは予算がない中に努力されたことは一歩前進と評価いたします。

また、保健センターを中心に、市民の健康保持のため予防、検診に頑張っておられることにも敬意を表するものの一人でもあります。しかしながら、高齢社会の伸び率は、加速度を加え、本市の介護保険、国民健康保険等の医療費をますます苦境に追い立てております。この対策としてパソコン教室やサークル活動など進めるとありますが、ここで、八王子市のような元気なシルバーと熱心な人の発掘が必要と思われれます。

したがって、一度いろいろな趣味ごとの文化面、スポーツの種目ごとの集まりを持たれ、まちづくり等についてフリートキングされたならばいろいろな趣味の会やグループの会が今よりも増え、閉じこもりの高齢者対策に寄与すると思われれます。また、ボランティアや積極的な人材発掘にもなるのではないかと考えられますが、高齢者対策の一環としてその見解を伺います。

私は、健康づくりは元気な高齢者と市民をつくり医療費の削減につながると、再三にわたり食と運動、ビタミンCについて発言してまいりましたが、なかなか具体化いたしません。このたび、トレーニングで着々と健康づくりに実績を上げてあります市内の医療機関にお伺いしま

したところ、医療機関としては地元にお世話になっているので、社会還元のためにも喜んで支援しますと、ありがたい言葉をいただきました。市としての動きはどのようになっているのですか。元気な市民、医療費削減のために平成17年度には実現できるのではないかと期待するわけですが、その見解を伺います。

私は、各行政区にストレッチや簡単な筋力トレーニングを取り入れるためにも、健康推進員や長寿クラブの方たちを一日も早く講習され、底辺の普及に努めていただきたいと期待しております。

また、いきいき情報センターのトレーニングルームの利用方法で、一言苦言を申し上げます。火、木、土3日間利用しやすい時間が1時間、講習会のために器具が空いていても利用ができません。利用しにくいから自然と利用者が減っておるものと思われませんが、県施設のクロアパークプラザは、初心者でもすぐに指導していただき、新旧の方との区別なく利用できます。利用者の方が、マシンがあいておれば指導者に許可を得て、すぐに利用できるように、事務改善の観点からむだをなくすためにも利用のあり方を見直す必要があると思いますが、その見解をあわせて伺います。

私は、今回の視察で東京都老人総合研究所を訪ねました。筋力トレーニングの生みの親大淵室長からいろいろとトレーニングの効果について伺うことができました。転倒は、寝たきりをつくり、いつまでも生き生きと生活ができません。と同時に、介護費がかさみます。トレーニングをすることにより、転倒率は2分の1になります。これは老人総合研究所により証明されております。このような観点から一日も早い実施をお願いいたします。

最後に、生活環境の向上において、畜犬の愛護及び管理に関する条例等の見直しについて伺います。

市民の皆様から猫の問題と犬のふんの問題でいろいろと苦情を受けます。特に、猫につきましては、ごみの収集日における猫によるごみ袋の食い荒らしによるごみの散乱をはじめ、他人の庭でふんをするそうです。この犬猫のふん害は市民の恥ではないでしょうか。マナーを守るよう徹底すべきだと思います。犬猫につきましては、御笠川沿いに学童の通学路にもなっております川沿いにあります管理道路に、また国分小学校の校門あたりでも犬猫のふんがあり、何とかならないものかと相談を受けました。

最近、環境問題でいろいろと京都議定書をはじめ、身近な環境づくりで市民の間でも御笠川での清掃をはじめ、様々な奉仕活動も行われております。本市では、犬に関する条例はありますが、猫をはじめいろいろな愛玩動物に関する規定はありません。社会の進展とともに、世界各国からライオン、鷲、ワニ、その他人の生命、身体及び財産を侵害するおそれのある動物がいろいろな形で輸入され、本市でも飼われる方があらわれるかもしれません。本市におきましても、ペット業者もあります。したがって、犬に関する条例だけでは現代社会では遅れていると思います。特に、猫の飼い方につきましては、家の中において飼う。また、その所有者を明らかにするため、猫に名札をつけることを義務づけ、特にごみ収集日は家の中にひもでつ

なくなど、清掃に協力していただくなど他人に迷惑をかけないようにするためにも、抜本的にも見直しをすべきと思いますが、その見解を伺います。

生活環境をはじめ、観光都市として発展させるためにもぜひとも見直しをと思いますが、市長の一日も早く実現されるようお願いいたします。

再質問につきましては自席にて伺います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市における施政方針について、市議会会派平成の会を代表され、安部陽議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁を申し上げます。

最初に、「サイン整備」についてですが、現在、国及び県におきまして九州国立博物館の開館に向けた交通対策の一環として、サイン整備の計画がなされているところであります。このサイン整備は、県内外の各方面から九州国立博物館までの国道や県道などの主要な道路にサインを設置し、車を九州国立博物館にわかりやすく誘導、案内することにより、交通の円滑化を図るためのものであります。本市といたしましても、国及び県のサイン整備と連動いたしまして、西鉄太宰府駅から九州国立博物館までの誘導、案内、また本市への来訪者が九州国立博物館をはじめ、市内に点在する歴史的文化遺産などの観光資源にわかりやすく誘導、案内するための案内標識の設置を、年次計画により進めていく予定にしております。

また、観光客をはじめとした来訪者を滞在型観光への誘導を図る一つの方策として、ハードとソフトによる総合的な誘導案内、情報提供システムを構築する必要があると考えております。案内標識のハード整備については、まるごと博物館基本計画に示しておりますように、絵文字の一種であるピクトグラムの導入を視野に入れ、検討を進めております。また、これは建築物などの非常口マークに代表されるもので、だれでもすぐ理解できる記号のことです。

また、ソフト面での整備として、市内の公共施設や主要な駅、あるいはまほろば号のバス停などに、携帯電話で行きたいところや知りたいことの情報がすぐに入手できる新しい世代のバーコード、いわゆるQRコードを設置し、来訪者が携帯電話で簡単に観光資源にアクセスできるソフトの導入を視野に入れて、調査研究を進めているところであります。

次に、看護専門学校跡地についてですが、ご指摘のとおり、看護専門学校跡地に関する予算計上はいたしておりませんが、用地の取得につきましては平成17年度中に福岡県管財課と減額や年賦払いなどの協議をいたしまして取得する考えでございます。予算計上につきましては、協議が調い次第、補正で対応させていただきたいと考えております。平成17年度は県条例に基づいた減額の対象となるような公共施設を利用目的といたしまして、できるだけ安い価格で用地が取得できるように全力を注ぎたいと考えています。

いずれにいたしましても、庁内でしっかり調査研究そして議論をいたしまして、方向性を決定していきたいと考えております。

次に、「地域コミュニティづくりにおけるボランティア人材の掘り起こしや利用しやすい施

設の開放」についてですが、地方分権という時代の流れの中で、これからの行政は多様な主体との協働のまちづくりのシステム構築が求められております。その一つの方策が、地域コミュニティづくりであろうと思います。地域コミュニティづくりにおきましても、観光産業等のまちづくりにおきましても、隠れた人材の掘り起こしや専門性の高いグループの育成が大切であると考えております。現在、まほろばネットで人材の登録、紹介を行っておりますが、その分野は文化、スポーツが主であります。今後は、ご提案にありますように、民間施設の開放も含め、多様な分野の人材を募集する等、研究させていただきたいと考えています。

次に、高齢者対策と健康づくりについてですが、高齢者がパソコンを学ぶという生きがいがづくりや、同時に指導する高齢者の生きがいがづくりの創出並びに高齢者同士の仲間づくりを目的としたプラチナパソコン教室を平成16年度に開催いたしましたところ、定員を大きく上回る応募があり、参加者から大変好評を得たところでございます。このような事業を起こす場合、熱心なボランティアの確保、発掘は必要欠くべからずのものと認識しております。各種教室の終了生がその後教える側の立場にたち、地域コミュニティの中での核となる人材として活用いただけるような方向へ、今後も持っていきたいと考えております。また、地域で支え合う福祉のまちづくりとして、市内医療法人のご協力を得まして、仮称ですが「まほろば会」という閉じこもり防止を目的としたサークル活動を今年度の早い時期に立ち上げるべく、現在鋭意協議を進めているところであります。

さらに、介護予防の観点から身体のバランス感覚や基礎体力を維持する筋力をつけるために、自宅や地域公民館等で気軽にできるペットボトル等の身近なものを利用した高齢者にあった運動の取り組みを健康推進員さんの協力を得て、積極的に各地域へ展開してまいりたいと考えております。

次に、情報センター、トレーニングルームの利用についてですが、最初に利用する時には専任のトレーナーによる登録講習会を受講していただくことになるわけですが、この講習は多種あるトレーニング機器の安全な使い方、そしてまた、より効果的に機器を使用していただくための指導でありまして、継続的にトレーニングをしていただく上で大変重要だと考えております。このため週3日講習会日を設けまして、その時間帯には一般の利用者を制限しておりました。しかしながら、講習会日に受講者が少ないとかそのときの判断で、できる限り一般の利用者が利用しやすいように今後対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、「生活環境向上において、畜犬の愛護及び管理に関する条例等の見直し」についてですが、ご指摘のとおり、路上や公園で飼い犬や飼い猫のふんを見かけることは少なくありませんし、家庭から出されるごみ袋が猫などに食い破られている状況もございます。また近年、ペットブームということで犬猫をはじめ、あらゆる動植物が輸入され、生態系や人の生命若しくは身体または農林水産業にかかわる被害を防止する上で、国では本年6月頃に特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律が施行されるものであります。ペットブームと

いう点では本市も同様で、犬の登録も年々増えるにつれ、犬猫に対するふん・尿公害やごみの散乱などの苦情も寄せられるケースが多くなっていることも確かでございます。

市では、犬と猫の飼い方ガイドブックをつくりまして、必要に応じて飼い主に配付し、飼い主としてのマナーを守っていただくように啓発に努めております。また、要望ある場所には、散歩中のふんの始末を飼い主がきちんと行うよう啓発看板を掲げてもらうようにしております。道路や公共の場所で放し飼いをしないとか、飼い犬、飼い猫のふんの始末はそれぞれの飼い主のモラルによるところが大きいわけですが、動物愛護の精神の高揚や周囲の市民の快適な生活を阻害しない飼い主の遵守事項、実効性をあげる体制づくりと必要経費などの観点から、条例の整備を検討してみたいと存じます。

以上のとおり、ご質問の点につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営にあたりまして、十分参考にさせていただき、一層の努力をしてまいりたい所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について再質問はありますか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は一括答弁でお願いしておりましたので、全体的に、ただいま市長の答弁聞きまして、本当に予算のない中でも前向きな姿勢が伺われましたので、これを早速実行に移していただくということをお願いしまして、代表質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 以上で平成の会の代表質問は終わりました。

ここで15時25分まで休憩いたします。

休憩 午後3時10分

~~~~~

再開 午後3時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報係から写真撮影の申し込みが出ておりますので、これを許可します。

次に、会派日本共産党太宰府市議員団の代表質問を許可します。

11番山路一恵議員。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、日本共産党太宰府市議員団を代表いたしまして、5点にわたり質問をいたします。

まず1点目、介護保険についてです。介護保険制度が導入され5年経過し、今年は制度が大きく見直される年であります。小泉内閣は介護保険制度改革関連法案を閣議決定し、今国会に提出をしました。その最大の問題点は、介護に対する国の財政負担を抑制するため、高齢者の介護サービス利用を制限し、大幅な国民負担増を押しつけることにあります。法案は、介護予防の名のもとに軽度の高齢者の要介護区分と給付を再編し、在宅介護サービスの利用を大きく

制限すること、特養老人ホームなどの施設入所者にホテルコストと称する居住費や食費を保険給付外として、全額自己負担させること。保険料の設定や徴収方法の変更と中期的、段階的引き上げなど、その内容はますます制度の矛盾を深めるものとなっています。

見直しの1つ目として、厚生労働省は、要支援、要介護1の高齢者への家事援助等のホームヘルプサービスが逆に介護度を進行させているとして、筋力トレーニング等の新予防給付を打ち出しました。その背景には、こうした軽介護者が大幅に増えて介護保険財政をこれ以上圧迫しないようにするため、従来の在宅サービスから排除する意図があります。国の試算では、新予防給付に最大20%の給付抑制効果があるとして、2014年度で約40万人を削減できるとしています。この見直しで予防介護報酬が低く設定されれば、今でも低劣なヘルパーの労働条件と厳しい事業所運営は一層困難を強いられ、小規模事業所にとっても死活問題となります。この見直しの問題点として、ひとり暮らしの高齢者に買い物や調理、掃除、洗濯などの家事代行サービスがなくなったら生活していけるのか、低所得者の後期高齢者に筋力トレーニング、利用料1割負担などが身体的にも経済的にもなじむのか、多くの事業所が軽介護利用者で運営維持している現状から、ヘルパーの働く場が制限され、経営的に死活問題となり得ないかなどが上げられます。

次に、見直しの2点目として、在宅と施設の負担の公平と称して、施設利用者の住居費、食費を全額自己負担にすることについて厚生労働省のモデル例を見ますと、特養入所者、要介護、個室の場合ですと、居住費6万円、食費4万8,000円に1割負担の利用料2万6,000円で、合わせて月額13万4,000円となり、現行より3万7,000円もの増額、これを年間で見ますと40万円もの大負担増となります。この見直しの問題点として、負担するお金がなければ特養ホームに入れず、また入所している人についても施設の追い出しが強行されはしないか、在宅介護の高齢者もデイサービスやショートステイ利用の際は、居住費、食費などの保険外の自己負担をしなければならず、在宅利用者も負担増で施設サービスから排除されはしないかなどが浮かび上がっています。

3つ目の見直しが大変深刻で、国は非課税の人も含め、障害年金や遺族年金からも保険料を天引きする特別徴収の対象とし、すべての高齢者から保険料を納めさせる仕組みを導入する考えです。2005年には公的年金等控除の縮小、所得税の老年者控除の廃止などで、年金生活者への増税が行われ、2006年には定率減税の半減による所得税増税、住民税の高齢者の非課税限度額の廃止で、低所得者の高齢者への増税、介護保険料見直しで年金からの天引き増額など、政府の税制改革も伴い、高齢者への負担は大幅に増えることから必要な介護が受けられないばかりか生活そのものが成り立たなくなることが心配されています。この問題点として、保険料徴収対象拡大や段階的な保険料引き上げで、滞納者が一層増大するのではないかと、本市独自の減免制度が新・第2段階の設置によって実効性がなくなるのではないかと、訪問介護における国の特別対策がこの4月から廃止され、1割負担となるが、その対策はどうするのかなどが上げられます。

以上、述べましたように大変問題点の多い見直しが行われようとしていますが、これによって影響を受ける高齢者の人数の予測、それから現状を踏まえ、市の見解をお聞きしておきたいと思えます。

次に、国民健康保険についてお尋ねをいたします。政府の2005年予算案では、三位一体改革として、国民健康保険への国庫補助負担金がおよそ5,500億円削減され、同じ額が都道府県に税源移譲されます。来年2006年にはさらに1,400億円が追加され、国保の負担削減額は約7,000億円になります。削減とはいっても都道府県に税源移譲されるので、市町村の国保財政に繰り入れられる補助金そのものに大きな変化はありませんが、しかし、国保に対する国の責任を大きく後退させる国庫負担削減であること、厚生労働省が2006年に国会への提出を行おうとしている「医療保険制度の統合・再編」との関係で、これを先取りする大きな一歩であることなど、今後の運営が深刻になってくると思われまます。「統合・再編」とは、今市区町村が運営している国保を都道府県単位に統合することで、国の責任と財政負担を都道府県に押しつけることがねらいです。一番の問題は、今度の国庫負担削減で、市町村に入る一律の定率収入が減らされ、自治体の財政力によって収入が変わる調整交付金の割合が現在の10%から16%に拡大されることです。しかも、その半分近くは都道府県が握ります。都道府県に調整交付金が移されることで、これまで都道府県が補助金として出していた国保への支出金を廃止する可能性が高まっており、これが削減されれば保険料にはね返ってくることは間違いないと思われまます。さらに、資格証明書や短期保険証といった制裁措置も強化される心配がありますが、今後の見直しについて、保険料の見直しなども含めて、市の見解をお伺いします。

それと現在、保険証発行と賦課、徴収の窓口がそれぞれ分かれておりますが、この体制で市民の生活実態に応じた対応ができるのかということをよく感じます。以前、病院に行きたくても保険証がないために、やむにやまれず支払えるだけのお金を持って国保課に行ったら、滞納があるので納税課に行ってくださいの一言で納税課に回され、納税課ではこれだけ払えなければ保険証は出さないとされたという例を挙げて改善を求めたことがありました。その後、このような対応はされていないだろうと思われまますが、これから先、政府の失政による負担の増大で、国保料の支払いが苦しくなる人は今以上に増えるでしょう。市民の暮らしが大変なときにこそ、市民の相談に耳を傾け、生活の実態に応じた支払い方法を一緒に考えるといった姿勢を忘れずに窓口対応をしていただきたいのです。現状のように国保課と納税課を何往復もしなければならぬような状況では、行った先で違うことを言われたなどの誤解を生み出しかねず、対応も事務的になりがちなのではないかという心配があります。市民サービスの視点で窓口の一本化を検討できないかお伺いをいたします。

3点目に子育て支援についてお尋ねします。次世代育成支援法に基づき、子育て支援策は着々と進みつつありますが、保育所の待機児童解消については、共働き世帯も増える中で毎年の課題となっています。本市の待機児童見込み数は63人ということですが、今年度の解消策についてまずお伺いします。それに加え、以前特別委員会の中で指摘をしましたが、待機児童数

が上がっているが、公立南保育所が毎年定員割れをしていることについては、市民からも疑問の声があり、改善を求めた経緯があります。定員割れする要因は何なのか、定員割れ解消に向け対策を検討されたのか、あわせて伺います。

次に、都府楼保育所の民間移譲のその後の経過についてお尋ねをします。平成18年度4月から移譲される予定で、現在関係者間の調整が行われていると思いますが、ならし保育の期間、特別保育の実施、移譲後の保育士の配置の考え等、経過の説明を求めます。

4点目に男女共同参画について伺います。男女共同参画条例の制定については、1年ほど前から平成17年3月議会に条例案を提案するという計画で、昨年3月、男女共同参画審議会に、男女共同参画実現に向けた条例に盛り込む基本的事項について市長が諮問され、12月には審議会より答申がなされました。審議会は、市民意見の募集や意見聴取会を開催し、広く市民の意見を取り入れ、条例づくりに生かしていくことを積極的に進められました。いわば、市民がこれだけかかわってでき上がった条例案はこれまでになかったのではないかと、それだけ答申は価値あるものと言えます。また、2月末には男女共同参画を進める市民ネットワークも設立され、市民の男女共同参画社会に向けた取り組みも広がりを見せています。そうした市民の関心も高まる中、この3月議会で提案される予定であった条例案が提案されませんでした。施政方針の中では、早い時期の議会での提案を目指すとありますが、条例提案を先送りした理由は何だったのか、また今後の予定について説明を求めます。

5点目に市の財政再建政策について伺います。まず、団体補助金の削減、委託料の見直しの考えについて伺います。団体に対する補助金額の算定根拠についてと平成17年度の見直しをどのように行ったのか、また委託料の見直しについても基本的なお考えをお聞かせください。

次に、滞納料金収納率の向上の考えについてです。政府は、経営努力が報われる算定の改革として、行政改革による経費の削減や徴収率の向上など、地方団体の経営努力にこたえる算定を実施し、効率的な運営を促進すると徴収率などが全国平均より高い自治体については、その分交付税に算定するという仕組みをつくりました。これにのっとり本市でも滞納料金収納率の向上を施政方針にも上げ、力を入れていこうというお考えなのでしょうが、今でも太宰府市の徴収率は高い方です。今以上に徴収率を向上させるとはどういうことなのか伺います。

以上、再質問については自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市における施政方針について、市議会会派日本共産党太宰府市議員団を代表されまして山路一恵議員よりご質問をいただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

最初に、介護保険についてのご質問にお答えいたします。税法の改正によりまして、市県民税等の課税の対象等が変わってくるようになっておりますが、所得を基礎に第1段階から第5段階の範囲を定めております介護保険料につきましても、第1号被保険者の保険料負担が変化するものと考えられます。この対策として、平成18年度の制度の改正によりまして、第2段階

を2つに分割する見直しが行われ、低所得者層に対する保険料の軽減を図るための制度の改正が行われることになっております。この制度の改正を受けて、本市においても保険料の見直しを行い、所得段階に応じた支払い可能な保険料の設定となるように努めてまいります。また、平成18年度制度改正の基本的視点として「予防重視型システムへの転換」、「施設給付の見直し」、「新たなサービス体系の確立」が挙げられております。具体的な方策の主なものとしたしましては、介護予防事業の充実が挙げられております。このような制度改正を受けまして、本市におきましても、高齢者が住みなれたまちで日々生き生きと自立していける介護保険制度及び高齢者対策の充実を図っていく所存でございます。

次に、国民健康保険についてですが、国民健康保険を含む医療保険制度のあり方については、現在国の社会保障審議会において審議がされておりますので、その行方について注視しておるところでございます。三位一体改革の国保法改正案による国庫負担削減によります影響の予測でございますが、削減されてもその分、県の調整交付金という形で市町村の財政状況によって、配分されることから、一方的に補助金が削減されるということにはならないであろうと考えております。なお、補助金の仕組みが変わることによって、資格証明書や短期保険証の交付に影響はないと考えております。また、保険料の見直しについてであります。保険料は国民健康保険制度を支える大きな柱の一つであります。制度を安定して継続するためにも保険料のあり方については、税制の変更によります影響や制度の動向等、様々な条件を勘案しながら検討してまいります。

次に、窓口一本化につきましては、現在業務を効率的に実施するため、国民健康保険の認定と賦課徴収を内容ごとに役割分担を決めたシステムを構築してありまして、認定事務は国保年金課、賦課事務については税務課、徴収事務については納税課と特別収納課でそれぞれ業務を行っております。ご指摘のとおり、市民サービスの観点から国民健康保険に関して、窓口一本化については理解するところではあります。特に他の税や料金等も一本化したことにより、納税計画の指導にも成果が見られております。今後も市民サービスの向上と効率的な業務を推進する観点を含めまして、最善の方策を研究していきたいと考えております。

続きまして、子育て支援についてのご質問にお答えいたします。まず、待機児童の解消についてですが、星ヶ丘保育園、おおざの保育園、それぞれ20人の定員増をお願いいたしました。平成17年度につきましては、それぞれ110人の定員数となります。南保育所は現在定員を下回っている状況でございますが、今後は待機児童の解消と子育て支援の充実を図りながら保育所の入所増を図ってまいります。

次に、都府楼保育所の民間移譲の状況についてでございますけれども、平成18年4月の移譲に向け、「社会福祉法人飛鳥会」と協議を行っているところであります。ならし保育につきましては、現在のところ、平成18年2月から2か月程度予定いたしております。特別保育につきましては、今後市内の保育所から休日保育に関するニーズの把握を行い、検討を行います。移譲後の保育士の配置については、できる限り保育所で培った専門性を活かせる職場への配置を

考えております。

次に、男女共同参画についてですが、男女共同参画を推進する条例については、昨年12月に男女共同参画審議会から答申をいただきました。答申までの間、審議に多くの意見が寄せられ、積極的に男女共同参画の推進を望むものを中心とした、また一方では伝統や文化の崩壊を招くものであるとの誤解や批判的意見もあったことはこの問題について意見の幅が大きく、市民の関心の高さを示すものと実感しております。答申を受け、いよいよ条例案として固めていく段階になりましたが、新たな制度としての苦情処理機関をはじめとして、男女共同参画の推進を図るため、十分に議論を尽くす必要があります。このため、当初の予定としていました3月議会の提案を見送り、庁内の男女共同参画推進本部において、時間をかけて検討重ねることとした次第であります。

続きまして、市の財政再建策についてのご質問にお答えいたします。まず、団体補助金の削減、委託料の見直しの考えについてですが、平成17年度予算編成に当たりましては、例年にも増して厳しい財政状況を踏まえ、財政の健全化に配慮しながら、事業の選択や費用対効果を十分に検討するとともに、これまで以上に効率的、効果的な事業の推進に努め、また委託料などの内部経費の徹底した削減を行うなど、可能な限り歳出削減を行ったところであります。各種団体に対する補助金につきましても市民福祉の向上を図り、最大限に補助効果を上げるため、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を再点検するなど総合的に判断し、積極的に見直しを行いましたが、最終的には見直しを行った補助金以外についても前年と同額の補助金につきましても、近年の人件費や物価下落などを考慮し、一律10%のカットをお願いしたところであります。

また、委託料につきましても、各種プランの策定、調査委託、設計等の職員でできるものは職員自らが行うよう努力し、各種施設の維持管理、事務委託等の経常的な委託業務については、一律5%カットするなど、委託内容、委託金額、効果、必要性等を十分精査し、徹底した見直しを行ったところであります。

次に、滞納市税、料金収納向上の考えについてですが、近年景気の回復も思わしくない中、収納率の向上に対しては大変苦慮しているところでございます。その中におきましても、当市の収納率の状況は納税に対する市民の理解と職員の努力の結果、県下では上位の収納率を上げております。しかしながら、収納可能な事例もまだ数多くあることから、各種税や料金等の負担の公平性を考えると、これらの納税促進にはさらに努力する必要があると考えております。よって、今後も一層の収納体制を整え、職員一丸となって収納率の向上に努めてまいります。

以上のとおり、ご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について再質問はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） まず、保険料の問題なんです、現行5段階を2段階、第2段階を2つに分けて6段階にするという方向が市長も言われたように、今検討されております。そのことは、一歩前進と見ることができるんですが、ただし応能負担の原則に照らせばまだまだ小手先だけの手直しでしかないというような感じもいたします。今でさえ、自治体独自で5段階設定を6段階、7段階に設定をして、1、2段階の低所得者の負担、要するに保険料を免除するなど、そういった自治体独自の努力がなされておりますけれども、例えば太宰府市でも独自です、所得区分を思い切って10段階くらいまでに設定をして、高額所得者から応分の保険料を徴収すると、そういう仕組みを私は自治体で独自で考えていってもいいんじゃないかというふうに思います。その保険料減免についてはですね、国の方もペナルティーなどを科すなどして、不当な干渉をしてきておりますけれども、住民の生存権の保障という当たり前の仕事をする自治体に対してですね、そういった原則を押しつけてペナルティーまで負わせるといった、そういった今の国のやり方についてはですね、市長会などを通じて私は意見をさせていただきたいというふうに思っております。それで、市長も言われたように主な制度改正は平成18年度からになりますけれども、施設給付の見直しにおいては平成17年10月から実施というふうに聞いております。低所得者については、新たな補足的給付を創設するという配慮がされているようではあります、負担が増えることには変わりはありません。制度改正で施設を追われるような人が実際にいるのかどうか、施設待機者への周知についてなど、実施とされる10月まではあと半年しかありませんけれども、具体的に進んでいる内容があれば教えていただきたいというのが1点、それから平成17年3月末で期限切れとなるはずだった、旧措置入所者の経過措置について、利用者の負担の経過措置の延長等を行うとのことですが、これはいつまで延長されるのかが2点目、それと同じように経過措置のあった制度発足前からホームヘルプサービスを受けていた人に対しての低所得者に対しての利用料の減免、これも同様に延長されるのかどうか、この3点についてお伺いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 1点目のお尋ねの質問がよく理解できなくて申しわけないんですけれども、まず2点目、3点目の方から先に回答をさせていただきたいと思います。

施設入所者、特養等の施設入所者の今までの経過措置の分がどのように今後なっていくかということですが、ただいまの改正案におきましては、あと5年、延長されるという予定になっております。

3点目の、今、日曜サービス等の利用なさっている方々、介護保険開始前から利用なさっている方の分につきましては、この分につきましては経過措置が切れまして、一般と同じような1割負担という予定になっております。この分につきましては、制度ができて、これまで順次利用負担を数パーセントずつ上げてきてありますので、改正になりました時点で急激な変化が起きないような形になっております。

それから1点目、周知等につきましては、それぞれの利用者に該当する方には通知を出したいと思っておりますし、それから広報あるいはホームページ等、それから一般的なお知らせ等のチラシをつくっていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について再々質問はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほどちょっと聞き取りにくかったと言われた点なんですが、要するにホテルコストと称して施設の自己負担を実施するというのがこれが平成17年10月から実施されるというふうに聞いておりますが、その点について現在特養に入っておられる方について影響がある人は何人ぐらいなのかというのが、おわかりになれば教えていただきたいということでした。

それで2番目、再々質問いいですか。これまでも、低所得者に対する減免措置については重ねて要求をしまし、来年見直しの内容を見ておりますと、一層の充実が必要なのではないかというふうに思われます。独自の減免制度が設けられているということは、減免制度をつくっていない自治体もありますんで、それはありがたいことではあるんですが、ただ条件が厳しいために適用される方が非常に少ないんです。ですから、今度の制度改正に合わせて、真に実効性のある減免制度をお考えいただきたい、ご検討をいただきたいと思っております。特に、新予防給付の創設に伴いまして、家事援助サービスや福祉用具利用などを制限する給付費削減が計画をされていることについて、要支援や要介護1の高齢者の中には、家事援助サービスで訪れるヘルパーさんとの交流で生活に張り合いを持っていてという方もたくさんおられます。そういう方がヘルパーさんを利用できなくなったら、予防どころか介護度を逆に上げてしまうということもあり得ることです。そうした実態をケアマネージャーさんやヘルパーさんから十分に聞き取り調査を行って、また改正に備えていただきたい。そして、予防そのものを推進していくことは当然必要だと思います。しかし、それを保険システムの中でやることについては私は大きな疑問を持っております。予防活動は当然保育士さんやかかりつけのお医者さん、それから看護師さんなどの横の連携も当然必要になってくるわけです。ですから、連携をどうするのか、そういった細かい点については、今の時点では国から制度の方針がおりてきてないということですから、また担当課の方もまだわかっておられないところがあると思っておりますんで、また介護保険制度については改正直前に取り上げたいというふうに思います。その施設待機者の影響が何人ぐらいあるのかだけご答弁をお願いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） ただいま36人でございます。

議長（村山弘行議員） 次に、1項目の2について再質問ありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 国保制度においては2006年に大きな改革が行われようとしておりますが、今でさえ保険料が払えないという滞納者が急増し、資格証明書、ちょうど今日いただいた

予算審査資料見ますと、今23世帯、短期保険証が327世帯、こういった資格証明書や短期保険証の発行、それから保険証の未交付も351世帯に上っており、こうした生存権をも脅かされるような事態が深刻化しているのに、もしこれで保険料、例えば引き上げというような事態になれば国保の制度そのものが成り立たなくなってくるのではないかと思います。今の時点では、引き上げはお考えでないというような答弁だったと理解しましたが、今後保険料を上げるようなことになれば滞納が増えるという悪循環を生み出すことはもう間違いありません。それで、さっき資料見ておりました気になったのが保険証の未交付が351世帯にも上っているということなんです。それで、この351世帯、この中で本当に生活苦で保険料が払えていない世帯は何割か、それからいわゆる悪質と思われる世帯は何割か、これがわかればお答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この351世帯の未交付の世帯の分析ですけども、そこまではやっておりませんが、過去の事例から見てみますと、この未交付に至るまでのいわゆる経過といましようか、電話で督促をしたりあるいははがきで督促状、あるいは昼間そして夜間徴収、そして最後には分納相談という形で、様々なお互い行政と納税者との話し合い、いろんな相談を聞きながらやっておるのが現状です。しかも、その件数にいたしましても、納税分納相談を受けた後に、納税誓約書というものをお互いの信頼の中で提出をしていただきます。これが大体年間平均しますと900件前後誓約書を提出される方がいらっしゃいます。しかしながら、それを実際、誓約書どおりに守っていただいて納付をしていただける方というのは600件ぐらいの数字が上がっております。つまり、残りの300件あるいは350件の方がいわゆる納税に対する誠意が見られないという方がこの数字いわゆる保険証未交付の351世帯に上がってきております。生活苦あるいはそういう悪質というふうなことで、きちっとした数字は出てませんが、今までの経過から見ればそういう約束を果たしていただけない方、要するに悪質な方がかなりいらっしゃるというのは事実でございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その誓約書どおり払ってもらえないから、イコール悪質だっていう考え方はちょっと改めていただきたいと思うんですね。生活がどうしても苦しい、所得がない、それで払えなくなる、再び払えなくなるという人もたくさんいらっしゃるんです。ですから、その辺は一概に悪質と決めるのではなく、生活実態をよく把握した上での対応をお願いしたいと思います。それです、今本当にこういう大変な状況なんです、この現状をそのままにしたままで保険料の値上げをするようなことはしないでいただきたい。ある程度、資格証明書や短期保険証、それから保険証の未交付、これをある程度改善した上で値上げを考えるとかならまだわかりますけれども、これをほうったままで値上げをするようなことは今以上に滞納

を増やし、生活権を侵害するということになると思いますので、その点は強く要望をしておきます。

それから、窓口の一本化についてですが、これはシステム上、守りというか難しいということとはわかるんですけども、そうするとあとは職員の窓口の対応をですね、研究していただいて、なおかつ、国保年金課と納税課、特別収納課の横の連絡を密にさせていただくと、そういう以外には方策はないようですので、この点についてはやはり市民と接する窓口の対応は市の姿勢や体質をあらわすと言われております。市民の立場での対応を常に心がけてくださいますようにお願いをいたしまして、国保の質問終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、1項目の3について再質問はありますか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほどのご答弁では星ヶ丘保育園とおおざの保育園、それぞれ20人ずつ増にして110人の定数にしたということで、それで待機児童数が解消されるのかどうかですね、そういう結果がちょっとなかったようですので、それが1点と。

それから、南保育所の定員割れの要因と対策についても明確な回答がありませんでしたので、これについては具体的にお聞きをいたしますが、1つに保育所の入所希望をとる際に、南保育所は同和地区の保育所ですがどうされますかと、こういう問いかけをしているというのは事実としてあるのか。2つ目に、南保育所の入所時の面接に同和運動団体が同席をしているという事実はあるのか、この2点についてお答えを下さい。

それから、民間移譲についての再質問ですが、ならし保育の期間は2か月ということで、これは最初から変わっていないわけですね。それで、このならし保育なんですが、保護者の方に話を伺いますと、2月と3月というのは先生方は卒園式の準備で大変忙しいと、そして園児たちも同じく卒園式に向けて、お遊戯か何かの練習だろうと思うんですが、大変慌ただしいと、そういう中で落ちついて引き継ぎができるのかという不安を持っておられます。ですから、せめて12月か1月からしてもらえないだろうかという声がありますけれども、現在2か月ということですが、これを3か月から4か月ぐらいに延長ができないものなのかどうかについてお伺いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず1点目のおおざの保育園、それから星ヶ丘保育園の定員を20名に増員したことについての待機児童の解消ということでございますが、この点につきましては、定員を20名ずつ増員していただきましたが、それでも待機児童数については予算審査資料の中にも上げておりますが63名ということでございます。それで、待機児童の解消につきましては、今後も当市としても重要な課題ということで解消に努めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の南保育所の入所の際にどうされますかということで尋ねてるということでございますが、このことにつきましては、公立保育所、私立保育所も含めて、公立保育所が

3 保育所と私立保育所が5 保育所ありますので、その申込書と同じように入所の手続をさせていただいておるといってでございます。それで、面接ということでございますが、この分につきましては、それぞれ公立保育所におきましては、所長の面接ということをまず行っております。その後、説明会という形で隣保館においてやっております。そのときはいろいろ保護者の方の疑問もありましようからそういうことにお答えをしていくということになるかと思っております。

それから、ならし保育の期間についてでございますが、先ほど市長の方から2 か月程度ということでご回答いたしました。この分については当初から2 か月間というところでお話をさせていただいておりましたが、その後につきましては、期間がもう少しありますので、その辺基本的には2 か月ということを決めておりますが、期間がありますので、その辺で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありますか。

11番山路一恵議員。

1 1 番（山路一恵議員） そしたら、この南保育所の定員割れについては何が要因で定員割れをしているというふうなお考えをお持ちなのか、それが1 点ですね。

それから、保育士さんの移譲後の配置については、専門性を考慮した配置をするということでお答えをいただいておりますので、よく保育士さんの希望を聞いて要望がかなうような形でお願いをしておきたいと思っております。その南保育所の1 点についてお伺いして、また続きは予算委員会でしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 定員割れの原因ということでございますが、解放保育所というところで位置づけておりますので、今後につきましては先ほど市長の答弁の中にもあったんですが、子育て支援の充実を図っていくということに、今年平成17年度からさらに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、その中で入所される人数ですね。定員が60名ですので、60名に近づけていく努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 1 項目の4 について再質問はありませんか。

11番山路一恵議員。

1 1 番（山路一恵議員） 男女共同参画ですよね。済みません。筑紫地区では初めての条例提案ということで大変期待も大きかっただけに予定どおり3 月に提案されなかったということは非常に残念であります。中間答申が出されたときから大変画期的な内容ということで注目もされておりましたし、そういう意味では太宰府市の動向を見守っている人が多かったと思っております。それで、先ほどの答弁では、先ほどのというか、今まで質問が幾つかなされた中で、その何月に議会に提案ということのはっきりお答えがなかったんですが、幹事会、推進本部とかで段階を追って時間をかけて検討をしていく、そういうお答えでした。特に、内部協議というのとはど

ういう形で行われるんだらうか、ただ答申を検討するだけなのだらうか、その辺が私もちょっと心配に感じるところなんです。というのが、特に協議される管理職の方々が国が基本法をつくったいきさつ、それから世界の女性政策の流れなども含めまして、どれだけ男女共同参画を理解されているのか、私はそこを十分に理解をした上で、議論を進めていただきたいという思いがあります。ですから、そのためには、そういった推進本部の中に審議会の委員さん、それから識者の方などに来ていただいて、レクチャーをいただくことも必要だろうというふうに思います。渡邊議員も言われてましたが、国立博物館を抱える市ですから、国際的な視点からも男女共同参画条例並びに今後の施策の推進をお願いしたいというふうに思います。ですから、条例においては審議会の答申を十分に尊重した上で、内部での協議を進めていただくことを要求しておきます。一応、内部協議の取り組みについて、もし今お答えができるのでしたらお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今るる男女共同参画条例の必要性については、私どもの方も同じような考え方でおります。そして、審議会の答申は最大限尊重すべきということは12月議会でも申し上げているとおりでございます。まさに、国際的な視点の中からというものにつきましても、共通理解でございますので、ただ太宰府市の条例として、成案としてどういう形で提案をするのかという分につきましては、先ほど申し上げておりますように、推進本部の体制の中に課長を中心としました幹事会がございますし、部長を中心としました推進委員会がございますし、市長がトップの推進本部があるということでございまして、その中で十分に議論をしております。

それから、そういう精神がそれぞれ審議する段階で浸透されておるのかという不安もお持ちのようでございますが、審議会の答申にいたりますまでの経過あるいは市民から寄せられましたたくさんの意見につきましても、審議会の一定の方向性、そうしたものにつきましても、審議に先立ちまして参考資料としてそれぞれの委員に配付した後、そういうものを受けまして、十分に議論をしておりますので、今後見守っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありますか。

（11番山路一恵議員「ありません」と呼ぶ）

1 項目の5 について再質問ありますか、ありませんか。

11番山路一恵議員。

1 1 番（山路一恵議員） 各種団体補助金についてなんですが、これは何を基準に額を決定しているのか、毎年予算や決算、予算書や決算書、事業報告などをそろえて精査されているのかなどがいま一つ明確にされていないところがあるように思います。特に金額の根拠が不明確なのが同和運動団体への補助金です。減額されてはきているものの、依然として多額の補助金が交付をされておりますし、そうかと思えば新年度の市の重点施策に係るような団体への補助

金や助成金は減額されていたりで、その額が本当に適正と言えるのか、いつも疑問に感じるところがあります。補助金額の見直しは補助金検討委員会で図られていると察しますが、委員会委員は行政内部の組織ですから、いろんなしがらみや慣例などもあって思い切った見直しができるのだろうか、こういうふうな見方をどうしてもしてしまいがちです。そこで、補助金や助成金に関しては外部監査制度の導入など第三者によるチェック機能をつくって、市民にも公表をしていく方向で適正かつ公平明確な仕組みをお考えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。これは以前にも渡邊議員の方から同様の趣旨の質問がされており、その際は検討するというお答えをされていたようです。その後検討されたのかどうかお伺いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 団体の補助金については、それぞれ今までの事業計画あるいは決算書、予算書を見ながらそれぞれ各部の担当で精査をして、そしてどれだけというような形で予算の要求なされています。しかし、今回ちょっと荒っぽいやり方だったんですが、人件費あるいは物価が数年前から下がり続けております。ということは、団体補助金が前年レベルであればそれだけ余裕があるというような形になります。我々公務員もそういうことで3年続けて人件費等で下がってきておりますので、これは民間の人件費のあらわれだろうというふうに考えてまして、そういうことであれば、団体補助金を正規の分については減額をしようということ今回やったところでございます。

それから、この補助金の見直しについては、現在内部委員会しかございません。そのときに、見直したのが、廃止がちょっと正確な数字じゃありませんが十何件か廃止をいたしております。ちょうどいい機会に私も外部委員会を何とか有効なものにしなければいけないかなというふうに思っていて、福岡市の例を見ても、福岡市の方も答申がなされてまして、やはり幾つかの補助金が減額というような形で提言がございましたけども、最終的にはその中で幾つかしか廃止ができなかったという形もあります。やはり、補助金をカットするについては市長の方針あるいは担当職員がその団体になぜこの補助金が今100あるのが70になるのか、80になるのかということをはきちんと言っている、それだけの根拠、裏づけ、力量がないとなかなか減らないというようなことがございまして、そういうことも含めて外部委員会から来たものを外部委員会からあなたのところは100が70よと言ってもなかなかこれは理解が得られないというようなこともございまして、私も今いろいろ外部委員会がいいのかどうかということ、あるいは外部委員会に対する委員さんの選任によっては、利益団体とどうしても結びついていて、あるいは何も結びついていない方というようなことで、納税者と市民と受益団体というふうにございまして、非常に難しゅうございまして、さらに、まだ結論まで達しておりませんけども、何らかいい方法があればということで今模索中でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目の5について再々質問はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） いろいろとご検討されているようですので、引き続きお願いしておき

ます。それで、いつも予算特別委員会、決算特別委員会のとくに思うんですけども、補助金交付団体からの予算書や決算書の様式がバラバラなんでものすごく見にくいというようなのがあるんですね。ですから、交付団体については様式を一定決めてですね、その予算書、決算書つくってもらって、なおかつ事業報告書も同じ形式のものを出してもらおうというふうにすれば、点検もやはりしやすいのではないかとこのように思います。

それと、出されてる団体と出されてない団体があるというふうに聞いたんですけども、その辺どうなんでしょうか。補助金の問題についてはその2点お答えをちょっといただきたいとこのように思います。

それから、収納率の向上については、今以上努めていくということで悪質かどうかの見きわめというのは非常に難しいところがあると思いますけれども、先ほども言いましたように、本当に生活困窮で困っている人に対しては、無理な徴収を行わないようこれは強く要望をしまして、質問を終わりたいと思います。お答え2点だけお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私どももその辺をもう少し平等にわかるような形でしたいということ、補助金の交付要綱というものをもう少しきちっと定める必要があるなというふうに考えておきまして、その際には統一等の補助金の申請、そういうものをしたいと思っておりますし、国の補助金に見られますように本来ですと補助金申請があって、査定をして、そして補助金を交付するというのが普通でございます。補助金によってはそれでできない部分もございますけれども、そういうような形で、今後は交付要綱の中にもできるだけそういうような沿うような形で定めていきたいなというふうに考えています。

以上で、日本共産党太宰府市議員団の代表質問は終わりました。

ここで、16時35分まで休憩いたします。

休憩 午後4時21分

~~~~~

再開 午後4時35分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、終了まで延長いたします。

次に、会派新世会の代表質問を許可します。

4番橋本健議員。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、新世会を代表いた

しまして、市長の施政方針に基づき、3項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、財政問題について質問をさせていただきます。この財政問題については、重複する部分もあるかと思いますがどうぞよろしくお願いたします。中央集権型行政システムから地方分権による移行で、今や国も地方も財政難に四苦八苦であり、政府が打ち出した三位一体改革により、地方交付税の大幅削減をはじめ、地方自治体の財政はまさに危機的状況にあります。本市の平成17年度予算が前年比10.5%縮減という厳しい財政事情は、ここで改めて不要不急なもの見直しの必要性を感じているのは私たち会派だけではありません。公共施設の建物の管理運営と管理費のあり方を含め、根本から洗い直しをすることこそまさに緊急を要する課題ではないでしょうか。現在、本市の諸施設である文化ふれあい館、いきいき情報センター、中央公民館など利用可能な施設がありますが、昨年10月に地域活性化複合施設として太宰府館が開設されました。果たして、この施設が本市の運営にとって不可欠なものだったのかどうか、大変疑問を感じざるを得ません。100円、200円という細かい金額まで削減という厳しい財政状況の中で、年間6,000万円もの維持管理費を必要とするこの建物、聞くところによりますと、駐車場がないために利用者にとって大変使いづらく、寄りつきに不便であるという不評、また周辺の商業をやっている方にとって、太宰府館効果による売り上げの増加があるわけでもなく、地域活性化に寄与できているのか甚だ疑問であります。また、観光客の拠点づくりというたい文句は待機させた史跡解説委員の方々を退屈させています。このように本来の目的に合致した効果が見えてこないという事実があります。年間における太宰府館、各室ごとの利用状況も出されておりますが、この活性化複合施設の多額の維持管理費とその必要性を冷静に考えたときに、この厳しい財政難の今、果たしてこのままでいいのか、創意工夫のもと緊急に利用価値を高める何らかの対応策をとっていくべきであります。平成15年に改正されました公共施設の管理方法、指定管理者制度の導入も絶対に避けて通れない問題であります。太宰府館の今後の運営について市長はどのようにお考えでしょうか。ご見解をお聞かせください。

次に、2項目めの地域コミュニティづくりについてお尋ねいたします。第四次総合計画、3つの戦略プロジェクトの一つ、地域コミュニティづくりの推進は、7つの小学校の余裕教室を活用し、地域の住民が集える居心地のよい拠点づくりを行うという内容になっております。また、地域のことは地域住民で考え、行動し、まちづくりを行うという地方分権時代にふさわしい市民意識の高揚と地域情報基本計画の策定により、市民のための地域情報システムの整備と充実を図り、地域文化情報ネットワークの整備をする。さらに、だれもが気軽に参加できるネットワークづくりを行い、ボランティアやNPOをはじめとした地域リーダーの育成と支援に努めるなど、地域コミュニティ活動を支援するために、地域づくり事業支援制度の創設に向けた取り組みを行うとあります。これらすべて目標としては大変すばらしく何の異論もございませんが、気がかりなことは、だれがいつまでに何をどこまでやるのか、具体的な実施計画が明らかにされてない点であります。

平成13年から始まった前期基本計画も今年で5年目を迎え、最終年度であります。市長の施政方針によりますと、平成17年度は地域モデルを選定し、より具体的なアプローチに努め、市民同士の交流や連帯が生まれる仕組みづくりや場づくりに努力を払うとのことですが、地域への説明会や協議会が現在どの程度進んでいるのか甚だ疑問であり、行政の本当にやる気があるのかないのか、その意欲と熱意が全く伝わってきません。この地域コミュニティについては、過去2回ほど質問をさせていただきました。前回の質問において、5つの拠点になるというご回答でしたが、5つそれぞれの進みぐあいに若干の差はあるかと思えます。

そこでまず、1点目の質問として5つのうち、幾つの協議会実施ができてしているのか。2点目、協議会には行政区の区長だけの参加なのか、ほかにどういった方が参加されているのか。3点目、体育部や文化部などの組織づくりなど話はどこまで進んでいるのか、地域コミュニティづくり推進の状況について詳細なご報告をいただきたいと存じます。最後に、今後の進め方において、拠点別協議会の日程表を作成し行動される予定はありでしょうか。この点についてもお答えをいただきたいと存じます。

3項目めの質問に入らせていただきます。最後の質問はごみの問題についてであります。日本はお菓子、ケーキに始まり、食品類や飲料水、さらに生活用品、電化製品など大変物が豊かな国であることはだれもが認めるところであります。しかし、食べたり、消費したりした後始末、つまり、事業所や家庭におけるごみ処理においては、個人個人のマナーの欠如と不法投棄など身勝手なマナーは全く許しがたく、ごみの量が増え続ける一方です。我が国は、特に可燃ごみの量も圧倒的に多く、ごみ処理の焼却量は年間約3,000万tとも言われ、欧米の経済大国をしのぎ第1位である事実は余り喜ばしいことではありません。

そんな中、神奈川県厚木市では、市民によるごみ処理基本計画を策定し、市と市民が協働でごみの減量に取り組んでいます。ほかにも不燃ごみのリサイクルや生ごみの堆肥化、また1,300に満たない燃焼温度によるダイオキシンの発生で、ごみ処理の抜本的な見直しなど、積極的に取り組んでいる自治体も年々多くなってきているようです。地球を取り巻く環境にも配慮し、製品に気遣いを見せる企業も多くなり、資源の再利用といったリサイクル運動にも拍車がかかってまいりました。現在、可燃ごみは焼却し、残った灰を最終処分場に埋めるといった自治体が主流ですが、その可燃ごみの中に水分を含んだ生ごみは、本来燃えるごみではないので、約800以上の高温で焼却するため、設備投資や燃料費も高くなり、コスト高の結果を招いてしまいます。太宰府市における可燃ごみは、現在福岡市に委託、不燃ごみと粗大ごみは高雄の環境美化センター、ペットボトル、トレイは春日のリサイクルプラザで処分されておりますが、以前の可燃ごみ処理は、大野城太宰府環境施設組合という一部組合組織のもと、大野城環境処理センターで処分されておりましたが、1号炉、2号炉が老朽化し、2市分のごみの焼却が焼却困難となり、現在福岡市に委託し東区まで運搬し、焼却処分をしていて割高です。本市におけるごみの分類は、缶や瓶類、金属、ガラス類に代表される不燃ごみやペットボトルさらに粗大ごみなどがあり、紙、プラスチック容器包装プラスチックや電池、蛍光灯など6種

類に分別されておりますが、まだまだ市民の意識は低く、その集積場所の周知徹底が望まれるところであります。大幅なコスト削減をするには、ごみの減量化と徹底した分別と資源ごみはリサイクルする循環型システムをつくるのが理想であります。市民一人ひとりの協力が必要です。まずできることから実施していただきたいと存じます。

質問いたします。太宰府における可燃ごみと不燃ごみの年間の焼却量とその費用についてお尋ねします。また、ごみ処理費用のコスト削減について、今後どのような計画があるのかお聞かせください。

以上、3項目につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市における施政方針について、市議会会派新世会を代表され、橋本健議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、財政問題についてのご質問にお答えいたします。まず、昨年10月に閉館しました、地域活性化複合施設「太宰府館」の建設の必要性でございますが、これを考える場合、平成12年太宰府ストアが閉店し、その跡地に民間業者によるマンション建設計画が出されたのが出発点であることでございます。マンションという民間の開発ではなく、市での跡地購入を目的として、国立博物館開館を契機に来訪者に市内を回遊するための拠点施設の役割でありますとか、商業振興策として魅力とにぎわいのある地域商店街の核としての役割であるとか、いろいろな要望に基づいて施設建設の陳情書が提出されました。現地の状況として、太宰府ストアさえあれば、商店街は衰退しなかったのか、あるいはこの太宰府ストアは駐車場さえあれば閉店しなくてよかったのかなど、地域が衰退化するという条件的に厳しい中で跡地の購入及び施設建設を進めてまいりました。これらの経過は議会にご説明の上、平成13年度に跡地を市で購入し、その後予算提案など諸手続を経て、平成16年10月太宰府館を開館することができたものでございます。これまで、太宰府館の役割は館単独で、来訪者を増やすのではなく、商店街や小鳥居小路など地域と一体となって訪れる人をお迎えする雰囲気のあるまちづくりの中核施設として活用したいと説明してまいりました。また、あわせて商店街が太宰府館に来る人を待つのではなく、地域の方々も太宰府館を積極的に利用して、まちの活性化を図り、人を引きつける通りをつくっていただくことが必要であると考えております。この目的実現のため、地元の方々も太宰府館で話し合いを続けており、また旅行客の太宰府館利用策について、旅行業者と協議を行うなど、積極的に観光客の誘致にも取り組んでいるところであります。

続きまして、地域コミュニティづくりについてのご質問にお答えいたします。地域コミュニティづくりを進めていくためには、何よりも地域とコンセンサスが大切であり、一步一步段階的に発展させていくことが必要であると考えております。平成15年5月に太宰府市地域コミュニティ推進指針を策定いたしました。同年6月から順次小学校区ごとの区長への説明、協議を重ねております。その中で、地域コミュニティづくりの将来ビジョンが見えない、各自治会活

動との整合性を図る必要がある等々の意見があるところや、何を切り口にして、継続的に地域の連携、連帯を深めていくかを模索中のところもございますが、太宰府西・水城西小学校区合同の西校区と太宰府南小学校区においては、準備会を組織化し、段階的に拡大していこうという具体的な協議を始めている段階であります。今後は、この2つの地域をモデル地域として具体的な動きを見せていくことで、他の地域への働きかけを進めていきたいと考えております。このような状況でございますので、ご質問の1点目から3点目につきましては、現在のところ7小学校区をエリアとした地域コミュニティ協議会及び部会はまだ正式に組織されてはおりません。まずは、自治会長でもある区長への説明、協議を重ね、順次各種団体へと拡大してまいります。

次に、4点目の今後の進め方につきましては、現時点では校区別の詳細な日程表は作成しておりませんが、地域コミュニティづくりは地域のコンセンサスが何よりも大切であると考えております。強引に組織化を進めるのではなく、地域実情も勘案し、様々な課題を地域と行政がキャッチボールしながら克服し、着実に一步一步を前進してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ごみの問題についてのご質問にお答えいたします。まず、本市のごみの排出量でございますが、平成15年度分は、家庭で分別していただいております可燃ごみ2万203t、不燃ごみ1,508t、粗大ごみ521t、ペットボトル、トレイ141t、拠点回収をしておりますプラスチック製容器包装物41t、缶製容器包装物39t、使用済み蛍光管4,000kg、使用済み乾電池4,500kg、集団回収の新聞紙2,260t、雑誌864t、段ボール421t、古布122t、総排出量は2万6,129tとなっております。対前年度比はすべて増加しておりますので、全体で4.5%の伸びとなっております。増加した要因として考えられますのは、7月豪雨によります大量の被災ごみが出ましたこと、また集団回収の伸びは各地域におきますリサイクル運動の高まりが続いているものと受けとめております。なお、総費用は12億8,300万円ほどとなります。このうち、福岡市への可燃ごみ中間処理業務委託の平成15年度単価は1万6,839円で、その費用総額は3億3,820万円でございます。

次に、ごみ処理費用の削減についてですが、本市では、福岡都市圏南部環境行政推進協議会の中で目標としております可燃ごみの排出量の削減、平成12年度を基準として平成27年度までに10%を削減することを目指しましてごみの減量に取り組んでまいります。減量の柱は発生の抑制と減量の意識を高めていくこととあります。ごみの減量は事業者を含め、全市民の皆様、一人ひとりが主役となっていただくよう啓発に力点を置いて、広報だけでなく、ごみ処理施設の見学などごみの減量の重要性を肌で感じ取っていただける学習の場を提供するなど、各地区の団体へも働きかけて効果を高めていきたいと考えております。

また、各地で様々な団体に取り組んでいただいております古紙等の資源回収は確実に年を追って回収量を増やしております。これからもこの取り組みがさらに活発になるよう支援を続けてまいりたいと存じます。

以上のとおり、ご質問の件につきましては、答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましてはこれからの市政運営にあたりまして、十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について再質問はありませんか。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ご答弁ありがとうございました。

この地域活性化複合施設の太宰府館はその名のとおり、地域活性化と平行して観光の情報発信基地として観光客の拠点にするんだと伺っております。福廣議員の提案にもありましたように、一人でも多くの観光客の方が利用していただくよう案内の誘導看板設置をここで要望しておきます。館内利用についてお尋ねいたしますけれども、太宰府館の開設以来、イベント情報と題してダンスやコンサートあるいは各種展示会の案内がありますが、どうしてもこの太宰府館でなければならないという催しはございますでしょうか。せっかくできたやかただし、もったいないから利用するという程度のものに思えてなりません。私は、他の施設で十分対応できるのではないかと考えます。そこで、中央公民館、館内の各施設、いきいき情報センター2階の各施設、文化ふれあい館の各部屋について昨年1年間の利用状況とこれらの維持管理費について明確にさせていただきたいと思っております。本日、無理であれば後日資料提出をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。なぜ、こういう質問をしたかと申しますと、ここに4市1町の各中央公民館、筑紫野市さんが文化会館、これの筑紫地区舞台操作委託料という資料がございます。その中で、太宰府市と筑紫野市を比較しますと中央公民館が会場の大きさ、席数でいきますとですね、603席ございます。委託料として723万8,700円の金額が出てるわけですね。それから、筑紫野市の文化会館801席、会場が801席ありまして417万9,420円と、太宰府市の方が委託料が非常に高いと、約1.7倍でございます。これはどういうわけだろうと。こういうことでございまして、筑紫野市さんがかなり安くなっているというこの事実は、今後の業者選定のあり方も見直す必要があるのではないかと思います。

お答えをいただきます前にもう一点、同じ地域活性化でも特定地域の活性化と市全体に及ぼす活性化という視点での質問ですが、太宰府館建設に13億円のお金を投じるならば、なぜ九州国立博物館の開館に合わせたJR太宰府駅の建設を優先させなかったかという市民の意見もございまして、私たちもその点を聞かれますと非常に返答に困ります。どのように私たちも答えたいのかですね、市長の明解なご回答をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、太宰府館にある施設と中央公民館からいきいき情報センター等の施設について比較をされましたが、太宰府館でなければならない体験工房がございます。この体験工房につきましては、もうその絵つけ、それから焼餅、梅ヶ枝餅の体験ということが

特徴だろうと思います。それから、まほろばホールにつきましても中央公民館につきましても602席ですが、かなり中型動員ができる施設でございます。まほろばホールにつきましても、220席程度のミニコンサートで活用していこうと、またあわせまして、昼食、修学旅行生の昼食の会場になるように飲食組合と締結をいたしまして、そういう修学旅行を誘致していこうという目的もございます。それから、イベント広場、外になりますけれども、イベント広場で地域を活性化していこうということではいろいろの物の販売等をしていくという施設も特徴の一つではなかるうかというふうに考えております。それから、なぜ太宰府館の建設が必要だったかということにつきましては、先ほども市長の方から回答がありましたように太宰府ストアの跡地をそのまま民間、マンション建設をさせるのではなくて、市で何とか対応してほしいという多くの方たちの陳情がございまして、市がそういう施設をつくらうということになったわけでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1項目の1について再々質問はありませんか。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 1項目めの2点目の質問には余り明解な回答は得られませんでしたけれども、再々質問に入らせていただきます。

太宰府館は既に完成されてます以上はですね、市民が納得がいくよう、今後どのような運営をしていったらよいか考えていくことが重要であります。したがって、数多くの利用者を募り、利用価値を高め、観光客にも親しみ喜んでもらえるような太宰府館であってほしいと心から願っております。そこで、有効利用については全職員の方々に知恵を出していただくとか、市民に広く意見を求め、広報にて斬新なアイデア募集を実施してみるのも一歩前進、意外と好結果が得られるかもわかりません。ここで、財政再建について一つの提言をさせていただきます。太宰府市を冷静に見ますと、大学の数も多く、文教都市ともいえますが、観光資源も多く点在しており、やはり観光都市としての特色が大であると私は確信しております。今回の質問は、財政問題に集中しましたように本市の財政赤字にはだれもが憂慮しております。平成15年9月議会でも述べましたが、年々財政状況が厳しくなる中で再建の対策として本市にお金が落ちるような観光客の活用をすべきではないかと考えます。特に、太宰府天満宮は日本全国にその名をとどろかせ、歴史的にも由緒ある土地柄であります。そのほか、文化財や遺跡も数多く点在しておりますし、年間600万人から650万人の観光客、しかも今年度は国博オープンで人気が高まる太宰府、日本有数の観光客数を誇る都市だけに将来に向け、安定した自主財源確保のために、温泉つき宿泊施設が何としてもほしいところであります。専門業者を誘致できれば、法人税や固定資産税、それに入湯税など、税収が見込めます。さらに、宿泊によって文化財や遺跡の観光コースに回遊性を持たせれば経済波及効果ははかり知れません。夢を追求しましょう。1つ成功すれば、温泉街が誕生し、土産店も張りつき、活気を呈すること間違いなしです。いや、世の中そんな甘くないと苦言を呈する方もいらっしゃるかもしれませんが、私はだめもと

でもいいから挑戦してみる、その姿勢が欲しいと思います。まずは、プロジェクトを組んで、真剣な論議をし調査研究を重ね、採算がとれるか試算をしていただき、ご検討いただきますことを強く要望いたします。

最後になりますが、民間企業もいまだに不景気で大変厳しい状況下にあります。中小企業では、会社のトップが従業員の生活保障と自社の経営難解消を目的に資金確保のために、設備資金や運転資金、こういったお金の調達に金融機関を飛び回っております。これに倣い、行政のトップとして、本市にとって有利な国の補助事業に関するものは自ら中央へ積極的に出向き、奔走していただきたいと思っておりますが、市長のご意見をお伺いしたいと存じます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほどの質問で回答漏れがございましたので、ご回答しておきたいと思えます。各施設との比較表につきましては、でき次第配付したいと思えます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご質問の太宰府のまちづくり、将来の観点で大きな観光のまちとしてのまちづくり、そしてまた太宰府を滞在形なり、国立博物館を核とする新しいまちづくり、例にも出されました温泉の発掘等々のご提言もございましたが、今までも太宰府の先輩諸氏は太宰府をいかに立派なまちにするか、発展するか、いろいろ模索をし、それなりの努力した結果でございます。今、私が何回も申しておりますが、太宰府の将来像は「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これが唱題である。それと同時に現在ございます太宰府天満宮をはじめとする観光資源、それと新たな歴史遺産、そして本年開館いたします国立博物館を核とするまると博物館の構想、これが大きなまちづくりの視点でございます。また民間のはりつく活性化事業の誘致でございますが、いろいろご提言のように国におきまして地域発展策、補助制度等々たくさんございますが、国におきまして大きな柱にしております観光立国というような内閣の方針もございますが、そういう形で太宰府という有利な地域性なり、また今までの積み上げられた歴史遺産をはじめとする太宰府の資産を最高限に利用するように、今後とも太宰府市としての発展のための国の施策なり、民間の活性化の誘致なりにつきましては、情報収集と、また関係各方面につきましても積極的にアタックしてまいりたいと、かように考えています。

議長（村山弘行議員） 次に、1項目の2について再質問はありませんか。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 地域コミュニティづくりについてのご回答いただきました。現在、モデル地域は太宰府西・水城西小学校区合同の西校区と太宰府南小学校区ですか、この2つだということですね。それからまだ、部会などの組織づくりはできてない、今後はそれを拡大し、着実に進めていくという市長のご答弁をいただきました。確かに協議会の実施とか、組織づくりは大変ご苦労が多い作業だと思います。なぜ、コミュニティづくりの推進がもたつのか、その原因については、地域振興課ではどのように分析されておられるのかお伺いしたいんですが、その点について。

もう一つ済みません。あと財政上の違いですね、比較するのはちょっと酷だとは思いますが、大野城市さんでは4地区においてコミュニティセンターが建設整備され、もう既にソフト面の充実強化の段階に入っております。市民の利便性を考えて、コミュニティセンターの窓口で住民票や印鑑証明書、納税証明書を発行されているようです。しかし、私は、要は箱物がすべてではないと思っておりますし、学校の空き教室の活用でも、知恵と工夫によっては内容を十分に充実させることは可能なはずと思っております。今年度は、そのための話し合いをする場、すなわち協議会のメンバーを固定化し、第一段階の文化部、体育部、教育部、福祉部、防犯部など地域の特性に合った組織づくりに力を注ぎ、最前の努力をしていただきたいと思っております。そこで、協議会のメンバーですけれども、以前にも申し上げましたように区長さんプラス行政区住民代表、こういった方も加えていただきまして、十五、六人で話し合いを進めていかれたらいかかと思っております。区長さんは行政区の責任者、ご意見番としてプラス1名の方は地域に明るい斬新さをもった人選による内容充実を図っていただけたらと希望いたします。

ここで、質問させていただきますけれども、平成15年12月議会で資料をつけて提案いたしましたように地域コミュニティ推進のための補助金の交付を打ち出せば5つの拠点が積極的に取り組むものと確信いたしております。昨年5月で打ち切りとなりました県が提唱しておりますアンビシャス事業、現在福岡県下で244か所の広場が開設されております。この事業のやり方を参考にいただき、例えば今年度の目標設定を組織づくりに主眼を置くならば提出納期を決め、計画書などの提出書類と例えばですね、10万円補助交付金の申請をしていただくというような支援策をとらない限り前には進まないと思っております。平成16年6月議会においては、段階的な支援策をとるといってご回答をいただいておりますが、その後、支援策の実施はされたのか、まだであればいつごろ実施されるのかお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） まず、コミュニティづくりを進める上で、なかなか進まないがということです。議員も申されましたように地域活動されている自治会、町内会であります行政区の理解が重要であるということを強くとらえております。その会長も兼ねてあります区長の説明を優先して行ってきております。それで、説明していく中で行政区の地域課題やそれから7つの小学校区の地域の実情が異なっているということから、はばたきの会からもご質問がありました中でお答えしましたように、課題や問題点がそれぞれから提供されました。その課題をどうするかというのは地域の課題もあるんですけども、返された課題の中に行政のシステムというか、組織というか、そういうものもどう位置づけているか見直さなくちゃいけないという課題も多々あります。そういうものを整理しながら区長との協議を重ねて、今後は各種団体や委員さん等に協議の場を広げていこうと思っております。財政上の問題ということで少し指摘をされましたけれども、大野城市は確かにコミュニティセンターも既に体育施設と一緒にあわせて整備はされております。本市の場合におきましても、太宰府南小学校につきましてもは余裕

教室を活用しながら開放教室という形で位置づけております。その具体的な利用については、太宰府南小学校区で今いろいろ協議をさせていただいているところであります。しかし、他の小学校区においてはどのようにコミュニティセンターを設置していくのかにつきましては、まだ財政計画等の張りつけが十分ではありません。そのこともまた課題として内部協議を行っております。それから、12月にご質問の中で具体的な支援補助の提案を橋本議員の方からしていただきました。その際お答えはしてたと思いますが、私の説明が悪かったのか既に推進指針を5月につくりまして、6月にはこの小学校区で進めます地域コミュニティ推進事業支援補助金というものをつくっております。これは、コミュニティ協議会を立ち上げる準備として10万円、それからその中でどのような活動をするのかという計画を作成するための10万円、それから具体的な活動していく中でそれぞれ小学校校区を10万円という基本を置きながら1世帯当たり100円を支援するという形で補助金を持っております。こういう中身をもちまして、先ほど説明しておりますように区長さんに説明していきましたけども、行政区の活動とこの小学校区の活動の整合性を図らないと、せっかく地域活動がうまくいってるのにストップをかけるような形にもなるというようなご意見もありましたので、この辺十分協議をしていっております。るる申し上げましたけども、実はこの地域コミュニティ推進プロジェクトを進めていく中で、3つのプロジェクトが他にはあります、2つを合わせてですね。それで、助役を本部長にいたします所管部長、次長、庶務担当課長等で構成しますプロジェクト推進統括本部会議を設置しております。この中でいろんな課題を整理しながらですね、短期、中期、長期のガイドラインを示しながら、具体的に説明に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） よくわかりました。モデル地区を今年度つくって着実にしていくと、それから支援策も実施されているようでしたので多少安心をいたしました。

質問ではございませんけれども、ここでちょっとお願いがございます。大変恐縮ですが、この場をおかりしまして、ちょっとPRをさせていただきたいんですが、片井議員の発案によりましてコミュニティづくりの一環として太宰府西校区、9行政区が一堂に会し、春の文化祭、第1回西校区わいわいフェスティバルを来る3月27日日曜午後1時半より開催をいたします。内容は、第1部が太宰府市市民吹奏楽団の演奏、第2部のど自慢大会、第3部お楽しみ抽せん会となっております。執行部の方々にもご案内を差し上げておりますが、市民の皆様のふれあいを大切に楽しく和やかな大会にしたいと思っておりますので、振るってご参加いただきますようお願いを申し上げます。2項目めを終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 1項目めの3について再質問はありませんか。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ご答弁の中でごみの総量ですね、6種類の総量2万6,129 tですか、これ

の費用が12億8,300万円というなお答えをいただきました。非常に莫大な費用であります。この現在のごみ処理費用をですね、今後いかに減少させていくか、減らすための努力を積極的に試みてほしいと思います。つまり、ホームページや広報で事業所や家庭にごみ処理の実態や協力を求めるもの、例えばみんなで考えようごみ問題というテーマでシリーズ化した広報活動を実施されたいかがでしょうか。広報の紙面が許されるのであれば、毎月でも結構ですし、繰り返し繰り返しごみの正しい出し方や分別の協力のお願いを実施されてみてはいかがでしょうか。あるいは古紙回収の奨励金制度を活用し、例えば年1回、行政区や子ども会にエントリーをしていただきまして、古紙とアルミ缶、ペットボトル、こういった3種類のコンテストを実施し、総合点で上位3団体に奨励金上乘せの賞金を出すとか、太宰府のごみに対する意識の高揚と子どもと大人が一緒になって協力するイベントを実行されてみてはいかがでしょうか。さらに、生ごみ処理機購入補助金制度の徹底的なPRを、広報あるいはホームページで流していただきたいと思います。

今、述べましたことは一つの提案でございます。環境課の方でもいろいろとお考えにはなっているとと思いますが、何か今年度は目新しいですね、試みをしていただきまして、ぜひごみの減量化を目指し、成果を上げていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。ご意見をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） このごみ処理費用の削減は、ごみ排出量の抑制が基本となるというふうに理解しております。先ほど市長がお答えしましたとおり、使い捨て商品を使わないなど、ごみとなるものの発生を抑えること、ごみとして出していたものを古紙等の集団回収にのせまして、家庭の生ごみを減らす工夫をしていただくなど、市民の皆様のご理解とご協力がかぎになるというふうに理解しております。このため、広報には力を入れて取り組んでまいりたいと存じます。今、ご指摘の生ごみ処理機購入補助金の制度につきましては、4月1日から市のホームページに掲載することとしております。また、市民啓発のイベントといたしましては、環境フェアの内容とあわせて検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ひとつご検討いただきまして、実施に踏み切っていただきたいと思えます。冒頭で申し上げましたようにごみの減量化や資源回収のリサイクルに取り組む自治体は多くなってまいりましたが、ここで鹿児島県隼人町では平成7年から資源回収に取り組み、ふんべつある分別が次世代への道というテーマに事業所や各家庭の一人ひとりが缶、瓶の容器類やトレイ、ペットボトルまでも洗浄し、瓶やガラスは色の違いまで仕分けをし、子どもから大人まで徹底したごみの分別をされております。現在、衛生的で見事なごみの収集を実践、そのすばらしさに感服をいたしました。本市もぜひ調査をされ、参考になる点は導入していただきま

すようお願いをいたします。

ところで、再々質問に入りますが、高雄の環境美化センターは来年の平成18年3月で契約切れとなりますが、地元との話し合いは現在どのようになっているのかお尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この環境美化センターにつきましては、最終処分場の残容量が50%ほどございますので、継続して使用させていただくため、昨年12月に高雄区と高雄農事・水利組合に協議の申し入れを行っております。4月以降地元関係者との協議を重ねまして、所期の目的を果たす所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 以上で、新世会の代表質問は終わりました。これをもちまして各会派の代表質問は終了しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は3月14日午前10時から再開します。

散会 午後5時23分

~~~~~

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成17年3月14日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	武 藤 哲 志 (19)	<p>1. 中学校給食の実施について</p> <p>(1) アンケートの結果について</p> <p>(2) 県下の96市町村の内67市町村で中学校給食が実施されている。</p> <p>(3) 教育委員会、教育長、市長は中学校給食についての方針を明らかにしていただきたい。(年度計画等)</p> <p>2. 乳幼児医療費の初診料の無料化について</p> <p>太宰府市が通院分について、4歳未満児を対象に県下15番目に実施することについては評価をする。</p> <p>しかし、県下の自治体では5歳未満から就学前まで無料や初診料の無料を行っているが、太宰府市も検討していただきたい。</p> <p>3. 教育施政方針について</p> <p>市長の新年度の施政方針の表明に、教育方針の一部が含まれているが、教育委員会、教育長として義務教育、社会教育、学園都市等、教育施政方針を表明していただきたい。</p>
2	清 水 章 一 (13)	<p>健康で生きがいのあるまちづくりについて</p> <p>(1) 地域福祉について</p> <p>自治会、健康推進員、福祉委員、食生活改善委員、各団体の役割について</p> <p>(2) 介護予防について</p> <p>要介護出現率を低下させる施策について</p> <p>介護予防を理念から現実へ</p>
3	片 井 智 鶴 枝 (1)	<p>財政再建策について</p> <p>(1) 市財政の現状について</p> <p>(2) 行政運営のスリム化について</p> <p>(3) 各種委託事業の見直しについて</p> <p>(4) IT専門職の配置について</p>
		<p>1. 指定管理者制度の導入について</p>

4	中 林 宗 樹 (5)	<p>地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理方法が、管理委託制度から指定管理者制度に移行されたが、本市における取り組み、導入について伺う。</p> <p>2. 高雄地区の道路整備について</p> <p>(1) 高雄四丁目(高雄中央通り線南側)の道路の拡幅、整備の計画について伺う。</p> <p>(2) 高雄中央通り線から国道3号線への出口の信号機の通過時間をもう少し長くできないか伺う。</p>
5	不 老 光 幸 (7)	<p>常設公衆トイレの増設について</p> <p>(1) 西鉄都府楼前駅周辺に市営のトイレが設置できないか。</p> <p>(2) 車利用観光客向けの常設公衆トイレの増設計画は。</p>
6	山 路 一 恵 (11)	<p>指定管理者制度について</p> <p>(1) 条例制定する上での問題点と要望。</p> <p>(2) 今年度中に制度化を考えている施設はあるのか。</p>
7	門 田 直 樹 (6)	<p>IT関連予算の削減について</p> <p>(1) 市の情報化統括責任者(cio)はどうなっているのか。</p> <p>(2) アドバイザーとして外部専門家を配置する考えはあるか。</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片 井 智鶴枝 議員	2番	力 丸 義 行 議員
3番	後 藤 邦 晴 議員	4番	橋 本 健 議員
5番	中 林 宗 樹 議員	6番	門 田 直 樹 議員
7番	不 老 光 幸 議員	8番	渡 邊 美 穂 議員
9番	大 田 勝 義 議員	10番	安 部 啓 治 議員
11番	山 路 一 恵 議員	12番	小 柳 道 枝 議員
13番	清 水 章 一 議員	14番	佐 伯 修 議員
15番	安 部 陽 議員	16番	田 川 武 茂 議員
17番	福 廣 和 美 議員	18番	岡 部 茂 夫 議員
19番	武 藤 哲 志 議員	20番	村 山 弘 行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(30名)

市 長	佐 藤 善 郎	助 役	井 上 保 廣
収 入 役	松 島 幹 彦	教 育 長	關 敏 治
総 務 部 長	平 島 鉄 信	地 域 振 興 部 長	石 橋 正 直
市 民 生 活 部 長	関 岡 勉	健 康 福 祉 部 長	古 川 泰 博
建 設 部 長	富 田 謙	上 下 水 道 部 長	永 田 克 人

教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	観光課長	木村甚治
市民課長	藤幸二郎	すこやか長寿課長	有岡輝二
国保年金課長	木村裕子	保健センター所長	木村努
建設課長	武藤三郎	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	社会教育課長	志牟田健次

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹
書記	塚原裕子

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

本定例会での一般質問の個人質問通告書は、7議員から提出されています。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

19番武藤哲志議員の個人質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 平成17年3月議会の一般質問は、市長、教育長に回答をいただきます。質問事項は、中学校給食の実施、乳幼児医療費の初診料の無料化、教育施策方針の3点です。

初めに、中学校給食の実施については、平成16年12月14日、市長は長年の懸案であり、調査結果、議会の特別委員会の審議や教育委員会において方向性が決定される前に、中学校給食につきましては協議させていただくと、私の質問に回答いたしております。

また、教育長は、アンケートの回収率は72.1%と報告、今日まで中学校給食は、学校時制、教育課程、施設面で困難と答えていたが、教育委員会としての長年の懸案事項であり、今後の方針、方向性の検討に入り、議会の審議結果、市の財政状況等を見きわめながら、教育委員会としての方針を考えていると回答しております。

中学校給食の現状は、平成16年で県下96市町村のうち、67市町村で完全給食やランチ給食、弁当給食などが実施され、今後、市町村合併で実施自治体は増加する状況です。

私は、中学校給食の実施については、30年間の議会活動で、この問題を30回以上質問してきました。成長期の健康管理、家庭環境の変化、また中学校給食は教育の一環であり、実施要求をしてきましたが、今回中学校給食に関する意識調査の結果も明らかになりましたので、市長、教育長に今後の方針について回答を求めます。

2項目の質問は、乳幼児医療費の無料化を実施していただきたい。

太宰府市は、今年度から通院は4歳未満として、県下15番目に実施したことには評価いたしますが、各地の市町村では、児童・生徒及び乳幼児医療費の負担の軽減を行い、安心して子どもを育てる上で行政施策として、高校・中学校・小学校卒業まで通院や入院も無料を実施している自治体は181市町村あります。成長期の子どもの病気は様々です。通院での初診料、薬代など、親にとって大変な負担です。太宰府市でも少子化の現状であり、幼児・児童数は年齢構成

で約600名前後です。全幼児・児童が病院にかかる受診件数は、1人当たり年間平均で16.5件であり、国保加入者の受診率は少ない傾向です。

医療費の支出内容は、入院で0歳から3歳までで平均30名、入院日数は平均6日、通院は3日です。入院、通院の合計医療費は、1人当たり平均で2万6,562円です。今回4歳未満の無料化に対し、予算計上されてる額は835万5,000円であり、0歳から4歳まで医療費に対し、国、県の負担もあり、約1,600万円の予算で0歳から4歳までの初診料の無料化ができると思われませんが、市長の施政方針の大きな柱である太宰府市次世代育成支援対策行動として、子育て支援のため、初診料無料化を実施する考えがないかを回答を求めます。

最後に、教育施策方針について質問いたします。

新年度の予算執行に対し、市長より施政方針が表明され、その一部に教育関係も含まれておりますが、予算の中で教育委員会所管分は約13%、26億8,000万円を超えております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2条、第17条、第20条では、教育長には教育行政に関するすべての事務、権限、統括権があります。太宰府市では、教育方針、施策は教育委員会発行の教育要覧を、毎年7月以降発行し、配付される状況ですので、新年度の重点的な教育方針として、義務教育、社会教育、財政支出等、方針を明らかにすべきと思いますが、教育長の回答を求めます。

回答については自席でお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長、教育長の回答をということでございますけれども、まず私の方からお答えいたします。

中学校給食の今後の方針につきましては、昨年12月定例議会での武藤議員の質問、さらには本定例議会での公明党太宰府市議団の代表質問に対します市長の答弁と重なる部分があるかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

今後の中学校給食のあり方について、昨年11月学校関係者などを対象に、中学校給食についての意識調査を実施し、結果の取りまとめ、分析作業を先月2月に終えたところでございます。

今回の調査結果を受けまして、私ども教育委員会としましては、今後の進め方などについて協議検討に入ったところでございます。

なお、今回の調査結果や太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会での審議結果など、その内容を十分踏まえながら、教育委員会としての方針を出したいと考えております。

また、教育委員で構成される教育委員会での協議や、庁内に検討委員会を設置することにしたしており、多方面から検討を加え、方針の決定を行いたいと考えており、いましばらく時間をいただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 前向きな回答については評価をいたしますが、今部長が答えましたが、教育委員会や市長部局として、2年間にわたりまして議会の特別委員会が慎重に審議をし、今議会に中間報告を出すんですが、議会が2年間もかけて調査をしてきた。そしてその中で行政側がアンケート実施をしましょうという形で前向きに検討いただいた。そして大変すばらしいアンケート結果が、ここに配付をされておりますが、また議会やアンケートが出たが時間をいただきたいと。それから教育委員会で検討するということですが、大体時間はまたね、2年もかかるのかどうか。

福廣環境厚生委員長としても、代表質問の中にありましたが、早く平成18年までには実施してほしいという質問がありましたが、いつまでも時間を引き延ばすというのは問題があると思うんですね。議会としても、やはり少子化対策として中学校給食をとというのはもう切実な問題。これをずっとしてきたんですが、いつまでも時間を引っ張るとするのが一番問題と思うんですね。

教育委員会、先ほど施政方針の中にあつたように、教育委員会にはその権限がある。財政的には行政にお願いしなきゃいかん、この2通りがあるんですが、だからいつまで時間をかけるのかどうか、これがまず基本ですね。

ちょっとその辺の時間的な問題としては、福廣議員の質問の中でも、明確に平成18年までは実施してほしいということだったんですが、わかりました、そういう状況で進めましょうというのはなかったですね。だからまず、教育委員会としてはどのくらいまでやるのか、そして市長部局としてはそれをどう受けとめるかというのは、市長部局の方にお聞きしたいと思うんですが、まずその1点をちょっと回答いただけませんか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先日からたくさんの方のご協力をいただきながらアンケートが実施できました。大変ありがたいと思っております。現在、議会の特別委員会の方でいろいろとご審議をいただいております。

こういうことを踏まえまして、先ほど部長が申しましたように、一つの方向を決めたいと思っているわけですが、今までの教育委員会としても困難性をいろいろ述べてきた、そういう事情もございまして、教育委員会といたしましては、議会の皆様方のご意見を聞いて、そのご意見の状況によっては、早目に結論が得やすいこともあると思いますし、時間のかかるようなこともあるんじゃないかと思っております。

教育委員会といたしましても、アンケートの結果にありますように、そういう希望が強いということ、また子どもたちとか先生方の様子等も把握したわけでございますので、そういうこととあわせて結論を出したいというふうに思っておりますので、今ですね、いつまでというようなことを早計として述べるというのは、まだ皆様方の特別委員会の意見を聞いた上で検討させていただきたいというふうに考えておりますので、先ほど部長が申しましたようなご返答になったことをご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この周辺の中で、中学校給食、様々ですね。筑紫野市は共同調理方式、それから春日市は弁当方式になっておりまして、那珂川町が今年から実施をします。現在中学校給食の実施をされてないのは、大野城市と太宰府市というだけになるんですが、一番最後になるようなことは、やはり4市1町の中ですね、教育委員会にしても市長部局も批判も受けるわけですが、私は過去の質問の内容をずっと見てきたわけですが、行政側としても、行政としてね、中学校給食をどうしたらいいかという調査はされたのかどうかということですね。やはり議会も様々な形で、いろんな形で審議をいただいておりますが、教育委員会や市長部局としてはどういう調査をされたのか。アンケートは大変お金もかけていただいて、年齢構成別に小学校や中学校や一般とかですね、いろいろこうこんなすばらしいアンケートが出たわけですが、教育委員会としては、教育長として教育委員会に提案する内容としてはどういう調査をされたんでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育委員会としてどういう調査をしたかというお尋ねでございますが、今日まで筑紫地区での実施状況の概要を把握いたしております。

しかしながら、まだ詳細についてきちっとしたものを出しておりませんので、今後そういった財政状況等も踏まえて、詳細な調査をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私は過去の質問の中で、やはり中学校給食はそんなに難しくないと。ここにおられる執行部の方も思い出していただきたいのは、現在小学校と隣接してる中学校というのが、太宰府西や学業院中学校なんですね。ところが太宰府東と、それから太宰府中学校はちょっと小学校と外れておる。だから、今ある小学校の調理施設、児童数が少なくなくなっておまして、そういう状況の中で、調理業務については論議の末に民間に調理を委託する、教育委員会としてはぴしっとしたメニューだとか栄養士を管理していくという形で議会で論議をされて、順次小学校の調理業務の民間委託をやってきました。

ただし、やはり民間には委託したものの、7つの小学校のうち、どうしても直営で残しておかなければならないものがあるという説明を議会にもしてきております。だから現在の施設で、しかも委託もして、委託業者としては今年の当初予算の決算にも出てきておりますが、年間委託を受けるにはどうしても給食室の増設といえますか、早よ言えば委託を受ける生産ラインがあるという問題もありますが、そういう小学校の調理施設を使うとか、こういう問題についても論議、検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうものは検討はすぐしなさいと質問したことがありますが、その回答文書を見ましたら、そういう状況になれば検討することも考えられるとあります。その辺、現在のところ太宰府東中学校と太宰府中学校が小学校と離れている。現在の委託がされてる状況もありますし、直営でやってる部分もありますが、そういうような検討はできるかどうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 給食の実施方式について、小学校の調理場を使った方式はどうかというご提言でございますが、先ほど申されましたように、せんだって弁当給食であるとか直営のセンター方式だとか、あるいは民間の委託方式等様々な形があるのでございますが、先ほど申された件についても検討の中には入ろうかと思えます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まずやはり教育委員会として、はっきり言って協議や検討委員会を設置すると。私が一番言ってるのは、議会についてもこれだけあなた方と協議をしながらやってきたのに、また教育委員会で協議、庁内に検討委員会を置くというのは、またそこで時間がかかることがやはり問題じゃないかということなんですよね。

だから、あなた方と2年間にわたって審議をしてきたのを、今度は特別委員会の手を離れて、そして特別委員会からの報告もあると思うんですが、またあなた方が庁内で協議をしてどうするこうするということでしょうと、また1年、2年かかることに問題があると。

だから、直ちにどういうふうにするかという方針は教育委員会が出して、市長部局に財政的な援助を受ける。それと同時に新たに中学校に調理施設をつくるというのは大変な財政負担があるわけですから、だから小学校の調理施設を使って、中学校2校についても、全部で4校ありますが、隣から持ってくる分もありますし、1km以内のところから配達する場合もあるでしょうが、そういう早く検討することは、教育委員会として審議を進めていただかないと。2年たった、3年たった、4年たったでは問題がありますので。

そしてこのアンケートの中にも、はっきり言って給食費は幾らまで負担できますかと、それからこのアンケートの中を見ておまして、本当に朝子どもたちが御飯を食べないで来ると。だから、全体的に子どもの、児童の中で、多数を見るんじゃないかと、やはり教育は等しくというのがありますから、平等な部分もやっていく。

またいろんな父母の中にも意見があります。体の部分でどうしてもアレルギー体質があるとか、そういうものもあるんですが、民間委託するときにはその問題はもう何回も論議してきたわけですよね。子どもたちの発育状況の中で、卵がだめだ、牛乳がだめだとかという論議もしてきたわけですが、それはそれなりに教育現場で対応できると思うんですよ。だから、そういう長時間かけないで結論を出していただきたいというふうに思うわけですね。

それから、まず一番大きな問題は、財政問題と思うんです。入ってくる給食費としてもらう金額、そしてそれに対する国、県の補助金の問題もありますし、それから委託にするか直営にするかという論議もあるでしょうけど、ある一定議会の審議の中ではそこまでは踏み込みませんでした、現実のところ。施設をどうするかという、こういう問題とか、いろんな形で給食費の収入と支出の関係で、そしてどのくらいの国、県の補助金があり、どうするかという論議は、教育委員会にしても市長部局についても、それはそちらで決める内容なんです。議会ではそこまではなかなか、予算上がってくれば審議はできるんですが、そういう財政的な問題につ

いても、この教育委員会の検討委員会で早急に結論を出せるのかどうか。この辺はどうでしょう。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 庁内に検討委員会を設置して、ただいま申されました国、県の補助金、施設のあり方、収入、支出などの状況について詳細に検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その内容を早目に市長部局にですね、やはりあなた方がある一定出さないと、市長の答弁を見ますと、やはり協議を事前にしたいと、こう言っていただいとりますよ、市長としてはですね。だから、私も先ほど言いましたように、議会の審議や教育委員会の方向性が決定される前に、中学校給食について教育委員会や議会にもある一定の協議が必要だというふうに、市長は答えておりますよ。だから、あなた方は、議会がぜひやってほしいというものを、教育委員会の所管ですから、ある一定の方向性を出していただいて市長と協議をすると。市長は、決定されてからじゃ私どもはだめですよと、事前に協議をさせてくださいと、議事録見たら載っとんですから。

だから、あなたの方は早目に、今後の方向性として時間もかけなくて、どのくらいの財政でどういう方向というのがありますから、議会としてはそのことを早く返してほしいと。私どもは審議をしてやりなさいということは言えますが、実施をする教育委員会や市長部局としては、こんな状況になりますと、この方法でいくとできるとか、この辺には負担がかかるとかというのをやはり早急に決める必要があるんじゃないですかということなんです。そういう方向性をいつまでもかかることは困りますが、この平成17年度中の、できれば6月、9月ぐらいまでは出していただいて、平成18年4月1日から実施ができるような方向性を検討していただくかどうか、この辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 時期の明示ということでございますが、現時点においていつまでということはまだ出せない状況でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、せっかくこう前向きに行ってるんだけど、方向性が出せないと、こうなってくると、難しい。私どもの議会の特別委員会や議会の質問を見よって、何回もこの問題はずっとやってきた。私も歴代の教育長さん、陶山教育長さんとか藤教育長さんとかありましてね、その答弁としては何らかの形で、やはり子どもたちの問題でという形で前向きだった。ところが財政的に厳しくなったりしてきた経過がありましてね、陶山教育長さんについては検討したいというのが過去にある。藤教育長さんになりましたら、財政的にちょっと厳しくなりましたという形で引き継いできた結果、その間に川邊町長さんや有吉町長さん、市長さん、伊藤市長さんと、こう歴代の市長さんが代わる中で、やはりその辺の長い期間の中

で、財政的な問題やいろんな状況があつて答弁が変わってきたんですが、やっと今、市長、教育長、教育委員会の考えが一致してきてるわけですよ。議会とも一致になってますが、そういう状況の中で、やはり時間をいつまでも置くことは余り好ましくないと思うんですが、急いでいただくということは確認していいでしょうか、教育長。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 現在、話題が中学校給食をどうするかということで、それはそれでいいと思いますが、私どもは中学校教育全体の中でやっぱ給食を考えていくと考えたときに、先日も質問にもありましたように、じゃあ部活等をどうするのかとか、現在学力がこれだけ言われてるのに放課後はどうするのかとか、そういうふうなところのですね、納得といいましょうか。給食にもしたくさんの時間をとるようになれば、前から言っておりますように、トータルはいつも同じですから、どっかを減らさなくちゃならない。だから、そういうふうなですね、ことに対して、非常にまだ踏み込みといいましょうか、そういうところをしてないところがございまして、給食検討委員会の結論を見ながら、それと今まで申し上げましてきたような困難性と財政的なものを勘案しながら方向を出したい。

おっしゃるように踏み込んでいいでしょうか、今までほとんどできないんじゃないかと答えておりましたが、やっぱり何らかの形でしていくという方向についてはですね、ご理解いただけたと思いますから、その辺をもう少し整とんして、それの中でできるだけ早い努力をしていきたいというように思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 部活だとか放課後だとか時制の問題いろいろあると思うんですが、それはよくわかります。ただし、4市1町の中で、早よ言えば、もう実施しているところがあつて、やはりそこでは部活の問題や時制の問題や放課後のいろんな部分もあつても、それはもうできてるわけですからね。初めから太宰府市だけはほかの学校よりも教育重点にしていると、休憩時間をよりよく長くとるとかという問題とは、よその自治体では先ほども言いましたように、県下の中で、67市町村が中学校給食やってるんですから。だから新たにこう太宰府市だけは始めなさいという問題じゃないからですね。その辺はやはりほかの学校、あなた方が教育委員会として全県の状況というのは一番よく知ってるわけですから、やはりよその学校よりも太宰府市は教育に重点を置いてるとか、休憩時間を特に子どもたちのためにとってるとかという問題じゃないと思いますので、その辺はひとつ私は解決できるんじゃないかと思うんです。

時間もあれですが、市長、12月14日の私の質問の中で、市長の回答については大変感謝をしております、議会や教育委員会の前にある一定財政的な問題があるんで、ぜひその前に協議をさせてほしいという回答をいただいているんですよ、議事録見ていただいたらわかりますが。どういう状況でどう見きわめながら財政的な処置を講じるのか、最終的にはやりたいと思っても財政的な施設面だとか、そういう問題がありますが、もう時間もありませんから教育長の答弁もいただきましたし、市長、簡単にひとつ。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 中学校給食の問題でございますが、ただいま教育委員会の方から申し上げましたように、今回の意識調査等の結果を踏まえまして、委員会としても方針決定の方向に向けて、作業、協議、あるいは検討に入ったというふうにとめております。

私といたしましても、多数の市民の皆さんのご要望でもございますので、その状況を見きわめながら、できるだけ早い時期に何らかの方針を示したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひいつまでも時間をかけなくて、できれば那珂川町も今年の4月1日から実施をするようですが、太宰府市も少なくとも平成18年の新年度から実施ができるように、市長部局と教育部局と協議をいただきたいと思っております。

続いては、2点目の回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 乳幼児医療費の初診料の無料化についての質問にお答えをいたします。市長の答弁をということでございますが、私の方からお答えさせていただきます。

乳幼児医療費の助成制度の対象として、入院につきましては平成15年10月から対象年齢を就学前までに拡大し、通院につきましては本年7月から1歳引き上げることで、今回条例の改正を提案させていただいているところでございます。

ご質問の初診料の無料化につきましては、通院の対象を1歳引き上げることによる財政的な影響を見定めながら、総合的な観点から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 1歳引き上げたということで、この周辺が4歳になったり、筑紫野市が5歳になっておりますが、今回引き上げて予算について議会の承認を求めてきてるのは8,355万円なんですよ。0歳というのはなかなか母体のお母さんのそういう免疫がありまして、なかなか病気にかかることがない。特に3歳というのは少ない状況も、私も先ほど言いましたが、入院が6日で通院が平均3日ぐらいですよ。だからできるわけですが、当然4歳までもはっきり言って初診料無料にしても1,600万円というのは、はっきり言って今マンションの売り出ししてる金額1,600万円から1,700万円あたりの金額なんですけど、財政が厳しいと言いながら、少子・高齢化の中でね、子どもたち、安心してと。

本当に調べてみましたら、福岡県だけなんですよ。3歳までは医療費は無料化してるわけですよ。ところが全国3歳までは初診料も無料化してる。福岡県だけが無料化してないと。もうこんなのは私、初めて調べてみてわかりましたが、だから独自に初診料の無料化をやってる自治体もありますし、県がしてなかったら太宰府市だけしたらどうかと。総額で1,600万円あればできるわけですが、その辺、私の方の決算だとかいろんな資料で分析してみても、私の計算方法と行政側の計算方法について食い違いがありまして、あなたの方が大変忙しい中に、初診料

を無料化するのについての太宰府市の4歳までの児童の総数を出していただいたら、大体1,600万円だという数字を、大変時間をかけて、あれだけの医療費の計算方法で出していただいたんですが、無料化にするのに1,600万円あればできるかどうかというのは、その辺は確認できますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） ただいまのご質問でございますが、1,600万円というこの金額、担当課の方で試算した分ではございますが、ただいま現在の乳幼児医療費の助成制度の年齢のところでの試算でございました。今回、あと1歳引き上げをする予定ということでの試算をいたしますと、約2,000万円程度になろうかと思っております。

こういった中で1歳引き上げ、さらに初診料の無料化というのは、今の太宰府市のこの状況ではなかなか厳しいと思っております。

それから、やはり市町村によって、自治体によって、福岡県ではまだできてないといいますが、それぞれのところがばらばらの形で初診料をどう考えていくかということだと思いますが、それぞれ居住される自治体、市町村によってまた制度にばらつきがある。今の乳幼児医療費そのものの助成もばらつきがある。そしてまた初診料もばらつきが出てくるということでございますので、いましばらく市民の方々の公平性、そういったもの、利用される方の公平性、それから市町村にとっての公平性、そういったものもさらに見きわめながら考えていくべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、太宰府市の場合はいつもこうほかの自治体から見て遅れてね、やってるわけですが、やはり太宰府市は少子化対策として初診料を無料化して、本当に子どもたちに対する配慮がなされてると。福岡県では、担当課の方に私は全国の部分を出しましたが、担当課では大変忙しい中に初診料の無料化をしてるのは福岡県は1か所しかないという報告までいただきましたが、特に神奈川県だとか沖縄県では就学前までの初診料の医療費の無料化を実施しているところですが、福岡県では初診料は有料化になってるために大変な負担になりますが、ただしさっき言いますように、4歳までが全員ですね、2,400人が病院にかかるわけじゃないんですから、だからその辺は検討できないかということと、やはり私もその自治体その自治体の財政的な問題もあると思うんですね。今、国保の給付支払基金というのが9,444万6,000円あります。そういう基金を使うということと、それからやはり太宰府市の中にある財政的にどうするかということで、筑紫野市が論議の末にいろんな意見があったようですが、市の広報に広告を載せるという問題で財政的な確保を図りたいというのがありましたが、やはりそういう財政的なものも新たに見つけ出すと。財政的に厳しいという答弁がありましたが、財政的に厳しいならば市の広報に、企業を含めて広告収入をとという形で確保する。

それから歴史と文化の環境税もいろいろありますが、そういう環境税が入ってきた、全国が

からお見えになった方から環境税いただいてる。その中に乳幼児の初診料の無料にするためにある一定支出をするとか、こういうものはやっぱり市民が納得してくれると思うんですよ。環境税をいただいたわ、そういう状況をどういうふうに使うのかっていったら、乳幼児医療費の無料化のためにとか、初診料の無料化のために使いますよと、広告収入は初診料に充てますよという、それが内部のあなた方の市民に説得できる一つの基礎だと思うんです。そういうものはやっぱりまず検討する必要があるんじゃないかというふうに考えます。

それから、私、一番の悩みは、私の方の山路議員も質問しておりましたが、未交付世帯、それから資格証明書は少ないんですが、短期保険証とあるんですが、子どもには何の責任もないと思うんです。やはり滞納世帯の中で4歳未満の乳幼児がいた場合は、はっきり言って子どもだけには健康保険証は渡していただきたい。世帯主滞納世帯ははっきり言って医療にかかれなくても、子どもだけの病気を治してやるためには、はっきり言って健康保険証の中の病院に持っていける、乳幼児医療証と子どもだけの健康保険証、これを渡すことはやはり太宰府市にとって21世紀を担う子どもたちのためにすべき施策と思うんですが、滞納世帯ははっきり言って今悲惨な問題もあります。やはりその中に介護を受けたいと思えば、お年寄りもおればやはり世帯主が、所得のある者が健康保険税を払わないと全部の保険証がもらえないという現状があるが、その中で子どもだけでも4歳未満の医療費については医療証と健康保険証を。未交付の世帯が300世帯、それから短期保険証の世帯が300世帯ぐらいありますが、こういう内容について財政的な裏づけと短期保険証の発行はできないかどうか、その辺を、どちらから回答いただきますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 乳幼児医療証は、現在医療保険各法によりまず被保険者証、組合員証または加入者証をあらかじめ申請のときに提出をしていただくことになっております。

それで、今現在といいますか、この近年未交付あるいは滞納の方々に前もって乳幼児医療証を出してるということをございませませんが、未納あるいは滞納、そういった方々が出てきました場合には、納税の窓口、それから給付の窓口、速やかに連絡プレーの対応をして、やはりお子様の緊急な治療ということにつきましては、その相談を受けながら速やかに乳幼児医療証を出していきたいと、そういう対応でできるのではないかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず太宰府市の3歳未満の医療状況を見ますと、はっきり言って国民健康保険の加入者と社会保険、共済組合だとか健康保険組合だとかありますが、太宰府市の国民健康保険の加入者の受診率というのはわずかなんですよ、ですね。だからはっきり言って、子どもはあなた方としても徴収をするときに、太宰府市は4歳未満まで無料にしましたよと、あなたは滞納ですけど、もしお子さんが国保の加入者の中に、数少ないと思うんですが、うち行政として、あなたのところには4歳未満の方がおりますから、4歳未満の方の保険証と医療証を現物支給というか、窓口で払わなくていいようなものも出してるんですよということが

徴収義務にも伝わらなくなりますし、行政としての配慮もしてまいりますよと。

だから、今の次長の答弁だとあくまでも納税相談、誓約書、代表質問で私どもの山路議員が質問していましたが、あくまでも900件近く誓約書を書いてもらって、短期保険証を出すという、そしてそれが守られてないということで300世帯が余りいい納税者でないという答弁がありました、やはり内部的には行政側がやる手法というか、行き届いたという、市長の言う市民を大切にしたいという中では、そういう4歳未満の滞納世帯についてだけでも、太宰府市は医療証と子どもだけの健康保険証は渡しますよと、こういう内容をぜひ検討いただきたいのと、それから1,600万円と私が言っておりましたが、1歳切り上げることによって400万円増えて2,000万円ということですが、内部的には財政をどうするかというのはそんな大きな金額じゃありませんよ。マンション1戸分ぐらいの金額だし、その辺を内部的にはやっぱ調査をいただきたいと思いますが、この問題もあと残りも時間なくなりましたが、市長、私の質問の趣旨についてご回答いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 乳幼児医療の助成制度の問題でございますが、私は基本的には少子化対策の上から、県下市町村ばらばらであっては好ましくないというような感じを持っております。

しかしながら、本市におきます状況等につきましては、いろいろご指摘がございましたが、周辺市町の状況あるいは本市の財政状況等勘案しながら、今後十分検討してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、そんなに難しい問題じゃありません。国民健康保険、市長担当部局から説明を受けたらわかると思うんですが、太宰府市には特別徴収というのが、税金というのは天引きされてる方がたくさんおられて、社会保険が国民健康保険の乳幼児医療の中では多いんですよ。国民健康保険の加入者で、4歳未満の児童数というのは大変少ない状況です。だから、そこだけには滞納者、そういう資格証明、こういう短期保険証の方でも、あなたの方にはお子さんがおられますので病院にかかってくださいという、乳幼児だけの健康保険証と乳幼児医療証が出せるような内容はですね、太宰府市長としてやはり子どものために考えますよと言えるような施策をですね、ひとつ内部検討をいただくことを要求をいたしておきます。

あと17分になりましたので、最後の回答を受けたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 教育施策方針について、教育委員会からご答弁申し上げます。

本市では、第四次太宰府市総合計画を策定し、市民一人ひとりの幸せな暮らしを実現するためのまちづくりを推進しているところです。

さて、今後を展望するとき、国際化の進展、環境問題の深刻化、高度情報化の進展、科学技術の発展、少子・高齢化の進行、生活意識の変化、価値観の多様化など、教育を取り巻く社会

情勢はさらに大きく変化するものと予想されます。その変化に合わせて、教育改革、行政改革などが進み、学校教育、社会教育のあり方も着実に変化、進展しているところでございます。教育委員会といたしましても、将来を展望してこれらの教育をしっかりと見定めていかねばなりません。

ご質問にありますように、太宰府市教育施策要綱は、本市の基本的な考え方を、県の教育目標とか主要施策と整合性を持たせ、年度内に作成し、教育施策の方針としております。太宰府市の教育は、将来を担う青少年を健全で心豊かな社会の一員として、明るく住みよい社会を醸成する社会人の育成を目指しております。あわせて学校、家庭、地域が連携して教育の充実に努めることは肝要であり、より一層の相互連携が必要と考えます。

特に、学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒に基礎基本を確実に習得させ、確かな学力を身につけさせるとともに、特色ある教育を展開し、生きる力の育成を目指します。

社会教育においては、各社会教育施設の機能を十分に発揮し、子どもたちの生きる力の育成や地域家庭教育の教育力の向上に努めてまいります。

現在、国における三位一体の改革が進む中、本市を取り巻く状況はさらに厳しさが増しており、財政改革の取り組みの中で、教育委員会といたしましても、効果的、効率的な行財政運営に努め、普遍的な教育の理念を踏まえ、長期展望に立った教育施策を積極的に進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、教育長から教育委員会の方針としての要約を回答いただきました。私はいつもこう施政方針を聞きながらですね、太宰府市の教育委員会というのは大変なやっぱ仕事だなと。あれだけ義務教育として小学校、中学校の児童・生徒を預かってる。それから社会教育だとかいろんな幅広い分野がありましてね。そういう状況の中で、やはり教育委員会としても、私はやっぱ年度の初めにある一定の文書でもいいですから、教育委員会の方針としては、今年の重点的な問題で、さっきも言いましたように、財政問題と教育の問題とこういういろいろあると思うんですが、やはり年度初めに、7月に印刷されて私どもに配達されるのはもう1年のはっきり言って終わりごろなんですね。だから、終わりごろだし、予算委員会もありまして、今年はこの研究指定校にしますとかがってのは審議はできるかもしれませんが、ある一定教育委員会としても、教育施策といいますが、方針をある一定年度当初には文書配付ぐらいはいただけないかなと、予算審議の関係もありますけど。

先ほど今大変教育長から太宰府市の教育施策要綱ですか、そして教育行政、この太宰府が学園都市と言われる、大学もある、高校もあるですね、幼稚園もあります、ある一定方針的なもの、こういう質問しなくてもある一定文書配付をされてるということで、議長から言われれば済むことですので、一々言わなくても文書配付ぐらいは当初できないかどうか、その辺を回

答求めます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 例年3月の大体末ごろになりますが、教育委員会で最終的な策定をしておりますので、でき上がり次第議員さんの方に配付するようにいたします。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変教育長の方からですね、今年はこの状況ですが、来年度市長の施政方針があったときに、教育長からは教育委員会の施策方針として、どのような教育行政を行うかという配付をいただくということで回答がありましたので、ありがとうございました。

私、これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の個人質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の個人質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております健康で生きがいのあるまちづくりについて質問をさせていただきます。

私ども公明党太宰府市議団は、先月平成の会と一緒に長野県の上田市で保健補導員制度と東京都老人総合研究所で介護予防等について行政視察を行わせていただきました。ともに健康づくり、介護予防について一定の成果をおさめておられるので、その事業を紹介し、本市にとって少しでも参考になり、健康で生きがいのあるまちづくりに寄与すればと考え、質問をさせていただきます。

市長の施政方針でも述べられましたが、昨年地域福祉計画が策定をされました。素案の段階ではありますが、地域福祉計画策定に当たって太宰府市の理念として、1つ、人間性の尊重、2つ、自主自立心の強化、3つ、地域生活の重視、4つ、社会的連携の理解の4項目を掲げています。いずれも大事な項目であり、それぞれが連携をしているわけですが、私は特に2番であります自主自立心の強化に注目をいたしています。健康づくりといっても何が大事かといえ、自分自身であります。すなわち自助をどう育てていくかが今後のポイントのように思えるのであります。

そのことを痛感したのが長野県120の全市町村が実施している保健補導員制度であります。このことは平成16年6月議会でも紹介させていただいたわけですが、現地に行って改めてその必要性を感じたものであります。ご存じのように、長野県の平均寿命は男性が全国1位、女性

は3位、1人当たりの老人医療費は90年から13年間全国で一番低く、長寿県、長寿信州とも呼ばれています。その要因は様々ありますが、その一つに、この保健補導員組織の活動を挙げておられます。この制度の特徴は、地区住民の自主的組織として自らの手で健康を守るために自発的に問題に取り組み、解決を図ろうとすることにあります。単に行政機関のお手伝いだけでなく、自主的な組織活動を通じて、まず自らの健康意識を高め、さらにそれを地域に広め、地域ぐるみの健康で明るい社会を築き上げていくことでもあります。視察した上田市は417名が市長から委嘱を受けられ、1人が109世帯を受け持っておられます。自治会長の推薦により選出され、任期は2年とし、その後はOB会として活動をされています。活動内容は様々ありますが、主なものとして7つほど紹介をさせていただきます。

1つ目に、研修会等で学んだことを家族や地区の人々に広めること。2つ目に、上田市の健康づくり計画を推進すること。3つ目に、病気の早期発見、治療のための健診を広め、多くの人に健診を受けるように勧奨すること。4番目に、40歳健診申込者への受診の勧奨。5番目に大腸集団検診申込者への容器の配布。6番目に、乳幼児健康診査等への参加協力。7番目に、健康相談、健康教室への参加を勧めること等々であります。

こうした活動を家庭訪問を通じて2年間やるため、何よりも保健補導員自身が健康づくりへの大きな学びとなっています。OBを含めると3,000人以上の人が経験を積み、その人自身はもとより、その家族、そして地域への大きな広がりになっているとのことでございます。本市においてもこれから地域福祉が重視されていく中で、住民一人ひとりが健康への関心を深め、学んでいくかが極めて大事になってきます。そうした中、民生委員、児童委員をはじめ、健康推進委員、食生活改善委員会、福祉委員等の役割は大きく、そうした輪をどう広げていくかが今後の重要な施策ではないかと考えておりますが、市長の所見を求めます。

また、地域福祉計画では、自治会を福祉区と見立てています。自治会は一人ひとりの顔が見える組織であります。福祉だけでなく自主防災組織構築等の要でもあり、生きがいの場づくりの中心拠点でもあり、地域コミュニティのまちづくりの柱でもあります。私の住んでる自治会でも新春囲碁将棋大会を開催いたしました。参加した高齢者の方が「毎日暇をもてあましています。こうしたことを公民館でこれからもどんどん続けてほしい。」との声を聞きました。健康で生きがいのあるまちづくりで自治会の果たす役割はますます重要になると考えています。市長の所見を伺います。

次に、昨年の6月議会でもお尋ねしました介護予防について伺います。

介護保険も平成12年の施行から5年を経過し、今国会で改正案が提出され審議をされています。その中で、軽度要介護者の認定が急増し、しかも軽度要介護者の重度化が進んでいます。その原因として、高齢者の生活機能、身体機能の維持改善が介護サービスの目的であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないことが明らかになっています。これらの方々が介護を必要としないように予防する、介護予防の普及が緊急の課題として上げられました。しかし、介護予防の大切さはわかっているが、具体的なノウハウが自治体になく、東

京都老人総合研究所は5,000名の高齢者を対象に、10年間の長期間にわたって追跡調査をされました。そして、介護予防についてその集約として目標を2つ掲げておられます。

1つは要介護出現率を低下させる。具体的には要支援、要介護1の出現率を低下させることです。

そして2つ目は、介護予防を単なる理念から現実へ持っていくことであります。具体的には、効果的な介護予防プログラムを地域で実際に遂行可能な形で実現させることであります。その集約として作成されたのが、お手元に資料としてある「おたっしゃ21」の介護予防健診であります。本市として参考になるとは思います、実施に向けて検討する価値はあるかと思いますが、市長の所見を伺います。

あとは自席にて最質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） まず1点目の、地域福祉についてのご質問にお答えいたします。

市長または部長の答弁をということでございますが、私の方からお答えさせていただきます。

長野県における保健補導委員会等連絡協議会の保健補導員制度につきましては、県下の全市町村が参画する大規模な組織であり、その活動は大変意義あるものと思います。

本市におきましては、健康づくり推進協議会の健康推進員がその役割を果たしているところでございます。健康づくり推進協議会の構成メンバーは医療機関、健康推進員、食生活改善推進委員会、区長協議会、社会福祉協議会などで、健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指した地域保健計画の推進、実現に協力をいただいております。地域での健康に関する住民の声を行政に伝え、地域に合ったやり方で健康づくりを広め、私たちの健康は私たちの手でと各委員さん方が自らボランティアとして地域の活動に積極的に取り組まれております。

現在策定中の地域福祉計画を推進していく中でも、今後さらに地域、自治会等との連携が重要と考え、これら各分野の委員さん方には地域福祉活動を担っていただく重要なメンバーであります。市として連携はもちろん、今後も地域活動の指導と支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、自治会についてでございますが、住民の地域福祉活動の組織的な基盤であり、日常的な横の結びつきにより社会的な孤立をなくし、交流と対話、協力のまちづくりを目指す福祉区と見立てております。

続いて、健康で生きがいのあるまちづくりについてであります。その一つとして老人憩いの場の整備事業を実施いたしております。高齢者の憩い、集える場としての設置ではございますが、高齢者のみならず、民生委員、児童委員、福祉委員、長寿クラブ等を中心に地域での健康づくり、語らいの場、世代間交流の活動の場として自治会においても積極的に活用方を検討していただき、地域の特性を生かしたまちづくりの場としてご利用いただきたいと願っております。

次に、2点目の介護予防についてのご質問にお答えいたします。

介護保険制度改革の中でも予防重視型システムへの転換が叫ばれており、要介護状態の軽減や悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付が創設される予定でございます。介護予防健診のほかにも高齢者筋力トレーニング等、様々な介護予防プログラムが予定されておりますが、このような介護予防サービスの財源構成につきましては、現行の給付費の財源構成と同じで、1号保険料、2号保険料と公費で賄われることになり、平成18年度からの次期介護保険料に少なからず影響を及ぼすこととなります。

どのように予防を行っていくかが本市として重要な課題でございます。例えば筋力トレーニングはマシンなどなくても方法を工夫すれば、その効果は十分に期待できるという九州大学健康科学センターの助教授による実践報告もあるようでございます。財政状況が厳しい中で可能な取り組みといたしましては、こういった大学と連携し、比較的費用がかからない介護予防事業を計画し、また民間活力などを最大限活用しながら推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まず最初にですね、健康で生きがいということで質問通告させていただいておるんですが、まず健康という概念ですね、このことについてですね、要するに健康といえは、ただ単なる身体的なものじゃなくてですね、やっぱり生きがいがあるということだと思ってるわけですが、本市の地域保健福祉計画の中に、健康とはただ疾病や障害のないだけでなく、身体的、精神的並びに社会的に完全に快適な状態であると。これはWHO憲章の全文を引かれておるわけですが、今から質問するに当たりまして、この辺のきちとした、要するに健康に対しての位置づけっていうか、こういうスタンスであるということをも確認しておきたいんですが、よろしいですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今議員さんがおっしゃいましたとおり、ただただ疾病や障害のみならず、身体的、精神的にも快適な生活ができるという、そういう状態を続けられるということが健康であるということで、私ども行政的にも市民の皆様方の健康問題に取り組んでいるところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今、本市におけます健康づくりについてのご答弁をいただいたわけでございます。11日に代表質問が行われまして、各党派共通して質問があったのが財政の問題でございます。私この一般会計もそうでございますが、特別会計の方にちょっと目を向けてみました。医療、介護っていう形があるわけでございますが、比較してみますと、平成17年度の当初予算で205億円の一般会計、平成10年に戻ってみますと、これが大体約200億円、決算としては215億円の一般会計が上がっております。一般会計はそうであります、じゃあ医療、介護はどうかと見てみたときに、平成10年の、まだそのときは介護保険が導入されておらずで

したので、国保と老人医療っていう形になりますが、それで当初予算で101億円、決算で約95億円です。この流れが、一般会計はほぼ当初予算で見ても横並び、平成10年の決算と比べますと10億円ほど一般会計は減るとるわけです、平成17年度は、平成10年に比較しますと。だけでも、この特別会計はどうなってるかといいますと、101億円が現在の、今回出されております医療、介護合計で大体134億円、平成10年の決算が95億円でございますので、決算に比べますと特別会計は約40億円ほど伸びておるんです。こういう実態を見たときにですね、今言われたこの、要するにいかにしてこの特別会計に、私たちはやっぱり目を向けていかなきゃいけない。それは何かと、やっぱり健康づくりっていうことなんです。この健康づくりっていうのは非常に、この財政にもですね、当然これだけ負担が多いということは、一般会計の繰り出しも多いわけですね、そこにどんどんどんどん行くわけです。さらに一般会計だけじゃなくて、市民本人の個人負担も保険料も上がっていくということになるわけですね。だから、個人の保険料は上がる、あるいはまたサービスを切る、そういうことになってくるわけですので、私はお金だけの問題じゃありませんけども、やはりこれから考えていったときに、いかに健康づくりが大事であるか。それは今回だけではないです。これは平成10年から現在の比較の話ですが、これは予測されてますし、またこれからさらに大変な時代が来るわけですね。2011年から2015年まで、医療、介護だけで、団塊の世代の人たちが退職して出ていくわけでございますが、私たちの世代になるわけですけども、約8%ほど医療、介護が伸びるだろうと言われてるわけですが、そういったことがですね、本市の施策の中でどういう形で今後ですね、こういう、今言ったような将来的にもそういうのが進むのかですね。その辺は試算か何かされてるんですかね、今後どうなるか、医療、介護費は。国はいろんな形で言ってます。もう国民健康保険ももたないので、もう県に一本化したらどうかとかですね、いろんなことを言ってますが、単なる、今までの施策だけでいいのかっていうことなんです。これをどうするかってなってきましたら、もう私たちがやれるというのは健康づくりしかないわけですね。そういった視点から質問をさせていただいてるんですが、将来的な見通しはどのように考えておられるか、まずこの1点からお聞きします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 介護保険の将来的な財政的な見通し、検討はしているかということでございます。平成18年度から改正ということになりますので、今短期的な分につきましては平成17年度分も早目に予測を見込んで、今後の介護保険制度の改正に向けて介護保険料をどうという検討をしていくかというあらあらの試算はいたしております。まだ5年先、10年先のところまでの試算はいたしてありませんけれども、平成16年度の半ばぐらいのところまで平成17年度の見込みの試算はいたしております。

それから、今いろいろお話になられましたように、今後皆さん高齢化になって介護予備者、予備軍の方々がますます増えるであろうと。そういうことは、先ほどの最初の答弁で申し上げましたように、地域での健康づくり、福祉でまちづくりが一番大きなキーポイントになってく

るといふふうに考えております。それで、この分につきましては、特に健康福祉部におきましては保健センター、すこやか長寿課、それから国保年金課、それぞれのところ常に情報交換しながら今後介護予防、こういったところに力を入れていくかということで、今年度の予算の前にもきっちり課長、係長で事前の協議をしながら、目標を決めながら予算を立てておりますが、今後もそういった、まずは内部的なそういう認識をきちっと確認し合って、それから先の、今後の介護予防をどうやっていくか、お互いにどこが協力して、ただ1課だけでは解決できる問題ではございませんので、やはりまず内部的に共同作業を行い、そしてこの地域で健康づくり、地域で福祉のまちづくり、そういったものに臨んでいきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） これから恐らく増えていくのはもう間違いないと思います。私はやっぱり少しでもですね、そういったことを予測してですね、もう10年後、20年後たって、私たちがなってからじゃ遅いわけですので、今からしっかりとやっぱりそういう財政問題も含めてですね、やっぱり市民一人ひとりがどこまで自覚できるか、そういった制度をですね、やはり従来の政策からある程度展開していかなくちゃいけないんじゃないかっていう思いをしてるわけです。

なぜそういうことを、この長野県のこの保健補導員制度を出したかといいますとですね、平成14年度の1人当たりの医療費があるわけですが、ちょっと国民健康保険の一般退職についての比較が、ちょっと長野県はありませんでしたので、老人医療だけでちょっと比較させていただきましても、太宰府市が平成14年度の1人当たりの国保の老人医療が81万2,232円、福岡県が90万円、太宰府市としては県下で97団体中、低い方から24番目という形になってます。これ見ましたら、市でどうなのかと。太宰府市はほかの市ではどうなのかっていったら、太宰府市は市の中では一番低いんですね。本当に努力されてるなっていうことですね、敬意は表したいと思ってますし、今後も頑張ってくださいと思います。ただ、福岡県下の中で、市で見るとそうかもわかりませんが、福岡県全体がもうめっちゃめっちゃ高いんですね、90万円。全国平均が74万円なんです、国保のですね、1人当たり。長野県が60万円なんです。私は、だから今までの従来の施策のままでいくと、医療も介護も膨れ上がっていくんじゃないですかと。だから、少なくとも全国平均は74万円、長野県は60万円。60万円っていうのはそこはやっぱりそこなりに低い、今同じ国の制度の中でやってるわけですから、同じ国の制度の中でやってて低い、全体的な平均として低いと。もちろん高いところもありや低いところもあるわけですけど、全体の平均として60万円。81万円と60万円というたら全然違うわけですね。保健補導員制度そのもの自体があるからじゃないと思いますよ、もちろん就業率の問題だとか環境の問題だとか、食の問題だとか、いろいろありますけども、私はこういったことをやっぱ学んでいくべきではないかと、こういうふうに思うわけですが、さっき、今までのことをやろうとされてますけども、これから地域福祉計画をやっていくその中で、保健補導員じゃなくてもですよ、そ

ういった制度を、自分自身が家庭訪問していきますので、体験することによっていろんなことを学んでいくんじゃないかと。やっぱり従来の施策を少し変えていかなきゃいけないんじゃないかという思いはするわけですけども、そういった意味で、いかにやっぱり数字だけで見てくださいね、いいわけじゃありませんが、健康づくりっていうのはこれから考えていったときに非常に大事じゃないかなというように考えております。

去年の6月議会で、実はこのことにつきましてですね、保健補導員のことについて質問してありますが、9か月ぐらいたったんですが、何か調査していくとか検討していくとか、地域福祉計画の中で考えていきたいとかというようなことを答弁されてますが、ご研究なされましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほど予算的な長期計画というところで、どういう計画をしてるのかというところなんですが、長期的に展望を持って財政計画をしていくっていうのは当然のことだろうと思いますが、平成17年度から地域福祉計画を、どういう内容でやっていくかという具体的なものを出していきたいというふうに思っております。

それで、計画ということもあるんですが、平成17年度から事業として立ち上げていこうということが1つございます。介護予防事業としてですね、名前はちょっとまだ決めてないんですが、まほろば会という、仮称なんですが、そういうものを公的にやっていこうというふうに考えておりますし、もう一つは水中歩行ですかね、そういうものも取り入れていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、健康推進委員さんという組織があるんですが、その中で健康についての取り組みをどうやっていくかという協議をいただいておりますし、その中でもいろんな意見を具体化していこうというふうに思っております。

それから、先ほどの介護予防のところでは答弁した中で、九州大学の健康科学センターの助教授の方なんですが、そちらの方に、介護保険制度が平成18年度から変わろうというところで、いろんな取り組みをやっていかなければならないということなんですが、特に軽度の方についての取り組みが必要じゃないかというところですね、その取り組みについては一刻も早く取り組みが求められているというところがございますので、この九大の方からいろいろな指導を受けて取り組んでおられますのが前原市、小郡市、香春町、基山町というところが具体的に取り組みをやってあります。これは前原市なんですが、長野県と同じようなことだろうと思うんですが、骨筋鍛えて転ばんばいという名前ですね、前原市健康づくり支援事業というのをやっておられます。

それで本市としても1つ具体的な取り組みをやっていこうというところで、助教授の堀田先生なんですが、そちらと直接お会いしまして、当市も介護予防の事業をやっていきたいというご相談をしましたところ、快くですね、協力をしていきたいということの返事をいただいておりますし、財政的なものもかなり厳しい状況がございますので、余り費用をかけなくて取り組

めるものがあればですね、先ほどの答弁の中にもありましたが、トレーニングマシンを使わなくてもですね、場所としては公民館を使ってお年寄りに来ていただいてですね、やれる訓練というんですかね、そういうものもあるというお話も伺っておりますので、そういう具体的なものをですね、立ち上げていきたいというふうに思っております。

それで、目的というのは医療費の削減という、削減というのは余りいい言い方じゃないかもしれませんが、医療費を抑えていくということが重要だろうと思っておりますので、そういうものに取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私が一番言いたいことは、先ほども申しましたように、一番最初、冒頭申しましたように、どれだけ健康づくりに本人自身が、最終的にいろんなことやったとしてもですね、参加しないとだめなんです。だから、これからの健康づくりっていうのは、やっぱりどれだけ多くの人々にこの健康ということを知っていただくか、自覚をしていただくか、そのことが今後の施策として最重要じゃないかということ、私は申し上げているわけです。その中の一つとして、うちが健康推進員であったり食生活改善推進委員であったり、その人たちが何かをするんじゃなくて、その人たち自身が学ばれると。だから、そういう輪を大きく広げていったらどうかということですね、言ってるんです。

もともとこの保健指導員制度っていうのはどういう組織かっていいますと、もともとは長野県では保健師さんがいらっちゃって、なかなか一人では、保健師さんだけでは対応できないということで、生活習慣病の予防対策、あるいは母子保健、そういったことを保健活動の、言うなら補助的というんですかね、そういう形で2年間おやりになられるわけです。2年間でするので、半分ずつかわっていくということですが、昭和47年からですね、平成15年まで、大体毎年400名、ずうっと推移があるわけですけども、9,000名の方があります。これはちょっと年度ごとの計算ですので、ダブってる分もあるかもわかりませんが、それも4,000名近くの方が体験されているのかなということです。

こうすることで、長野県が医療費が安いついていうか、低いついていうことで、この保健指導員さんに目を向けて博士論文を書かれている方もいらっしゃいます。いろいろあるわけですが、簡単にですね、ちょっと今後の参考に私はなればと思ひましてちょっと紹介させていただきたいと思いますが、この保健指導員さん自身の体験の研究発表があるわけですが、保健指導員活動の積み重ねによる成果ということで、大腸検診あるいは40歳健診がありますけど、ちょっと紹介させていただきたいと思ひます。「昭和59年から始まった大腸検診も21年目となり、平成9年には施設健診も導入され、訪問の件数は激減したものの」、次ですね、「足を運ぶと皆心待ちにし、手渡すのを待っていてくださり、昨年の健診以降の様子を話してくださり、感謝の言葉をいただいて帰る道々はとてもうれしくやりがいを感じます。」あるいは40歳健診の体験ですが、「人生の折り返し地点である40歳の節目の時期に、健診をはじめとする市の保健事業や生活習慣病等の健康に関する情報を提供し、壮年期死亡の減少を目指し、これからの健康づ

くり役に役立ててもらふことを目的として、40歳の全対象者を訪問してます。」全員ですよ、40歳。「訪問することで受診につながる人も多く、希薄になりがちな地域の中での人と人とのつながりの大切さを感じることができました。」と、こういうようなことですね。そして、最後の集約として、「これらの活動を通じ、だんだん年を重ねていく上で大切な健康づくりについて学ぶことができ、元気で長生きするためにも、自分の健康は自分で気をつけ守っていかなければいけないと思うことができました。この取り組みが家族に、そして地域へと広がっていかれるよう、そのきっかけづくりとして ひと、まち、げんき、健康うえだ21 のテーマソングと健康体操を普及させていきたいと考えてます。」って、これは「健康うえだ21」ってテーマソングを市長さんが歌を歌って、そしてテープに入れて、CDに入れて、「健康うえだ21」っていうことで、まち挙げてやってるわけですけどね、そういうような活動体験を紹介させていただいてるんですね。

だから、私はこれから、役割が、健康推進員さんや食生活改善推進委員さんだったりするだろうと思いますが、これをやっぱりもう少し輪を広げていく。せっかく地域福祉計画になります。地域コミュニティづくりもやります。自治会があります。自治会もいろんなことで考えて忙しいと思いますけども、やはり一人でも多くの人たちをつくっていくことによって、最初は大変だと思いますけども、これからせっかく地域福祉計画つくるわけでありますので、やはりその中にやっぱり自主的なこういった、だからこういう情報を提供していくっていうのが市としての役割じゃないかと思います。私はあくまでも健康はやっぱり個人がどこまで自主的にやれるか。集まりなんかでも見ましたら、やっぱり同じ人が来るわけですね、勉強会とか何か行っても、いろんなとこに関心ある人は大体同じ人が来てるわけです。これが1つ、そういう形でぜひやっていただきたい。

それとあと、今年の新春のさきの囲碁、将棋大会を紹介したんですが、これとあわせて、3回か4回ぐらいやってるんですけども、3年ぐらい前から今度はマージャン大会っていうのをやり出したんですね。最初は3卓ぐらいしか自治会で集まらなかったんですが、なかなかメンバー集めるのも大変ということで、でももしかしどうにかこうにか4卓集まったと。今年はまた減るだろうって思ってたんですけど、6卓、24人の方が来られたんです。終わった後簡単に懇親会やるわけですけども、皆さんやっぱり喜んでおらっしゃるわけですね。こういうことをどんどん進んでほしいと。これからモデル地区っていうことで、いろいろ地域福祉計画の中で本市もやろうとされてますが、ぜひそういったことの取り組み等をやっぱり紹介してやっていただきたい。結局、地域保健計画の中にありますけども、あらゆるところに参加してないっていう方が43%もおられるとあるんですよ、この地域保健計画の中に。こういう人たちをどうこの生きがいつくりの中に、私どもの方として引っ張り込んでいくかと。それはもう地域で顔が見える、自治会の役割というたら非常に大きいと私は思っているんですね。そういう意味で、先ほど、やっぱりこれからのそういった人たちをどうやってこの自治会のそういう集まりに出してくるか。もう本当おっしゃってた、もう私は毎日毎日暇で仕方がないけん、これ毎月やるうや

ということで、毎月やるような形で同好会もできたりしてるわけですが、私はそういうようなことをできるだけ、今後この地域福祉計画の中で、私は健康づくりに進めていってほしいと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。政策を少し転換せないかんと思う。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今後提言いただきましたようなこと、全行政区ではございませんが、十幾つかの行政区でも高齢者のサロンのような支援の場、活動の場ということで今取り組みをなさっております。そういったところで健康体操ですとかカラオケ大会ですとか、健康相談、それから世代間交流、そういったようなことがなされております。そういったことを進めていきたいと思っておりますし、昨日も、昨日の分はまだ地域での主催ということではございませんでしたけれども、地域の取り組みと行政と一体になって、今おっしゃいましたような健康推進員、食生活改善推進委員、区長さん、民生委員さんが地域で一緒に健康問題、福祉問題を取り組まれた分の実践を報告し、そしてその中で、ただただ健康問題だけではなくて楽しく生活をして生きがいにつながるという、そういう活動の報告、そういったものがございました。それがまさに、今から福祉でまちづくりを進めていく、そのものだというふうに思っておりますので、市としましても今後そういった地域での活動をより多く広めていこうというふうに考えているところです。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 国も今までどちらかという基本健診だとかですね、2次健診、あるいは3次健診って形で、介護予防もどちらかという3次健診じゃないかと言われるわけですね。また、これ65歳以上の方が対象ですので、やはり65歳になる前からですね、もう乳幼児からですね、やっぱり大人まで健康づくりをやっていく、要するに1次予防のそういう健康づくりが、国も健康日本21というのをつくってですね、そして普及を一生懸命させております。

この地域保健計画が平成11年からですか、平成12年ですかつくられまして、5年ごとの見直しということで書かれております。介護保険の制度も変わるということもありまして、この健康日本21をつくっていきこうということで、上田市っていうのは「健康うえだ21」というのをつくられてるわけですが、次から次につくらないかんのがたくさんあって大変だとは思いますが、この辺のところの、これはやっぱり地域保健計画の見直しを当然おやりになってらっしゃると思うんですが、この健康日本21を参考にしておやりになってらっしゃると思うんですけど、どうなんですか、進捗状況、ちょっとお聞きして、次に移りたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 地域保険計画の実施計画を、平成14年度から5年ごとの周期で作成しております。今現在平成14年度から平成18年度の実施計画に基づいて実施をいたしているところでございますが、今おっしゃいました健康日本21が、本市で作成いたしました地域保健計画と同時期でございました。大体国が言っております健康づくり、健康計画とほぼ同じようなことを掲げておりますけれども、やはり少し不足してる分等ございますので、これはこの、

その都度の実施計画あるいは毎年度の計画の中で追加等をしながら、修正をしながら実施をしているところでございますが、今後におきましても内容等追加補足しながら実施をしていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 時間がありませんので、介護予防の方に入らせていただきます。

資料の方をお渡しさせていただいております。先ほど回収って申しましたけど、これ特許出願中ということでありまして、大いにPRはしていただきたいということ、東京都老人総合研究所は言ってます、ただコピーをずっと、あっちこちに広まるのは、特許出願中でございますのでご遠慮いただきたいということでしたので、コピーについては回収をさせていただきたいと思います、後で。これは議長の方から話がありました。

いよいよ介護保険も改正案が今国会で審議されてまして、介護予防にかなりシフトするような形になるわけですね。この東京都の老人総合研究所に話聞きますと、かなりこちらの方で実践された分が、この介護保険の改正の中に生かされているというようなことをお聞きいたしました。これはどういうことかといいますと、まず介護予防といってもまずどういう状況なのかということを知らなくちゃいけないですね、自分は今どの部分にあるのかと。老化っていうのがあるわけですが、今日ちょっと来る前にNHKで言っていましたけども、老化っていうのは年をとるのが老化じゃない、理想を失うのが老化ということの話はされてましたが、ここで言う老化っていうのは、年をとっていく形での老化のサインっていう形になると思いますけども、65歳以上の方が対象になるかと思うんですが、まず7つぐらい大体言われてる分があるんですか、生活習慣病とは違う形ですけどね、老化。要するに自分の身の周りをすることがおっくうになった。一つは生活機能低下ですか。それから、ちょっとしたところでもつまづいて転びやすくなったと、これ転倒骨折、これが寝たきりの原因になると。それから、物忘れが激しくなったっていうことは痴呆とかうつ。それから、不意に尿が漏れることが多くなった、尿失禁。食事が単調になった、低栄養。外反母趾や爪の変形で歩きにくくなった、足のトラブル。うまく噛むことができなくなった、口腔状態の悪さ。こういうような老化のサインがあるそうです。これを、自分は自覚してないわけですね。そういうぐあいになるような、少し物忘れがひどくなってきたなとかという形がありますが、これを今どういう状況にありますかっていうことで自分でチェックする。これですね、さっき話した、これ簡単でありますけど、20分ぐらいでできるそうです、全部やると。だけど、ここまで来るには5,000名の高齢者の方々の追跡調査をやって、いろんな科学的分析をやった結果として集約して、自治体の皆さん方が余り悩まんでいいようなという形で作られたのが、この「おたっしゃ21」なんです。これずっと自分でつけていきますと、合計点で、例えば5点以上、私これ合計点で合格点で最初見たとき何かなと思ったら、合計点ということで、5点以上ある方は虚弱だとか転倒だとかあなたは尿失禁で気をつけなさいと、こういう症状が出てますよと。私も2番目に目を開いて片足で立つことができる時間は20秒以上と書いてあるんです。これやってみましたけど、なかなかできないん

ですね、これ、もう老化のサインかなと思ったりしますけども。こういうようなことが簡単に書いてあるわけです。これをやって、そして介護予防をやっていくという仕組みになってるんですよ。あなたは虚弱ですよ。じゃあ虚弱でしたらどうしますか。じゃあ筋肉トレーニングをやりましょう、転倒しよったら筋肉トレーニングをやりましょう、あるいはストレッチをやりましょうという形で、その人に応じた形でこの介護予防のプランができると。だから、介護にかからなくて、そして目的は、ただ筋力がつけばいいとかというもんじゃなくて、買物など、行きたいところに行けるようになると、そういったことが目的にあるわけですね、参加をすると。こういうような形があるわけですが、これからの部分で介護予防の改正案も待たれるわけですけども、どうでしょう、何かもう少し今から研究されてるとは思いますが、参考になりませんか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） すばらしい介護予防健診「おたっしや21」をご提示いただきました。ありがとうございます。このような分を、今後各地域あるいは自治区で健康教室を展開していきます中で、その教室の始まります前とか2時間程度しましたその終了時とかに、今のご提示の分のこういった内容のものをそれぞれに確認していただく、そしてご本人が当日、あるいはまた次の健康教室のときに、どれだけ健康度が普通の体力に戻ったかということが確認できるような、そういった健康度チェックができるような健康教室の推進を考えていきたいというふうに思います。

それから、それだけでは楽しくないでしょうから、昨日も、やはり今流行の歌謡曲とかに乗せて、いすに座ってでも、あるいは立ってでも、どちらでもできる簡単な体操ですね、盆踊りまでとはいきませんが、そのような、老いも若きも一緒に楽しめるような、そういうものも取り入れながら健診チェックを進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 昨日福廣議員が言ってましたけどね、確かに参加を呼びかけるということも大事ですが、やっぱりそういうようなお集まりがいろいろあるですね、お集まりがあるようなところにも参加をしてですね、そして情報を聞いて、そこに行ってやるという方法もありますので、これは上田市のお話を聞きますと、そういう方法でやっていますと、元気づくりの中で、人を集めるばかりじゃなくて、人が集まっているところに行って、こういう形でいろんな普及をしますということもありますので、その辺のところもご検討をしていただきたいと思います。後でご回答をいただきたいと思っております。

それから、新しい介護保険の改正案が出てるわけですが、この中で介護予防事業っていうのがあります。その一つに、先ほど申しました老化のサインの現象を受けとめるのに、介護予防のスクリーニングの実施っていうのがありますね、介護保険の改正。要するに、今言ったような形ですよ。どういう形でどこが悪いのかいいのかっていう選別はしなくちゃいけません。そういうようなことをやる予定だと。そして、その一人ひとりとのことをやることによって介護

予防のケアプランを立ててサービスをするという形でやるわけです。これ市町村がやるようになってるわけですが、中には包括支援センターなどに委託可能っていうことで書いてあります。改正案では平成18年4月施行を原則にすることで言ってるわけですが、間に合わなければ平成19年度末までに条例を定めるようになって、そのようになっていると思ってます、改正案ではですね。そこで市としてこういうような地域包括支援センターなどの、これはしなくちゃいけないんですが、最終的には中学校に1か所という形の考えが国としてあるみたいですが、太宰府市としては大体いつごろこういう形で、今検討か、まだ法律は通ってませんけども、もういろんな形で改正案みたいなのが来てると思います。これから国会でやることだと思いますが、幾らか検討をされてるのかなとは思いますが、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） これからの平成18年度の改正に向けてということで、いろいろ国等の方から指導書等が参りました中で検討を進めてまいりますので、今後平成18年度に向けて、今からの検討ということにいたしております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど「おたっしゃ21」の部分ですね、参考にするっていうことで言われましたので、東京都の千代田区っていうところがありまして、これが東京の「おたっしゃ21」の実践をされてですね、モデル事業としておやりになってらっしゃいます。この中で、この東京都千代田区は、それ以外に、今「おたっしゃ21」はおおむね65歳以上と、それ以外に「ハッピーライフ100」っていうことで、目標は介護予防で100歳まで生き生きというのが、この千代田区の目標だそうです。70歳、75歳、80歳、そういう方々も対象に、より細かいやつ、面接とかそういう形でおやりになっていらっしゃる。それで、この介護予防で100歳まで生き生きという形の中で、先ほどから私非常に気になるご発言があるんですが、財政が厳しい、だからできるだけお金のかからないやつをっていう話があるわけですね。だけど千代田区はですね、やっぱり介護予防にはそれなりの一定のものが必要じゃないかと。介護公園として。公園にリハビリに関係のある部分を設置したりしてるわけですが、今非常に財政が厳しいっていうことで、介護保険はどんどんどんどん保険料は膨らんでいってるわけです。これから一番大事なのは介護予防なんですけど、大体介護保険料に対して介護予防ってどのくらいのお金使ってるんですかね、市として。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 正直申しまして、それぞれの課で事業をやってる分をこの分この分ということでたし合わせておりませんので、今ここには持ち合わせておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 予算書で見ますとるる書いてありまして、介護ケアプラン作成料24万円使ったりしてるわけですよ。いろいろ生きがいの中でも96万円とかあるわけですが、こんなもんかなと思って、私が予算書見る範囲においてはえらい少ないなという形でちょっと思った

わけですが、言われてるんです、これ。介護保険には物すごく金使うけども、予防にはほとんど使われてないと。だから、さっき言われましたように、将来的なことを考えていくと、私はある程度介護予防にお金を入れることによって介護にかからない、そういうこともありますので、確かに財政が厳しいかわかりませんが、トータルで見てどうかっていうことを考えていただきたいと思います。

時間がありませんので、最後にですね、私市長にお聞きしたいんですが、これ千代田区はですね、目標があるんです。私はさっき申ししたのは、老人1人当たりの国民健康保険も福岡県下では低いけども、長野県なんかと比較すると非常に高い。やはりある程度の目標も持ってほしいと思うんです。千代田区はどういう目標を掲げてるかといいましたら、私はびっくりしたんですが、介護を必要としない健康寿命を全国1の水準にすることを目指すと、こう言ってるんですね、新聞に堂々と載ってます。これは私やっぱ財政の問題がありますので、これは市長の考えです。市長がどう健康づくりだとかそういった介護予防等にですね、トータルとして健康で過ごせるっていうことは、即、さっき言ったように生きがいづくりでございますので、お金の問題だけじゃないけども、やっぱ介護公園をつくったりとか、そういったことにも視点を入れてやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、さっきからそういう話が、お金がないから、お金がないからという話ばかりですので、大事なことですよ。病院にかかってしまえばかかるわけですから、私市長のお考えを最後お聞きして終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今長寿高齢化の社会でございますが、長寿化というのはただ加齢を重ねるんじゃなくて、私は健康なお年寄りであってほしいというのが願いだと思えます。今申されましたように、まず予防措置というよりも、本当にお年寄りの皆さん、我々も含めてでございますが、自分の健康は自分で守る、これが基本だと思います。そして、自分ができることから少しずつでもいいから健康づくりに継続してやっていこうと、そういうまずお年寄り一人ひとりのそういう自覚というか、希望、誓いを持っていただきながら努めていただきたいのが私の願いでございますが、基本的に健康なお年寄りが生きがいのある生活をできるというのは行政全般にわたると思えます。朝の散歩をする散歩道の整備とか、あるいは公園の、おっしゃるような予防のための施設だとか、いろいろあるかと思えますが、まず生きがいづくり、地域のコミュニティづくりも大きな柱になるかと思えます。総合的に生きがいのある健康なお年寄りが一人でも増えるような施策には意を用いていきたいと考えています。

議長（村山弘行議員） 以上で13番清水章一議員の個人質問は終わりました。

冒頭申し上げましたとおり、清水議員の発言の際の参考資料につきましては議員、執行部ともに机の上に置いて、お願いをしておきたいと思えます。

13時まで休憩に入ります。

休憩 午後0時06分

~~~~~

再開 午後 1 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番片井智鶴枝議員の個人質問を許可します。

〔1 番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1 番（片井智鶴枝議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして財政健全策について4点質問させていただきます。

平成17年度の市の予算案が今議会提案され、予算審議がなされますが、その内容を見てみますと、前年度比10.5%という大幅な削減がなされた超緊縮予算案になっています。歳出を見直し、大幅な削減をしても、その財源不足は解消できず、財政調整基金から3億5,000万円繰り入れしなければ予算が組めないという、市の財政状況はまさに危機的状況にあると言えます。今年度も地方交付税は削減されていますが、一方で三位一体改革に伴う一定の税源移譲などがあり、総額としての減少額は緩やかになっています。また、景気回復で減少傾向が続いていた地方税収もかなり回復しているなど、好転材料も見受けられます。しかしながら、太宰府市のみならず、多くの自治体の今後の財政運営の先行きは不透明で、さらに続く地方交付税の削減、財源不足を補う各種基金の軒並み減少、起債償還の増加などが財政に重くのしかかってきます。

では、このように極めて厳しい財政状況でありながら、今年度の予算編成に当たり、市が示している削減案など、内容を見てみますと、抜本的な見直しとは言えず、対処療法的対応であり、財政の健全化を図りつつ、長期的な視野に立った財政計画がなされているのかと伺いますと、疑問に感じています。特に、今年度は今議会の初日に発表されました市長の施政方針の中でも述べられていますように、公共施設の使用料など、市民へ直接影響を及ぼす改定案も提案され、財政難が市民への負担となって、様々な分野で重くのしかかってきます。現状のような厳しい財政状況では行政内部においての費用削減への努力はもちろんですが、それだけでは限界もあり、議会もその本来の役割であるチェック機能を十分果たしつつ、市の行財政改革を後押しし、さらに情報公開も進めなければならず、また市民の側もあれもこれもこの過剰な行政頼み体質を脱し、事業や給付の縮小、廃止を受け入れる覚悟も求められるなど、言いかえると、それぞれの立場で痛みを分かちつつ、財政破綻を阻止しなければならない状況まで市の財政が悪化しているということでもあります。

さて、このように市の財政が危機的状況であるという市の説明を受けるまでもなく、財政の健全性をあらかず経常収支比率をはじめとした様々な数値を見れば、逼迫した財政事情であることは明白の事実であります。

では、このような状況にありながら、果たして財政危機を乗り越えるため、市長以下全職員が一丸となって取り組まれているのかどうかということになると、そのあたりがどうも見えず、財政再建を必ず果たしていくんだという強い姿勢が伝わってまいりません。いま一つ説得力に欠けているのです。これでは、これまでも市の財政の実情を具体的に知る情報の提供もな

く、財政難の一言で切実な要望なども受け入れてもらえなかった市民が、直接、間接的な新たな負担を知れば、これまで以上に市に対して不満を募らせ、不信感を強めていくことは避けられません。

では、質問の第1点目として、市の財政の現状について、その悪化はどこまで進んでいるのか。自治体の破産とも言える財政再建団体に転落の懸念はあるのかどうか、わかりやすくご説明ください。

2点目は、行政運営のスリム化についてお尋ねいたします。

このことは、三次にわたる行政改革大綱にも、組織機構の簡素化、効率化という文言で盛り込まれています。組織はもともと膨張し肥大化していくというものであり、絶えず意識して改革を進めていく必要があります。既存のあり方にとらわれることなく、簡素で効率的な組織を目指し、円滑で柔軟な事務事業を進めていくことは、結果として市民への行政サービスの向上につながります。

このように、行政内部の組織機構の簡素化、スリム化は重要な課題ではありますが、ここではその組織ではなく、現在市民への行政サービス、言いかえれば市民の福祉の向上として、市民に提供されている様々なサービスを、市や、または市の外郭団体などが必ずしもやらなければいけないことなのか、もう一度その個々の内容について精査し、民間にゆだねるべきは民間にゆだね、身の丈に合った行政運営にしていく必要性が、財政危機の今、一番求められているのではないかという観点からお尋ねいたします。

今後の、市の長期的な財政計画の中で、市や市の外郭団体が行っているいきいき情報センターなど、生涯学習施設の運営、また太宰府館などの運営について見直しを図り、行政運営のスリム化を目指す計画が具体的にあるのかどうかお尋ねいたします。いきいき情報センターや太宰府館に限らず、その他の施設においても、今後検討を進めている施設があればお答えください。

次、3点目は、各種委託事業の見直しについてお尋ねいたします。

これは、2点目の質問と重なる点もありますが、ここでは現在そのほとんどが外郭団体や民間業者に委託されている各種事業について、市民参画の観点からNPOなどをはじめとして、各行政区や市民団体への委託へと変えていく計画があるのかどうかについてお尋ねいたします。

4点目は、IT専門職の配置についてであります。

言うまでもなく、IT化を推進していくことは、事務の効率化と迅速な対応で市職員の人員の適正配置に寄与する。ひいては、このことが市民への行政サービスの向上にもつながる。それが本来の目的であります。しかしながら、多額の資金を投入しておきながら、その本来の目的を果たしているのかといえは疑問であります。

そこで、IT化のメリットを最大限に生かし、経費削減などを図っていくには、専門職の配置の必要性が求められると思いますが、そのような計画について、今後どのようなお考えがあ

るのかお聞かせください。

以下、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 1つ目は、財政再建団体への転落ということでございますけども、財政再建団体への転落のお尋ねでございますが、財政再建団体は赤字額が標準財政規模の20%、ちょっとわかりにくございますが、本市の場合は22億円の赤字が出ますと、それを超えますと、財政再建団体の指定を受けるということになります。

2番目の行政運営についてですけども、これまで行政サービスの向上のために、生涯学習施設などの施設整備を進めてまいりました。市の公共施設の運営に当たりましては、現在の新しい財政状況のもと、限られた財源の有効活用を図るため、歳出面では利用者の状況に応じた休館日や開館時間の設定、あるいは管理人の適正配置など、管理運営方法の見直しを行い、また歳入面では利用者に応分の受益者負担をお願いするというようなことで、経費節減を行ってまいりました。

今後におきましては、今財団にほとんどお願いをいたしておりますけども、財団と指定管理者制度が地方自治法に定められましたことから、民間との競争を図りまして、どちらが効率がいいのか、そういうことを比較しながら、さらに市民サービスの向上と行政運営のスリム化に進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、各種委託事業につきましては、今まで古くからはごみの収集、あるいは学校給食調理業務など、これまでも民間活力を利用し、効率化を図るため、民間でできることは民間でという観点に立ちながら進めてまいりました。今後はさらに委託事業の内容等を勘案しまして、地域でできることは地域へお任せする、市民と役割を分担するなど、市民と協働したまちづくりを実現していきたいというふうに考えております。

また、全国的には、NPOや市民団体等が公の施設の指定管理者に応募されまして指定を受けるという事例も実際に出てまいっております。今後の制度導入につきましては、そういうことも含めながら検討していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 4点目のIT専門職の配置についてご答弁申し上げます。

ITにつきましては、本来の目的に沿って、IT化のメリットを最大限に生かし運営していると確信いたしております。

本市にはIT推進に伴う専門家はおりませんが、かなり精通した職員も育ってきていることから、現在のところIT専門職を配置する予定はございません。

また、福岡県では、市町村が参加して「ふくおか電子自治体共同運営協議会」を設立し、電子自治体構築に向けた各種アプリケーションソフトを共同利用センターにおいて現在開発中であり、ITの専門知識を有する職員も配置していることから、県とできる範囲で連携していくことで、IT調達のみならず、今後の電子自治体の推進や情報セキュリティー対策などに対応

できるものと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ただいま市の財政状況について、財政再建団体への転落ってというのはまだ当分それはないんじゃないかと思うんですけども、市の財政状況の現状を把握するというのはなかなか難しい作業でありまして、財政指標がありますが、それを見て今どれだけだということ判断するのはとても難しいものがあります。

それと、自治体の会計制度は、民間企業に会計制度と違いまして、収入も市税などの自主財源です。それと、国からの交付金、補助金、また起債などがあります。会計も一般会計、特別会計、企業会計などと大変複雑になっていて、これはなかなか行政職員の中でもその財政の実態をつかむってというのはかなり難しい作業ではないかと思っております。しかし、その中でも、一般的には財政状況がわかりやすく示している数値として、経常収支比率が言えるんじゃないかと思えます。

その経常収支比率をもとに太宰府市を見ていくと、平成15年度決算の93.8%という数字は、極めて財政の硬直化が進んでいるということであり、県下22の市町村の中でも6番目に悪い数値になっております。さらに、その順位を詳しく見ていきますと、北九州地区や大牟田市などの旧産炭地という特殊な地域を除けば、太宰府市が17の市の中で一番悪い数字になっております。

では、この数字をわかりやすくするために、家庭に置きかえて考えてみたんですけども、例えば家庭には毎月給料という収入がありますが、その給料に対して毎月の生活の必要経費、例えば住宅ローンの返済ですね、子どもの教育費、光熱費、食費にそのほとんどが消えていき、塗装のはげた家の壁を塗りかえたり、水漏れがひどくなった水回り、すなわち台所やおふろの改修も回らない状況であるというのが、今の太宰府市の状況ではないかと思うんですけども、このように考えると今の財政状況では市民から出された日常生活の上で、極めて不便や不安を感じることや危険を伴うことへの要望にも、ほとんどこたえる余地がないという財政状況なのかどうか、そのような解釈でいいのかももう一度お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） おうちで例えればということですから、おうちで例えた場合、私も家を建てたことありますが、建設、都市基盤整備といいまして、個人で言えば家を建てるにはやはりお金を全力そこに集中をしますので、なかなか余裕はないということで、洋服も毎年つくりよったのを2年に1遍とかですね、あるいは旅行も少し制限しようとかですね、そういうような形でやはり何かを、事業を伸ばす状況のときにはやはり余裕がないだろうと思っております。

しかし、そう言われましても、まだまだ建設をしてる段階でございますので、投資ができる状態にあります。その投資に振り向けて一般の経常的な経費はその間少し我慢をしよう、そういう状況でございますので、もし大きな大災害があるという場合には、その建設事業を取

りとめてでもそちらに振り向けると、そういうふうな形でできるだろうと思ってます。

がんじがらめでもう何もできないというような、そういう状態ではないということでございます。多少融通が少しきかないと、大きな事業をやっているために少し我慢できるのを我慢していただいと、そういう状況だというように考えてもらったらいいと思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 個人が家を建てる場合でもですね、いろんなタイプがありまして、貯金をきちんとやって頭金をたくさん入れて建てる方、それと貯金がなくてほとんどローンでする方、それがいろいろあると思うんですね。それによってやっぱりその家の家計の自由度っていいですか、それが変わってくると思うんですけども、では、今年度市長との懇談会っていうのが新規事業の中で予算計上がなされていますが、その際、市民へも財政状況が危機であるとのことを知らせていくとの答弁が、先日行われました代表質問の際、総務部長からあっておりましたけども、市民に対して今の太宰府市の財政状況をどのように説明をされるのか、大変関心を持っております。

その点について市長にお尋ねいたしますが、市民との懇談会の際、市の財政状況を十分説明した上で、市民への負担増に対しても一定の理解を得ることができるとお考えでしょうか。そのことについて市長のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 財政の数字的なものは別といたしまして、本市の財政事情が非常に厳しいことは我々非常に認識いたしております。なぜこういう状況になったか等々いろいろの理由がございます。

当面三位一体の改革等で地方分権に伴います中央と地方との費用負担といいますが、税の分担割合等々検討されておりますが、大きな問題としましては、地方交付税の削減、あるいは税源移譲がまだ地方分権に伴う地方の要求に満たしてない等々、まだ三位一体に伴います地方の財源体系は不透明でございます。

今、経常経費の問題も言われましたけれども、経常経費の比率の問題、これは非常に財政の硬直化した一つの指針でございますけれども、市民の皆さん方には、借金とは何か等々につきましてもよく理解していただきたい。例えば、起債の問題にしまして、これは太宰府の将来のまちづくり、家庭で言えば住宅のローンを含めたような、そういうタイプの先行投資の起債はたくさんございます。あるいは本市みたいに15%も文化財を保存してる。そしてこれは将来文化財に指定された土地につきましては公有化を図る、これが国の指針でございます。これに対する年間6億円ないし8億円の財源を投じておりますが、これも起債措置でございますが、これは国が将来別途財源措置をするという起債の内容でございます。また当面やらなくちゃならない緊急順位の問題等も、市民の皆さんに本市の財政状況を私からも説明申し上げますが、それと同時に自分たちのまちは自分たちでつくる、もろもろの財政事情、あるいは市民サービスのニーズはたくさんございますが、そこらの緊急順位等も十分にお話を聞きながら、皆さん

と一緒に健全なまちをつくっていくというようなことで、懇談会のときは十分話し合いたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市長が直接市民の中に入って行って、そのような市の状況をお話しただくのは、とても市民の方にとっても説得力ありますし、職員にとっても嬉しいことじゃないかと思っております。今後の市長の活動に期待しております。

それで、私、行政とは一体何をするとこなのかって考えてみた場合ですね、本来の役割というのは、やはり市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくことだと思っております。そのためには市民の要望を知り、きめ細かく対応していくことが求められると思います。具体的にこれから行政が求めていくことは、総合的な子育て支援や教育環境の整備、さらには高齢者、障害者へのきめ細かい施策だと思っております。

このように考えると、大きな公園が数多くできたり、様々な立派な施設ができ、市が都市としての機能を充実させることが、果たして多くの市民の心の豊かさや安らぎを与えることができるかということになると、私は疑問に感じております。ハードの整備からソフトの整備へと、市民一人ひとりにより近い部分への施策を充実させるなど、これからの政策を大きく方向転換させる必要があるのではないのでしょうか。

このように考えていくと、市がこれまで行ってきた事業において、市が果たしてやるべきことであるのかどうかを市民の利用度や満足など、詳細に調査して、多方面から事業の見直しを進めていく作業が急務だと思っております。思い切った改革をやらなければ、市の財政状況は悪化の一途をたどるばかりです。

ここで発想を変えまして、市の財政再建を企業の再生の視点から見ていきたいと思っておりますけれども、企業を再生する場合には、今、法的には企業には民事再生法というのがありますけれども、その民事再生法をやっていく、まず最初の手法としまして、その企業が持っている資産と負債を、それを見ながら、その資産、現金価値が、資産価値があるもの、それはすべて売却し、それで負債を減らしていく作業をまず進めていきます。これは個人の自己破産でも同じように進められていきます。自治体には破産という制度がありませんから、企業などの再生と同じように進めることはできませんが、その企業再生の手法から見習うべきことは多くあるんじゃないかと思っております。今流通業界の大手の企業だとか、銀行だとか、様々な日本の多くの企業が民事再生という形で自分の行政をスリム化して着手しているところであります。

ここで質問いたしますけれども、今後の市の財政健全化を進めるに当たり、市の負担を減らしていき、同時に行政のスリム化を進めていく一つの手法として、市の公共施設など市の資産を民間へ売却するという事も考えられますけれども、このような考えについてどのような意見をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在太宰府市にあります施設については、いろんな目的を持って、それ

それ議会でやはり必要だと、市民も必要だということで設置をいたしております。そして条例化もいたしておるところでございます。

それよりもまず私が考えておりますのは、その資産の売却と申しますのは、今のところ不要地がまだまだございます。市有地の不要地がございますので、そちらの売却をさらに進めていこうというふうに考えてます。

施設については、それぞれ民間と違いまして、歳入でその施設を賄うということが、100%民間ですとそれは110%、120%で利益を生むという施設になりますけども、なかなか市民の福祉ということからいきますと、それをオーバーすることは難しいということです。極端に言いますと、例えば大きな施設で2,000万円の維持管理がかかってる施設がございますけども、年間の収入が45万円という施設もございます。やはりその辺は皆さんにこう理解をしていただいて、応分の負担、受益者の負担という形でその負担をしてもらえないだろうかということで、施設はそれぞれ目的がございますので、その目的に応じて使用していくのはいきますけども、応分の負担をしていただいて、その余力でほかのいろんな事業に、片井議員さんがおっしゃるようにハードからソフトへというようなお話が出てますが、ソフトの事業へというふうな形で持ち込めないかなと。そういうように二本立てで今のところ考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市の現在の行政運営を見た場合に、私が見た場合には、太宰府市の財政規模、要するに身の丈を超えているのがあるのではないかなと考えておまして、よくそれは市民の側からもそういう意見は聞いたりします。都市基盤整備を進めてきたために公債費の割合が多いっていうのは、これは数字の上でも明らかにしておりますけども、要するに借金が多いということがありまして、その財政悪化の原因が、今先ほども答弁ありましたけども、一昨年の水害や国の三位一体の改革など、もろもろの原因が、それだけではなく長期的な財政計画を立てなかったということが起因してるのではないかと考えております。

今後、太宰府市も一時的な人口の増加はあるにせよ、例外なく高齢化、少子化社会は進んでいくと思います。これはすなわち人口が減少していくということでもあります。さらに、これまでのような経済成長は望むこともできなくて、税収の大幅な増加は見込めません。

このような中、起債発行による借金を増やしていくことは、若者世代に多くの負担を与えることとなり、そのことは極力避けなければならないと考えております。先行投資という形でありながら、やはりこれからその収入の主な部分を占める若者っていうのはもう極端に減ってまいります。ですから、やはり先行投資っていうのにも、これはしっかりとした計画を持ってやっていただきたいと思っております。

またさらに、看護学校の跡地を取得したり、さらに火葬場の建設計画もありますので、市の財政を好転するのはなかなか難しく、本当にどのようにしてやっていくかということをしかりと考えていっていただきたいと思っております。

それで、先ほどの施設の売却のところでは私言ったんですけども、例えばこれ太宰府館なんで

すけども、太宰府館はまだできたばかりで、今、今後どうこうというわけではありませんけども、例えば市が持っているいろんな制約があるよりも、民間がやった方が自由な発想で、それが経済活動を豊かにして、そのことがひいては市の税収増につながるってようなこともあると思いますが、そういったことも、それは例えばの例ですけども、そういったことも考えながら、やはり市が、これは指定管理者制度をすればいいってということではなくて、市の公共施設ってということは制約がありますので、いろんな経済活動ができません。ですから、やはり歳入を少しでも増やすためには、そのような方策もぜひ考えていっていただきたいと思います。

それと、先ほど言いました業者などに委託している事業のうち、民間へ開放できるものは民間へ開放していくってということ、民間への委託も考えていくということは聞きましたけども、例えば今地区公園の剪定作業とか市道の清掃作業なんですけど、これは業者の方がしておりますけども、業者への委託ってというのは、やはり割高になるのではないかと思います。例えば地区公園であれば、その行政区に委託をして、その行政区が自分たちで業者を選定してやるとか、例えば街路の掃除だったらその区の中で希望者を募って、その希望者に対して、例えば幾らかの謝礼といいますか、具体的にはごみ袋を1年間じゃないですけど、それを差し上げるとか、そういう形でやっていった方が、私は業者に委託して1台の大きな清掃用の車を使うよりも安くできるのではないかなと思うんですけども、そのあたりのことについてどのように、何か市民への委託ってということで考えありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今の質問は本当に私も同感でございます。今でも地区公園については、清掃とか草取り等、住民の方々が何もこう道具も要らないで使用する分については、現在でも地区の方々にやっていただいております。クリーンデーとか、あるいは12月1日にありますこととか、年2回ほど草取りをやったり、あるいは毎月当番で清掃をしたりってところもございます。

市が今委託しているのは、高いところにある木の枝の剪定とか、あるいは消毒、そういうものを行っておりますが、今後はやはり地域コミュニティの推進ということで、今現在考えておりますので、そのコミュニティの中で、少しコミュニティの助成をしまして、そういうようなものをみんなが自分たちが使う公園は自分たちで清潔にしていこうよというような情勢の中からはやはりやっていっていただきたいなというふうに考えてますので、今後はそういうふうな地域での声がどんどん出てくればいいなというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） これは、私たちは3党派合同で志木市を視察した際にも、志木市は例えば役所の窓口業務っていか受付業務も市民への委託になったりしております。個人ではできませんので、そういう希望する市民が一つの団体をつくって、それで市民の側に委託してってようなこともありますので、市のすべてのあらゆる業務の中で、市民へ市民参画を促す上でも、それと市民ていう、これは特に高齢になってくればくるほど、皆さん社会へ貢献し

たいって気持ちがありますので、その報酬の額ではなくて、やっぱり自分が社会に貢献しているかってことで、それほど高くない報酬でも引き受けてくれる市民はいると思いますので、ぜひその観点からも市民への参画を進めていっていただきたいと思っております。

それと、ITの専門家の配置についてであります。今のところIT専門職としては採用することは考えてないってということで、県と連携しながら進めていくということでありましたが、ここに、さきに門田議員から出されました資料がありますが、私も同じこの資料見まして、IT化の専門家を置くことのメリットってというのは2つあると思うんですが、まずそのIT化をすることによってペーパーレスが図れたりとか、それとか事務作業がスピード化するとか、そういうことのほかにもう一つはITの、要するに契約におけるときに、それが妥当な金額なのかどうかということを見きわめるようなことができて、結果的に財源の削減になるのではないかと考えております。

このことについては、やはり市も検討すべきであり、ぜひ検討してやってほしいと思います。して欲しいと思います。実際に佐賀とか長崎でも多くの削減ができております。この件について後で門田議員が詳細にまた質問すると思いますので、私は資料だけを参考にさせていただいて、質問はこれで終わりと、この分に関しては終わりたいと思います。

私、市の財政計画を、再建計画をまず進めていくために何が必要かといいますと、今市の財政状況の現状を、まず市の内外に知らせることではないかと考えております。財政危機宣言とかしてですね。それでなければ、市民は今財政がどうなのかということを知ることでもできなくて、ただ財政難の一言でできないできないっていうのは、市民にとってもやはり納得はいかないのではないかと考えております。

財政危機宣言をしまして、市長の財政再建への明確な意思を職員、また市民に向け発信していただいて、一丸となって取り組む姿勢を見せてほしいと思っております。そのことをまずやった後で、思い切った改革をしていく、従来の行政手法ではなく、時代が求めるものへ、また市の財政規模に合った行政運営へと変えていく必要があるのではないかと考えております。

市長の今後の実行力、行動力に期待して、質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の個人質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の個人質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

まず1番目に、指定管理者制度の導入についてをお尋ねいたします。

平成15年6月13日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年9月2日に施行されました。今回の地方自治法の改正により、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度へと移行されました。これまでの管理委託制度では、管理委託を受けることができるのは地方自治法第244条の2の3項に、その管理を公共団体が出資している法人で、政令で定める

者、または公共団体もしくは公共的団体に委託することができると規定され、委託管理ができる団体は限定しておりました。今回の改正で、法人その他の団体であって、地方公共団体が指定する者（指定管理者という）に当該公の施設の管理を行わせることができると改正されました。これは平成15年9月2日より施行となっておりますが、経過措置として法施行後3年以内までに移行しなければならないとなっております。ということは、平成18年9月1日までに移行しなければなりません。あと1年半ぐらいしかありませんが、本市ではどのような取り組みがなされているのかお尋ねいたします。

また、今回の改正で、公の施設の管理が民間やNPOなどにも開放される道が開けたのではないかと思います。近年では体育施設や集会施設、福祉施設など、民間業者やNPOによって質の高いサービスが提供されており、民間の手法を公の施設の管理にも活用することができれば、住民サービスの向上や経費の削減などが期待できると思います。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- 1、今、本市では指定管理者制度への移行に向けてどのような取り組みがなされているのか。
- 2、指定管理者制度の導入へは、条例の制定が必要となってくると思いますが、平成18年9月までの移行完了までのスケジュールはどのように考えておられるのか。
- 3、本市における指定管理者制度の対象となる公の施設はどのようなものがあるのか。
- 4、3の公の施設で、現在委託管理がなされている事業者はどこどこでしょうか。
- 5、指定管理者の選定はどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねいたします。

次に、高雄地区の道路整備についてお尋ねいたします。

高雄地区の道路整備は、高雄中央通り線に見られますように非常に遅れております。高雄中央通り線につきましては、平成19年度までに完成と、やっと目鼻がついたところですが、先ほども言いましたように、高雄地区の道路等の整備については、していかなければならないところはまだまだたくさんあります。

今回取り上げさせていただきます高尾川沿いの市道もその一つでございます。ここも生活道路として、また通学路として非常に車や人通りの多いところですが、ここは高雄台団地の北側で、高雄台団地やその周辺の住民の皆さんが小学校や幼稚園、保育園等へ行かれるとき、また市役所など太宰府市内へ行かれるときには必ず通られる生活道路なんです。一部は拡幅もされておりますが、全体的には道幅も狭く、所によっては2mもないところもあります。そこを人と車が一緒に通らなければなりません。所によっては路肩も自然のままです。ガードレールもありません。危険の上もありません。この高尾川沿いの市道の整備はどのように考えておられるのか、また整備事業計画などがありましたらお伺いいたします。

もう一点、高雄交差点の高雄中央通り線から出るときの青信号の時間ですが、ここは現在青信号になって出られる車3台がやっとで、あとは長い時間時間待ちとなります。利用される市民の皆様には不便を強いられておりますが、信号機の管理は警察の方でしょうか、もう少し長

くしてもらいようにお願いできないでしょうか、お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ご質問の1点目から5点目については、あわせて回答申し上げます。

本市においては、公の施設が56施設ございます。そのうち既に管理運営を委託しているものが、体育センターや市民プール等の運動施設、いきいき情報センター等の文化施設など13施設ございます。この13施設について、法改正の経過措置が終了いたします平成18年9月1日までに指定管理者制度への移行が必要なため、本年6月議会に指定手続の条例の制定並びに施設設置条例を提案したいというふうに考えております。その後、この条例に基づきまして、公募を実施いたしまして、選定の結果を12月議会で提案いたします。そして、平成18年4月から制度移行を行えるように準備を進めるつもりでございます。

指定管理者制度は、公募による選定が原則となっておりますが、ご提言のとおりこの制度は株式会社等の民間企業だけではなくて、各種市民団体やNPOなどの団体に管理運営をゆだねることもできるようになっております。そのような団体に管理運営をゆだねることで、利用者にとっては自分たちの利用する施設を自分たちで管理運営ができて、行政にとっては経費節減につながるというふうになります。こうした視点を視野に入れまして、13施設それぞれ施設ごとに公募が可能かどうか、あるいは特定の団体を指定して指定管理者とするのはいいのかどうか、あるいは直営の方がいいのではないかとということも含めまして、現在検討を行っているところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 大まかなところを大体お答えいただきましたけども、あと若干中身についてご質問させていただきます。

まず、管理者制度は主体となる管理者の範囲が民間企業やその他の団体まで拡大されたということですね、施設の利用料金を指定管理者が収入とすることはできるということは、これまでの委託管理者もそうでしたけども、今後はその委託管理者が行うことができなかつた使用許可などの行政権限までも行うことができるようになるということになっておりますが、そこでお伺いしますけども、指定管理者が利用料金を上げたり、利用時間を長くしたり短くしたりするようなこともできるようになっておりますけども、利用者にとって不利になったり不便になったりするようなことは起こるのではないかとこの疑問もありますけども、こちら辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この指定管理者制度を利用する場合に一番肝心なのは、やはり仕様書の作り方です。民間で言いますと契約書ですね、の中身です。料金の方も市民のための施設でございますので、天井で値上がりをする、値上げをしていいということではなくて、やはり最高でも幾らだと、やはり例えば今、利用料金が1時間500円であれば、最高でも500円だと。

それ以内であればいいですよというような取り決め方をしていきます。時間についても、あるいは休日の回数にしても、やはり最高限度を定めるというような形で市民に不利益にならないように、そういうような形で仕様書をつくって契約書の中に入たい込んでいきたい。あとは市民が利用しやすいと、民間ができればそれは上乘せしてやっていただけると、そういうような形で民間の活力を導入していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） それでももしですね、市民にとってですね、利用者にとって不利になったり不便になったり、それから指定管理者の方ですね、管理等を行ってる中で不都合が起こったり、トラブルが起こったりした場合はですね、その契約は期間が限定されるということでございますけども、その期間がですね、何年ぐらいされるかわかりませんが、契約してその契約が終わるまでは待つとかにやいかんとか、それともその途中でですね、やはり何かもう少し改善してもらえようような意見を言えるような、そういう窓口といいますか、機関ができるか、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これも仕様書あるいは契約の内容でございますが、やはり契約の内容のとおり実施されてるかどうかというのは、いつも我々委託の方としてはやはり実施検分する必要があると思っております。そういうこともやはりうたい込まないといけないだろうというふうに思ってますし、あるいは契約期間も長いのがいいのか短いのがいいのか、それ今からいろいろ検討していきますけども、やはりこう違約があれば、契約に違反しておれば、そこでストップですよ、あるいは原状回復をきちんとしなさいよとかですね、そういうふうないろいろなトラブルを頭に想定をして契約書に入たい込むと、そういう形でして市民の利便性、あるいは市がこれをするによって損害がないような、そういうふうな形で契約をしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 契約書の中で対応するということでございますけども、その中でもですね、やはり若干はみ出ししたりする部分だであると思っておりますのでですね、その市民なり利用者の方からですね、そういうことについてのそんな苦情や提言とか、いろいろあると思っておりますけど、そういうものについてのですね、受け付けをするというか、そういう対応をするような窓口をですね、やはり一つぐらいつくられとった方がいいんじゃないかと思っておりますけども、そういうお考えはおありでしょうか、ちょっとお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 施設の管理運営はそれぞれ、例えば教育委員会、教育部が持ったりあるいは総務部が持ったりしておりますが、第一のその責任者に、やはりその担当部というふうになります。

しかし、新しい制度を設けますもんですから、いろんな法律的な問題が起ころうというふう

に思ってます。これは、総務部の行政経営課の方で今方策をつくっておりますので、そういうところが当面は指導に入ると、あるいはそういうトラブルについては総括的な受け付けも解決できない場合は乗り出していくというような形にしたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういう不都合なところなんかも十分に取り入れていただいて、解決ができるような方策を考えとっていただきたいと思います。

それで次に行きます。

指定管理者制度は、同法施行から3年以内に管理に移行しなければならないというようなのは先ほども言いましたけども、もうそのうちの1年半、半分ですね、過ぎとんですね。それで先ほど総務部長の方から6月に条例制定の案文を出して、それから来年の12月ですか、には決めて、そして平成18年4月からはもう移行したいということでございますけども、この制度は今度はやはり大幅に変わるわけですね。ただ、名前だけは委託制度から指定管理者制度へということでございますけども、その中身を見ますと、非常にやっぱり大きな変化になると思うんですね。今までは行政の出資機関でなければできなかったところが、今度は民間の方がやるということですので、民間の方がやるということについては、それなりに関心を持たれてるところもありますので、こういう制度が今度は指定管理者制度になりますよということですね、やはり市民の皆様へ十分に説明していかなければならないと思うんですけども、そこで民間の業者の方もその説明が十分に受けられればほんなら自分がやってみようかというようなこと、それからNPO団体の方がやってみようかというようなことで、手を挙げられる方が出てくると思うんですね。

そこで、市民の皆様はこの指定管理者制度をしっかりと説明していただいて、内容を理解していただくという仕事の一つあるんじゃないかと思うんですけども、これは時間が大変必要になってきます。それでたったあと1年半でこれをやろうとしたときに、やれるのだろうかということですね、この市民の皆様への説明はどのようにされるのかですね、それから時間的に先ほど部長の方から説明がありましたけども、これであと1年半で本当に移行できるのかどうかですね、そこら辺ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まずはこの制度をやるんだぞという意思決定が条例の制定ということになりますので、6月までにその内容を十分詰めて、この施設全部を応募があるのかなというような、ちょっと疑問もございます。民間のノウハウが生かせる施設と、これは民間でやっても公でやっても余り変わらないなという施設もございまして、そういうところを見きわめながら進めていきたいと思うんです。

いずれにしても、制度を導入しようっていうことをやっとなら12月に内部機関で決定したばかりでございますので、6月に条例制定して、それから皆さんにいろんな情報をお示するという形になると思いますので、ちょっと時間が押しておりますけども、各市町村もやはりどれだけ

どういう民間の業者が立ち上がってくれるのかなあというようなことがまだまだ様子見が多くて、近隣でもそう多くは、福岡県でもまだ北九州、その他一、二ぐらいの施設しか現在やっておりませんので、そういうことも見きわめながら、市民に利便になるような、マイナスにならないような方向づけをしていきたいと思っておりますので、いずれにしても6月議会で条例が通った時点から大急ぎで動くと、そういう形になると思います。いずれにしてもできる分については来年の4月からという目標を定めまして、全力を投入する覚悟でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 市民の皆様への説明というか周知の仕方ですけども、これはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず身近なところで広報、あるいは既存の指定業者を、指定を受けてる業者がございますので、そういうところにもやはり資料を送りたいというふうに思います。

それから、NPOあるいは地域にゆだねた方がいいのかなという施設もございますので、そういうところはそういう利用者の会、あるいはNPO、そういうところも今から私の調査をしまして、その準備を6月までにしたおきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 広報でやると、あとは指定管理、今管理受けてる方にやると、NPOとかそういう関連団体へ周知をするというようなことで説明をしていきたいということでございますけども、やはり今まで市が行ってきましたですね、事業に対してですね、いろんなことで市民に対する説明が足りなかったと思うんですね。今言われましたぐらいですね、本当に市民への説明が足りるのかなあという気はするんですけども、やはりいわゆる市の説明責任というのについてですね、いま一度ここでですね、考えさせていただきたいと思うんですね。

今まで市がですね、何かしようとしたときにですね、いわゆる環境税のときでもそうでしたし、都府楼保育所のときもそうでしたけども、やはり最初の説明のですね、時間といいますか、やり方がちょっと足りなかったんじゃないかなということですね、いろんなトラブルを起こしたりですね、時間が余計かかったりしてきてると思うんですね。ここで今のですね、部長のご説明でですね、十分に市民の方にですね、この制度が理解されて徹底していけるのかなという気がするんですけども、これはもう市長にお尋ねしますけども、今までの出来事での説明や、今回の説明の方法でですね、市民の皆様への説明責任がですね、十分であるかどうか、市長、お考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 何をするにいたしましても、周知を図っていく、あるいは合意形成というようなことについては大事でございます。その方法等についてはいろんな方法があるかと思っております。今太宰府市においてもIT関係のホームページでありますとか、あるいは広報でありますとか、あるいはまほろば号にもいろんな広告欄の欄もございます。あるいはそれぞれの案内

等々をする際におきまして、その下に市のPRを行うと、周知を徹底すると、収发文書、情報の中に組み込んでいくとか、いろんな創意工夫がございます。

この指定管理者制度につきましても効率的な行政、あるいは多様化しておりますような住民の要望等が非常に大きいと、施設等につきましても、そこには民間のそういった機能といいたいでしょうか、いい面を活用して運営に図っていこうと。

実は市におきましても、早い時期からこのエージェンシー含めて、垂直的減量というように申し上げておりますけれども、国におきましては行政法人というような形で行われてます。市においては早い時期からこの取り組み等については行ってきておるわけでございます。

この文化スポーツ振興財団、ここに13施設、今部長が説明しましたけれども、そこに職員を直で張りつけておった場合についてはどうなるのか。103人ほど職員おりますけれども、そういった面からこの指定管理者制度、民間が導入、参画するにいたしましても、どこに違いがあるかといいますと、官と民においては人件費です。運営費等については大差はないと思います。その施設を何回転するか、何回転使うかと、活用していくかというようなことについて差は出てくようと思います。

私も文化スポーツ振興財団の理事長をいたしておりますので、平成18年9月については同様に競争をしていきたいというふうに思っております。市の財団の職員等々についても、いろいろな面から意見もありますけれども、今の13施設、100名を超える職員については民間の、それこそ意識でもって今頑張っております。サービスも含めて、より向上する方向で民間とともに戦っていきたいというように思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 今の助役のお答えは、結局今ある13施設の管理運営について、指定管理者制度についてのですね、取り組みについての心意気といいますか、お気持ちと申しますけれども、それを市民にですね、わかりやすくですね、説明していただけるだけのですね、説明責任をですね、どのようにしてやっていくかということで、先ほど部長の方からですね、お答えがありましたものでですね、市民に対する説明責任が十分であるかということをお尋ねしとんですが、そこら辺をちょっとお願いできますか。

助役（井上保廣） 今申し上げましたように、広報でありますとか、あるいはホームページでありますとか、あるいは平成17年以降等については、地域懇談会も予定をいたしております。そういった段階、時折その機会を見ながら、あるいは情報発信します資料等によりましても、絶えずその辺のところ等についてのPRについては努めてまいりたいと、このように申し上げたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） しっかりですね、説明責任を果たしていただきたいと思えます。

次にですね、施設については、今管理なされている分がですね、15施設あって、そのうちの

13施設を文化スポーツ振興財団の方で管理委託をされてるということでございますが、この中にですね、先ほどからちょっと各議員さんの間で二、三、出ておりますけど、太宰府館についてですね、これを指定管理者制度の中でですね、運営されるようなことを考えておられるかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 太宰府館も当然今総務部長が説明しました館の中の一つでございます。検討の中には入れて当然検討していくことになるかと思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そのようにお願いいたします。

次にです、現在市の方で公の施設についてはですね、先ほど助役の方からもご説明ありましたように、13の施設については文化スポーツ振興財団が指定管理者としてされております。これをですね、今後、公募によって指定管理者制度へ移していくということでございますけども、今回の法の改正の目的であります住民サービスの向上、それから経費の節減の趣旨ということから考えますと、この指定管理者制度でですね、やはり応募で各施設ごとにですね、これは似たような施設もありますのでですね、ある程度は二、三か所は一つの指定者になる場合もありますけども、そういうことで、これもですね、先ほど片井議員の方からちょっとお話出ましたけど、私たち党派で宮城県の多賀城市に参りました折に、多賀城市ではこの指定管理者制度への取り組みは早くでですね、昨年6月にもう条例を制定されて、これ完了年度は平成18年4月ということで、本市も平成18年4月に完了ということでございますけども、そういう中で多賀城市では進められておまして、もう既にですね、指定管理者制度へ移行されてる施設があるんですね。そしてその中でですね、移行されてる施設の中で体育施設があります。これにつきましてはですね、市民スポーツクラブというNPO団体が指定管理者とされております。これはもちろん経営的なものもですね、審査された中でですね、決定されておるんですけども、その中で体育施設をですね、利用している団体などでですね、その利用している団体が施設の管理運営を行うということは非常に、一番その事情が一番よくわかってですね、やはり最適の指定管理者であるということで、この市民スポーツクラブというのが体育施設の指定管理者にですね、選定されているんですけども、ボランティアやNPOでやりますと経費なんかもですね、抑えられますし、またそういう施設をうまく使って収益を上げるノウハウを持つ民間業者もおられます。

このように民間の力をですね、活用することで、この法の趣旨である住民サービスの向上、経費の削減が可能になると思います。それぞれの施設にはそれぞれの機能があります。機能に合うような管理運営の方法があると思いますので、その施設での指定管理者についてはですね、やはりNPOやボランティア団体等なんかのですね、指定をですね、していただいて、経費をですね、削減していただくということで、これは先ほど部長の方からですね、片井さんの方にですね、お答えあつてましたように、なるべくそういうふうな方向でですね、経費の節減

をですね、お願いしていきたいと思います。

そういうことで、今度は文化・スポーツ振興財団が、今13の施設を管理しておりますけども、今度この指定管理者制度に移しました場合に、今度指定管理者制度で新たに施設をですね、どのように分類されるかわかりませんが、全部を文化スポーツ振興財団がですね、指定管理者になれるということもないと思うんですね、そのうちの半分なり3分の1なりが、そういうほかの団体でやるというようなことになればですね、これはこういう文化・スポーツ振興財団や古都大宰府保存協会、社会福祉協議会なんかのですね、やはり事業の中身のですね、見直しなんかもやっていかなきゃならないんじゃないかなと。それから、やはり今この3団体に対する補助金、それから委託事業、市の予算の中では非常に大きな面を占めておりますけども、ここら辺のですね、こういうNPO団体なんかを導入することによってですね、見直ししていく必要が出てくるんじゃないかと思っておりますけども、ここらについてはいかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 当然それがなくても、やはりこの外郭団体等については常に見直しを行っておりますし、今度経営ノウハウが私たちの方もわかるようになってきますので、そういうことを含めているんな外郭団体、普通の団体との見直しも今後はやらなければいけないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 今NPO団体の活用ということでですね、出ておりますけど、これは今後ですね、行政におけるNPO団体やボランティアの活動は必要不可欠になってくると思います。結局行政コストをですね、ダウンさせるためには、やっぱりこういう方々のお力をおかりしなければなかなか難しくなってくると思いますので、そこでですね、これも先日の行政視察で行きました志木市の話ですが、これもちょっと片井議員の方から少し出ておりましたけども、志木市では市民パートナーといってボランティアを募集して、これをNPO法人化して、そしてそこへ市の仕事を、1時間当たり700円の謝礼で委託されておることによってでございます。そして、志木市での市の職員の方の年間給与は820万円だそうでございます。でありまして、市民パートナーだと1時間700円で、年間160万円ぐらいで済むというようなことですね、やはり志木市ではですね、小さな自治体を目指してやっているということでございますので、やはりこの市民ボランティアやNPO団体の活用ということは、これからの行政の中で大きなですね、行政ポイントになってくると思いますので、この指定管理者制度の導入を機会にですね、市民ボランティアやNPOなどへの業務委託など、思い切った行政改革を今この財政難の今こそ断行すべきだと思いますが、ここらについて市長いかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今中林議員のご提起されましたことについては全く同感でありまして、絶えずその施設運営のあり方等については検証を加えていく必要があるというように思っております。

す。それで、私どもも事務事業の評価でありますとか施策評価、政策評価を含めて、平成17年度含めて継続して構築していきたいというふうに思っております。そのような中身で、私どもも行政運営をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 本市もですね、ずっと一般質問で財政状況は悪いということで、非常にそういう声は多いし現実でございますので、やはりここで何か、ひとつ新しい感覚で新しい方法を取り入れて、やはり小さな行政ということを目指していただきたいと思います。これでこの分については終わります。

議長（村山弘行議員） ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時07分

~~~~~

再開 午後 2 時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、高尾川沿いの市道の整備ということでご回答申し上げます。

ご質問の道路は太宰府高校入り口付近の飛鳥台団地 1 号線より今王・柳ヶ浦線と高雄台36号線、江牟田・吉ノ浦本線の 4 路線で構成され、総延長約1,000mの市道でございます。この路線の一部は団地造成時に幅員 6 mに改良いたしたところでございますが、約半分の路線は 4 mもしくは 4 m以下の道路でございます。朝夕の子どもたちの通学路、車の往来の状況は十分承知いたしておりますが、現在のところ拡幅計画はないところでございます。当面は現在進めております高雄中央通り線の拡幅及び新設道路の家ノ前・今王線の完了を目標といたしております。ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは次の、高雄中央通り線の信号のところのご回答を申し上げます。

高雄交差点は国道 3 号線と県道筑紫野・筑穂線及び市道高雄中央通線が交わる 5 差路の交差点で、朝夕は特に交通量が多い状況です。

ご質問の、市道から 3 号線へ出る信号機の通過時間はわずか数秒と短こうございます。おっしゃいますとおり、車両が 3 台から 4 台程度出るのが精いっぱいのご様子でございます。この市道が拡幅改良されますれば、今以上に車両の通行が増えてくるということが考えられます。そういうことから、通過時間の延長に向けましては状況を見きわめまして、筑紫野警察署と協議していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

高雄地区の道路については、もう部長の方からあっさりありませんということでもう言われましたけども、非常にこれは、私としましては本当にもう何ていうか、涙が出るほど悲しゅう

うございます。そこで、ここは先ほども言いましたように、やはり通学路であり、そして一般生活道路でございます。ここは本当に見ていただきますとわかりますように、もう路肩も本当に2 mもないようなところに、片側も土手で、そこが子どもが転げ落ちたりするというような話も聞きます。そういうところをないということですね、本当にそれで私はいいのかなと思います。

そこで、もう一つ問題になるのは、高雄公園ですね、高雄公園仮称でございますけど計画されております。これ平成19年、20年にもう整備をするということで、これについてもまだはっきり地元にはどのような公園をつくるというような説明一言もございません。そういうものの中で、この道路についてもつくらないと。まだ、ほかにもたくさんこういう道路がございます。やはり、あそこへまた十何億円からお金をかけてやられると思いますけども、そういうお金があれば、こういう市民が一番困るところへ先にお金を使っていただいて、あそこはどなたが希望されてるかわかりませんが、地元の方々に聞いても、できればいいかと、だけど、そんなに必要はないよと。市がどうしてもつくるならつくってもいいけどもというような、お金がありますけども、そういうお金の使い方を、優先順位を考えていただきたいと思えます。高雄地区は本当にこれまで、皆さんは本当に、うちは筑紫野市かと思っておりましたという住民の方もおられます。このくらい高雄地区に対しての、今までの行政の目は行ってないんです。ここでまた若干日が照るかなと思うのは、結局美化センターが平成18年3月で地元との覚書の協定が切れるということで、若干市の方もそこら辺は気にされているようでございますけども、そのほかについては、高雄地区については一切お考えがないようでございますので、この席をおかりしまして、もう少し高雄地区についてですね、認識を改めていただきたいと思えます。そして一番、何というんですか、南の方で、東の方でございます。日が昇るのも高雄の方から上がっていきます。そういうことで、ひとつ今後とも高雄地区に対する整備計画についてはお考えいただきたいと思えますけど、もう一度お尋ねいたします。

この高尾川沿いの道路整備も、そのほかの高雄地区の道路整備についてお考えがありますかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 現在のところそういう計画がないということをお申し上げたんで、未来永劫に何もしないということではございません。お金の使い方の順序ということで、高雄公園をどうかということ。このことについては、これまでのいろんな場でそういうご意見が出ておりますので、十分承知いたしております。ただ、高雄のまちづくりの中で公園をつくっていきこうということ、そしてこれを都市計画決定ということをして、国の方にも補助をいただきながら、今用地を買ってつくっていきこうということがございます。ですから、現在の段階では財政負担がかからないような、そういう整備の方向、そういうものを考えていかなければならないというふうに思っております。

おっしゃいます市道については、確かに、それこそ民家の中を歩いていくような、間違える

ような道路もありますし、県道のところについては非常に信号から数十m、非常に狭隘な道路ということで、実情はよくわかっております。ただ、今の状態ではそういう抜本的な市道を計画するというのはございませんので、危険なところ、例えばガードレールをすとか、そういう路肩の整備をすとか、そういう状況に応じて対応していかざるを得ないということでございますので、決して高雄地区が筑紫野市とか、そういうことは決して思っておりませんし、まちづくりしていこうという基本的な考えがあるということでございますので、どうかご理解していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ちょっと私も、もうないって言われましたんでちょっと、何ていうんですか、ちょっと慌てまして言葉が過ぎたところもあると思いますけれども、そういうような状態ですね、やはり高雄地区についてはですね、非常に、今言いましたように、まだまだ今からつくっていただかなければならないところもありますし、今部長の方からですね、高雄公園を含めた高雄地区のまちづくりについてですね、考えていくというお話でございますのでですね、そういう、また整備をしなければならぬ道路についてもですね、一緒に高雄のまちづくりの中で考えていただいて、高雄公園との計画とあわせて考えていただきたいと思います。そういうことで、高雄地区についてはまだまだ本当にやっていただきたいところもございます。それから、梅ヶ丘地区の公園がないということで、こちらの整備もですね、まだお願いしなければならぬし、それからまほろば号の一日も早い運行開始なども、多くの住民が切望されておりますので、こういうことにつきまして、高雄全体のまちづくりについてですね、早急なお取り組みをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員の個人質問は終わりました。

次に、7 番不老光幸議員の個人質問を許可します。

〔7 番 不老光幸議員 登壇〕

7 番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

市長は「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本市政に据え、歴史とみどり豊かな文化のまちの創造に向けて努力をされ、また市内まるごと博物館構想の大きな核の一つとして九州国立博物館も、今年の10月15日には開館になります。それに向けての整備として、散策路の事業も着々と進められております。さらに平成17年度の事業計画では、万葉歌碑整備事業、市内を周遊できるように案内板を設置するサイン整備事業、花いっぱい運動事業などが観光マップ、観光ホームページの充実とともに実施されます。そのようになりますと、今よりもさらに市民の皆様が「歴史とみどり豊かな文化のまち」を味わうために市内各所を周遊する機会も多くなりますでしょうし、市外からの観光客も多くなると思われます。市内を周遊する機会が多く、時間が長くなりますと、どうしても心配になりますのが、トイレの問題がありま

す。そこで、常設公衆トイレの増設について、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、西鉄都府楼前駅周辺に市営のトイレが設置できないかお伺いいたします。

現在西鉄都府楼前駅には駅構内にトイレがありますが、西鉄太宰府駅と違い、電車利用者以外は自由に使えない現状があります。この点の改善策が、多くの市民や観光客のためにも必要と思います。

2点目は、車利用観光客向けの常設公衆トイレの増設計画についてであります。

年未年始から3月までは、参拝客や観光客の車が渋滞を来していることはご承知のことです。ございますが、車利用の観光客は、目的地までの所要時間が予定よりも大幅に遅れることを余儀なくされています。これの解消策が望まれますが、早急の実現には至りません。そのために、途中のお店や民家にてトイレの用を足しておられるのが現状であります。もちろんこの時期には仮設のトイレを用意されるようになりましたが、この状況をいつまでも続けていくことは環境及び景観上の問題、また観光客に満足を持っていただくことはできないという点で、私は危惧いたしております。今後の取り組みについてお伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、1点目のトイレの設置の質問にご回答いたします。

電車の駅周辺の公衆トイレにつきましては、通勤、通学する市民だけではなく、太宰府を訪れる観光客等の利便性を考慮いたしますと、いろいろな場所で設置されていることが望ましいと考えております。

ご質問いただきました西鉄都府楼前駅のトイレにつきましては、現在駅の構内に設置されており、新たな設置につきましては、これまで要望としていただいた経緯はございません。現実面からは、トイレを新たに設置する場合、建設費用だけでなく年間の維持管理予算の確保に苦慮する面もあり、また一方ではトイレ設置予定場所、近隣住民の理解を得る必要もあると考えております。今後はこれらの区画整理事業や駅前整備事業など、総合的なまちづくりの観点から設置については考えてまいりたいと思っております。

2点目の、観光客向けの常設公衆トイレの増設計画についてご回答いたします。

これまで市の実施計画として、車利用観光客向けのトイレを太宰府インターから天満宮までの間に水城跡、大宰府政庁は3か所、それから観世音寺に整備してまいりました。このほかに竈門神社にも設置いたしております。通常であれば太宰府インターや筑紫野インターをおりてから車で15から30分程度で市内の目的地に到着いたしますが、観梅や紅葉のシーズンなど、行楽時期には渋滞が発生しており、休日の市役所1階トイレの解放なども行って対応いたしております。また、本年10月九州国立博物館が開館いたしますと、新たな渋滞発生の懸念もあります。またご存じのとおり、正月の期間中は仮設トイレを設置し、観光客の利便性を図っておるところでございます。

今後も本市の財政状況とトイレ設置の必要性などを勘案しながら、継続して実施事業として

設置箇所の課題など検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） まず、最初の西鉄都府楼前駅周辺のトイレの設置でございますけども、これは私もずっと調べましたら、そこにトイレの問題の質問とか、そういったものもございません。ただ私も太宰府の三条の方に住んでおりまして、めったに都府楼前駅には行くことは非常に少ないんですけども、あちらの方に住んでいらっしゃる住民の方からそういう要望を幾つか聞きまして、そういうのがありまして、今回質問に出させていただきます。それで、確かに都府楼前駅の構内にトイレはありますけども、今からやはりあそこの西鉄都府楼前駅っていうのは、太宰府市内でも重要な、何と申しますか、人の動きの拠点に今後なっていくと思います。やはりそこを何らかの形で、近隣の方のいろんなものも調査して考えるというふうにおっしゃいましたけども、方法としては、1つは西鉄さんにトイレがありましてですね、やはりそちらと協議をされて、何らかのトイレも含めた活用の仕方ですか、そういったものができないかっていうのが一つ思っております。

それから、今の構内のトイレでは小さいんでしたら、それに隣接してつくるといふことも、これは、そんなに近所の方に理解を得られないとか、そういうことはないんじゃないかなというふうに感じております。

それから、もう一つは、国道3号線の高架の下に自転車置き場で使ってるんですけども、あそここのところですね、やはりできないかっていうふうに感じます。それで、やはりトイレをつくれれば維持管理費が要するということが、これはもうだれが見てもわかっているわけです。やはり維持管理費、市内の中に幾つか公衆トイレがありまして、その掃除とかそういったものを、委託してからトイレの掃除していらっしゃると思いますけど、今度の予算にもそれが金額に載っております。維持管理費は要んですけども、何事もものを実施するには、これは管理費とかいろんなものは費用があります。そういうものも含めた上で、そういうことも私承知しながら、あそこの場所は必要じゃないかなというふうな気持ちですが、これは私一人の考えではございません。多くの市民の方からそういう話を聞いております。都府楼前駅にトイレがない、これが何とかならないかと、これを聞いております。もう少し部長の方の返事で、検討されるのを前向きに検討していただけるかどうか、再度お聞きいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 一番いいのは西鉄と協議いたしまして、現在構内に設置してあるトイレを外からも利用できるということが一番だと思えますし、早いと思えますので、そういうことで西鉄と協議をしていきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私も同じような考えを、まず第一はそれだと思えます。外側からも入れるように西鉄さんをお願いして、あと管理とか掃除とか、そういう問題もあると思えますけど

も、まずそれから取り組んでいただきまして、それがだめならそのところに隣接するようなトイレをつくるとか、あるいは3号線の下に新たにつくるとか、こちらも非常に費用がかかってくると思いますけども、ぜひとも前向きに、できるだけ早くお願いをしたいと思います。

それから次の、常設の公衆トイレの設置ですけども、実は歴史と文化の環境税の運営協議会の2月17日の資料の中に、常設トイレの設置事業というのが一般施策での対応事業ということで、市内の観光地等に計画的に常設の公設トイレを設置しますという項目がありますけれども、具体的にじゃあ何年度に幾つか、そういうのがありません。それで、この計画で、今部長の方から、現在設置していらっしゃる場所をお話しされましたけども、ここに観光プログラムのあれがありまして、トイレの部分も書いてありますけども、私が申し上げておりますのは、幹線道路に、やはり車で来られた方がどうしてもトイレが必要な場合が起きるわけです。それで、例えば幹線道路の中に道の駅のようなものがあるとか、そういうなどではトイレがあるということはみんなわかります。

それからもう一つは、これだけ観光客が来てる場所ですけども、幹線道路に観光物産店ですか、そういったものがあれば、そこにもトイレを使うとか、そういうことはできるんですけども、太宰府の中にはそれがございません。それで、今おっしゃいましたように、幾つかあるんですけども、これではまだ不足じゃないかなというふうに感じておりますので、この歴史と文化の環境税の運営協議会で話をされた常設トイレの増設も計画実施予定ですかね、そういうスケジュール的なものがわかればお伺いしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 歴史と文化の環境税の実施計画につきましては、平成16、17、18年度という形でつくられておりまして、その収入をすべて基金に一たん入れて、それを活用していくということになってます。

現在のところ、その3か年の中で常設トイレについては含まれておりません。そういうことから、今後も継続して歴史と文化の環境税を徴収していくというような方針が出ました時点では、常設トイレについても計画をして運営協議会の中に図っていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 実は、あるコンビニエンスストアのオーナーさんですけども、1日にトイレを貸してくださいで入ってくるお客さんが200人くらいいるという話なんです。車で来るお客さん、まず、どうしてもトイレが必要なお店にはそういうお店ですね、コンビニとか、そういう店にトイレを借りに入られるわけですね。店としてはそれは拒否せんで、どうぞというふうに使っているのが実態ですね。そのようにトイレというのは、仮設のトイレを、平成17年度も300万円ほど計上してありますけども、仮設もそりゃ必要ですけども、もう少し常設のトイレをできるだけ早く、これ平成18年度までにはやらないというふうに今部長がおっしゃいましたけども、できるだけ早く、これは必要じゃないかなというふうに私は思っておりますけど

も、再度、同じなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在の歴史と文化の環境税の実施計画が平成16、17、18年度で計画されております。その中に含んでおりませんので、継続して税の徴収がされる場合は平成19年度以降にも実施計画が立てられると思いますので、その中で計画していきたいということでございます。

それから、現在旧JA、筑紫農協の倉庫がございました。あそこにJAが加工所と販売所の計画を立てておられまして、そこには外来者用のトイレも予定されておりますので、1か所は常設トイレという形で増えるということにはなろうと思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は歴史と文化の環境税の方から話ししましたから、それについてのご回答ですけど、これはそれとは関係なしに、一般の観点からでもできるだけ早くつくっていただけないものかというふうに感じております。

細かいことまで今から話しいたしますけども、旧3号線国分二丁目の水城跡の横にトイレがあります。あそこは周りに植栽をしてありまして、車ではとても中には入れないんじゃないかなと思うんです。だから、今太宰府市内にありますトイレというのは散策、歩いてとか、そういう方向きにつくってあるんじゃないかなと思います。それで、やはりこれは視点を变えて、車でおいでになる方が非常に多うございます。それで、これはやはり歴史と文化の環境税というのは、車で市内においでになるお客様と、それから駐車場事業者に多大なる負担をかけて、この税というのはできちゃったわけです。だからいろんな税の使い道、いろいろ施策のつてますけども、ぜひともこのトイレも早急にひとつ加えていただきたいというふうに思います。それで、今のトイレをもう一度見直して、車のお客さんが利用できるような方法に改善をすとか、それから観世音寺の前の広場のところに立派なトイレもございます。ただ車乗ってる人から、普通のときはトイレがあるってわかりません。だから、もう一つは立派なトイレがあっちこちあるんですけども、幹線道路を通っている車に、ここにトイレがありますよって、ただ看板的にトイレって書いてしてあったんですけど、そうやなくて、常設のもう少しきれいなトイレやなくて、あるいはお手洗いとか、何か格好いい、観光地、観光客が来るんですから。太宰府に行ったら、渋滞に巻き込まれたらトイレに困った、もうとても二度と車では行けないというふうな印象やなくて、本当によかったという状況、環境を、環境美化とかいろんなこと言ってますけども、トイレの話みんなしたくないから出なかったのかもしれないけど、あえて私はもうトイレをまず第一に、太宰府へ行ったらトイレがよかったというふうな感じに、それをしていただきたいと思います。

それでもう一つ、石坂三丁目にグラウンドがあります。その奥に入ったところにもトイレがあるんですけど、これもわからないですね。そのグラウンド利用する人はわかるんですけども、だからそういうふうで、お客さん全くわからなくて車に乗ってきた人。ただ、今おっ

しゃるJAの加工場の跡がそういうふうにならなくなるとは思いますけども、これも本当にありがたいことですが、ぜひとももう一度地域振興部、それから観光課の方で十分検討をしていただいて、ぜひとも太宰府に行ってよかったというふうなことを思われるような、やはりやるのが一番大事じゃないかと思えます。そういうふうな観点を持って、ぜひともお願いをいたしたいと思えます。どうなんですか、少し前向きにいただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） トイレの場所の表示も含めましてサイン計画という計画を立てておりますので、その中で標識については検討したいと思っております。

それから、常設トイレの必要性については私も十分承知しておりますので、今後事あるときに検討していきたいというふうな考えてます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。

検討の中で私がちょっと思ったのは、通古賀の近隣公園がございます。あそこかなり用地も広いんですけども、あそこに1個できないかということと、筑紫野・古賀線も松川地区の御笠あるいは宰府五丁目周辺ですかね、あそこ、それからこれは原の方はちょっと難しいんでしょうけど、さっきJAの道の駅ができるんでしょうけども、筑紫女学園のところで、太宰府ゴルフ場、あの付近3か所ぐらいはできるだけ早くできないのかというふうに思っております。これは要望でございます、質問をこれで終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の個人質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の個人質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、指定管理者制度について質問をいたします。

2003年6月、政府は地方自治法244条の一部を改正し、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度に変わって指定管理者制度を導入しました。管理主体はこれまで公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人に限っていたものを、株式会社などの民間営利会社にまで拡大できるようになり、またこれまで首長の権限だった使用許可権限も指定管理者に与えられることとなります。附則で、公共的団体に委託しているすべての公の施設は法執行を3年以内、06年9月までに直営に戻すか、指定管理者制度に移行しなければならないとあることから、本市においても6月議会以降手続条例の制定並びに公の施設の設置管理条例改正を行うこととなることから、条例制定を前に幾つかの問題点を確認しておきたいと思えます。

指定管理者制度導入はもともと財界からの構想で、国、地方自治体の業務、施設を民間に開放してビジネスチャンスを増やすという基本戦略に基づくものです。公の管理・運営は数十兆円市場と言われ、大手企業は積極的に情報収集し、参入の準備を進めてきています。こうした動きを見る限り、営利法人が指定管理者になればもうけが優先し、施設使用料金が値上がりす

るのではないかと。また、職員がパートや臨時、嘱託などの不安定雇用を中心の運営だと、施設によっては住民サービスの低下につながるのではないかとといった心配がありますが、そこは個々の施設の役割、目的、機能を市当局が明確にし、住民の目線で管理者の選定を行っていただきたいと思います。そして、地方自治法244条の1、公の施設の目的、利用の公平性は、たとえ管理者が民間事業者になろうと遵守されなければならない部分ですので、条例や協定書にそのことを盛り込んでいただきたい。それから、契約書に職員の身分保障を明記することも実例としてありますので、ご検討ください。施設利用料の設定については条例に基づいて指定管理者が決めてよいことになっていますが、公の施設は設置の趣旨からして現行の料金設定を崩すべきではありません。それを踏まえた上での上限設定を行うとともに、減免措置についても条例に含めることを要望します。

次に、指定管理者制度では、民間事業者に対して情報公開、個人情報保護、住民監査請求などの仕組みが法的に明らかにされていません。特に、個人情報保護の問題は企業の顧客名簿流出事件などが相次いで起こっていることからしても対策は不可欠です。個人情報保護条例の遵守を条例や協定書に盛り込むことや情報公開においても規定を設けること、また事業報告書の議会への報告が義務づけられていませんので、議会のチェック権が及ぶような仕組みづくりを検討いただきたいと思います。

それから、指定管理者に兼業禁止の規定の適用がないので、不正、腐敗の温床になるのではとの危惧があることから、長や議員本人、または親族が経営する民間等事業者は指定管理者になることができない等の参入規制を明記することも必要です。

次に、指定管理者の選定に当たっては、利用者や住民代表、専門家、弁護士、公認会計士などを入れた選定委員会を設置することや、指定管理者の管理運営に関する調査や監視を行い、不備があれば市長に勧告することができる利用者運営委員会など、住民参加型の仕組みをつくることをお考えいただきたいと思います。

以上のような点についてぜひ条例をつくる際には考慮いただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、平成17年度中に指定管理者制度にする予定の施設が決まっていればお答えください。

以上、再質問については自席より行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 本制度は国、自治体業務の民間への市場開放ということも制度実施のねらいといたしております。本市におきましてもそれに沿いまして、民間事業者等に施設の管理運営を委ねることによりコスト減、サービスの増につなげるということを制度移行への大きな視点の一つといたしております。

しかしながら、ご指摘のとおり、株式会社等の民間企業が参入することによりもうけが優先し、結果として利用料の値上げや住民サービスの低下につながるのでは、また利用者等の個人情報の漏えい等の不安も懸念されております。そうしたことから、本市といたしましては、制

度実施に向けまして条例制定や改正を6月に予定しておりますが、ご質問の中でご提言いただいていたように、基本的な方針として制度を移行することにより民間事業者を指定業者として指定することになって、民間業者に変わったことで利用料が値上げされたり、利用の公平性が損なわれたり、利用者サービスが低下することはないように進める考えでございます。ということも条例に掲げていきたいというふうに考えております。

また、個人情報等の保護についても条例だけでなく当該事業者との協定の中に織り込むなどの措置を講じまして、個人情報が適切に保護されるよう努めていきたいと考えております。

また、指定管理者の選定については、市長や議員等、関係者の禁止等はありませんが、選定方法や選定結果は公開するなど、その透明性を図っていくこととともに、管理運営をゆだねている期間中は定期的に市に報告を求めるなど、随時指導監視ができるようにしていきたいと考えております。

この指定管理者制度については、平成18年4月実施を目途に計画的に準備を進めておりまして、平成17年度制度化する施設は現在のところございません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今のご答弁の中で、民間が仮に管理者になってもサービスの質あるいは料金の値上げ等がないようにしていく考えであると、そういうお答えがありました。けれどもやはり公共施設の管理運営が民間企業に任されるということについては、市民から見ると大きな不安があります。利便性やサービスについては確かによくなる部分があるかもしれませんが、それが料金に跳ね返ってくるのであれば、もともと住民の福祉を増進するという目的を持って、その利用に供するために設置された施設であるはずなのに、金銭的な余裕がなければ利用できないといった、結果的に利用の制限も出てくる心配も十分に考えられることです。結局行政側も利用できる人にだけ利用してもらえばいいんだ、あるいは何か苦情があってもこちらに言われても管理運営は任せてあるんだから、こっちに言われてもどうしようもない、こういうふうになるのではないかと。要するに、責任の所在があいまいになることが市民としては一番心配なところなんです。ですから自治体の責任というのは仮に管理者に変わってもこれまでと変わらないんだということを条例の中でも、また市民へのあらゆるお知らせの中でも明確にしていきたいと思います。この点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 指定管理者に指定しましても市の施設でございます。ですから、市が十分にその施設が、市民の福祉にとって資するようになるような形で指定管理者制度を利用していきたいと考えますので、時には内容によっては実施に検査をしたり、あるいは私たちが考えています仕様書あるいは契約書の中身に沿っているかどうか、常にこれは指導監視という形でやっていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ですから、自治体の責任というのは変わらないということ、例えば

文書で出すんだったら文書に盛り込む、住民の説明会の中でも明確に、その中で言っていたかと、そういうことは心がけて、心がけてというよりもやっていただきたいと思います。

それで、1問目の質問の中で、住民参加型の仕組みづくり、例えば運営委員会の設置ということ为例に挙げておりますけれども、その施設の管理運営が以前と比べてどう変わったのかということは、日ごろ利用されている住民や団体の方たちが一番実感できるはずなんです。ですから、実際利用している市民の目線で判断をしてもらうことこそ必要であり、これは指定管理者制度に移行する上で住民側の担保ともなり得るものですから、ぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。大体公の施設というのは、国民や市民の税金で建てた住民のための施設です。法律が変わったからといって市民に何の報告もないまま、意見も聞かないまま営利企業などに管理運営をゆだねていいのか。そういうことはやはり市民の権利として当然言えるはずなんです。ですから、利用者の申し出により設置することができるというような形でもいいと思うんですが、住民参加を保障するという仕組みづくり、これはもう考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり施設は市民のためにございますので、市民のためになるような管理運営の方法が望ましいというふうに考えています。そこまでまだ具体的に考えておりませんが、やはり利用者の意見は何らかの形で聞く必要があるというふうに考えておりますので、そういうことも改めて今から検討してまいりたいというふうに考えてます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） よろしくお願ひします。

次に、雇用の問題についてお伺ひします。

市が出資する法人である財団や協会が今委託をされて運営してありますが、新たに管理者にこの財団や協会などが指定をされなかった場合、そこで働いていた職員の雇用については市はどう考えておられるのでしょうか。他県の例では、公社の職員が全員解雇されたという事例もありまして、自治体には雇用確保に努める責任があります。その影響は財団が今清掃業務などを委託しておりますけれども、その委託先にも当然及んでくると思います。それで、その委託契約なども同時に切れるのかどうか。その2点についてお伺ひします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま私が、助役が、太宰府市文化振興財団の理事長をいたしております。中林議員の質問の中でもお答えしました。民間参入ができるということ、このことについてはいろんな多方面からの競争、そのことによって住民の利益というふうなものが向上するならばそれでよしとしなければならない。ただし私も13施設、100人余りの職員がおりますので、そのことについては闘うと言いました。競争をもって提案をし、最少の経費でいけるように、運営できるように競争してまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それはいいんですけども、私がお聞きしているのは、財団が管理者に指定されなかった場合、今働いている臨時や嘱託、パートなどの職員の雇用がどうなるのか、それをどう考えるのかということをお聞きしてるんですが。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 私は今言っておりますように、それが公募に落ちた場合どうなるのかということ、それは考えておりません。私はサービスにおいても運営費においても民間以上に、また同等にサービスが提供できるように努力していきたいというふうに思っておりますので、私は強い言葉であったかもしれませんが、決意表明を含めてやらせていただいた次第です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） わかりました。

それで、やはり雇用の問題っていうのは大変大きな問題で、対策としてはやはり先ほど申し上げたように、条例や協定書の中に希望者の雇用を引き続き行うということ、やはり雇用に関する保障というのをしっかりと明文化しておくべきだというふうに思うわけですね。それで、特にやはりこの場合、行政の都合で自分たちの雇用がどうなるのかが左右されるんですから、やはり市はそこに大きな責任があると思います。助役は引き続き財団が請け負うようなお考えのようですけれども、この点は条例明文化するののかしないのかを、6月議会には条例案がもう提案されますから、そのときに言ってもすぐ入るものではありませんので、この3月議会でその辺を確約をとっておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 理事長の強い言葉がございましたからちょっと言いにくうございますが、財団の方から指定管理者の方に移行した場合、やはりそれまでのノウハウ、あるいは引き継ぎ等がございますので、新しく指定管理者になったところには職員のアッセンと、そういうものはしたいと思いますが、条例の中に従業員全員再雇用をすることというようなことはなかなか難しゅうございます。これは民間のいろんなノウハウ、いろんな人事、あるいは人事の資質の問題とか、そういったことございますので、アッセン等にはできると思いますが、条例の中でそういうことをうたうっていうのは難しいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 何も全員の再雇用をっていうことを言ってるんじゃないかって、希望する職員の雇用を引き継ぐと、そういう保障を、要するに短期契約者などの職員の雇用について、これは仮に財団がそのまま管理者になったとしても経費の見直し云々で削減されることは十分にあり得ることなんです。ですから、その点はやはり条文の中でしっかりとうたうべきだろうというふうに思います。この先様々な民間企業が名乗りを上げてくるとは思いますけれども、そういう雇用の、市民の働く権利を守り、また雇用確保に努めるというのも行政の一つの大きな役目だというふうに思いますので、その点はやっぱり、今考えてないとは言われましたけれども、もう一度お考え直していただきたいというふうに思います。

それで、指定管理者は市が決めた上限の枠内で利用料金の設定ができることになっておりますけれども、その収益と市から支払われる指定管理料というので、その施設運営をすることになるわけですね。それで、冒頭の説明で、コストの削減ということをまず一番最初に言われましたが、指定管理料は何を基準に算出をするのか。それから、利用料金の上限の決め方は何を基準に設定をするのか、この2点についてお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 使用料は現在の使用料がございまして、そういうものからいろいろ算定をしてみたいというふうにご考えてございまして、今のところ上限は幾らにするかということも含めて指定管理者とした場合は上限がどのくらいなのかということも検討をしていきたいというふうにご考えてます。

それから、支出の方ですけども、例えば極端に言いますと、今私どもが管理委託しております財団の方に2,000万円ほど、例えば委託料として支払っておりますけども、いろんな努力次第ではこの委託料が0円、あるいはプラスになることも考えると、これは極端な例でございまして、そこまで計算はまだしてございませんけども、いずれにしても赤字、委託料が今の委託料よりも安くなる、あるいはサービスがよくなる、そういうものを目指して指定管理者制度を導入いたしておりますので、いずれにしても今以上に高くなるってということになると、やはり今の財団の方が効率がいいということになりますので、そういうことを含めながら今後検討をしていきたいというふうにご考えています。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 指定管理料ってというのは、やはりサービスの質や水準を維持して、その業務を担うにふさわしい賃金、あるいは労働条件等を担保とするものでなければならないというふうに思います。ですから、まずコスト削減ありきで指定管理料を算出すると、こういうお考えがもしおありなら、その点は改めていただきたい。総務省通知にも管理経費の縮減がしっかりと書かれてありまして、これを条例の中にも盛り込んでいる自治体がありますけれども、これは法に定められた事項ではありませんので、条例にはそうした文言を入れないように求めます。

利用料金の上限につきましても最初申し上げたとおり、現行の料金をできる限り維持する、維持できる条件にしておかないと、いきなり値上がりでもしたら公共施設の役割が果たせなくなります。ですから、管理者として望ましいと思うのは、先ほど中林議員も言われたように、NPOや社会福祉法人、市民団体が管理者になる形が私も望ましいとは思っておりますけれども、それはそれで難しい点もありますので、平成18年度から順次移行していくというご説明でしたけれども、やはりそれぞれの施設によって役割、それから機能も全然違います。ですから、そういった点では私たち議会が住民の目線で慎重に一つ一つチェックすることが求められてはおりますけれども、当局におかれましても住民の立場で個々の条例改正については提案されることを要求しまして質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の個人質問は終わりました。

ここで15時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時16分

~~~~~

再開 午後 3 時30分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番門田直樹議員の個人質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

中央省庁ではIT調達をめぐる不透明な支出や随意契約が問題となっています。太宰府市においてもIT関連の予算は膨大なものであり、これらに対して適切なチェックが行われているとは思いますが、どのようなお考え、また体制でIT化に取り組まれているのか。今日は、まず第1弾としてCIO、いわゆる情報化統括責任者制度並びに太宰府市のIT資源とその活用状況について質問いたしたいと思えます。

コンピューターの分野はハード、ソフトともまさに日進月歩です。私も以前はIT関連の仕事をしておりましたが、半年、1年で知識が古くなるのがこの世界です。今は単なるエンドユーザーの一人で、太宰府市の電算システムのことなどわかるべくもありませんが、本日はぜひ執行部の方々にご教示を賜りたく、何とぞわかりやすくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

なお、内容上どうしても片仮名や略称が多くなりますことをお許してください。

さて、まず1点目としまして、太宰府市のCIO制度はどうなっているのかお尋ねします。

統括責任者は具体的にどなたでしょうか。ITに関する専門知識はお持ちでしょうか。IT調達に関する請求の適否はどなたが判断しているのでしょうか。アドバイザーとして外部の専門家を配置するお考えはお持ちでしょうか。

次に、2点目としまして、太宰府市のIT資源とその活用状況についてお尋ねします。リソースの管理はどなたが行っているのでしょうか。IT機器とソフトは適正に設置されているのでしょうか。職員のスキルと職務上の必要に応じた構成になっているのでしょうか。小・中学校の生徒のIT学習において、インターネット体験は模擬接続で十分であると考えますが、どうでしょうか。文化ふれあい館やいきいき情報センターで小・中学生がゲームに興じたり、アダルトサイトをブラウズしているのを見かけますが、対策はおとりでしょうか。

3点目に、IT資源の関連で、市のホームページについてお尋ねします。まず、専用サーバでしょうか。容量は幾らでしょうか。月当たりの費用は幾らでしょうか。サーバのレンタル料、ホームページ保守、更新委託料、ドメイン取得、更新代行費など、かかっている費用をそれぞれお答えください。現在使用している領域サイズはどれくらいでしょうか。例規集を載せ

る考えはおありでしょうか。

以上、3点、計14項目についてお答えいただきたいわけではありますが、先ほど片井議員の同じような質問に対して市民部長のお答えは、優秀な職員がおるので、そういう考えはないといったようなことをお答えいただきましたが、私が聞きたいのは、本当にこの経費削減を本気でやる気持ちがあるのかどうか、その姿勢についてお伺いしたいわけでありますので、さらに真摯にお答えいただきますようお願いいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほどお答えしましたのは地域振興部長です。

最初に、「市の情報化統括責任者制度はどうなっているのか」についてご答弁申し上げます。

本市におきましては、情報化統括責任者を規定等で明文化したものはございませんが、本市の情報セキュリティポリシーにおける統括情報セキュリティ管理者や電子計算機処理におけるデータ保護管理規程におけるデータ保護管理者として助役を最高責任者として位置づけられていますことから、実質的には助役が情報化統括責任者になります。

次に、「専門知識はあるのか」についてですが、助役は技術的、専門的な知識は別として、情報資源の活用方法等、情報化戦略を企画立案する責任を有する情報システムの全体を統括する最高責任者として適任であると考えております。ちなみに昨年10月に総務省が作成した地方自治情報管理概要によりますと、情報化統括責任者を任命している市町村1,369団体のうち、77.9%の1,067団体において助役を同責任者に任命しております。

次に、「IT調達に関する請求の適否はだれがどう判断しているのか」についてですが、新規システム導入や既存システム更新の際には担当課において安易に特定の業者と随意契約するのではなく、可能な限り複数の業者のデモンストレーションを実施したり、見積書を出させたりして、費用対効果等十分な比較検討を行い、契約時には再度価格協議を行うなど、低額化に努めているところでございます。

次に、「アドバイザーとして外部の専門家を配置する考えはあるか」についてでございますが、本市にはIT推進に伴う専門家は少ないものの、かなり精通した職員も育ててきていることから、現在のところ外部の専門家を配置する予定はございません。

本市の電算業務につきましては他の多くの都市とは違い、大型コンピューターをこれまで一度も導入せずに電算会社に業務委託することで、SE等専門職員の雇用や広い電算室の確保を行わず経費を節約してきたところであり、住民記録、印鑑登録、税、収納消し込み、年金、国保等の基幹系システムにおいては平成10年8月からクライアント・サーバー・システム化するなど、他に先駆けて早くからダウンサイジングに努めてきたところでございます。

また、新規システムの導入や既存システムの変更時におきましても可能な限り安価なパッケージソフトを使用し、基本的にカスタマイズしないという方針で進めております。

さらに、県内の市町村が参加してふくおか電子自治体共同運営協議会を設立し、電子自治体構築に向けた各種アプリケーションソフトを共同利用センターにおいて現在開発中であり、ITの専門知識を有する職員も配置していることから、本市のシステムを補完するものとして同センターとできる範囲で連携していきながら、さらなるIT関連予算の削減に努めてまいります。

次に、2点目のIT資源とその活用状況についてご答弁申し上げます。

まず、「リソースの管理はどこが行っているのか」についてですが、住民記録、印鑑登録、税、収納消し込み、年金、国保等の基幹系システムや財務会計、文書管理、グループウェア、ホームページ等の情報系システムなど、全課、または複数課にまたがるシステムについては基本的に地域振興課で管理を行い、特定の課のシステムについてはその所管課において管理いたしております。

また、1人1台の職員用パソコンやソフトについてはネットワーク管理ソフトを導入し、ウイルス等のセキュリティー対策やライセンス管理など、適正な管理を行っております。

次に、「職員のスキルと職務上の必要に応じた構成になっているのか」についてですが、システムの導入に当たっては、導入前にデモンストレーション等を行い、できるだけ職員が使いやすいシステムを選択いたしております。

また、システム導入時には必要に応じて操作研修を実施し、操作マニュアルをグループウェア上にも掲示し、職員がいつでも見られるようにいたしております。

次に、「小・中学校の生徒のIT学習においてインターネット体験は模擬接続で十分と考えるかどうか」についてですが、文部科学省が示します学習指導要領では各教科等の指導に当たっては児童がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、例えば社会科における資料の収集、活用、整理など、コンピューターなどを活用することが示されております。

また、県では小学校の低学年では情報機器になれ親しむことができる。中学校ではどんなことに利用できるか体験させる。高学年では課題解決の道具として活用することができるを情報活用能力の目標とされております。

小・中学校のIT学習においてのインターネット体験につきましては、本市でも2年生から4年生は教師が範囲を定め、5、6年生は子どもがテーマを決め、インターネットを活用しております。

次に、「文化ふれあい館やいきいき情報センターで小・中学生がゲームに興じたりアダルトサイトをブラウズしているのを見かけるが、対策は」についてですが、市内公共施設に設置しておりますキオスク端末機やインターネット体験コーナー用パソコンにつきましてはアダルトサイトやチャット、ゲームなどの好ましくないページへのアクセスを制限するソフトをサーバ側にインストールし、基本的にはつながらない設定にいたしております。しかしながら、一部のサイトについては表示されるため、キオスク端末機のトップページにゲームを禁止する旨の

注意書きをいたしております。

また、インターネット体験コーナー用パソコンについては各施設の判断によりゲームを全面禁止にしたり、口頭で注意したり、利用できるパソコンの台数の制限や利用時間の制限など、適切な対応を行っております。

以上のように、現状においてIT機器及びソフトについて適正に配置しているものと認識しております。

次に、3点目の市のホームページについてご答弁申し上げます。

「サーバーは専用なのか」についてであります。ホームページ専用のWebサーバを導入いたしております。

次に、「容量は幾らか」についてであります。Webサーバの容量は合計108GBでございます。

次に、月当たり費用についてであります。ホームページ維持費用につきましては月額11万5,889円でございます。内訳として、サーバ、無停電電源装置、バックアップ装置などのハードウェア保守費用が1万2,742円、ソフトウェアのSEサポート費用が10万2,228円、ドメイン名維持管理料が919円となっております。

また、更新委託料ですが、大きな改修作業を伴わない日常的な情報の更新につきましては職員の手により行っておりますので、委託料はございません。

次に、現在使っているサイズについてであります。画面の解像度は800×600ドットを基本といたしております。

次に、例規集を載せる考えはあるかについてであります。平成17年度におきまして所管課において予算化しておりますので、本市のホームページから例規集の閲覧が可能となる予定でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今ご答弁いただいたんですけども、まず、今日は私の個人質問ですが、我々会派新風としましても、この問題に関しては非常に興味を持っております。鋭意取り組んでいることをお伝えします。

まず、お手元に資料、私の方から資料を出しておるんですが、ちょっと古いんですけど、去年の12月の読売新聞に出た記事なんですけど、これもう読まれたと思います。下にあるこの数字というのは、裏にあるこの数字というのは、私が予算書から拾ったもので、間違っていないと思います。

最初に助役にお聞きしたいんですが、市長は最後にお聞きしたいと思いますので、この記事を読まれてどういう感想をお持ちになったかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 不当請求、地方でもというようなことで、今度パソコンあるいは電子機器の

入札に際しましては、いろんなこういった批判等々もあるやに聞いてはおりますけれども、本市の場合に限りましては今担当部長も説明をいたしておりますように、まず精査に精査を加え、そして入札を行い、場合によっては随契ってというような形もありますけれども、基本的には競争入札というふうなことを基本として行っておりますので、他市にあるようなこと等についてはないというふうに思っております。

それからもう一つは、本市の場合にありましては当初の選択から、これは導入ではなくて委託方式でやってきております。他市の導入しておられるところの費用等は、今門田議員が掲げられておる部分以上の部分があるのではないかなという思っております。そういった意味において、歴代そういった選択を今日まで来ております考え方的にも間違っていないと、入札等についても今のように、私どもの市にありましては今申し上げたようなやり方でやっております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 続けてお聞きすればよかったんですが、ここに書いとりますIT関連費ですね、ざっと見ますと役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、計で3億4,400万円ほどになっておりますが、この数字の拾い方に関して間違いがないかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 予算書計上の金額と相違はございません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ということになりますと、確かに、昔多かったのはホストコンピューター、大型コンピューターぽんと入れて、後は端末という形で、今太宰府市は、さっき言われたファイルサーバー形式でやられてあることだと思います。その分かなりコスト面で違うのは一応私も承知しておりますけれども、ただいろいろ、これ佐賀と長崎が例として出とるんですが、ざっと見ましても52億円の予算のうち、8億9,000万円、9億円ぐらい必要じゃなくなったということです。太宰府市で言いますと3億4,000万円ですから、2割として、大変な金額です。また、債務負担行為等も下にちょっと参考で上げとりますけれども、やはりこれ見ると太宰府市も全然、今の助役と地域振興部長のお答え聞きますと全く問題ないというふうにしきどうも聞こえんのですけれども、やはりそこは何とか努力して、専門家の意見を聞いてやればまた違うんじゃないかと思ひまして今日の質問に入ってるわけであります。それで、この長崎、佐賀のこういうのがこれ載ってますけど、NHKでもテレビありましたですね、見られたかもしれません。その中で、これどっちだったかな、佐賀か長崎か忘れたんですが、決済のシステムですね、庁内LANを利用した、これをつくろうと。ITゼネコンですね、どなたでも名前知ってる大きなところで、そこに見積もり出させたら11億円というのが出たと。それを、このCIOの下村さんだったと思いますが、これを全部分けて。分け切れんわけですよ、専門家じゃないと、こういうふうなもうパッケージみたいな形で、どこをどう分けていいのかかわからないと思います。これを分けて、そして地元の業者に全部発注をかけて、2億円で済んだと、引き算したら8億円ですか。こういう実績がもうあるわけなんです。だから、確か

にいるんなシステムの違いはあると思いますけれども、やはり何か参考になるんじゃないかと私なんかは思うわけです。

そういうふうなことでいろいろお聞きしたんですが、一つ一つちょっと、今統括責任者は助役ということで、いわゆる何に限らず最高、最高っていいですか責任者ということで理解してるんですけども、やはりここで言う情報化統括責任者、CIOというのはですね、最高レベルの判断を、業者も最高の、もう頭で持ってくるわけですよ。いや、これはどうにもなりませんと、分けられないんですよ。もしここちょっとでもいじくったら何があっても知りませんよと、大体こんなこと言うてくるわけです。そこで、いや違いますよって、あなたこんなもん頼んだ覚えもありませんよと、そういうことが言えるかどうかなんです。優秀な職員がおられるのは十分承知してます。最後のリソースとスキルの問題というのはまさにそこなんですけれども、そういうふうな方をできたら集めてですね、特に若い方がいいと思うんだけども、その中で3年か5年ですね、本当にこういうふうな電算関係のことに集中して仕事をしていただいて、その中でそういうふうな専門家を入れてそういうのをつくったらと思っておるわけです。その中で外部の専門家というのが、外部というのが、非常にもしかしたら嫌われているのかななんて思ったりするんですが、今非常に高齢者、就職非常に厳しい時代です。大きなメーカーとかデベロッパーとか、そういうところを早目に退職された優秀な方が、何かたくさんおられると聞いてます。私が具体的にどなたか知ってるわけじゃありません。そういう方を有効に活用というたら失礼ですけども、太宰府市にも何かたくさんおられるというふうなことも聞いております。そういった方の力を借りて、借りてっちゃうか雇ってやるのはやぶさかじゃないと私なんか、やぶさかって私が言うていいのかどうか知りませんが、思うわけです。お医者さんを雇うようなもんです。幾ら言っても素人は素人なんですよ、どんなに詳しくても、責任は持てんわけですよ。やはりシステムという大変奥が深いものというのにはやはりそれなりの専門家が必要じゃないかと私なんかは思います。

それと、リソースのことで、でしたらちょっと少しお聞きしたいんですが、地域振興課が管理してあるということで、例えば一例として、議員控室にパソコンが3台あるんです。大変ありがたいと思いますが、これがどういふか、ハードディスクが2つ、パーティションが分かれてるんですよ。片一方が、ルートドライブが4ギガぐらいでしたか、片一方のDドライブが24ギガ、だれも使ってません、まっさらです。別に何ですか、システム振り分けたりはしてないみたいだから、恐らくこっちの分けた方はデータ領域として考えたのかなと思いますけど、公的なもので、我々議員があそこみんな、だれかあそこにいつも座って使うわけなし、あそこに大量のデータ保管するはずがありません。はっきり言うて意味がないと思うんです。何か意味があるんでしょうか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 市の方が1人1台パソコン導入という時点で、ぜひ議会の方にもデスクトップを置いていただきたいという要請がございましたので、設置をいたしております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） いや、そうじゃなくて、そりゃ重々感謝しておりますけれども、あの中のハードディスクがパーティションになってるといふその理由は何かあるのかをお聞きしているわけです。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） パーティションを切るにはいろいろな理由づけがございますけども、一般的にシステム領域とデータ領域を分けたということがございます。パーティションの量が不適當であるということであれば、事務局通して申しただければ、その対応を図っていきたく思っています。スタンドアローンのパソコンのことということは確認させていただきたいと思いますが。

（6番門田直樹議員「いや、3台ともですよ」と呼ぶ）

ネットワークにつながったパソコンじゃなくて、スタンドアローンの数が。

（6番門田直樹議員「そうです、そうです」と呼ぶ）

じゃあパーティション切るのは、データを一時保護しなくちゃいけませんけども可能であります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ということをお聞きしたんですけども、実際パフォーマンスがすごく落ちてるわけです。当たり前で、太宰府市の職員全部を一つの狭い部屋に集めてあとがらんどんで、いざ働けたって、そりゃ動けるわけがないですね。だから同じような状態起きてます。しかしそういうふうなことも、ただそのまんまになると。これも議員は別にインターネット見るぐらいだろうってこともあるかもしれませんが、そんなところも一つ。

それとか、例えば市では幾つか、例えば審議会の審議結果なんか、会議録とかPDFで配布されたりしてますけれども、このPDFの変換ソフトは何をお使いでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 商品名を言ってよろしいのかどうか分かりませんが。

（6番門田直樹議員「聞かせてください」と呼ぶ）

アクロバットリーダーを使ってありますし、また文書管理ソフトで入れましたドキュワークスというソフトがございます。これの中でもPDFファイルに変換することは可能でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） リーダーじゃなくてアクロバットですね、バージョン6ぐらいでしょうね。これなんかご存じだと思いますけども、市価でいきますと6万円ぐらいかかりますね。自治体ですから余り値切らずに気前よく、多分購入されてあると思いますし、また一般企業ではいけないことですが黙ってコピーしたりもしてありますが、市ではそういうことなく、恐らくライセンス契約で一括購入されてあると思います。

パソコンが何台あるかもちょっと聞きたいのもあるんですが、一つここで、例えばPDFに変えるなんていうのはシェアウエアなんというのがいっぱいありますよね。そういうふうなこと。シェアウエアを地方自治体を使うのなんて全然問題ないと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） パソコンにインストールしますソフトにつきましてはいろいろな管理の問題が出てまいります。それで、先ほど部長の答弁の中で、管理ソフトでいろいろ管理するってということでご答弁申し上げました。

シェアウエアにつきましては著作権フリーの問題とかいろいろありますので、またあとウイルスに感染しやすいという部分もありますので、現時点では正式には、入れてる分は、どれとどれがあるってというのはちょっと私も記憶はしてませんが、基本的にはシェアウエアは活用してないんだろうと思います。圧縮ソフトとかそういうものについては活用してるというのは聞いとりますけども。

以上です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 余り技術的なことはここでくどくど言っても仕方がないと思いますので、ちょっとそのことはもう言いませんが、シェアウエアをうまく使うというのは一つの手だと思います。

また、GIFですね。何ですか、グラフィックインターチェンジフォーマットですね。GIFを使って、特にホームページには、太宰府市のホームページもGIFはたくさん使ってますね、JPEGも使ってますけど。これに関してはアメリカのユニシス社ですね、が著作権を主張してます。ていうか、これもう裁判で勝ちましたね。特に法人関係には莫大な著作権料を請求されて、敗訴して払ったという事例もありますが、この件に関して、GIFの使用に関して太宰府市ではどういう見解をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） ホームページに貼りつけてあるデータ形式についてはちょっと私も了知しておりませんので、門田議員専門的にご了知のようですので、その辺ご指摘いただきましたら、私も担当の方に確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ていう、私も個人的にはこのGIFを使っています。グラフィックで非常に便利な、またいろんな機能を持っていますから、ホームページにはっきり言ってなくてはならないというものですけども、実際こういう問題が起きてきて、今PNG形式ですね、PNGですね、やってる、これ重たいんですけど。いろいろそういう工夫が要りますけども、今のところユニシスも個人ユーザーに関しては大目に見てるようですけど、自治体とか法人に関しては本気でやるぞという。今IT関連厳しいですから、そういうふうなうわさも聞きます。その辺の

ことは対応された方がいいと思いますが、その辺のこともやはりそれなりのやっぱり専門家ですね、この人に聞けばわかると、あんにに任せたいという人を置いた方がいいんじゃないかならうかと思って、ちょっと聞いてみました。

また、適正な配置とかスキルに応じた云々っていいものは、ちょっと聞いたんですけど、例えばMSオフィスがありますね。ワードとかエクセルとか、皆さん使っていると思います。これも通常市販されたり、あるいはOEM契約で製造しているようなパソコンなんか、いわゆるパーソナルとプロフェッショナルというのがありますね。パーソナルっていうのが今言ったようなワード、エクセル、アウトLOOKぐらいですね。プロフェッショナルは、これにパブリッシャーとかアクセスとか、いろんなものが入ってきます。その中の、特にこういう太宰府市ぐらいの規模ですと、アクセスなんか役に立つんですね。いわゆるリレーショナルデータベースのアプリケーションですけど、これなんかは、だからこう聞いてみると、入っていると入ってないところがありますよね、当然だと思います。必要ない人、要するに使わない人、使い切らない人、あるいは必要がない人のところにそんなもんあって、その分の金払ったらもったいないですから。そういうところをきちんとしてるのかどうか。といいますのも、異動がありますね。異動したら、人間は異動しても、パソコンの中のデータは動かせるけどシステムというのは、先ほど集中管理の話ありましたけど、そう簡単じゃないですね。じゃね、そんなふうなところ、もうきちんと職員のニーズに合ったことをされてあるのかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） MSオフィスのアプリケーションソフトについては今ご指摘のとおり、アウトLOOK、それからワード、エクセルがバンドルされたOEMの分を使っております。あとパワーポイントとかデータベースソフトのアクセスとかというものにつきましてはライセンスがある分で行っております。

その利用につきましては地域振興課の方で利用内容、使用の目的等をヒアリングしまして、必要などについては毎年度ソフトの導入の申請を所管から出していただきまして、その適否を判断しながら予算措置をしてインストールをしております。

今ご指摘のように、ソフトは入れたけどもその活用状況がどうなのかということについても管理をしながら運用を適正に図っていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。

実は我々会派新風で今度四国の方へ行政視察に行つてまいりまして、新居浜市ですね、の方に行きまして、いろいろいろんなことを勉強させていただいたんですが、その中で、これ職員がつくっておるんですね。基本計画の入力法、太宰府市も基本計画つくりますね。それをずっと、恐らく文書とかファイルをばっとかき集めていろいろ整理してつくられてると思いますけど、それを、一発っていわけにやいかんでしょうけど、これアクセス使ってますね。これ詳しい職員の方あって、非常に精緻な内容をつくられてます。こんなことも、私太宰府市の詳し

い職員さんはできると思う、十分な時間と権限を与えてやれば。こんなことも一考をお願いします。

また、その次の小・中学校の生徒のIT学習についてですが、結局、これ前々からこんなこと言っただけですが、いつだったかな、去年の予算委員会だったか、パターンのインストールで400万円くらい計上されてあったんですよね。確かそんな記憶がある。400万円ですよ。恐らくはアプリケーションの土台の更新とパターンファイル等のメンテナンスだと思っただけですが、いずれにしてもすごい金額だなと思います、理屈抜きに。それはなぜ必要かという、要するにオンラインだからですよ。要するに、私なんかは思っただけですが、自動車学校と一緒に、子どもに車の運転を教える、いいでしょう、今は必要と言っただけならそりゃ教えるでもいいかもしれんけど、教えるのだったら、自動車学校みたいな構内でしょ、赤信号はとまりなさい、人は撥ねないようにしなさいとか。よしおまえちょっともうなつたけえ外へ行ってこいって、そういうことはしないと。要するに周りがやってるから、今はやりっていうか、必要って、本当に必要かというたら、一体何が必要か。また周りがどれくらい、いわゆる大人っていいですか、我々含めた、がどこまでインターネットとかこういうIT関連というの理解しているかっていうと大変疑問です。まず、何ですかね、こんな箱があって、まずコンピューターが何で動くんだよっていう、そういう基本をやることだと思っただけですね。文部科学省がそういうふうなものをつくるから絶対やらにゃいかんのかと思っただけですね。もし私が学校の先生だったら、全部、もう今こんぐらいのCD1つで4ギガぐらいは入るんですよね。そこにたくさんいろんなサイトを落として、ただサーバの関係で一部使えない機能は出てきますけど、それを幾らでも見ると。ウイルスソフトも何も要らないんですよ、こっぴげたらまた入れちゃあたいて、そんなことができるわけですよ。そういう工夫をした、そしてみんながそれに工夫してかかわったIT教育なんていうのをやった方が、よっぽどいいんじゃないかと思っただけです。経費は物すごい削減ができると思っただけです。LANも要りません。職員室だけでやればいいと思っただけですよ。

そんなことを思っただけですけども、もう一つの文化ふれあい館とかいきいき情報センター、先ほどのセキュリティー、ゲートウェイなんかをしてあるのかなと思ったりもします。あるいはインターネットのスーパーバイザーパスワードとか、そういったことを工夫されてあるのかもしれないけど、さっきご答弁にあったように、あんなもんにでもなります、ちょっと詳しく聞いたら。

私は、私も男って言ったらまたいかんけど、そんなもん見ちゃいかんとは言いません。私もアダルトサイトは研究のために見たことがありますけど、問題はそういう中学生とかがそういう公衆、少しは恥ずかしそうにしていますけど、公衆の中で見て恥ずかしくない、その神経がいけないんですよ。問題はそこなんです。子どもがもう夏は涼しい、冬は暖かいところでゲームをわあわあやって、外で遊ばないのがいけないんですよ。何で、いいじゃないかって。恥ずかしさとか怖さ、ジェンダーフリーと一緒にですよ。何でもかんでもごっちゃにしちゃみたいなの、

これ置いとって、そういう何か開き直ったようなところがあると思う。行政がこれに加担しちゃいかんと思って、ちょっと取り上げました。この件はそういうことで承知しました。

最後はホームページの件ですけども、専用ということで、ただ専用で108ギガ、こんなもんかなという感じですが、値段もかなり妥当だと思います。私は以前県の出先関係に勤務してりまして、ホームページつくったりしとったんですが、そのときこれの料金表ですね、見て、ああやっぱり結構高いけどこんなもんだろうなって、話聞いたら何とそれは1か月やったんだよね。私1年間と思ってびっくりした。何でこんなに高いとやと言って、結構もめにもめたことがあります、そこと。どういうことかという、一言で言うと、もうこれはばらばらになるものをばらばらになりませんで言うんですよ。もういやこれは要らん、おれこれとこれは欲しいけど、これは要らんっていうの、もう定食で食べてくださいって。残してもいいからお金だけは払ってくださいと、そういうことを言ってるんですよ。だから、そのシステムぐらい私でも十分わかりましたから、あんた何言ようとね、これ要らんっていうの何で払わないかんのやて。それと、実勢価格ですね。どう考えたってあんたびっくりするような値段じゃないですかと。そういうことをやっぱり言いましょうや。僕は言うべきだと思います。1円でも下げた方がいいと思う。

問題は108ギガのうち、さっき使用してるサイズは800×600だ、これモニターの解像度のことですね、多分。それじゃなくて、さっきお聞きしたのは、サーバのホームページを置いてる、使ってる領域がどれぐらいかって、それ聞いたんですよ。お願いします。

大体でいいですよ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） Webサーバの利用率。

（6番門田直樹議員「そうそうそうそう」と呼ぶ）

60ギガのうち1.134GBを使用してるということで、約1.89%です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 前回聞いたときと余り変わってませんですね。簡単に言うと60のうち1.9、2ということで、ほんの何%ですね。つまり言うてみたら、もう丸々あいてるところですね。この丸々あいてるところに、例規集が載るといって大変結構だと思います。ついでに、ついでというたら失礼ですけど、予算書や決算書も載せていただきたい。このボリュームですね、キャパシティーとしてはもう幾ら載せても十分に載せられます。

もう一つは、これらを乗せるときに恐らくPDFあたりを使われると思いますけれども、先ほど言いましたPDFっていうのは、既に皆さんいろんな決算書にしる予算書にしる、すべてをつくられるときに電子化してると思います。そこからすぐに、すぐについていったら、人間が操作はしないかんですけども、システムつくれば簡単にできます。それをただ載せてもらえばいい。ただしこれはいついつの時点ですよということですね。もしそれがあつたら、私もこれ一生懸命、朝早う起きてこれずっと打ち込んだんですけど、こんなのもぱっと、何々関連

だったら、例えば委託料だったらこれがぱっと集計して分類して、そういうふうな精緻ないろんな分析とかが可能になります。ぜひそれをやらせてください。

いろいろくどくど申しましたが、市長に最後このIT関連の予算の削減について統括的なお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） IT問題に関していろいろ専門的用語を使われましてのご質問でございますけれども、ご承知のように、現在電子自治体に向けた取り組みをやっておるわけでございまして、そのためには行政事務の効率化とか、あるいは住民サービスの向上とか、いろいろございます。今後ともIT化を推進する必要はあると思っております。したがって、ただいまいろいろご指摘の点につきましても十分勉強しながら、費用対効果を勘案しながら、最少の経費で最大の効率上がるように努めてまいりたいと思っております。

それと同時に、まず専門的な問題につきましては、県がつくっておりますふくおか電子自治体共同運営協議会、その中におきましてもソフトの面を含め、また今後の運営化につきましても十分連携を取りながら専門性を進化させていきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。

先ほど第1弾と言いましたが、今度9月、今度は6月は男女共同に関して重大な議題があると聞いておりますので、9月に再度またこのことをやりたいと思っております。

最後になりますが、私としましては専門家のアドバイザーを中心に若手数名でチームを組んでこれらの問題に対処するのが一番よろしかろうと思ひまして、これを提言しまして質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の個人質問は終わりました。

これをもちまして各議員の個人質問は終了しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の本会議は3月24日午前10時から再開します。

散会 午後4時09分

~~~~~

1 議事日程(5日目)

〔平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会〕

平成17年3月24日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第3号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第3 議案第12号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第13号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第14号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第15号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第16号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第17号 太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第18号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第10 議案第19号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第11 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について(各常任委員会)
- 日程第13 議案第22号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第23号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第15 議案第24号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第16 議案第25号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について(建設

経済常任委員会)

- 日程第17 議案第26号 平成17年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第18 議案第27号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第19 議案第28号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第20 議案第29号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第21 議案第30号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第22 議案第31号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第23 議案第32号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第24 議案第33号 平成17年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第25 議案第34号 平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第26 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第27 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第28 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第29 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第30 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第31 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第32 議員の派遣について
- 日程第33 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |

19番 武藤哲志 議員

20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第3号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 皆さん、おはようございます。

3月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第3号「市道路線の認定について」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い、慎重に審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、「川原・正尻線」、「川原2号線」、「川原3号線」の3路線であり、昨年12月議会で市道路線として認定した「正尻・川久保線」への取り付け道路として整備するために、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により市議会の議決が求められたものです。

審査において各委員からこの3路線の必要性について質疑があり、御笠川の河川改修、区画整理事業、将来的な市街化区域への編入など、この地域の全体的なことを考えた場合、幹線的な道路が必要であること、また道路構造や取り付けなど技術的な要素からこの3路線を整備するとのことでした。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第3号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第2 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第2、議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番(福廣和美議員) 3月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の条例制定は、太宰府市が筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の平成17年度、平成18年度の事務担当市となることに伴い特別会計を設置するもので、このことにより平成17・18年度の当特別会計の予算、決算は太宰府市議会で審査することになるとのことです。

質疑を終わり、討論はなく、議案第11号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました

以上、報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分

~~~~~

日程第3から日程第8まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第3、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第8、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第8までを一括議題とします。

日程第3から日程第8は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 3月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」までは、3月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、市長の提案理由説明でもありましたように、国に準じて昇給停止年齢56歳を55歳に引き下げるもので、経過措置として平成17年4月1日現在で50歳を超えている職員の昇給については従来どおりとするものです。

補足説明で、この昇給停止に伴う賃金の抑制効果は、1年平均9名が対象とのことで試算した場合、10年後には1年間でおよそ470万円の減額になることを確認しました。

本議案に対する委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、太宰府市特別職の職員に筑紫地区介護認定審査会委員を加え、会長、合議体の長、委員の報酬及び費用弁償を定めること、及び市内に居住されている非常勤の特別職の職員に支給する費用弁償額を2,200円から1,600円に改定する案です。

委員から筑紫地区介護認定審査会委員の報酬及び費用弁償が自治体によって異なることはないかとの質疑があり、報酬額については会長及び合議体の長は1万1,400円、委員は9,400円で費用弁償額については4市1町の委員すべてが1,600円であることを確認しました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、議員に支給する費用弁償額を2,600円から2,000円に改定するものです。

この議案については、議員協議会で協議が調っていましたことから、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、北谷運動公園の野球場の使用料と照明使用料を平成17年7月1日から改正する内容です。

質疑において、今回の値上げに伴い、9か月間で20万円ほどの増額になることを確認しております。

関連する問題ということで、委員から公共施設の使用料の減免は継続されるのかとの質疑がありました。休憩をとり、委員で協議を行い、この減免問題については今後協議を行っていくことでまとめましたので、本議案の審査の中で、この減免問題は切り離して考えることとして審査を再開いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」報告します。

平成17年度当初予算では、水辺公園の委託料として8,443万円支出するのに対し、収入は2,400万円となっており、受益者負担を踏まえて改正させていただきたいと補足説明がありました。

質疑において、今回の値上げに伴い、7月からの9か月間で160万円ほどの増額になることを確認いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第16号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例の一部が改正されたため、条例における引用法令の条文の整理を行うために条例を改正することです。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第12号から議案第17号までの報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第12号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第13号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第14号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第15号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第16号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第17号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 通告をしてたと思うんですが、委員会で各委員から熱心に審査をいただいたんですが、この議案書の33ページにありまして、この内容っていうのは大変な大きな問題を抱えております。現在、この条例についてですが、経過措置として平成17年4月1日から基準日ということで、基準日において50歳を超えている職員の昇給については、従前の例によるところになりますが、49歳以下の人っていうのはこの太宰府市の職員のはっきり言って200名近くに及ぶわけですね。この方は一切こういう状況の中で給与の引き下げっていうか、5年間

についてこの部分でありますこの特例的な問題で56歳を55歳にするというのはわかりませんが、今度はこの下の方にあります50歳という方は49歳の方がずっと大変な給与カットになることがこの中に含まれております。この不況の中で公務員給与を年々次から次に引き下げの中で、この昇給がこういう状況になるっていうのは太宰府市の職員として、日夜一生懸命頑張っていたらいる職員に対する大変な痛みを押しつけることになりまして、ここの中のほんの一部についてはですね、こういう状況がもしもかもしれませんが、全体的職員には大変な給与の引き下げになるということが含まれておりまして、こういう言い方で申しわけございませんが、ここにおられる50歳以上の人は経過措置で、ある一定の保障がぴしっとされるんですが、それ以下の方は給与の昇給停止になってみたり、将来の退職金、年金にも大変な大きな影響を受けるということがこの中でわかりましたので、私としてはこの議案第12号については賛成はできません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時17分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第13号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第14号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第15号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第15号については反対の立場から討論をいたします。

内容は、北谷運動公園野球場の使用料を市内の利用者については500円、市外の利用者は1,000円だったものをそれぞれ倍に値上げをするというものです。福岡都市圏のスポーツ施設を広域利用できるようにするために、近隣市町との金額格差があっては不都合だというのが値上げの理由とされておりますが、確かに広域で施設を利用できるということは市民にとって一つのメリットであるかもしれませんが、確かに公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的をもって設置されているものです。その地域に住む住民が利用しやすい施設にしていくことを第一の目的として考えるのが設置者である自治体の役目であるはずで、市の財政難も相まっての値上げでしょうけれども、市民の健康福祉増進の場である、そしてまたコミュニケーションを図る場である公共施設の使用料を引き上げることについては認められません。

以上で反対討論を終わります。

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時20分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第16号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) この議案の内容は、プールの使用料を大人で20円、幼児から小・中・高校生までを10円値上げし、超過分についても10円ないし、5円引き上げるというものです。金額が小額とはいえ、値上げには変わりありません。先ほどの議案第15号で討論した内容と同

じ理由により議案第16号についても反対をいたします。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分

~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第9、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第10、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9及び日程第10を一括議題とします。

日程第9及び日程第10は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び

議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の改正は、太宰府館使用料の一部見直しであり、その内容は冷暖房料金を各部屋の使用料に含めること、3階まほろばホール控室の料金区分の追加、それから複数日にわたって使用する場合の1日当たりの使用料基準時間の変更、館の開館後無料としていた物品や新たに購入した物品などについて料金区分を設けることです。

審査において、当初の料金設定について執行部に説明を求め、近隣の状況や公民館などの使用料を参考に算定していたことを確認しました。

なお、10月の開館後、本年1月までの利用者件数などの状況についても資料をもとに報告を受けましたが、これまで主に近隣の方の利用が多いとのことですので、太宰府館の観光客利用促進のための方策を早期に検討していただきますよう要請しておきます。

本議案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第18号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の改正は、不動産登記法が平成17年3月7日に施行されたことに伴い、条例の施行規程第17条の「土地登記簿」の字句を「登記簿」に改めるものですが、住民の利害関係に直接関係ないため、施行日を3月7日に遡及し、改正したいとのこと。

審査の結果、本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第18号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

~~~~~

日程第11 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第11、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の条例改正は、通院に関する乳幼児医療費の支給対象年齢を3歳未満から1歳引き上げて4歳未満までとするものです。

委員より今回の改正により増加する対象者の人数を尋ねたところ、650人ということであり、この部分の予算については、平成17年7月1日施行予定ということで、平成17年度予算の

中の乳幼児拡充分医療費として835万5,000円が計上されているということです。しかし、実質的には2か月後の9月分からの支払いになるため、この数字は7か月分ということであり、1年分に換算すると1,430万円の試算になるとのことです。

質疑を終わり、討論はなく、議案第20号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分

~~~~~

日程第12 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月3日の本会議において、各委員会に分割付託されました議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）」の総務文教常任委員会所管分については、3月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、公債償還元金が5,656万7,000円増額補正されてお

ります。これは平成13年度事業で行った地域イントラネット整備事業の貸付金の償還を国の補正予算で繰上償還が行われるようになったため8,485万円を一括で償還するとのことです。

次に、公債償還利子5,774万1,000円の減額は、予定していた事業が繰り越しとなり、翌年度借り入れに変更することや利子の利率変更に伴うものです。

他の多くは、工事内容の変更、入札減、執行残などが生じたため、不用額等の減額補正を行ったとのことです。

続きまして、歳入の主なものといたしましては、景気低迷による法人市民税の減額、歴史と文化の環境税については、平成16年1月から3月まで関係者との間に混乱が生じていたために税収見込みが変更になり減額、逆に固定資産税、軽自動車税、市たばこ税については増額ということで市税が補正されております。

地方交付税につきましては、国の補正予算により、平成16年度の普通交付税として減額されていたものが、全額回復したということで増額になっております。

他の補正部分につきましては、歳出の補正に伴う調整となっております。

本議案の当委員会所管分に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第21号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正は、歳出において、土地開発公社で所有している地区道路整備事業用地の買い戻し、奥園水路溢水対策のための雨水排水路整備、保留地処分金精算に伴う佐野土地区画整理事業基金積立金、災害復旧費などが追加され、各事業費の確定に伴い、執行残、入札減、不用額が生じ、減額されております。

歳入において、歳出財源としての補助金、繰入金、市債がそれぞれ追加変更されております。

また、第2表の繰越明許費では、観光宣伝印刷物作成業務、道路改良や整備事業などの追加13件と変更1件、事業費確定に伴う地方債の追加と変更が補正されております。

審査において、各款各項の説明を詳細に受け、その都度不明な部分について回答を求めましたが、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第21号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月3日の本会議において、3常任委員会に分割審査付託されました議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、給付対象者が見込みより少なかったことによる児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費の減、6,512万3,000円。15世帯の死亡廃止に伴う生活保護費の減、7,450万円。老人医療費の増額補正に伴う老人保健特別会計への繰出金の増、2,226万5,000円などが補正されており、歳入については主にそれに伴う補正になっております。

委員より、生活保護費に関連して、生活保護相談の現在の状況を尋ねたところ、相談件数は例年以上に増加しており、現在の3人のケースワーカーの体制では、1人80世帯までが限度であるという国、県の指導のぎりぎりの状況で行っているとの回答があり、新たな相談や申請を忙しいとの理由で断ることのないよう人員増も含めて検討するように要望いたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第21号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分

~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

議長 (村山弘行議員) お諮りします。

日程第13、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」及び日程第14、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算 (第2号) について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

日程第13及び日程第14は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番 (福廣和美議員) 3月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算 (第2号) について」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」は、歳入歳出それぞれ210万円の増額補正がなされており、その内容は主に療養費の不足が見込まれるための補正となっております。

本議案に対する質疑はなく、また討論もなく、議案第22号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算 (第2号) について」は、歳入歳出それぞれ2億9,481万8,000円の増額補正がなされており、内容は主に入院に係る医療費の増となっております。

委員より医療費の伸びの具体的な理由を尋ねたところ、老人医療対象者の平均年齢も上がり、平成15年度と平成16年度の前半9か月間の比較をすると入院で629件増加しており、入院

1件に係る費用単価も上がっていることが考えられるとの回答を得ました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第23号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第22号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第23号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第15、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第16、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」につきましては、3月8日委員全員の出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、収益的収入において、給水水量が伸びたことに伴う増額、支出では、事業費確定に伴う入札減、執行残などによる減額です。

資本的収入において、区画整理事業や下水道工事に伴う布設替工事の入札減などによる工事負担金の減額や水道加入者の増加に伴う加入者負担金の増額、支出では、平成14年度から施工している大佐野浄水場施設改良工事や配水管新設工事の事業費確定に伴う入札減及び不用額分の減額です。

審査に当たり、予算書3ページからの実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題がなく、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第24号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、収益的収入において、水道事業の給水水量と同様、水量が伸びたことに伴う下水道料金の増額、支出では下水道水量が増えたことに伴う流域下水道維持管理負担金の増額、陣ノ尾雨水幹線16-1工区工事に伴う資産減耗費の増額、その他各事業費確定に伴う入札減、執行残などによる減額です。

資本的収入において、事業費確定に伴う建設企業債の減額、国庫補助金額の確定による増額、受益者負担金や下水道加入負担金の増額、支出では決算見込みや事業費確定に伴う執行残、入札減による減額です。

また、公共下水道事業債、流域下水道事業債の限度額についてそれぞれ減額されております。

審査に当たり、議案第24号と同様、予算書4ページからの実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題がなく、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第25号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第24号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分

~~~~~

日程第17から日程第25まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第17、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」から日程第25、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第25までを一括議題とします。

日程第17から日程第25までは予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」から議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」は、3月1日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を受け、3月16日、17日、18日の3日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部課長出席のもと、具体的な審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査に当たりましては、平成17年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料をもとに、質問形式により本年度の施策に対してできるだけ明らかになるよう審査をいたしました。審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出いただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

初めに、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」報告します。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業につきましては市長の提案理由説明、また予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに委員会においては各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。審査の中での問題点、また委員から出されました指摘、意見、要望につきましては委員会の最後にご了承いただきましたように、後日議事録が配付されますのでご参照いただきたいと思います。本市の財政は、危機的状況にあります。それを理由に負担の転嫁や市民サービスをおろそかにすることなく、一日も早く財政立て直しを

されるよう強く要望いたしておきます。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」から、議案第28号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第29号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第30号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」、議案第31号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」及び議案第32号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」までを一括して報告申し上げます。

以上、6件の特別会計予算については、款項目ごとに審査を行いました。筑紫地区での組織として、筑紫地区介護認定審査会が平成17年度と平成18年度の2か年間本市が担当市となることからその事業会計にかかわる特別会計が設けられ、その会計につきましてもあわせて審査いたしました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第27号から議案第32号までにつきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても款項目ごとに慎重に審査を行いました。

なお、審査の詳細については同様に予算特別委員会の審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、委員全員一致で議案第33号及び議案第34号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第26号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第31号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

まず、原案に反対の討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 平成17年度の一般会計予算については、地方財政を圧迫する三位一体改革の影響、長引く不況による景気の低迷などで、予算編成にも大変なご苦労があったと思いますが、全体として歳入歳出ともに市民に負担となるような内容も含まれていることから、一般会計予算については反対の立場で討論をいたします。

歳入においては、地方交付税と臨時財政対策債合わせた額を平成15年度と比較をしますと7億7,140万円の減となっており、依然として財政調整基金を取り崩しての対応を余儀なくされています。市税の状況を見ますと、個人市民税は5,331万円の増となっていますが、これは住民税均等割の見直しによる増で、市民の経済状況が豊かになったわけではなく、法人市民税は3,753万円の減と引き続き不況を反映した税収となっています。2005年からは、所得税、住民税の定率減税の半減を皮切りに、本格的な増税路線が引かれており、その影響ははかり知れません。政府の増税路線により市民の暮らしへの悪影響が危惧をされる中、歳出では市の財政危機を理由にした住民サービスの切り捨てが盛り込まれています。生活保護世帯への見舞金の廃止、在宅老人対策では、介護用品、紙おむつ支給対象減や給食サービスの減、体育文化施設の使用料の値上げ、施設減免規程の見直しなど、市民にも一定の我慢をお願いしなければならないと、財政悪化のツケを市民にも負わせようとしておりますが、市民の生活が大変なときにこそ、地方自治法で住民のための施策を行うべきであるものを、逆に負担増を押しつけるというのは認められません。そうする前にまず市長自らが身を切っても市民に理解を得ようといった姿勢を見せていただきたいし、私はそうすべきだというふうに思います。

そして、庁内で努力することとして、臨時嘱託職員の削減や職員の時間外手当の削減などが上げられておりますが、これは職員に過重労働を負わせることにつながります。健康破壊、士気の低下などを招き、結果として行政サービスの低下に連動しないかという心配がありますので、住民サービスを低下させない意識を持って人員配置、定員増を行ってください。

それから、もう一つの矛盾は財政厳しいと言いながら同和対策事業については特に大きな見直しもなく継続されていることです。市民に対して公平性、受益者負担を言われるのならまず、同和対策事業を抜本的に見直すべきだと考えます。平成17年度の新規施策として、乳幼児医療費の年齢の引き上げ、病後児保育などの子育て支援の充実、母子家庭支援事業など市民から要望の高かった施策が実施されるなど評価できる点多々ありますが、さきに述べましたように賛成できない点が含まれておりますので、反対を表明して討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 公共施設利用料減免措置の廃止に関しまして、執行部のお考えでは、7月1日を改め、10月1日からにするとのお考えですが、本来市民活動を奨励、支援するべき立場の市が一方的な理由を主張し、社会教育団体へ新たな負担を強いようとしていることは残念でなりません。延期はとりあえずいいとしましても、減免措置の廃止そのものには反対であるということをお断りいたしまして、賛成の討論とします。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に反対の討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変、予算特別委員会では委員の皆さんから長時間にわたりまして審査をいただきました。しかし、予算特別委員長をしておりましたので、討論ができませんでしたので、ここで討論をさせていただきたいと思っております。

また、我が党の山路議員の方から具体的に討論をされておりますが、それと同じであります。ただ、昨日参議院で可決いたしましたこの内容というのは住民税控除をはじめ、三位一体改革による国庫補助、負担金の縮小、廃止、これが地方自治体に押しつけられてくる。一方、国の財政を見ますと大型公共事業をはじめ、大企業に対する減税だけは温存をして、一市民と言われる年金者に対する大変な負担増だとか、今後専業主婦に対しても、それから様々な形で負担増が出てくるわけでありまして。

それから、先ほども山路議員の討論がございましたが、庁内で努力するもの、それから市民が負担するものという内容というのはより一層これが実施されることによって、不況、そういう雇用が狭められるという問題がありますし、市民の負担というのは大変なものです。それから、今後職員の負担が一番大きな問題になるんじゃないかと、以前も質問したことはありますが、この退職者が年々増加していく中で、財政が厳しいからといって職員の不補充という問題が出てますが、管理職が多くなったり、逆に職員採用が出てこなくて、臨時、嘱託、職務権限のない職員が増えることによって、より一層行政としての問題もあるんじゃないかと、同じ財政規模でも職員総数が委託、嘱託、こういうものが太宰府以上に少なく、職員が多い自治体もありますし、こういう厳しい中で病院経営もやっているところもありますが、太宰府市については今後の財政問題では市民に負担させないためには、どうしたらいいのかというこの財政問題についても将来の10年、20年先まで含めた徹底した検討委員会もつくる必要がありま

す。

それから、昨日も市長、助役、収入役、教育長、それから部長含めてですが、先ほども山路議員も反対討論しておりましたが、管理職が運動団体から2時間以上にわたりまして、様々な要求を、以前要求されたことについて交渉を受けており、もう法律はなくなりました。太宰府で使ったお金というのは本当にもう大変な額です。もうある一定けじめもつけなきゃいけないんですが、施政方針の中にも、そして予算の中にも本当に不公平な同和行政がまかり通ってることも明らかになっておりますし、聖域化しているところに問題があります。そういう状況もありまして、予算の中では市民にとって必要な内容も大変含まれております。そのことはよくわかります。ただし、問題点もありますので、この予算については賛成できない態度表明を明らかにしておきたいと思えます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は、平成17年度太宰府市一般会計予算につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

国の三位一体の改革により平成16年度に引き続き、平成17年度も本市の地方交付税の減額がなされる状況の中で、それを補う市税等の伸びもなく極めて厳しい財政状況になっております。執行部におかれましては、予算編成に当たり、歳入の不足、一方市民ニーズにどうこたえるか、大変な苦慮をされております。予算で、庁内の自助努力として3億4,858万7,000円を目標に、滞納税の徴収強化及び歳出削減努力をすると計上されております。担当の職員の皆さん方には大変なご苦勞があるわけですが、この厳しい状況を乗り越えるためにぜひとも頑張ってくださいようお願いします。

また、福祉でまちづくり推進プロジェクトで新規に母子家庭、乳幼児支援事業が5項目、厳しい財政の中で前向きに配慮されまして取り組まれますことに感謝を申し上げます。平成17年度の予算審議におきましては、大変厳しい財政状況、さらに市民の皆様にもご負担をお願いせねばならないことなどもあり、長時間にわたり審査をいたしました。この厳しさは今後も続くと思われまます。執行部におかれましても数年度にわたる財政運営計画の策定を市長も述べられてありますように実施されまして、早期の財政健全化をなし遂げられますようお願いしまして、賛成討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私も平成17年度の予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

先般、議員全員による予算特別委員会におきまして、長時間にわたり、慎重に審査いたしました。その結果、太宰府においては三位一体改革の導入によって、地方交付税の大幅な削減に

より非常に財政が困窮している中で、執行部の皆さん方、日夜努力をされまして、この予算を編成されました。今後、太宰府市の発展のために、看護学校跡地の払い下げの問題、高雄地区まほろば号開設に伴う道路の新設、災害復旧工事等、最重点課題といたしまして取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

私たち、議会といたしましてもこの予算に対し、理解を示し、今後太宰府市が財政的にどうなるか、真剣に考えていただきまして、1年間のこの予算に準じて執行していただきますようお願いを申し上げまして討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時11分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時12分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時12分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第31号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分

議長（村山弘行議員） ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~

再開 午前11時30分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第26 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第26、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 昨年の3月定例会において当委員会に審査付託され、それ以来継続審査となっておりました請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」につきましては、3月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

この請願につきましては、総務文教常任委員会協議会で再度継続審査とすべきとの意見が出されておりましたことから、私から継続審査とすることを提案いたしました。

委員から異議がなかったので、本請願を継続審査とすることについて採決を行いました。

その結果、請願第4号につきましては、委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時32分

~~~~~

日程第27 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第27、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 平成16年12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

委員より、現在様々なグループで任意の勉強会が行われており、結論を出すのはそれらの状況を見守ってからではどうかとの意見が出され、本請願は継続審査することで採決を行いました。

その結果、大多数賛成で、請願第11号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第11号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午前11時34分

~~~~~

日程第28と日程第29を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第28、意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』及び日程第29、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28及び日程第29を一括議題とします。

日程第28及び日程第29は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託され継続審査とされておりました意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』及び意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』を報告いたします。

本意見書の審査に当たりまして、委員から意見を伺ったところ、12月の委員会同様、もう少し内容について確認したいという意見がありましたが、大手企業が農業参入することになると兼業農家の経営状況が大変厳しくなると考えられ、基本計画において、現在の農業経営を保つことが本意見書の趣旨でもあるため、国会でも審議されている今、本意見書を提出してはどうかとの意見がありました。

協議を終わり、本意見書に対する討論はなく、採決した結果、委員全員一致で意見書第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を報告いたします。

本意見書の審査に当たりまして、委員から意見を伺ったところ、WTO（世界貿易機構）では、特に2国間の関税の税率が引き下げられることにより、外国の野菜などの生産物が大量に日本に輸入された場合、国内生鮮食品の流通に影響が出てくることが考えられる。そのため、意見書第8号と同様、営農者保護の観点から本意見書を提出してはどうかとの意見が出されました。

協議を終わり、本意見書に対する討論はなく、採決した結果、委員全員一致で意見書第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

意見書第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、意見書第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時39分

議長(村山弘行議員) 次に、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時39分

~~~~~

日程第30と日程第31を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第30、「太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について」及び日程第31、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第30及び日程第31を一括議題とします。

日程第30及び日程第31は各特別委員会に付託しておりましたので、各委員長の間接調査報告を求めます。

まず、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の間接調査報告を求めます。

太宰府市まちづくり総合問題特別委員長 安部啓治議員。

[10番 安部啓治議員 登壇]

10番(安部啓治議員) それでは、平成16年度の太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の調査研究の概要につき中間報告をいたします。

本委員会は、平成16年7月26日、同9月6日、平成17年3月3日の計3回開催し、平成16年11月1日から2日に行政視察を行いました。

調査内容については、昨年に引き続き、仮称「JR太宰府駅」建設及び福岡県立看護学校跡地周辺の開発整備構想について、九州国立博物館及び太宰府館周辺のまちづくりについて、高雄地区のまちづくりについてなどです。

それでは、委員会での主な内容について、各調査内容に沿って報告いたします。

仮称「JR太宰府駅」は、昨年12月定例会の一般質問の執行部からの答弁で、財政状況から本年10月の国立博物館開館までの開設は困難であるということでしたが、その後の駅開設に向けての具体的な状況について確認したところ、基本構想を策定したので、これをもとにJRとの調整に入っていきたいとの回答がありました。具体的な開設時期についての回答はありませんが、今後は策定された基本構想に基づき基本設計・実施計画が策定されることになると考えられますので、財政計画、駅周辺整備、そして最終的なJRとの費用負担等の問題を委員会でも引き続き調査研究したいと考えております。

そのほか、仮称「JR太宰府駅」に関連する委員からの意見として、今後用地協議等事務量が増えることも考えられるが、JR駅建設準備室等設置の考えについて伺ったところ、大きなまちづくりの中で、駅を設置することになるとそれなりの人員確保が必要だろうとの回答でした。

福岡県立看護専門学校跡地についてですが、本市が払い下げを希望する面積は約1万600㎡であり、内部協議において、土地の利用方法や視聴覚棟と研修棟を残すことなどを決定し、昨年8月に福岡県に対して正式要望されております。委員から用地取得金額について尋ねたところ、近隣地価格から勘案すると5億円から6億円であるが、福岡県の財産管理処分に関する条例で定められている減額規定の適用など、できるだけ安価で取得できるよう、今後福岡県と協議していくとの報告を受けております。また、残す建物の利用方法としては、視聴覚棟を社会福祉施設として、研修棟は災害防災棟として使用していきたいとのことでした。

高雄公園整備計画については、梅林アスレチック運動公園及び春日市の白水大池公園の施設

や利用状況を現地調査してまいりました。財政計画については、測量調査費を含め、全体で約7.7億円との説明がありました。この問題については、もっと地元利用者の意見を取り入れ、検討してもらいたいとの意見に対して、平成17年末から平成18年にかけて、近隣行政区へ説明に回りたいとのことです。

九州国立博物館及び太宰府館周辺のまちづくりについては、国立博物館周辺の駐車場計画、アクセスについての質問や意見があり、特に大型バスの駐車場が東側駐車場の8台分だけでは足りないのではないか、西鉄太宰府駅ホーム先端の線路横にある、西鉄所有地約1,400㎡をバス専用駐車場として整備してもらえよう協議できないかとの意見があり、内部検討することです。いずれにしても今後の渋滞緩和策を進める研究が必要であります。

昨年10月に開館した太宰府館については、その後の運営状況について報告を受けました。2月までの利用は総計でおおむね608件、人数は8万1,890人であったとのことです。周辺商店街や太宰府天満宮とのイベント協力も次第に形成されつつあるようですが、委員よりよそからの来館者の実態を把握するよう、また観光客の増大のためには観光案内所を太宰府館に移転することも考えるべきではないかとの意見もあっています。

これらまちづくりを進めるための財源を確保するために、まちづくり交付金等、国、県の補助金や自治体債の発行について、今後委員会でも調査研究をしていく必要があるのではないかという意見も出されております。

行政視察につきましては、北九州市のJR九州北部九州地域本社を訪ね、JR鹿児島本線の折尾と黒崎間に新設された陣原駅を現地視察し、「JR太宰府駅」の考えについての意見交換を行いました。また、岡山市の仮称「JR北長瀬駅」設置及び周辺整備についてや姫路市の観光案内施設、姫路観光ナビポートについて等々を現地調査してまいりましたが、詳細につきましては報告書をご覧くださいと思います。

以上、簡単ですが報告といたします。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

次に、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告を行います。太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会では、平成15年9月19日に特別委員会を設置されて以降、中学校給食導入、地域福祉、子育て支援などについて調査を行ってまいりました。調査を行う中で、特に中学校給食導入は太宰府市の喫緊の課題であるということで、平成16年3月議会において、市民のニーズを把握するための市民アンケート調査の実施を求める

旨の中間報告を行ったところでございます。

昨年3月の中間報告以降、数回にわたり委員会を開催し、教育委員会に対し、市民アンケート調査実施に向け協議を重ね、昨年の11月にアンケートが実施され、今年の2月に集計結果が出されました。

その内容を簡単にご報告申し上げますと、対象者は小学校5、6年生の児童1,185人、その保護者1,185人、中学校1、2年生の生徒1,100人、その保護者1,100人、中学校教師115人、一般市民2,000人の計6,685人にアンケート調査書を配布し、有効回収率は4,821名で回収率は72.1%となっております。

給食導入の希望状況は、小学生、中学生の保護者及び市民の約8割、小・中学生の生徒約5割が実施を希望している一方、教師の約3割と実施希望率が低くなっております。

給食実施希望者の意見としては、対象者によって格差は見られますが、児童・生徒の主な意見が「弁当をつくる人の負担を軽くできる」や「栄養のバランスがよい」など、共働き世帯の増加に伴い、弁当をつくる側の負担を考える子どもの気遣いが感じられます。

保護者では、「栄養のバランスがよい」という意見が8割以上を占め、経済的な観点から賛成する方もいました。

教師の意見としては、「給食は成長期の子どもにとって大切である」と答えた人が約7割いました。

また、実施を希望しないの人の意見として、児童・生徒では「弁当の方がおいしい」という意見が多く、その保護者や市民では「弁当をつくることで親子の交流ができる」という意見が多く見られました。

さらに、実施方法については、児童・生徒、教師では選択方式が完全給食方式を若干上回っておりますが、保護者においては完全給食方式を望む声が多くなっております。

これらのアンケート調査結果の詳細については、議員の皆様方には既にダイジェスト版が配付されておりますので、そちらをご覧くださいませようお願い申し上げます。

当委員会では、3月3日に特別委員会を開催し、これらのアンケート調査結果について担当部局より、説明を受け、協議を行いました。その結果、本市において中学校給食の導入は広く市民から望まれていますが、その実施方法については、生徒、教師、保護者においても意見が分かれるところであり、当委員会としては全会一致で弁当持参か給食かのいずれかを選択できる選択方式による給食を導入すべきであるという判断に至りました。

この背景としては、給食導入に関しては、アンケート調査結果により給食を希望する数が圧倒的に多いことは明白であります。その方法としては、子どもの体質の問題、弁当持参を希望する保護者もいるなど様々な意見があり、それぞれのニーズに即したものにするためには、選択方式が最も望ましいのではないかという意見で一致いたしました。

しかし、選択方式といっても、手法は様々であり、その手法については、生徒の栄養面、女性の社会進出の増加、学校での指導時間の確保などを考慮した上で、太宰府市にとって一番適

当である手法を今後検討していく必要があると思われま

す。  
市執行部におかれましては、市民アンケート調査の結果や当委員会の判断を十分に考慮され、中学校給食導入を本市の最重要課題と位置づけていただき、食育という考えを重点に置いた上で、まずは生徒たちが健康で充実した中学校生活を送れることを第一条件に、平成18年度をめどに早期実施へ向けて取り組んでいただきますことを強く要望いたしまして、簡単ではございますが、中間報告とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

両特別委員会の中間報告は終わりました。

~~~~~

日程第32 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第32、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

### 日程第33 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第33、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午前11時56分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年5月24日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 不老光幸

会議録署名議員 渡邊美穂